

十三圓ト云フ値段テ作ツタ際ニ使ツタ豆粕ノ値段ト、今日昭和十五年産ノ米ヲ作りマ...

ラ農林當局ガ此ノ政策ニ對シテ贊成ヲセラレマス...

云フコトニ付テ、農林、大藏兩大臣ノ所見ヲ質シ...

サセルトスレバ、此ノ「ストップ」令ト低物價政策ト...

ニ遺憾ナ實情ガ出テ來ルト思フ、是等ニ對シテ...

ニ付キマシテハ、從來トモ隨意契約ヲ以テ...

指導致シタイト考ヘテ居リマス。○河野委員...

ニ副ハヌヤウナコトガアリマシタナラバ、ソレ...

デアリマスカラ先般申上ゲマシタヤウニ、此ノ現在ノ蠶絲試驗場ヲ擴張シテ、サウシテ相繼物ノ研究所トシ、之ヲ綜合致シマシタ...

○島田國務大臣 只今加藤君ノ御話ノヤウナ點ニ付テ考ヘテ、是方實施ニ至ルヤウニ...

○加藤委員 サウ致シマスト詰リ蠶絲試驗場ヲ擴張シテ、サウシテ今ノ高級蠶維ノ研究機關ヲ完備スルヤウニ御心配ニナツテ居...

○島田國務大臣 其ノ點ニ付テハマダ具體的ニ申上ゲ兼ネマサガ、蠶糸試驗場ヲ擴張...

○加藤委員 只今農林大臣ノ仰シヤツタコト思フノデアリマス、此ノ點ニ付テ私色々ト考ヘテ見マシタガ、詰リ日本ノ蠶價ノ暴騰...

トニ付テハ他日ノ機會ニ私共ノ意見ノアル所ヲ申上ゲマシテ、シツカリト致シタ各...

ト考ヘテ見マシタガ、詰リ日本ノ蠶價ノ暴騰暴落、是方一番イケナイコトデアルト思...

九年ノ春ニハ蠶價シテ指數ガ百五十ナリ、更ニ歐洲ニ戰爭ガ勃發致シマスルト、一段...

絲ハ半分デ済ムコトニナルデアリマス、是方中々大變ナコトデス、現在ニ於テ此ノ...

スカラ、本當ニ「ナイロン」ニ對スル對策ヲ立テヨウ、人絹ニ對スル對策ヲ立テヨウト云...

之ニ付テ關係アル人々何レモ心配シテ、安定ノ方向ニ導クコトニ付テ、或ハ協定ヲス...

買進退ノ時機ヲ誤ルコト、進退取引ノ緩慢ナルコト、賣力以上ノ賣買ヲ爲スコト、注...

○島田國務大臣 生絲ノ蠶騰暴落ノ宜シクナイト云フコトハ、是ハ御話マデモナイ、何人モ認メ所デアリマス、高クテ多...

○加藤委員 只今大臣ノ仰シヤツタヤウニ現在ハナウテ居リマス、又寄ルト觸ルト皆...

○島田國務大臣 生絲ノ蠶騰暴落ノ宜シクナイト云フコトハ、是ハ御話マデモナイ、何人モ認メ所デアリマス、高クテ多...

買進退ノ時機ヲ誤ルコト、進退取引ノ緩慢ナルコト、賣力以上ノ賣買ヲ爲スコト、注...

云フ考ヲ持ツテ居ルカ、此ノ一點ガケ國民ニ詳シク其ノ所信ヲ披瀝サレンコトヲ私ハ希望シマス

等付テ電報ヲ寄コトハ如何カト考ヘマ

○島田國務大臣 産業組合ト商業組合トノ關係、此ノ間ニ於テ相剋摩擦ノ傾向ガアルト云フコトニ付キマシテ、段々憂慮ヲシテ居ラレハ向方アルト云フコトニ付キマシテハ、是ハ政府モ其ノ憂ヲ共ニシテ居ルガ次第アリマシテ、此ノ相剋摩擦ヲ出来ルガ程度ニシテ、此ノ非常時局ニ與テ協力奉公スルヤウニ致シタイ、斯様ニ考ヘテ居

例ヘテ申シマスレバ米デアルトカ、肥料デアルトカ、或ハ木炭マデモ農會ニ於テ多少是方集荷配給ヲシテ、兩者ノ圓滿ヲ圖ラン

○最上委員 只今ノ御答ニ依ツテ私ハ満足致シマシタガ、此ノ際或ハ産業組合ナリ、商業組合ナリヲ色々監督官廳トシテ指導スル

組ノ相剋摩擦ガアル爲ニ、其ノ地方ニ於テハ農會ガ其ノ間ニ入ツテ集荷配給ヲスル、努力ヲ盡サレンコトヲ私ハ希望シテ、兩者ノ問題ハ是方打切りマス

○島田國務大臣 御承知ノ如ク農會ハ農會トシテ、其ノ重要肥料供給確保ノ爲

灰窒素ト過磷酸石灰ニ付キマシテハ、生産費ノ中心ト致シマシタ適正價格ト公定價格トノ差ヲ補償スル、硝石ニ付キマシテハ、硝石ノ輸入價格ト公定價格トノ開キヲ補償スルノデアリマス

○岡本政府委員 一月カ三月末マデデア

○岡本政府委員 一月カ三月末マデデア

○最上委員 是ハ何月ヨリ三月マデノ合計

○最上委員 是ハ何月ヨリ三月マデノ合計

○岡本政府委員 御答致シマス、十五年度

○岡本政府委員 御答致シマス、十五年度

○最上委員 更ニ十五年度ニモ相當此ノ助

○最上委員 更ニ十五年度ニモ相當此ノ助

○島田國務大臣 政府委員カラ申上ゲマス

○島田國務大臣 政府委員カラ申上ゲマス

○中村委員長代理 最上君、農林大臣ハ貴

○中村委員長代理 最上君、農林大臣ハ貴

○島田國務大臣 木炭増産ニ關スル獎勵金

○島田國務大臣 木炭増産ニ關スル獎勵金

○中政府委員 木炭増産ニ關スル獎勵金

○中政府委員 木炭増産ニ關スル獎勵金

○中村委員長代理 最上君、農林大臣ハ貴

○中村委員長代理 最上君、農林大臣ハ貴

○島田國務大臣 政府委員カラ申上ゲマス

○島田國務大臣 政府委員カラ申上ゲマス

○中政府委員 木炭増産ニ關スル獎勵金

○中政府委員 木炭増産ニ關スル獎勵金

○最上委員 更ニ十五年度ニモ相當此ノ助

○最上委員 更ニ十五年度ニモ相當此ノ助

知致シマセヌガ、スルコトヲ得ト云フノデ、シテモシナクテモ宜イト云フヤウニ解釋サレルヤウナ生置イコトデハナイノデアリマセウカ、必ズ所謂一般ノ國費支辨ノ官吏ト同ジヤウナ共濟制度ヲ設ケヨウト云フ御考デアリマセウカ、又閣議ニ於テドウ云フヤウナ御決定ニナツタカ、其ノ點伺ヒタイノデアリマス

○前田政府委員 閣議ニ於キマシテハ政府職員共濟組合制度ト云フモノヲ主トシテ決メテ戴キマシタノデアリマシテ、地方費關係ノ職員ニ付キマシテハ、之ニ準ジテ相當ノ處置ヲ講ズルト云フコトニ依ツテ、別個ニ考ヘルト云フヤウナコトニナツテ居ルノデアリマス、國ノ直接ノ使用人デゴザイマセヌカラ、左様ナ形ヲ取リマシタノデゴザイマス、併シナガラ近ク御協賛ヲ仰グ豫算ニ於キマシテハ、府縣市町村ノ全職員ニ付テ、此ノ制度ヲ實施シ得ルダケノ金額ヲ計上シテ、御協賛ヲ仰グコトニ相成ツテ居リマス

○最上委員 其ノ豫算等ニ付テハマダ上程サレマセヌガ、唯一般官吏ノ國費支辨ノ分ニ對スル政府ノ補助、又地方ノ或ハ公吏ニ對スル、或ハ小學教員ニ對スル政府補助金ノ率其ノ他ニ付テ、詳シク御答ヲ願ヒタイノデアリマス

○櫻内國務大臣 只今最上君ノ御話ノ豫算デアリマスガ、今折角手續中デアリマシテ、凡ソ今明日中ニ於テハ決定スルト思ヒマスガ、マダ決定致シテ居リマセヌノデ、今日申上ゲルコトダケハ御猶豫願ヒタイト思ヒマス

○最上委員 私ハ大臣ニ對スル質問ハ是デ打切リマス、他ニマダ色々アリマスガ、之

ヲ他日ニ保留シテ、私ノ大藏大臣ニ對スル質問ハ打切リマス

○三土委員 今日中ニ私ドウシテモ質問ヲ終ル豫定デ、殊ニ小會派ノ人ノ塚本君ニシテモ三木君ニシテモ、マダ一遍モ質問シテ居ラスノデスカラ、相當時間ヲ上ゲテヤリタイト思ツタノデスカ、大藏大臣ハ今樞密院ノ關係デ行カナケレバナラスシ、農林大臣ハ貴族院ニ行ツテ居リマスシ、明日ノ午前ハ貴族院ニ昭和十五年度ノ總豫算方上程サレル日ダカラ、各大臣ハ皆行カナケレバナラスシ、明日ノ午後ニ之ヲ決メテ上程スルコトガ出來レバ宜イガ、行カナカウタラ其ノ次ニスルヨリ仕方アリマセヌ、今日ハ出席者モ非常ニ少イカラ是デ散會シテ、明日午後一時カラ開會シマス
午後三時三十五分散會

昭和十五年三月十三日印刷

昭和十五年三月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局

○三十一日 議決 豫算委員會 豫算委員會 豫算委員會

○三十二日 議決 豫算委員會 豫算委員會 豫算委員會

○三十三日 議決 豫算委員會 豫算委員會 豫算委員會

○三十四日 議決 豫算委員會 豫算委員會 豫算委員會

○三十五日 議決 豫算委員會 豫算委員會 豫算委員會

○三十六日 議決 豫算委員會 豫算委員會 豫算委員會

○三十七日 議決 豫算委員會 豫算委員會 豫算委員會

○三十八日 議決 豫算委員會 豫算委員會 豫算委員會

○三十九日 議決 豫算委員會 豫算委員會 豫算委員會

○四十日 議決 豫算委員會 豫算委員會 豫算委員會

○四十一日 議決 豫算委員會 豫算委員會 豫算委員會

○四十二日 議決 豫算委員會 豫算委員會 豫算委員會

○四十三日 議決 豫算委員會 豫算委員會 豫算委員會

○四十四日 議決 豫算委員會 豫算委員會 豫算委員會

○四十五日 議決 豫算委員會 豫算委員會 豫算委員會

○四十六日 議決 豫算委員會 豫算委員會 豫算委員會

○四十七日 議決 豫算委員會 豫算委員會 豫算委員會

○四十八日 議決 豫算委員會 豫算委員會 豫算委員會

○四十九日 議決 豫算委員會 豫算委員會 豫算委員會

○五十日 議決 豫算委員會 豫算委員會 豫算委員會

昭和十五年三月十五日印刷

昭和十五年三月十六日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局

人頭式ヲ定額式ニ改メルト云フノデアリマスガ、是ハ果シテ適當ナルカドウカ、是等ハ研究ノ結果ニ依テ決メナケレバ...

○三土委員 堀本君 府縣ニ新棟ナ不急ノ施設ヲ要スルト云フコトニ相成ツテ居ルノデアリマス、故ニ私ハ...

シテハ相濟マスノデアリマスガ、事情ノ許ス限りノ出廻リヲ期待シ得ル運ビニナツテ...

レナケレバナラヌコトデアリマスガ、官廳ノ支拂フ俸給ニ付テハ、私共ノ所管デア...

○山本委員 只今議題トナリマシタ追加豫算ニ賛成ノ意ヲ表シマス、各自ノ明細書...

○三土委員 堀本君 府縣ニ新棟ナ不急ノ施設ヲ要スルト云フコトニ相成ツテ居ルノデアリマス、故ニ私ハ...

費ハ、是ハ構守ノ生産獎勵費デアリマスガ、私共ハ今日構守ト云フモノガ國民生活ノ必需品デアリ...

○三土委員 堀本君 府縣ニ新棟ナ不急ノ施設ヲ要スルト云フコトニ相成ツテ居ルノデアリマス、故ニ私ハ...

○三土委員 堀本君 府縣ニ新棟ナ不急ノ施設ヲ要スルト云フコトニ相成ツテ居ルノデアリマス、故ニ私ハ...

増収目的に置イテ致スコトモ亦已ムヲ得ナイデアラウ、斯様ニ考ヘテ次第アリマ

○豫本委員 今ノ御答辯ノ中ニアリマシタ

○櫻内閣務大臣 是ハ一般増税ト混同シテ、其ノ

○櫻内閣務大臣 値上ノ時期ノ適否ニ付キ

○櫻内閣務大臣 値上ノ時期ノ適否ニ付キ

方モアルト考ヘルノデアリマス、併シナガ

○櫻内閣務大臣 是ハ取扱トシテハ極メテ簡單

○櫻内閣務大臣 是ハ取扱トシテハ極メテ簡單

○櫻内閣務大臣 是ハ取扱トシテハ極メテ簡單

此ノ點ニ付テ御所見ヲ伺ヒタイノデアリマ

○櫻内閣務大臣 此ノ點ニ付テ御所見ヲ伺ヒタイノデアリマ

○櫻内閣務大臣 此ノ點ニ付テ御所見ヲ伺ヒタイノデアリマ

○櫻内閣務大臣 此ノ點ニ付テ御所見ヲ伺ヒタイノデアリマ

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

○櫻内閣務大臣 公債消化ニ付キマシテ、

第七十五回帝國議會 豫算委員會會議錄(速記)第二十一回

會 議
昭和十五年三月十四日(木曜日)午後一時三十分開議

- 出席委員左ノ如シ
- 委員長 三土 忠造君
 - 理事中村三之丞君
 - 理事山本 芳治君
 - 理事石坂 豐一君
 - 理事塚本 重藏君
 - 三宅 正一君
 - 石坂 養平君
 - 松浦 伊平君
 - 森下 國雄君
 - 河野 一郎君
 - 窪井 義道君
 - 矢野庄太郎君
 - 助川啓四郎君
 - 村松 久義君
 - 三木 武夫君
 - 最上 政三君
 - 名川 侃市君
 - 末松借一郎君
 - 小笠原三九郎君
 - 松尾 孝之君
 - 三月十三日委員板野友造君辭任ニ付其ノ補闕トシテ同月十四日小谷節夫君當選セリ
 - 同月十四日委員水谷長三郎君理事辭任ニ付其ノ補闕トシテ塚本重藏君理事ニ當選セリ
 - 出席國務大臣左ノ如シ
 - 大藏大臣 櫻内 幸雄君
 - 內務大臣 伯爵兒玉 秀雄君

出席政府委員左ノ如シ

- 厚生大臣 吉田 茂君
- 農工大臣 藤原銀次郎君
- 內務省警保局長 山崎 巖君
- 內務省計畫局長 松村 光磨君
- 內務書記官 瀨尾 弘吉君
- 內務省記官 古井 喜實君
- 大藏省主計局長 谷口 恒二君
- 大藏省理財局長 相田 岩夫君
- 大藏省銀行局長 入間野武雄君
- 大藏書記官 永井 旬君
- 大藏書記官 植木庚子郎君
- 大藏書記官 氏家 武君
- 大藏書記官 松隈 秀雄君
- 大藏書記官 花田 政春君
- 營繕管理局長 松隈 秀雄君
- 專賣局長 花田 政春君
- 海軍政務次官 松山常次郎君
- 文部省社會教育局長 田中 重之君
- 文部書記官 永井 浩君
- 農林省山林局長 田中 長茂君
- 農林省水産局長 栗屋 仙吉君
- 農林書記官 岡本 直人君
- 農工政務次官 加藤鏞五郎君
- 商工省監理局長 牧 檜雄君
- 商工省振興部長 妹川 武人君
- 商工書記官 山本 茂君
- 物價局長 新倉 利廣君
- 選信政務次官 武知 勇記君
- 選信參事官 藤生安太郎君
- 拓務書記官 森重 千夫君
- 厚生省衛生局長 林 信夫君

厚生省社會局長 新居善太郎君

厚生書記官 川村 秀文君

保險院社會保險局長 清水 玄君

委員長ノ許可ヲ得テ發言シタル者左ノ如シ

商工書記官 久保 喜六君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

(第三號)昭和十四年度歳入歳出總豫算追加案

(特第二號)昭和十四年度各特別會計歳入歳出豫算追加案

製約ヲ爲スル要スル件

○三土委員長 是ヨリ會議ヲ開キマス、此ノ際御諮リ致スコトガアリマス、理事水谷長三郎君ヨリ理事辭任ノ申出ガアリマス、之ヲ許可スルニ御異議アリマセヌカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○三土委員長 御異議ナシト認メマス、仍テ其ノ通り決シマス、就キマシテハ直チニ補闕選舉ヲ行ヒマスガ、是ハ先例ニ依リマシテ、委員長ニ於テ指名スルニ御異議アリマセヌカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○三土委員長 御異議ガナイヤウデアリマスカラ、塚本重藏君ヲ理事ニ指名致シマス是ヨリ質疑ヲ繼續致シマス、塚本重藏君

○塚本委員 此ノ機會ニ私大藏大臣ニ二三御伺シタイノデアリマスガ、第一ハ此豫算ノ歳入ノ中ニ、專賣局益金千五百八十五万

七千餘圓ガ計上セラレテアリマスガ、是ハ煙草專賣益金ノ追加デアリマス、是ハ言フマデモナク十四年十一月十六日ニ煙草ノ値

上方行ハレタ、ソレガ爲ノ益金ノ増收デア

ルト思フノデアリマス、之ニ關シテ御伺シ

タイコトハ、御承知ノ通りニ九月十八日ニ

一般物價ノコストアップ令ガ出テ居リマス、

其ノ後ニ於テ政府ガ米ノ値上ト煙草ノ値上

ヲヤリマシタ、此ノ事ハ國民全體ノ心理ノ

上ニ非常ナ惡イ大キナ影響ヲ與ヘタコトハ、

多ク論ズルマデモナイ所デアリマス、當時

野ニ居ラレマシタ櫻内藏相トシマシテハ、當時此ノ問題デドウ云フ御考ヲ持タレタノデアリマセウカト云フコトヲ御伺シタイノデアリマス

○櫻内國務大臣 煙草値上ニ付キマシテ、値上當時ニ對スル私ノ感想ト云フコトデア

リマシタガ、御承知ノ通り物價停止令ノ際

ニ、政府ノ直營ヲ致シマス事業ニ對シテ値

上ヲスルト云フコトニ付キマシテハ、是ハ

相當研究ヲシナケレバナラス、斯様ニ考ヘ

マシテ、之ニ付テハ考慮ヲ拂ツタノデアリ

マスガ、當時ノ政府ノ方針ハ、今回ノ増稅

ヲ見込ミマシテ、即チ増稅ニ均衡ヲシテ値

上ヲスル、詰リ歳入増加ノ爲ニ値上ヲ致ス、

斯様ナル建前デヤツタヤウデアリマス、其

ノ事柄ガ低物價政策ニドウ云フ影響ヲ及ボ

第七十五回帝國議會 豫算委員會會議錄 (筆記) 第二十二回

會 議
昭和十五年三月十八日(月曜日)午前十一時
二十七分開議
出席委員左ノ如シ

委員長 三土 忠造君
理事中村三之丞君 理事田村 秀吉君
理事山本 芳治君 理事岸田 正記君
理事石坂 豐一君 理事板谷 順助君
理事西尾 末廣君 理事由谷 義治君
小川郷太郎君 川島正次郎君
中島彌次郎君 眞鍋 儀十君
前田房之助君 山道 襄一君
吉植 庄亮君 松浦 伊平君
山元龜次郎君 原 夫次郎君
森下 國雄君 小畑虎之助君
稻田 直道君 河野 一郎君
田原 春次君 笠井 重治君
松本 忠雄君 窪井 義道君
大本貞太郎君 牧野 良三君
矢野庄太郎君 山本 厚三君
加藤 知正君 助川啓四郎君
小谷 節夫君 長井 源君
村松 久義君 安藤 正純君
三木 武夫君 小泉 純也君
最上 政三君 木暮武太夫君
名川 侃市君 清瀨 一郎君
太田 正孝君 末松借一郎君
松尾 四郎君 小笠原三九郎君
金井 正夫君 増永 元也君
吉田 賢一君 松村 光三君

任ニ付其ノ補闕トシテ同月十六日吉田賢一君及板谷順助君當選セリ
三月十七日委員松尾孝之君及小田榮君辭任ニ付其ノ補闕トシテ同月十八日安藤正純君及山元龜次郎君當選セリ
三月十八日理事増永元也君及塚本重藏君ノ補闕トシテ板谷順助君及西尾末廣君理事ニ當選セリ
出席國務大臣左ノ如シ

內閣總理大臣 米内 光政君
外務大臣 有田 八郎君
大藏大臣 櫻内 幸雄君
農林大臣 島田 俊雄君
文部大臣 松浦鎮次郎君
拓務大臣 小磯 國昭君
司法大臣 木村 尚達君
厚生大臣 吉田 茂君
逓信大臣 藤 正憲君
商工大臣 藤原銀次郎君
出席政府委員左ノ如シ

法制局參事官 森山 銳一君
企畫院總裁 竹内 可吉君
興亞院總務長官 柳川 平助君
興亞院部長 日高信六郎君
外務政務次官 小山 谷藏君
外務參事官 小高長三郎君
外務省東亞局長 堀内 干城君
外務省歐亞局長 西 春彦君
外務省通商局長 山本 熊一君
外務省條約局長 三谷 隆信君
外務書記官 石井 康君

內務政務次官 鶴見 祐輔君
內務參事官 青山 憲三君
內務省神社局長 中野與吉郎君
內務省警保局長 山崎 巖君
內務省土木局長 成田 一郎君
內務省計畫局長 松村 光磨君
內務書記官 藤尾 弘吉君
內務事務官 山内 逸造君
大藏政務次官 木村 正義君
大藏參事官 松田 正一君
大藏省主計局長 谷口 恒二君
大藏省理財局長 相田 岩夫君
大藏省銀行局長 入間野武雄君
大藏省爲替局長 中村孝次郎君
預金部資金局長 廣瀬 豐作君
專賣局長官 花田 政春君
陸軍政務次官 三好 英之君
陸軍參事官 宮崎 一君
陸軍主計中將 石川半三郎君
陸軍主計大佐 森田 親三君
海軍政務次官 松山常次郎君
海軍主計中將 武井 大助君
海軍主計大佐 爲本 博篤君
海軍大佐 千田 金二君
司法省刑務局長 黒川 涉君
司法書記官 石田 壽君
文部政務次官 子爵舟橋 清賢君
文部省實業學務局長 岩松 五良君
文部省圖書局長 近藤 壽治君
文部書記官 永井 浩君
農林參事官 松本 弘君

農林省農務局長 土屋 正三君
農林省山林局長 田中 長茂君
農林省水産局長 栗屋 仙吉君
農林省畜産局長 岸 良一君
農林省蠶絲局長 吉田 清二君
農林省米穀局長 横山 敬教君
農林省經濟更生部長 周東 英雄君
農林省臨時農村對策部長 重政 誠之君
農林事務官 石井英之助君
農林書記官 岡本 直人君
馬政局長官 村上富士太郎君
馬政局次長 石本 寅三君
商工政務次官 加藤鐵五郎君
商工參事官 喜多壯一郎君
商工省鐵鋼局長 塩谷野吉君
商工省化學局長 永田彦太郎君
商工省纖維局長 辻 謙吾君
商工省監理局長 牧 樽雄君
商工書記官 山本 茂君
燃料局長官 東 榮一君
燃料局事務官 柳原 博光君
燃料局事務官 酒井 喜四君
物價局長長 新倉 利廣君
逓信政務次官 武知 勇記君
逓信參事官 藤生安太郎君
逓信省郵務局長 森島美之助君
逓信省管理局長 山田 良秀君
逓信省管轄局長 伊勢谷次郎君
逓信省經理局長 手島 榮君
貯金局長 萩原 丈夫君
電氣局長官 平井出貞三君

三月十五日委員小池四郎君及三善信房君辭
第一類第一號 豫算委員會會議錄 第二十二回 昭和十五年三月十八日

事務費が二十三万一千五百八十一圓、合計四百四十七万四千五百八十一圓、是ダケガ今度運ラレマシタ、仕事ノ上カラ申シマ...

○島田國務大臣 只今ノ山道若ノ御質問ノ本年此ノ豫算ニ於テ要求致シテ居リマス...

ケ御組ミ下サツテ、非常ニ御努力ニナツタコトニハ感謝致シマスケレドモ、唯感謝ス...

ケヤウナ計畫ヲ以テ、此ノ恒久對策ヲ完了シタイト云フ考デゴザイマス...

○山道委員 農林大臣ノ御答ヲ拜聴致シマシテ私満足致シマスガ、是非其ノ御答...

○山道委員 尚ホ其ノ點ニ付テハ大藏大臣ニ改メテ御伺スル積リデゴザイマスガ、此ノ件ハソレレド切リマシテ、モウ一懸御伺シ...

ヲ惹起サレト思ヒマスガ、殆ド豫算ニ組マレテアリマス金額ノ九七%ニ近イヤウナ...

算ヲ見マスト非常ニ偏頗ナ豫算ト見ラレルノデアリマス、今申サレマシタヤウニ私共...

計は彼ネマスシ、御設ノ通り私共ハ全ク素
人デアリマスカラ、ソコ燃料局ノ技師ノ
御方ヲ、電氣廳ノ囑託ニ御願致シマシテ、
是ハ調査書ノ本文ダケデアリマスカ、相当
大ナル地質調査書、圖面等ガアリマスカ、
ソレヲ豫メ會社カラ取寄セマシテ、之ニ付
キマシテ専門ノ技師ニ能ク調べテ貰ヒ、尙
ホ現地ニモ出張シテ觀キマシテ、具サニ山
ノ見テ貰フ、サウシテ此ノ報告書ガ間違
ハナイト云フコトヲ確メマシテ、認可スル
ヤウニ取計ツタノデアリマスカ、其ノ點左様
御承知願ヒタイト思ヒマスカ、又今ノ御承
北海通ノ山ノ買ヒ方デアリマスカ、此ノ山
ノ買ヒ方モ「ホスコルト」式デノミ私共ハ見
當ヲ付ケタノデハナク、色々ノ角度カラ見
ノデアリマシテ、北海道ノ方ノ山ハ現在企
業目録見書、是ハ既ニ先般認可ニ相成リマ
シテ、又資金調査法ノ認可モアリマシタガ、
之ニ依リマスト鐵道ノ事業費モ加ヘマシテ、
大體四八百八十萬圓ト云フ風ニ相成ルノ
デアリマスカ、之ヲ先程ノ計算ノヤウニ、假
リニ長イ短イハ別ト致シマシテ、百年トシ
テ計算致シマシタ結果ハ、二千八百七十萬
圓ノ計算ニ相成ルノデアリマスカ、又見方ヲ
變ヘマシテ一應當リ五錢ト致シマスカレバ、
是ハ一千二百五十萬圓、斯様ニ相成リマシ
テ、兩方ノ見方カラ致シマシテモ、相當内
輪ニナツテ居ルカラ、妥當デハナイカト考
ヘタ次第デアリマスカ

○増永委員 今ノ調査ガサウ云フ商工省ノ
燃料局ノ元ノ技師ヲ派遣シマシテ、サウシテ
立派ナ調査ガアルカラ間違ヒガナク、サウシテ
是ハモウDNAガ御聽ニナツテモ分リマスカ
通リ、商工省ノ燃料局ノ技師ハ此ノ石炭ヲ
掘ツテドウスルカト云フ問題ニ對シテハ何
等ノ經驗ガナイ、燃料ノ色々ノ分析ナリ、或
ハ今度ノ石炭増産ニ對シマシテ、日本全體
ノ鐵道ノ石炭ガドウナルカト云フコトニ付
テハ「ベール」ト「プラン」ノ「エキスパート」
デアリカモ知レルカ、サウ云フ經驗ノナイ
人ヲヤツテアノ北陽炭田ノ四億五千萬圓ノ
アノ廣イ地域ニ互リマシテ、是ハ何時頃ヤ
ラレタカ分リマスカ、是ハ二三回ノ調査
デハドウモモナラヌ、相當ノ露頭ヲ見テ
「ボーリンダ」シマシテ礦量ヲ確メナケレバ
ナラヌ、ソレヲヤツテ調べタト云フコトハ
洵ニ驚キ入ツタ御答辯デアルト思フ、而モ
裁定ノ價格ニ對シテ「ホスコルト」ノ公式ヲ
使ツテ算リマスト年二百萬圓、應三圓ト致
シマシテ六百萬圓、ソレガ今二百万圓ト應
當二十五圓掛ルトスレバ五千萬圓、是ハ六
萬圓ニハ、三三掛ケタ約五千万圓カラハ
引ケマセヌ、即チ是ハ明ニソレダケノ價値
ノナイモノデアルト云フコトガ直グ分ル、
埋藏量ガ二億五千萬圓デアルカラ、應當之
五錢ニシタト言ハレバ、普通ノ場合ニ於
キマシテ上等ノ炭礦デモ「チエツタ」スル爲
ニ、先ヅ「コロリー」ガ良クテ間違ヒガナ
レバ一錢掛ケルノモアレバ、二錢掛ケルノ
モアル、ソレヲ五錢掛ケタト言ハレバ、ア
ナル方ガ如何ニ選信行政ニ堪能デアラレ
モ、斯ウ云フ山ノ裁定ニ現場ノ人ノ意見ヲ
聽カナイト云フコトハ不都合デアルト思
フ、私ハ北海道ノ此ノ北陽炭田、樺太ノ炭田
ニ對シテハ、今度日發ト云フモノガ是ダケ
國民ニ迷惑ヲ掛ケテ居リマシテ、選信當局
ハ謹慎シタレバナラヌ、然ルニソレニ對
シテ色々ト御答辯ヲシテ居ラマスカ、日
本發送電ノ缺損ヲ吾々ガ今度ノ血ノ出ルヤ
ウナ増稅デ之ヲ補給スル、其ノ情勢ニ立至
ルト云フコトハ昨年カラ分ツテ居ル、其ノ
時ニ如何ニ石炭獲得ニ血迷ツテ居ル申シ
マシテモ、何ヲ苦シンデ二三箇月ノ間ニ決
メナケレバナラヌカ、而モ北陽炭田ノ買
收ニ對シテハ、先達ト御說明ニ依リマスカ
、昨年十二月十九日ニ願書ヲ出シ、
暮ノ十二月二十七日ニ認可サレタ、何ノ必
要ガアツテ是ダケノコトヲ急ガレタノデア
ル、此ノ炭田ガ先程申シマシタヤウニ五年ヤ
六年デハ到底石炭ノ採掘ハ出来ナイコトハ分
リ切ツテ居ル、ソレデアルトハ急イデ此ノ炭
田ヲ買收ニナツタカ、而モ算出ノ基礎ト云フ
モノガ、向フ都合ノ好イモノヲ持ツテ來タノ
ヲ其ノ儘奪ネニスル、現場ニ人ヲヤツタ
ト云ツテ素人ガ行ツテヤツテ居ル、是デ
果シテ選信當局ノ責任ガ務マルカドウカ、
最新私ハ選信大臣ニ對シテ電力飢饉ニ對シ
テ國民ニ迷惑ヲ及ボシタ點ニ對シテ責任ヲ
問ヒマシタガ、是ハ私ハ保留シテ置キマシ
タガ、而モ此ノ日發ノ補給金ニ對シテハ是
ハ恐ラク其ノ當時ノ責任者ハ覺悟シテ居
ラレラウト思フガ、是ダケノ血ノ出ルヤ
ウナ増稅デ取ツタ金ヲ補給金トシテ、是ハ
法律ノ結果デスカ、已ムヲ得ヌ是ダケノ
モノハ政府ガ補給セシケレバナリマスカ、
ガ、併シナガラ之ヲ出サレル以上ハ、當局
ハソレダケノ覺悟ガアルベキダト思フ、最
後ニ選信大臣ガ斯ウ云フヤウニ急イデヤ
レテ、而モ採掘ガ何時ニナラカ分ラヌト云
フ、斯ウ云フ點ニ世間ハ非常ナ裏切リヲ持
テ居ル、國民ニ對シテ甚ダ相濟マヌト思
フ、既ニ樺太ノ方ハ石炭會社モ出來テ居ル
カラ仕方ガナイガ、北海道ノ北陽炭田ハマ
ダ會社ガ出來テ居リマセヌ、私ハ炭礦買收

石炭ガナケレバ先達トヤウナ日本全體ニ
非常ナ損害ヲ與ヘルカラ、已ムヲ得マセヌ
ガ、今カラ五年、六年經ツテ出ルカドウカ
分ラヌ山ヲ買ツテ來テ急イデオヤリナナル
必要ガ何處ニアリマスカ、是ハ選信大臣ハ
其ノ當時居ラナカツタト仰シヤルカモ知
ナイガ、國務大臣トシテソレニ對スル御
所見ヲ伺ツテ置キタイ

○勝國務大臣 其ノ山ガ善イカ惡イカト云
フコトハマダ調べ見ナケレバ分ラナイ
シ、今政府委員ニ一寸聽イテ見ルト、本年
度ノ計畫ガ六萬八千噸トカ出ルト云フコト
モアルシ、雲ヲ掴ムヤウナボロ礦區チヤナ
イノデス、唯一氣ニ其ノ契約ヲ解除シテ取
戻スト云フヤウナコトハ此ノ際ヤルベキモ
チヤナイト思ヒマスカ

○三土委員 増永君時間ガ大分經チマシ
タカラ、私ノ方トシテ苦シイノハ、自分
ノ方ノ黨派ノ人ガ時間ノ約束ヲ守ラヌト他
ヘ抑ヘガ効カヌカラ一寸一言ダケ附加ヘ
テ……

○増永委員 併シアノ山ノ中ニ「レール」モ
ナイ、輕便線モナイ、ソレダケ撮集メテ出ル
カモ知レマセヌガ、御調ニナツタナラバ分
ルト思フ、私ハ此ノ問題ニ對シテ日發選信
當局ノ責任ヲ問ヒタイ、今ノ電力飢饉其ノ
他ニ對シテハ別ニ突込シテハ申シマセヌガ、
日發ノ會社ニ對シテ九百四十萬圓ト云フモ
ノヲ例ルコトニ同意ガ出來ナイト仰シヤレ
バ、私ハ此ノ問題ニ對シテ日發選信當局ノ
責任ヲ問ヒ申シタイ

○勝國務大臣 先程來増永君ノ非常ニ御熱
心ナ御質問ノ點ニ付キマシテハ大イニ敬意
ヲ表スル次第デアリマスカ、此ノ礦區ノ買收
ノ經緯ニ付キマシテハ、尙ホ今後トモ能ク
コペナ現象ヲ來ス、サウスルト前内閣ノ豫
算ヲ御踏襲ニナリマシタ其ノ精神ハ甚ニ變
ツテ來タ譯デアリマスカ、其ノ事ハ別ノ問題
トシマシテ、ソレニ對スル政府ノ對策ト申
シマスカ、施設ト申シマスカ、甚ニ御要求
ニナツテ居リマスカ貯蓄獎勵ノ普及ニ關
シマスコト、或ハ此ノ頃御出シニナツタ
報國債券ノ發行、斯ウ云フモノガ一二見ラ
レルノデアリマスカ、其ノ他ニモ公債增加ニ
付キマシテノ對策施設ヲ何カ御考ニナツタ
コトガアリマスカ、例ヘバ大銀行ニモウ少
シ多クノ公債ヲ持タストカ云フヤウナコト
モ、一ツノ方法カト思ヒマスカレドモ、何
カサウ云フヤウナ御考ガアリマスカ、先ヅ
其ノ點ヲ御伺致シタイ

○櫻內國務大臣 前内閣ノ豫算ヲ踏襲致シ
マシタ時ニハ公債ノ發行額ハ今御話ノ通り、
前年度ヨリ減少致シテ居リマシタガ、此ノ
度ノ追加豫算ヲ提出致シマシタ結果ニ依リ
マシテ、ソレガ超過致シタコトハ事實デア
リマスカ、此ノ豫算總會デアリマシタカ、本
會議デアリマシタカ、最初ニ申上ゲマシタ
通り現内閣ニ於キマシテ爲サナケレバナラ
ヌ事柄ニ付キマシテハ、後日御協賛ヲ御願
スルコトガアルデアラウト云フコトヲ、豫
メ申上ゲテ置イタノデアリマスカ、今日ノ
事柄ノ上カラ見マシテ、又物價政策ノ見地
カラ考ヘマシテ、或ハ生産擴充ノ點カラ考
ヘ、或ハ其他ノ色々ナ方面ノ事柄ヲ考ヘマ
セマシテ、今回此ノ内閣トシテドウシテモ
此ノ際爲サナケレバナラヌ建前カラ、此ノ
度ノ豫算ヲ提案シテ居ルノデアリマスカ、隨
ヒマシテ公債ノ發行額ガ昨年度ヨリ多少増
加致スト云フコトニ相成リマシタコトハ、
洵ニ已ムヲ得ナイ次第デアリマシテ、之ニ
對シテドウ云フ對策ヲ持ツテ居ルカト云フ

臣等亦同様ヲ氣持テ誠意ヲ以テ、此ノ事業ヲ續ケテ仕途ナルノダト云フコトニ付テノ御決意ニ付テ、モウ時間ガアリマセヌカラ重ネテ御伺出來マセヌカラ、此ノ際ハツキリ此ノ際聽カセテ戴キタイト思ヒマス

○櫻内國務大臣 第一點ノ農民ノ方々ノ生活ガ非常ニ苦シイノニ、貯蓄ノ強制ヲ懲罰スルヤウナ風ガアルト云フコトデアリマスガ、貯蓄ノ強制ヲ懲罰シテ居ルト云フ事實ニ付キマシテハ、マダ私耳ニ致シテ居リマセヌノデ、只今何トモ申上ラレマセヌガ、唯農村デ金ノ落チテ居ル方面ニ付キマシテハ、出來ルダケ一ツ貯金ヲシテ戴キタイト云フコトデ、各方面ニ於テ貯金獎勵ノ運動ヲサレテ居ルノダラウト思ヒマス、併シナガラソレガ偶々以テ此ノ運動ニ熱心ノ餘リ、見境モナク勸誘シテ居ルト云フ方面ガアリト致シマシタナラバ、ソレハ行過ギデアリマスノデ、此ノ點ニ付テハ十分注意致シタイト考ヘテ居リマス

マシテ或ハ既ニ内務、農林兩當局カラ御話ガアツタカ知レマセヌガ、農林省ノ計畫ニ對シマシテモ能ク承知シテ居ルノデアリマス、大藏省ト致シマシテハ、其ノ點ニ付キマシテハ十分ニ實情ニ對シテ同情ヲ致スト共ニ、是等ノ施設ニ對シテハナサナケレバナラヌト信ジテ居リマス故ニ資材トカ勞力トカサウ云フコトヲ考ヘマスルト同時ニ、財政上許ス限リニ於テドウシテモナラナケレバナラヌ是等ノ事柄ニ對シテハ、出來得ルダケ最大ノ努力ヲ拂ハナケレバナラヌト云フヤウニ私ハ堅ク信ジテ居リマスカラ、何卒左様御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス

○山道委員 與ヘラレマシタ時間ガナイノデアリマスガ、私ハ農林省ニ總理大臣ノ御出席ガナイ爲ニ、御出席ノ農林、逓信、厚生三大臣ニ對シテ國務大臣トシテ御答辯ヲ御願シテノデアリマスガ、更ニ此ノ際總理大臣ニ一言ダケ御伺致シタイト思ヒマス、極々簡單デ宜シウゴザイマスカラ御答辯ヲ願ヒマス、ソレハ今回ノ早害豫算ノ實例ヲ以テ御諒申上ラゲテデアリマスガ、一例ヲ舉ゲマス、内務省カラ提案ニナツテ居リマシタ河川統制ニ付テノ貯水「ダム」ノ建設ニ關スル豫算ガ出マシタ、是ハ内務省トシテハ各府縣カラ申出デマシタ調査ノモノヲ取上ラゲテ、御編成ニナツタノデ、内務省トシテハ當然ノコトヲシテ居ラレル、内務省ノシタコトニ缺陷ガアル譯デハナイ、所ガ地方ノ縣廳ナド耕地課ノ調査致シマシタモノハ、農林省ニ報告致シマスガ、土木課デ調査シタモノハ内務省ニ出スト云フ形ニナツテ居リマス、今ノ耕地課ニ於テ「ダム」建設ニ要スル必要ナル調査ヲ遂ゲマシタモノハ、農林省ニ送ツテ居リマス

ノデ、内務省ノ豫算ノ中ニハソレガ入ツテ居ラス、デアリマスカラ、内務省デ作ラレマシタ案ハ一二縣ノミニ偏在シテ甚ダ不滿デアリ、此ノ點ニ付テハ私ハ阿部内閣ノ時ニ、總理大臣ニ會ツテ懇々ト御話ヲ申上ラゲテ、阿部總理大臣ハ必ず實現スルト明言セラレタ儘辭職セラレタデアリマス、早害豫算ガ統一サレタ機關ニ依ツテ計上サレタモノデアリマスカラバ、サウ云フ不統一ナコトハナカウデアリマセウガ、統一シタ機關ガナイ爲ニ内務省ハ内務省、農林省ハ農林省ノ案ガ出テ居ル、其ノ爲ニ同ジ「ダム」ニ付テハ調査ヲシテ居ル縣ガアツテモ、其ノ縣ハ今度ノ豫算ニハ漏レテシマツタ、斯ウ云フヤウナ實情ニナツテ居ルノデアリマス、是ノ上ニ於テ斯ウ云フコトガ多イノデアリマス、特殊ノ東北ノ冷害トカ、西日本ノ早害ト云フモノニ付テハ、新ナ機關ヲ作ツテ計畫ガ出來マセウガ、總テ一ツノ「ダム」ノ中ニ付テハ企業院ガアリマシテモソレハ中容易デナイト思ヒマス、是ハ政府ガ一體的ノ立場ニ於テ、各省分裂ノ建前デナク一體的ノ建前ニ於テ、將來ノ政治ヲ行ツテ戴キタイト云フノガ私ノ希望デアリマス、之ニ對シ總理大臣ヨリ簡單デ宜シウゴザイマスカラ、一應御答ヲ承ハレバ仕合ト思ヒマス

○米内國務大臣 只今ノ御話ハ主トシテ内務省ト農林省ノ間ノ連絡ガ能ク執レナカウタガ爲ニト、斯ウ云フ御質問ノヤウデアリマシタガ、全般ト致シマシテハ只今ノ早害ノ問題ノミナラズ、各省能ク連絡ヲ執リマシテ、其ノ間ニ不統一ノナイヤウニ十分ニ努メナケレバナラヌト云フコトハ、從來ノ

- 〔参照〕
- 由谷委員要求ノ參考資料
- 一、生産獎勵金及補助金交付ノ査定基準トナリシ各種産業獎勵金交付ノノ原價計算ニ關スル資料
 - 笠井委員要求ノ參考資料
 - 最近五ヶ年間
 - 一、バルブノ製産金額
 - 二、製紙ノ製産金額
 - 三、印刷紙ノ製産金額
 - 四、バルブ會社製産額
 - 五、製紙會社製産額
 - 六、三種其他和紙原料製産額
 - 七、和紙産額
 - 八、製紙ノ輸出
 - A プロックノ輸出
 - B 海外各國ノ輸出
 - C 民間印刷出版業者ノ印刷局及政府各省使用高
 - 九、製紙ノ國內使用量
 - A 新聞社
 - B 民間印刷出版業者
 - C 印刷局及政府各省使用高
- 松村委員要求ノ參考資料
- 一、政府職員共済組合制度ノ内容
 - 二、地方吏員共済組合制度ノ内容

昭和十五年三月二十二日印刷

昭和十五年三月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局

第七十五回帝國議會 豫算委員會會議錄(速記)第二十三回

會議

昭和十五年三月十九日(火曜日)午前十時二十分開議

出席委員左ノ如シ

- 委員長 三土 忠造君
- 理事工藤 鐵男君 理事中村三之丞君
- 理事田村 秀吉君 理事山本 芳治君
- 理事岸田 正記君 理事石坂 豐一君
- 理事板谷 順助君 理事西尾 末廣君
- 理事由谷 義治君

- 小川郷太郎君 川島正次郎君
- 三宅 正一君 中島彌園次君
- 眞鍋 儀十君 石坂 養平君
- 水谷長三郎君 前田房之助君
- 山道 襄一君 吉植 庄亮君
- 松浦 伊平君 山元龜次郎君
- 原 夫次郎君 森下 國雄君
- 小畑虎之助君 稻田 直道君
- 河野 一郎君 田原 春次君
- 笠井 重治君 松本 忠雄君
- 窪井 義道君 大本貞太郎君
- 牧野 良三君 矢野庄太郎君
- 加藤 知正君 助川啓四郎君
- 小谷 節夫君 長井 源君
- 村松 久義君 安藤 正純君
- 三木 武夫君 最上 政三君
- 木暮武太夫君 名川 侃市君
- 太田 正孝君 末松借一郎君
- 松尾 四郎君 小笠原三九郎君
- 金井 正夫君 増永 元也君
- 吉田 賢一君 松村 光三君

出席國務大臣左ノ如シ

內閣總理大臣

- 米内 光政君
- 大藏大臣 櫻内 幸雄君
- 陸軍大臣 畑 俊六君
- 海軍大臣 吉田 善吾君
- 農林大臣 島田 俊雄君
- 拓務大臣 小磯 國昭君
- 司法大臣 木村 尚達君
- 厚生大臣 吉田 茂君
- 逓信大臣 勝 正憲君
- 商工大臣 藤原銀次郎君

出席政府委員左ノ如シ

- 法制局長官 廣瀬 久忠君
- 企畫院總裁 竹内 可吉君
- 企畫院次長 植村甲午郎君
- 對滿事務局長次官 荒川 昌二君
- 對滿事務局長 竹内 徳治君
- 內務書記官 瀧尾 弘吉君
- 北海道廳長官 戸塚九一郎君
- 大藏參與官 松田 正一君
- 大藏省主計局長 谷口 恒二君
- 大藏省理財局長 相田 岩夫君
- 大藏省銀行局長 入間野武雄君
- 大藏省爲替局長 中村孝次郎君
- 大藏書記官 永井 勻君
- 營繕管財局理事 松隈 秀雄君
- 陸軍政務次官 三好 英之君
- 陸軍參與官 宮崎 一君
- 陸軍少將 武藤 章君
- 陸軍主計大佐 森田 親三君
- 陸軍歩兵大佐 河村 參郎君

海軍政務次官

- 松山常次郎君
- 海軍參與官 小山邦太郎君
- 海軍主計中將 武井 大助君
- 海軍主計大佐 爲本 博篤君
- 海軍大佐 矢野 英雄君
- 海軍大佐 千田 金二君
- 司法政務次官 星島 二郎君
- 司法參與官 子爵高木 正得君
- 司法省民事局長 坂野 千里君
- 司法省刑事局長 黒川 涉君
- 司法書記官 石田 壽君
- 文部政務次官 子爵舟橋 清賢君
- 文部參與官 仲井開宗一君
- 文部省專門學務局長 關口 鯉吉君
- 文部省普通學務局長 中野 善教君
- 農林省農務局長 永井 浩君
- 農林省臨時農 村對策部長 吉田 清二君
- 農林書記官 岡本 直人君
- 農林省農務局長 加藤謙五郎君
- 商工政務次官 喜多壯一郎君
- 商工參與官 喜多壯一郎君
- 商工省鑛産局長 小金 義照君
- 商工省鐵鋼局長 塩谷野野吉君
- 商工省監理局長 牧 楢雄君
- 商工省振興部長 妹川 武人君
- 商工書記官 山本 茂君
- 燃料局事務官 酒井 喜四君
- 選信政務次官 武知 勇記君
- 選信參與官 藤生安太郎君
- 選信省管船局長 伊勢谷次郎君
- 選信省經理局長 手島 榮君

電氣廳長官

- 平井出貞三君
- 拓務政務次官 松岡 俊三君
- 拓務參與官 男爵加藤 成之君
- 拓務省管理局長 副島 勝君
- 拓務省殖産局長 植場 鐵三君
- 拓務書記官 森重 千夫君
- 朝鮮總督府財務局長 水田 直昌君
- 臺灣總督府財務局長 中嶋 一郎君
- 樺太廳長官 棟居 俊一君
- 厚生政務次官 一松 定吉君
- 厚生參與官 飯村 五郎君
- 厚生省労働局長 藤原 孝夫君
- 厚生書記官 川村 秀文君
- 保險院社會保險局長 清水 玄君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
 (第一號) 昭和十五年度歳入歳出總豫算追加案
 (第二號) 昭和十五年度各特別會計歳入歳出豫算追加案
 (第三號) 豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件
 ○三土委員長 會議ヲ開キマス——村松久君

○村松委員 私ノ質疑ハ本追加豫算ノ實施上ニ必要ナル經濟統制機構ノ整備ニ關スル質疑デアリマスルノデ、主トシテ商工大臣ニ御尋ヲ致シタイト思ツタノデアリマスガ御出席ガアリマセヌノデ、總理大臣、企畫院總裁等カラ御答ヲ願ヒタイト存ジマス、今日マデ豫算委員會、本會議等ニ於テ私共ノ受ケタル印象ハ、物資及ビ物價ニ對スル

不安ノ氣持アリマス、之ニ對シテ政府ハ眞ニ國民ヲ安堵セシメ、希望ヲ與フルヤウナ積極的ノ政策ヲ示サナケレバナラナカク...

第一ノ點ハ昨年ノ場合ニ於テハ、インフレーションヲ抑制シテ來テ不安デアツタ、隨テ比較的少數ノ營業者ヲ中心トシテ居ツ...

制能力其ノモノニ對スル信頼ノ喪失カラ來テ居ルト思フデアツテ、阿部内閣以來今日ニ至リマシテモ、國民ノ不信用ノ狀態ハ何...

○米內閣大臣 經濟ノ各部門ハ是ハ有價的ニ結合サレテ居ルデアリマシテ、ソレガ...

○米內閣大臣 御答ヲ致シマス、只今ニ點ニ付テ御質問ガアツタヤウニ考ヘマス...

○村松委員 只今ノ總理大臣ノ御意見ヲ私流ニ綜合致シマス、要スルニ今後ノ對策...

ニナラナケレバナラヌデアリナイカト存ジマス、今日ノ物價物價ノ不安ノ根本原因ト...

第一ハ政府ノ内部ノ機構ニ、何等ノ綜合性モナケレバ、一貫性モ持ツテ居ラナカク...

トニナル、然ルニ商工省ニ於キマシテハ、其ノ物價物價ノ統制ノ爲ニハ公道價格ヲ採...

○米內閣大臣 經濟ノ各部門ハ是ハ有價的ニ結合サレテ居ルデアリマシテ、ソレガ...

全體ノ向フベキ所ニ向ツテ、國家全體ガ一貫性ヲ缺イテ居ルタガ爲デアル、斯ウ仰セラレ...

○米內閣大臣 只今主トシテ物價對策會議ヲ中心トシテノ御質問デアリマシタガ、此ノ物價對策會議ハ元々日滿支通ジテ...

現在其ノ機構ヲ如何ニスルカト云フコトモ研究中デアリマス、而シテ價格形成委員...

企畫院總裁ノ御答辯ヲ願ヒマス

○竹内(可)政府委員 物動計畫ノ根本ノ問題ニナルト思フデアリマスガ、十五年度ハ十四年度ノ実績ニ鑑ミマシテ相當考ヘテ行カナケレバナラス點ガアルト思ヒマス、唯併シナガラ御承知ノヤウニ今日ノ内外ノ情勢ヲ考ヘマス、緊急ナ方面ニ對シテ適當スベキ物資ト云フヤウナモノニ重點ヲ置クコトモ亦已ムヲ得ナイト思ヒマス、隨テ一般ノ民需方面ニ於キマシテ十分供給ガ出來ルカドウカト云フコトハ、是ハ目下立テテ居リマス物動計畫ノ根本ノ問題デゴザイマスケレドモ、御趣意ノ點ハ十四年度ノ実績ニ鑑ミマシテ、相當考慮ヲシテ行キタイト思フテ居リマス

○村松委員 時局下必要ナル方面ニ重點主義ヲ執ルコトハ當然ト思フデアリマス、唯重點主義ヲ執ルニシマシテ、一切ノ必要ダト云フ工業カラノ申請ガアレバ、新設デアラウガ、擴張デアラウガ、重點主義ヲ執ラレタルモノニ對シテハ、同時ニ無批判ニ物ヲ供給シテ居ルト云フ事實ヲ、今日ドウカト云フテ聽イタノデアリマス、是ハ色々ノ例ガ舉ゲラレハ非常ニ技術ガ難カシ、實際ニ百五十幾ノ位ノ特殊鋼ノ生産工場ガアルト思フデアス、一寸技術ノ失敗ヲスルト、折角與ヘテヤリマシタ鋼鐵ヲ鐵鐵ニ遣ツテシマフ、ソコデ本當ニ考ヘテ渡スナラバ、其處ノ生産ノ技術ナリ能率ナリト云フモノヲ、餘程貴重ニ考慮シテ渡サナケレバナラス、重點主義デアルト云ツテ、ソレヲ無批判ニ一切ニ渡シテシマフト云フコトニナルト、物資全體トシテハ非常ニ無駄ガ起ツテ來ル、是ハ生産擴充ニ於テノ根本問題デアルト思ヒ

マス、又今日重工業ノ發展ト申シマシテモ、實ハ重工業ガ大工業ニナツタノデハナイ、町工場ガ澤山アツテ、其ノ町工場ガ低劣ナ技術ヲ以テ努力ノ無駄ヲスル、物資ノ無駄ヲシナガラ、其ノ町工場ガ澤山ニ部分品ノ注文ヲ受取ツテヤツテ居ル、斯ウ云フ基礎ノ上ニ日本ノ重工業ガ出來テ居ルノデアリマス、左様ナ場合ニ技術ヲ考ヘズ、設備ノ優劣ヲ考ヘズ、單ニ必要ナ軍需產業ダト云フノデ、唯物資ヲ出シテヤルト云フコトニナルト、全體トシテ非常ニ無駄ガ起ツテ來レドモ、物資ノ不足ガ目立ツテ來マシタ際ニ於テハ、相當程度思ヒ切ツテ生産擴充計畫ニシテモ、物動計畫ニシテモ訂正ノ要ガアルト私ハ思フ、唯其ノ場合ニ於テ私共ガ特ニ心配ヲ致シマスノハ、サウナルコトニ依ツテ一般ノ既得權ヲ有スル方面ガドウナルデアラウカ、或ハ一般ノ物資ニ對スル不安ガ、更ニ激化スルノデハナイカト云フ其ノモノデアリマスガ、是ハ畢竟スルニ消費現正ノ機構ヲドウ云フ風ニスルカト云フ問題ヲ解決スルノデハナイカト思ヒマス、是ハ生産擴充ノ編成ヲ待ツマデモナク、今日ハ民需方面ニ於キマシテモ其ノ他ニ於テモ、現ニ物資ノ不足デアル、此ノ不足ナル物資、設備、努力、技術ノ範圍ニ於テ生産擴充ノ目的ヲ達セナケレバナラスノデアリマスガ、當然其處ニハ不足ナル物資ヲ、ドウ云フ風ニ國民ノ間ニ公平ニ分配スルカ、公平ト申シマシテモ、是ハ現下ノ事情カラ見テ戰時經濟遂行上下ウスレバ、最モ公平カト云フ意味デアツテ、單ニ既得權ヲ尊重シテ公平ニバラ撒ツト云フ意味デア

ハナイ、又サウアツテハナラスノデアリマス、隨テ公平ニ分配スル所ノ對策ヲ考ヘテ置カケレバ、生機或ハ物動計畫ヲ改訂スルニ付テモ、豫期セザル重大ナ結果ガ起ツテ來ルト思フ、然レニ今日マデ消費規正ト云フモノハ、平時デハ全然考ヘラレナカウコトデアリマス爲メデセウ、消費規正ヲ專門ニ管轄スル所ノ行政機構ハナイノデアリマス、其ノ行政機構ガナイト云フダケデハナシ、隨テ消費規正ガ非常ニ必要ダテ場合ニ於テモ、責任ヲ以テ之ヲ取上ゲテ計畫ヲ實行シテ行カウト云フ方面ガ對シテドウ云フ機構ヲ設ケルカ、機構ヲ設ケルト云フデモ直グ出來ナイカモ知レマセウガ、消費規正ガ少クとも全體ノ官廳ヲ通ジテ、横ノ方面ニ統制サレルヤウナ方法ヲ一ツ考ヘヨオヤリニナラナケレバナラナイト、私ハ思フデアリマス、此ノ點ニ關スル總理大臣ノ御考ヲ承ツテ置キタイ

○米内國務大臣 只今ノ御話ノ消費現正ノ專管機構ト云フコトニ付キマシテハ、私ノ記憶ニ依リマス、昨年六月頃ニ平沼内閣ガ研究ヲシタラドウカト云フ御話ガアリマシタ、ソレカラ今日マデ規正ガヨク出來テ居ラナカウツヤウナ次第デアリマスガ、全ク御説ノ通り此ノ消費現正ノ專管機構ト云フコトハ、十分ニ考究サナケレバナラスト思ヒマス、十分研究シテ見マス

○村松委員 今物動計畫ニ關聯シテ申シマシタガ、日常ノ生活ニ對シテモ是ハ現實ニ必要ガ起ツテ來テ居ル、米ノ消費減ノ爲ニ酒ノ造石ヲ減ラシタ、其ノ結果或所ニハ酒ハ

デスガ、優先ニ供給スルト云ツテモ、人間ヲ強制的ニ引張ツテ行クト云フ意味デハナイノデアリマス、結局有ル勸誘ノ方法ヲ講ジマセウ、勸誘ダケデハ是ハ效目ガナイカラ、結局高賃銀ヲ以テ誘引スル以外ニ途ガナイノデアリマス、高賃銀ヲ以テ誘引スル以外ニ途ガナイトスルナラバ、努力ノ不足ト云フコトカラ他ノ産業部門ニ於テ、努力爭奪ノ競争ガ激烈ニ起ツテ來ル、隨テ其ノ競争ノ起リマシタ部分ニ付テノ勞賃ガ騰貴スルコトハ當然デアリマス、サウナツテ參リマス、折角或ル部門ニ集中シテ努力ヲ供給シヨウトシマシテモ、供給シ得タ場合ニ於テハ、他ノ産業ニ於テ物價騰貴ノ原因ヲ作ルト云フコトニナツテ、一方ノ物價ヲ其ノ位ニシテ置イテ、他ノ生産ノ増大ヲ期スルト云フコトハ、私ハ容易デハナイト思フデアリマス、斯ウ云フ點ナドハ特ニ一ツ考ヘナケレバナラスノデアツテ、勞務ノ調整ト云フコトモ、最後ニハドノ産業カラ努力ヲ抜イテ、他ノ方面ニ持ツテ行クカト云フコトニナリ、其ノ他ノ方面ノ努力ヲ抜き去ルト云フコトハ、即チ競争トナルノデアリマスガ、物價騰貴ノ原因ヲ抑ヘル爲ニハ、他ノ産業ノ生産ヲ統制シテ行クト云フ機構ヲ考ヘナケレバ、勞務對策モ出來ナクテ、却テ逆效果ガ起ツテ來ル、斯ウ考ヘルンデアリマスガ、此ノ生産統制ノ機構ニ對シテハ、ドウ云フ御所見ヲ持ツテ居ラレマスカ、ドウ云フ御所見ヲ持ツテ居ラレマスカ、ドウ云フ御所見ヲ持ツテ居ラレマスカ、御答辯ヲ得タイト思ヒマス

○吉田(茂)國務大臣 洵ニ御指摘ニナリマシタヤウナ事情ニアリノデアリマス、只今例トシテ御舉ゲニナリマシタ石炭鑛夫ノ充實ニ付キマシテ、優先ノ立場ヲ認ムルト云フコトニ付キマシテハ、唯高賃銀ヲ以テ其ノ方面ニ無暗ニ引張ツテ來ルト云フコトニナリマス、御指摘ノヤウナ憂慮スベキ結果ニ陥ルノデアリマス、ソコデハ賃銀政策ノ上カラ申シマシテモ、其ノ他ノ全般ノ賃銀ト能ク均合ノ取レマシタ坑内勞働賃銀ヲ決メナケレバナラス、所謂適正賃銀ヲ決メルト云フコトハ、適正物價ヲ決メル基本トナルノデアリマシテ、其ノ事ガアツテ初メテ坑内ニ働カセテ、其ノ他ニアツテ働カセト、適當ニ均合ヲ取レルコトニナルノデアリマス、是ハ非常ニ難カシノデアリマスガ、其ノ點ニ力ヲ入レテヤルニアラザレバ、炭鑛夫ノ優先ノ供給モ確保シ得ナイト思ヒマス、是ハ優先的ニ取扱フコトヲ行フト同時ニ、賃銀問題ニ付テ今御心配ニナリマシタ點ニ付テハ、十分力ヲ盡シタイト思ヒマス

○村松委員 少シ尻切レ蜻蛉ニナリマシタガ、時間ガ參リマシタカラ是デ打切りマシマス

○三土委員 川島正次郎君

○川島委員 只今申シテ十五年度追加豫算ニ於ケル、最モ大キナ部分ヲ占メテ居リマス石炭増産計畫ニ付テ、商工大臣ニ御同致シタイノデアリマスガ、商工大臣ハ只今他ノ委員會ニ御出席デ、此處ニ才居デニナリマセウカラ、是ハ質問ト共ニ時間ヲ留保シテ戴キタイト思フデアリマス、此ノ場合總理大臣ハ一點御同致シテ置キタイノデアリマシマス、今御提出ノ追加豫算ヲ拜見致シマス、此ノ中ニ支那事件行賞ニ關スル經費ノ増加ト致シマシテ、事變ノ情勢ニ依リ生存者ニ對スル論功行賞ノ施行スル爲ニ云々トアリマシテ、七十數萬圓ノ經費ヲ御要求トナツテ居ルノデアリマス、近ク生存者ニ

○米内閣務大臣 實ハ其ノ範圍モハツキリ決定シテ居リマセシガ、大體ノ推定人員タケハ、見當ヲ付ケテ居リマス、併シ其ノ見當ヲ付ケテ居リマスル數ハ、只今ノ所マダ發表申上ルベシナラズ、左様御承知ヲ願ヒマ

○川島委員 次ニ商工大臣ニ石炭増産計畫ニ付キマシテ三點御伺ヲ致シタイノデアリマス、只今御提案ニナツテ居リマス石炭配給統制法案ノ細目ニ付キマシテハ、特別委員會ニ於テ色々御質問ガアツクヤウデアリマスカラ、サウ云フ點ニハ觸レナイノデアリマスガ、石炭増産計畫ヲ新ニ出來ル半官半民ノ日本石炭株式會社ヲシテ總テヲシメルト云フコトニ付テハ、世間デハ大變ナ

○委員長退席 岸田委員長代理著席
日本發達會社ノ實例ヲ考ヘマスルニ、ナゼ日發ノ石炭手當方不十分デアツクカト言ヒマス、從來民間ノ電氣會社時代ニ於テ

必要ト云フ場合ニハ、從來取引ノアリマ

國策會社ヲ立案シタカト云フ趣旨ノ御陳述

○藤原國務大臣 只今御質問ノ點ハ、日發

テ開ヲ作ツタリ何カシテ、役所カラ來タ人

功スルデアラウト思フ、今後此ノ情勢ヲ我

修正ニナリマシテ、兩院協議會ノ結果ヲレ

○對シテ商工大臣ノ御考ヲ此處デ承ツテ置

○米内閣務大臣 實ハ其ノ範圍モハツキリ決定シテ居リマセシガ、大體ノ推定人員タケハ、見當ヲ付ケテ居リマス、併シ其ノ見當ヲ付ケテ居リマスル數ハ、只今ノ所マダ發表申上ルベシナラズ、左様御承知ヲ願ヒマ

○川島委員 次ニ商工大臣ニ石炭増産計畫ニ付キマシテ三點御伺ヲ致シタイノデアリマス、只今御提案ニナツテ居リマス石炭配給統制法案ノ細目ニ付キマシテハ、特別委員會ニ於テ色々御質問ガアツクヤウデアリマスカラ、サウ云フ點ニハ觸レナイノデアリマスガ、石炭増産計畫ヲ新ニ出來ル半官半民ノ日本石炭株式會社ヲシテ總テヲシメルト云フコトニ付テハ、世間デハ大變ナ

○委員長退席 岸田委員長代理著席
日本發達會社ノ實例ヲ考ヘマスルニ、ナゼ日發ノ石炭手當方不十分デアツクカト言ヒマス、從來民間ノ電氣會社時代ニ於テ

○藤原國務大臣 只今御質問ノ點ハ、日發

スト共ニ、適正貨銀ノ決定ヲ圖リマシテ、全部ノ貨銀ヲ一時ニ適正貨銀ヲ決メルカ、或ハ最モ緊要ナル部分カラ逐次決メテ行カ...

タリマシテ、ソレガ今日法廷及ビ借地借家、調停ノ方ニ、非常ニ多ク出テ來テ居ルノデ...

御協賛ヲ仰願申上テ居ルヤウニ、今度借地借家ノ施行區域ヲ可ナリニ廣ク擴張マシ...

委員會ニ掛テ、家賃段々上ツテ來ルト云フコトニナルト、家主ハ上テ貫ヒタイ...

國ニハマダサウ云フコトニ付テ何等經驗ノナイコトデアリマシ、現在家庭裁判所トシテ、最モ活用ヲ見テ居ルノハ、米國ノ家...

スカ、何カ下心ガアルノデスカ、ソレヲ承リタイ、ソレカラ亞米利加ノ家庭裁判所ノ模...

ドウ云フ方針ニ基イテ、指揮セラルベキモノデアルカ、尙ホ之ヲ具體的ニ申セバ、...

在致シマシテ、誰ガ考ヘマシテモサウ云フ場面ニアレバ、已ムヲ得ナカッタト云フヤウ...

コトヲ押し通シテ來タノデアアル、經濟界ノコトハ斯ウ云フ無理ヲシテハヤウテ行ケマ...

特ニ政府ト致シマシテハ低物價政策ヲ唱ヘテ居リマス、又爾カシナケレバナラナイト...

シ値段ハ高クテモ良質ナル電氣時計ヲ十分ニ動力シ得ルヤウナ、良質ニシテ豊富ナル...

ナ大シタコトデハナイト思フ、破安ニ割當テ見ルト、一厘其ノ儘上ゲマス...

其ノ管理權ヲ使フニ當ツテ、政府デ發電ノ設計カラ計畫全部ヲトスウ云フコトデア...

案ハ官吏ガ作ツタカモ知レマセスガ、帝國議會ノ議ニ付シテ、國民ノ總意ヲ反映シテ...

フ、モ相當重要ナル内容ヲ構成致シマセヌト、此ノ大ナル責ニ堪ヘ得ナイモノデア...

○勝國務大臣 此ノ電力管理法ニ付キマシテハ元カラ委員ヲヤラレテ、其ノ造詣ノ深...

ル必要アルト思フノデアリマス、ソレカ
ヲ御承知ノ通り現在産業組合ト商業組合ト
云フモノガ益、相剋摩擦ヲ激化シテ居ルヤウ
ニ私ハ聞イテ居リマス、農林大臣モ御承知
ダラウト思ヒマスガ、現ニ先達テ例ノ卸賣
統制市場ノ問題ニ付キマシテ、商工省ト農
林省ノ意見ガ合ハナイノデ企業院方仲裁ニ
入ツタ、ケレドモ企業院モ係属不斷テ違ニ
法案ヲ出スコトガ出来ナカツタ、現在ノ所
デハ御承知ノ通り農山漁村ト云フモノハ相
當ニ懐ロ工合ガ好イ、此ノ勢ヒニ乗ジテ中
間ノ商人ヲ排撃シテ、從來商行為ニ依ツテ
取ツテ居ツタ利益ヲ所謂生産團體ノ方ヘ全
部取ラウトシタ、之ニ對シテ農林省ガ油ヲ
掛ケテ居ルヤウナ氣持ガ私ニハスルノデス、
是ハドウモ一寸行過ギダト思フノデアリマ
ス、先般モ商工大臣ニ此ノ點ヲ力説シタノ
デアリマスガ、自分ハ微力ダガ、出来ルダ
ケ努力スルト云フヤウナ御言葉デアツタケ
レドモ、アナタハ民間デ體驗ヲ御持テダカ
ラ捨身ニナツテオヤリ下サイト申上ゲタガ、
農林大臣モ是ハ何トカ適當ニ緩和シマセ
ト、恐ラク私ハ惡思想ガ斯ウ云フ方面カラ
起リハシナイカト思フ、現ニ商工省ト農林
省ノ相剋摩擦ヲ緩和スル意味ニ於テ中小産
業調査委員會ト云フモノガ出来テ居ル、是
ハドウナツテ居リマスガ、何等活動シテ居
ラヌヤウニ私ハ聞イテ居ル、又農林省ニ對
シテモ、商工省ニ對シテモ全國カラ陳情々々
ト云ツテ澤山ヤツテ來ルガ、不得要領デ
皆歸ツテ行ク、ダカラ何カ官民協議會ト云
フヤウナモノデモ作ツテヤラナケレバ、役
人ノ方モ迷惑デアルシ、地方カラ出テ來ル
人モ非常ニ迷惑デアル、何カ是ハ適當ナ方
法ヲ御考ニナルナリ、或ハ調査委員會ヲモ

昭和十五年三月二十日印刷

昭和十五年三月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局

ツト活動サセテ緩和ノ方法ヲ御考ニナル必
要ガアルノデハナイカ
ソレカラ今一點伺ヒタイコトハ、先般産
業組合ガ保險經營ヲスルト云フコトニ對シ
テ、營利事業ニ進出スルコトハイカスト云
フノデ、農林大臣ガ之ヲ阻止スル態度ヲ御
執リニナツタ、洵ニ私ハ適當ナコトト思
フ、然ルニ最近漁業ガ所謂生産團體トシテ、
或ハ水産皮革會社デアルトカ、或ハ海産物
販賣會社ト云フヤウナモノニ投資ヲシ
テ、其ノ役員トナツテ居ル、是ハ所謂商行
爲デアリ、營利事業デアルノデスガ、之ニ
對スル御見解ハドウデスガ、此ノ二點ダケ
御答シマス
○島田國務大臣 御答スル前ニ一寸板谷君
ニ御斷リ申上ゲテ置キマスガ、只今本會議
ガ始ツタヤウデ、始マルト直ダ農林省關係
ノ法案ノ委員長報告ガ上程ニナリマスカラ、
此ノ御答シタダケテ失禮サセテ戴キマス、
産業組合ト商人トノ間ノ摩擦ト云ヒマスガ、
帆轡ト云ヒマスガ、其ノ方面ニ對スル問題
ト致シマシテハ、先般ノ貴族院ノ豫算總會
ニ於ケル附帶決議モアリ、又總理大臣モ之
ニ對シテ其ノ兩者ノ間ガ圓滿トナリ、産業
上ノ發達ニ支障ナキヤウニ努メルト云フコ
トノ意味ヲ御答致シテ居ルノデアリマス、
其ノ精神ヲ以テ兩者ノ間ニ極端ナル摩擦、
極端ナル衝突ノ起ラナイヤウニ緩和シテ、
與ニ俱ニ協力シテ此ノ時局ニ處シテ行クコ
トノ出来ルヤウニ努力ヲ致シタイト考ヘテ
居リマス、其ノ事ヲ私ハ衷心カラ希望シテ
居リマス、隨テソレニ關聯シテ産業組合ノ營
利事業進出ト云フ問題ニ付キマシテモ、サ
ウ云フ考ヲ以テ對處シテ行キタイト思ヒマ
ス、全漁聯ノコトハ是ハ産業組合ノ問題ト

ハ自ラ異ツテ居ルノデアリマスガ、是等ノ
コトニ付キマシテハ尙ホ十分ニ活動ノ趣旨
ニ付テ研究ヲ致シマシテ、苟モ其ノ本旨ヲ
逸脱シテ行クコトノナイヤウニ致シタイト
思ヒマス、但シ此ノ漁業方面ノコトハ板谷
君御承知ノ通り、他ノ農林産業トハ自ラ趣
キヲ異ニシテ居ル點モアリマシテ、所謂生
物中ノ生物ヲ扱ツテ居ルヤウナ關係モアリ
マスガ、是等ニ付キマシテハ御趣意モア
リマスカラ能ク検討ヲ加ヘマシテ、目的ニ
外レタ方面ニ進ンデ行カナイヤウニスル
共ニ、漁業家ノ立場モ考ヘテ進ンデ行キタ
イ、斯様ニ考ヘテ居リマス
○三土委員長 ソレデハ明日ハ午前十時ニ
開クコトニ致シマシテ、今日ハ是ニテ散會
致シマス
午後五時二十六分散會

第七十五回帝國議會 豫算委員會會議錄(速記)第二十四回

會 議
昭和十五年三月二十日(水曜日)午前十時三十分開議

出席委員左ノ如シ

- 委員長 三土 忠造君
- 理事工藤 鐵男君
- 理事中村三之丞君
- 理事田村 秀吉君
- 理事山本 芳治君
- 理事岸田 正記君
- 理事石坂 豐一君
- 理事板谷 順助君
- 理事西尾 末廣君
- 理事由谷 義治君

- 小川郷太郎君
- 中島彌團次君
- 眞鍋 儀十君
- 平川松太郎君
- 山元龜次郎君
- 森下 國雄君
- 稻田 直道君
- 田原 春次君
- 清水徳太郎君
- 窪井 義道君
- 牧野 良三君
- 加藤 知正君
- 小谷 節夫君
- 池田 秀雄君
- 三木 武夫君
- 名川 侃市君
- 太田 正孝君
- 松尾 四郎君
- 増永 元也君
- 松村 光三君
- 長井源君
- 堤

康次郎君及北吟吉君辭任ニ付其ノ補闕トシテ同月二十日平川松太郎君、川崎克君、眞鍋勝君及清水徳太郎君當選セリ

出席國務大臣左ノ如シ

- 內閣總理大臣 米内 光政君
- 外務大臣 有田 八郎君
- 大藏大臣 櫻内 幸雄君
- 陸軍大臣 畑 俊六君
- 內務大臣 伯備兒玉 秀雄君
- 逓信大臣 勝 正憲君
- 商工大臣 藤原銀次郎君

出席政府委員左ノ如シ

- 法制局長官 廣瀬 久忠君
- 企畫院總裁 竹内 可吉君
- 對滿事務局長 竹内 徳治君
- 內閣情報部長 熊谷 憲一君
- 興亞院總務長官 柳川 平助君
- 興亞院部長 日高信六郎君
- 外務省東亞局長 堀内 千城君
- 外務省亞細亞局長 西 春彦君
- 外務省亞米利加局長 吉澤清次郎君
- 外務省書記官 石井 康君
- 內務省書記官 鶴見 祐輔君
- 內務省警保局長 青山 憲三君
- 內務省土木局長 成田 一郎君
- 內務省計畫局長 松村 光磨君
- 內務省書記官 藤尾 弘吉君
- 大藏省書記官 松田 正一君

大藏省主計局長 谷口 恒二君

- 大藏省理財局長 相田 岩夫君
- 大藏省銀行局長 入間野武雄君
- 大藏省爲替局長 中村孝次郎君
- 大藏省書記官 永井 勻君
- 大藏省書記官 植木庚子郎君
- 大藏省書記官 氏家 武君
- 大藏省書記官 松隈 秀雄君
- 專賣局長官 花田 政春君
- 陸軍主計中將 三好 英之君
- 陸軍參謀官 宮崎 一君
- 陸軍主計中將 石川半三郎君
- 陸軍少將 武藤 章君
- 海軍主計中將 武藤 章君
- 海軍參謀官 松山常次郎君
- 海軍主計中將 小山邦太郎君
- 海軍少將 阿部 勝雄君
- 海軍主計大佐 爲本 博篤君
- 海軍大佐 千田 金二君
- 司法參謀官 星島 二郎君
- 司法政務次官 坂野 正得君
- 司法省民事局長 坂野 千里君
- 司法省刑事局長 黒川 涉君
- 司法書記官 石田 壽君
- 文部參謀官 仲井間宗一君
- 文部省普通學務局長 中野 善教君
- 文部省實業學務局長 岩松 五良君
- 農林政務次官 岡田喜久治君
- 農林省山林局長 田中 長茂君
- 農林省水産局長 栗屋 仙吉君
- 農林省畜産局長 岸 良一君

農林省蠶絲局長 吉田 清二君

- 農林省書記官 岡本 直人君
- 馬政局長官 村上富士太郎君
- 商工政務次官 加藤謙五郎君
- 商工省蠶産局長 小金 義照君
- 商工書記官 山本 茂君
- 燃料局事務官 柳原 博光君
- 燃料局事務官 酒井 喜四君
- 物價局長官 新倉 利廣君
- 逓信政務次官 武知 勇記君
- 逓信參謀官 藤生安太郎君
- 逓信省電務局長 田村謙治郎君
- 逓信省管船局長 伊勢谷次郎君
- 逓信省經理局長 手島 榮君
- 貯金局長 萩原 丈夫君
- 電氣廳長官 平井出貞三君
- 航空局長官 藤原 保明君
- 鐵道參謀官 大島 寅吉君
- 拓務政務次官 松岡 俊三君
- 拓務省管理局長 副島 勝君
- 拓務省殖産局長 植場 鐵三君
- 拓務省拓務局長 安井誠一郎君
- 拓務書記官 森重 千夫君
- 朝鮮總督府政務總監 大野謙一郎君
- 朝鮮總督府財務局長 水田 直昌君
- 朝鮮總督府鐵道局長 山田新十郎君
- 臺灣總督府總務局長 森岡 二郎君
- 臺灣總督府財務局長 中嶋 一郎君
- 厚生政務次官 一松 定吉君
- 厚生省衛生局長 林 信夫君

第一類第一號 豫算委員會會議錄 第二十四回 昭和十五年三月二十日

ニ縣カラ報告ヲ致シタルカ、此ノ度計上ヲ見ナカクツト云フコトハ、不思議ニ考ヘルノデアリマス、是ハ一體ドウ云フコトヲ斐伊川ノ「ダム」ノ問題ガ残ツテ居ルノデアリマスカ、ソレヲ御尋スルト同時ニ、マア除カレテ居レバ「ダム」ヲ得ナイ、出来タコトヲ追究シテモ仕様ガナイノデアリマスガ、希クバ明年度ノ豫算ニ於キマシテ、是非トモ御考ヲ願ヒタイ、斯ウ云フコトガ眼目デアリマス、是ハ決シテ我田引水ノ議論デハナイノデアリマス

○見玉國務大臣 先程簡單ニシカ申上ゲナカツトデアリマスガ、御承知ノヤウニ斐伊川ハ可ナリ悪性ノ川デアリマスノデ、此ノ下流ニハ既ニ堤防ヲ築キマシテ河川改修ノ工事ヲヤツテ居ルノデアリマス、此ノ上流ニ「ダム」ヲ造ルト云フコトニ付キマシテハ、マダ調査ガ十分デアリナイノデアリマス、ソコデ今年度ニ於キマシテ早害地ノ十七河川ニ付キマシテ、調査費用ヲ取りマシテ調査スルコトニナツテ居リマスノデ、明年度ニ於テ之ヲ調査致シマシテ、其ノ調査ガ完了致シマスレバ此處ニ更ニ「ダム」ヲ造ルト云フ計畫ニ致シタイ、斯ウ考ヘテ居リマス

○原委員 文部大臣ハ都合ハドウデスカ
○三土委員長 文部大臣ハ貴族院へ行ツテ居ルサウデス

○原委員 企畫院ノ方ハ
○三土委員長 企畫院總裁ガ來テ居ラレマス

得ナカツタノデアリマス、言フマデモナク努力ハ生産擴充ニ最モ必要ナル資糧デアリノミナラズ、御承知ノ通りニ現下農村ト言ハズ、都市ト言ハズ、工業界ト言ハズ、總テノ方面ニ於テソレガ足リナイト云フ今日ノ狀況デアリマス、現ニ陸軍ノ方デハ、召集ヲセラレタ兵隊サンデモ、農家ノ收穫時期ニハ歸サセルト云フコトマデヤツテ居ラレルガ、果シテドウ云フ計畫デアリアレバ、果シテドウ云フ計畫デアリアレバ、不安ヲ懷イテ居ル所デアリマス、尙ホ序ナガラ伺ヒマスガ、是モモウ既ニ本豫算デアリマスガ、例ヘバ拓務省ノ豫算ニ於テ滿洲移民ノ費用トシテ、三三數百萬元投ズルコトニナツテ居ル、是ハ拓務大臣ハ、滿洲移民ト云フコトハ我國ノ國策ノ線ニ沿ツテヤツテ居ルノデアリマス、斯ウ云フコトハ今更何トモ出来ナイ問題ノヤウニ、説明ニ相成ツテ居ルノデアリマスガ、私共ノ考ヘル所ニ依ルト、ソレハ滿洲ノ獨立シタ關係カラ、我國ガ滿洲ト一體スルト云フ立場カラ、ソレハ出スニ越シタコトハナイ、滿洲ニ移民ヲ送ルト云フコトハ、國策ノ線ニ沿ツタルコトデアリコトハ間違ナイ、併シナガラ、ソレモ國內ノ努力ガ急迫ヲ告ゲテ居ル場合ニ於キマシテハ、一面ニ於テ多額ノ費用ヲ投ジ、費用ヲ投ズルト云フコトハ別ト致シマシテモ、努力ガ眞ニ不足デアルト云フコトナラバ、是ハ一時國策デアツテモ中止シテ、都合ガ付ク時ヲ待ツト云フコトハヤハリ日滿兩方ノ關係ニ於テ間違ニ其ノ目的ヲ遂行スル所以デアリマス、ドウモソレ等ノ點ニ於テモ豫算面カラ見マシテ、ヨク理解ガシ兼ねル點ガアルト思フノデアリマス、ドウソレ此ノ點ヲ忘レテ御説明ヲ願ヒ

對シテドウ考ヘルカト云フ御質問ノヤウデアリマス、御承知ノ通り國策會社ハ國家ノ爲サナケレバナラズ仕事ヲ、或ル特殊ノ會社ニテ之ヲ實行サシテ居ルコト云フ建前ニナツテ居ルノデアリマスガ、其ノ收支豫算ニ付キマシテハ、中ニハ當初ヨリ相當利潤ノ舉ルト云フ計畫ノ下ニ拵ヘテ居ルモノデアリマス、又或ル種ノモノハ此ノ會社ガ十分ナル活動ヲ致シマスマデハ、多少ノ國費ヲ以テ援助シテ、其ノ仕事ヲ完成セシメナケレバナラナイト云フ性質ノモノデアリマス、何レニセヨ國家トシテ爲サナケレバナラズ仕事ヲ、國策會社ヲシテ代行セシメルト云フ建前ノ下ニ、國家ガ之ニ對シテ補償致シテ居ル點デアリマス、唯從來ノ國策會社ノ成績ニ顧ミテ、其ノ成績ガ甚ダ芳シカラズデアリカト云フ風ノ御意味モ含ンデ居ルヤウデアリマスガ、ソレハ或ハ天災デアルトカ、或ハ不可抗力ノ災害ニ依ツテ損害ヲ生ジタモノモゴザイマセウ、又物資等ノ手配ガ十分ニ出来ズシテ、十分ナル進行ガ出来ナイ爲ニ、其ノ事業ガ事績ヲ舉ゲルコトガ出来ナイ、其ノ結果損失ガ出テ國家ガ之ニ對シテ相當保證ノ義務ヲ背負フヤウナモノデアリナラバ、更ニ又今回國策會社ガ數額出來マスガ、ソレ等ノモノハマダ未知數デアリマスケレドモ、兎ニ角此ノ仕事ガ或ル一定ノ徑路ヲ經テ完成致シマシタリ、又理想通りニ進行致シマスレバ、大體ニ於テ國家ニ迷惑ヲ掛ケヌト云フ風ナ、將來ノ見透シノ下ニ計畫ガ立テラレテ居ルノデアリマス、今由谷君ノ御質問ノヤウナ損ヲコトニ必ズ負ハセルト云フヤウナ事柄バカリデハナイト思ヒマス、唯是等ノ國策會社ニ對シマシテ從來ノ成績ニ鑑ミ、又今日ノ實情

○竹内(可)政府委員 十四年度ニ於キマシテハ、大體新設ノ需要ヲ百十萬内外ト見マシテ計畫ヲ立テタノデアリマス、ハツキリシテ實績モマダ分リマセウカ、大體八割程度ヲ充足シ得タカト思ヒマス、是ハ實ハ十四年度ノ勞務動員計畫實行ニ移シマシタノガ昨年ノ半バ過ギデアリマシテ、他ノ動員計畫ヨリ少シ遅レタノデアリマス、私共ノ考デハサウ云フ状態ニ於テハ、先ツ八割程度ヲ充足ハ、其ノ結果カラ申シマス満足スベキモノデアリカト云フ風ノデアリマス、所デ十五年度デアリマスガ、石炭ノ増産其ノ他生産擴充方面ニ相當勞務ノ需要ガアリマス、十四年度ヨリ少シ位殖エル計畫ヲ立テテ行カナケレバナラズト思フノデアリマス、サウシテ是ガ供出ニ付キマシテハ、小學校ノ新規卒業生デアリマス、或ハ事變關係デ職ヲ離レテ、マダ就職シテ居リマセウ者デアリマス、或ハ又農村並ニ半島方面ニ其ノ輸送ヲ求メマシテ、サウシテ職業紹介機關ヲ總動員致シマシテ、此ノ計畫ノ實現ハサシテ困難デハナカラウト云フ風ニ見透ラ大體付ケテ居リマス、次ニ滿洲開拓移民ノ問題デゴザイマスガ、是ハ御承知ノ通り滿洲ニ五族協和ノ理想ノ下ニ優秀ナ日本民族ガ成ベク澤山ニ、成ベク早ク定住スルト云フコトハ、是ハ絕對必要ナコトデアリマシテ、今日ハ不動ノ國策トシテ定ツテ居ルト思フノデアリマス、尤モ御質問ノヤウニ國內ニ於ケル勞務ノ需給ト觀ミ合セテ行カナケレバナラズトモ、全ク御同感デアリマス、ソレデ大體ノ目標ハ定メテ居リマスガ、毎年度實地計畫ヲ立テテ

之ヲ實行シテ參ル積リデアリマシテ、此ノ實行計畫ヲ立テマス際ニ、只今御話ノ點等ハ考慮シナケレバナラズ一ツノ點ガト思ヒマス、而シテ十五年度ニ於テコナラカラ送リ出シマス滿洲開拓移民ノ豫定數ハ、青少年義勇軍ヲ入レマシテ大體八萬内外ト思ヒマス、其ノ程度ノモノハ支障ナク送り得ルト云フ風ニ、只今考ヘテ居リマス

○原委員 序ニ十五年度ノ計畫ニ於キマシテ、内地人以外ニ計畫ニ入ツテ居ル朝鮮人ナドノ數ハ、ドウ位ニナツテ居リマセウカ
○竹内(可)政府委員 實ハ此處デ的確ニ數字ヲ一寸申上ゲナイノデアリマスガ、大體六萬人カラ八九萬人ノ間ガト心得テ居リマス

○原委員 急ギマスカラソレハ此ノ程度ニシテ置キマシテ、文部大臣、總理大臣ニ對シテ質問ヲ留保シテ置キマス

○三土委員長 由谷君

○由谷委員 大藏大臣ニ御尋致シマス、實ハ問題ハ商工省、農林省ガ直接ノ責任官廳デアルト思ヒマスガ、此ノ際ニ國務大臣ノ立場デ御答辯ヲ願フコトガ、一番都合ガ好イト思フカラ尋ネルノデスカ、此ノ度ノ追加豫算ヲ拜見致シマシテモ、先達テ可決シマシタ十四年度ノ追加豫算ヲ拜見シマシテモ、所謂國策會社ノ國庫補償ノ數字ガ、相當澤山眼ニ付クノデアリマス、例ヘバ日本發送會社ノ配當補償二千三百八拾萬圓、北支那、中支那兩會社ノ補償金二百五十萬圓、其ノ他何ダカンダト集メマス、四五百萬圓アルヤウニ考ヘル一寸氣ノ付イタモノミデモ合計シテ三千三百萬圓位デアリマス、而モ此ノ度ノ議會ニ國策會社案ガ可ナリ澤山出テ居リマス、例ヘバ石炭共販會社、日本

肥料會社、瓦斯用木炭會社、是ガ例外ナク國家補償主義ニナツテ居ルノデスカ、元々國策會社ノ立法其ノモノニハ、ソレ相當ノ理由ガアルヤウニ相違アリマセウ現ニ今期議會ニ出テ居ルモノモ、吾々ハ其ノ理由ハ認めルノデアリマス、ケレドモ其ノ國策會社ガ出來上ツテ仕事ヲヤツテ行クニ從ツテ、業績ガ思ハシクナイ、配當ガ出來ナイ、斯ウ云フ結果ニナツタ時ニ、ソレ等ノ損害、ソレ等ノ損失ニ對スル國家ノ肩替リガ直チニ實行サレルヤウナコトニナツテ來タ爲ニ、前申シタヤウナ數字ガ出テ來タノデアリマスガ、私ヲシテ一口ニ言ハシムルナラバ、是ハ即チ歴代ノ政府ノ政策ノ破綻デアラシ、同時ニ是ハ官僚ノ統治失敗ノ結果デアラト考ヘルマス、即チ立法精神ノ破綻デアリ、蹂躪デアル、斯ウ云ツタモノノドク、作ツテ、足ラナイ金ハ補償センケレバナラズ、金ハ國庫デ肩替リスル、是ガ吾々ノ所謂便乘豫算ノ範疇ニ屬スルモノデアルトモ考ヘルノデアリマス、私ハ財政論ノ立場カラ、此ノ金ガドウノ斯ウノ言フノデアリアマセウ、唯斯ウ云ツタ澤山ノ國策會社ヲ作ツテ、其ノ損失ガ悉ク國家ノ肩替リニ轉嫁サレルヤウナ情勢ヲ、大藏大臣ハ仕方ガナイ、是モ非常時ノ必然ノ現象トシテ、其ノ儘御承認ニナルノカ、何トカ斯様ナ間違ツタ傾向、最初ノ立法ノ趣旨トハ全然背反シタ動向ニ對シテ、然ルベキ改正ノ手段、改善ノ方法ヲ考ヘテ居ルノカドウカ、此ノ點ヲ一ツ御説明ヲ願ヒタイノデアリマス

對シテドウ考ヘルカト云フ御質問ノヤウデアリマス、御承知ノ通り國策會社ハ國家ノ爲サナケレバナラズ仕事ヲ、或ル特殊ノ會社ニテ之ヲ實行サシテ居ルコト云フ建前ニナツテ居ルノデアリマスガ、其ノ收支豫算ニ付キマシテハ、中ニハ當初ヨリ相當利潤ノ舉ルト云フ計畫ノ下ニ拵ヘテ居ルモノデアリマス、又或ル種ノモノハ此ノ會社ガ十分ナル活動ヲ致シマスマデハ、多少ノ國費ヲ以テ援助シテ、其ノ仕事ヲ完成セシメナケレバナラナイト云フ性質ノモノデアリマス、何レニセヨ國家トシテ爲サナケレバナラズ仕事ヲ、國策會社ヲシテ代行セシメルト云フ建前ノ下ニ、國家ガ之ニ對シテ補償致シテ居ル點デアリマス、唯從來ノ國策會社ノ成績ニ顧ミテ、其ノ成績ガ甚ダ芳シカラズデアリカト云フ風ノ御意味モ含ンデ居ルヤウデアリマスガ、ソレハ或ハ天災デアルトカ、或ハ不可抗力ノ災害ニ依ツテ損害ヲ生ジタモノモゴザイマセウ、又物資等ノ手配ガ十分ニ出来ズシテ、十分ナル進行ガ出来ナイ爲ニ、其ノ事業ガ事績ヲ舉ゲルコトガ出来ナイ、其ノ結果損失ガ出テ國家ガ之ニ對シテ相當保證ノ義務ヲ背負フヤウナモノデアリナラバ、更ニ又今回國策會社ガ數額出來マスガ、ソレ等ノモノハマダ未知數デアリマスケレドモ、兎ニ角此ノ仕事ガ或ル一定ノ徑路ヲ經テ完成致シマシタリ、又理想通りニ進行致シマスレバ、大體ニ於テ國家ニ迷惑ヲ掛ケヌト云フ風ナ、將來ノ見透シノ下ニ計畫ガ立テラレテ居ルノデアリマス、今由谷君ノ御質問ノヤウナ損ヲコトニ必ズ負ハセルト云フヤウナ事柄バカリデハナイト思ヒマス、唯是等ノ國策會社ニ對シマシテ從來ノ成績ニ鑑ミ、又今日ノ實情

ニ顧ミテ、政府トシテ十分ナル監督並ニ指導ヲ致スト云フ事柄ガ必要デアリマス同時ニ、仕事自體ニ付テ常事者ガ十分活動ノ出來マスル途ヲ講ジテ、サウシテ少シニテモ國費ヲ是ガ爲ニ費サレルコトヲ防グヤウナ方法ニ付キマシテハ、最善ノ努力ヲ拂ハント欲スルモノデアリマスガ、只今是等ノ事業ニ付キマシテハ、差控ヘテ然ルベシト云フヤウナ結論ニハ到達シテ居ラスノデアリマシテ、兎ニ角國トシテ爲サナケレバナラズ仕事ヲ、國策會社ヲシテヤラシメルノデアリマスカラ、双方協力シテ其ノ成績ヲ舉ゲルコトニ最善ノ努力ヲ致シテ參リタイ、斯様ニ考ヘテ居ルヤウナ次第デアリマス

○由谷委員 只今大藏大臣ノ言ハレル最善ノ努力、指導、監督、手當デアリマスガ、之ニ付テ今後從來トハ全然違ツタ、或ハ從來ニナイヤウナ新シイ方法手段デモ御考ニナツテ居ルカドウカ、唯努力スル、監督スルト云フ風ノ御言葉ガケデハ、何ダカ不安ニ堪ヘナイノデスカ、其ノ努力、監督ノ内容、實質ニ付テ計畫ガアルナラバ、序ニ承ツテ置キタイノデアリマス

○櫻内國務大臣 從來世ノ中ニ議論サレテ居リマスル一番ノ焦點ハ、是等ノ仕事ハ多ク官僚ノ人々ガ仕事ヲ致シテ居ルカラ、成績ガ舉ラヌト云フヤウナ非難デアリマスノデ、此ノ度設ケル所ノ石炭配給統制會社ノ如キハ、主トシテ民間ノ人ヲ採用シ、民間ノ經驗ノアル人ヲ使ツテ、從來ト異ツタヤリ方デ進行タツテ風ナ方針ヲ執ツテ居リマス、又監督指導ノ點ニ付キマシテハ、從來ニ於キマシテモソレソレノ監督官廳ガ、之ニ對シマシテ取締ヲ致シテ居ルノデアリマスガ、更ニ今後ハ大藏省方面ト致

シマシテモ、此ノ財政經濟ヲ扱ツテ居ル關係上カラ致シマシテ、特ニ此ノ點ニ付キマシテ新ナ監督方法ヲ講ジタイト思ツテ居リマス、更ニ又從來ノ成績等ヲ照合セテ見マシテ、其ノ機構等ニ於テ改變スベキモノガアリマスレバ、改變ヲモ考慮シテ見タイト考ヘテ居ルヤウナ譯デアリマス

○由谷委員 私ハ是デ宜シウゴザイマス

○三土委員長 大本貞太郎君

○大本委員 私モ大藏大臣ニ二三簡單ニ御尋シテ見タイ事項ガアルノデアリマス、第一ニ金融ノ現状ニ付デアリマス、御承知ノ通り此ノ月末アタリハ金融ハ大分緊縮状態ニナツテ居リマス、是ハ財界ノ一部デハ電力飢饉ニ依ル政府納入品ノ遅レタ爲メ、政府放出金ガ豫定通り出テ來ナイ一時的ノ現象デアルト見テ居ル向キモアルヤウデアリマスガ、併シ中ニハ政府ノ「インフレーション」抑壓政策ノ一端トシテ、政府ノ金融政策ノ或ル意味ノ變換ヲ示スモノデアリマスガ、斯様ニ言ウテ居ル向キモアルヤウデアリマスガ、果シテ政府ノ御方針ハドウデアリマスカ、御伺シタイト思ヒマス

○櫻内國務大臣 由谷君ノ質問ハ國策會社ヲ設クシテ國家ガ其ノ損失ヲ補償スルト云フコトハ甚ダ當ヲ得ナイト思フガ、之ニ

第一類第一號 豫算委員會議錄 第二十四回 昭和十五年三月二十日

五二九

來ト變ツタ方針ヲ執ツテ居リマセス、政府放出ノ資金ヲ減ツテ居ルハナイカト云フ御話アリマセガ、是ハ只今手許ニ數字ヲ持ツテ居リマセスカラ何トモ申シ難キマセガ、大ナル變化ハナイヤウニ心得テ居リマセ、更ニ必要ガアリマシタナラバ、此ノ點ハ數字ヲ取寄セテ御話致シマセ

○大本委員 ソレデハ政府ノ金融對策ハ從來ト變リハナイ、斯様ニ承知シテ宜シウゴザイマセカ

○櫻内國務大臣 金融ニ對シマシテハ、大體ニ於テ從來カラ所謂通貨ノ膨脹ヲ防グ方針ヲ執ツテ居リマセカ、其ノ方針ノ建前ニ於テハ從來ト少シモ變ラス積リテ居リマセ

○櫻内國務大臣 預金ヲ長期化シテ、是方

財界ニ於テ無暗ニ通貨ノ膨脹ヲ致サナイヤウニスルト云フコトハ、洵ニ政府トシテハ望マシキコトデアリマシテ、是等ニ付キマシテハ適當ニ政府自身トシテモ、考究シテ見タイト考ヘテ居リマセ

○大本委員 ソレカラ此ノ追加豫算ヲ見マスト、爲替相場ノ變動ニ基ク經費ノ増加ト云フ費目ノ下ニ、各省カラ追加豫算ガ出テ居ルノデアリマセ、是ハ思フニ爲替ノ低落カラ來タ計數デアルト考ヘルノデアリマセガ、成程對米爲替ハ相當ノ低落ヲ示シテ居ルノデアリマセガ、併シ爲替ハ先刻大蔵大臣カラ御話ガアリマシタガ、從前ニハ一志二片ノモノガ、現在デハ一志三片ニ上ツテ居ルノデアリマセ、サウシテ此ノ對外爲替關係ノ色々々々經費ノ中ニハ、磅關係ノモノガ相當多額ニアルコトヲ、私共聞イテ居ルノデアリマセガ、ソコデ御伺シタイノハ、今回追加豫算トシテ各省カラ要求サレテ居リマセカ、此ノ計數ハ、磅爲替ノ方

○櫻内國務大臣 大體ニ於テ御承知ノ如ク日本ノ輸入シテ居リマセカ、主ナル物資ハ亞米利加方面、即チ爲替ノ方デアリマセ、其ノ方面ガ恐ラタ三分ノ二以上ニ上ツテ居ルノ私ハ記憶致シテ居リマセ、磅爲替ノ方ニ付キマシテハ、磅ノ低落ニ依リマシテ、爲替ノ方カラ申シマスト、若シ現在ノ磅價ヲ價值ノ方ガ、同ジ價值デアルト致

○櫻内國務大臣 勿論ニハ掛ツテ居リマセガ、マダ出來テ居リマセ

○櫻内國務大臣 其ノ點ニ付キマシテハ、他ツテ居リマセカ、御伺シタイと思ヒマセ

○櫻内國務大臣 此ノ重要ナル問題ニ對シテハ、相繼ニ御對策ガ豫算大臣ノ社ノ中ニ立ツテ居ラネバナラスト私ハ思フノデアリマセ、御就任以來三箇月半モ経ツノニ、此ノ大キナ問題ニ付テ、何等ノ御對策ガ立ツテ居ラヌヤウナ運信大臣デアリト致シマシタナラバ、私ハ國家ノ爲ニ非常ニ心配スベキ事柄デアルト思フノデアリマセガ、アナタハ決シテ左様ナ能クナデハナイコトヲ私ハ信ジテ居ルノデアリマセ、是カラ對策ヲ立テタイト云フノデアリマセ、只今申上セマシタ通り私ハ諒承ガ出來マセス、必ズキ選信大臣トシテハ斯ウ云フ對策ヲ立テタイト云フコトガオアリナラウト、私ハ信ジテ居ルノ

シマセカ、ソコニ爲替ノ益金ガ出ルノデアリマセガ、此ノ磅價ノ下落ハ極メテ最近デアリマシテ、ソレガ豫算ヲ計上致シマセカ、其ノ金額ヲトシテ計上致シタカト云フコトハ、只今私記憶致シテ居リマセカ、此ノ點ハ政府委員ノ方カラ御答申上ゲタイト思ヒマセ

○谷口政府委員 今回ノ追加豫算ニ御請求ニナリマシタ爲替相場變動ニ基ク經費デアリマセガ、其ノ算定ノ基準ト致シマシテハ、磅ニ付キマシテハ一志二片一九八ト云フ相場ニ依リマシテ、又弗關係ニ於キマシテハ二三弗四三七五ト云フ關係ニ依リマシテ、豫算ヲ要求致シタノデアリマセ

○大本委員 弗爲替ノ方ハ時價デアリマセカ、磅爲替ノ方ハ大分上ツテ居ルノ思フノデアリマセ、純理論カラ申シマスト、磅價ニ相當ノ爲替益金ト云フモノヲ計上シテ、差引イテ御請求ニナラネバナラスト考ヘルノデアリマセ、一體政府ノ豫算編成上、私共ガ何時モ遺憾ニ思ヒマセカ、斯ウ云フ場合ニ政府ノ方ニ有利ナ事柄ハ其ノ儘ニ據置イテ、不利ナコトノミヲ追加豫算ナドヲ請求シテ出ラレル辨ガアルノデアリマセ、是モ其ノ一端ト心得ルノデアリマセ、磅ハ將來益ノ低減ヲ告グルノデアリカト思フノデアリマセガ、若シ是カラ更ニ低落ヲ告グタ場合ニハ、磅關係ノモノハ大分餘裕ヲ生ズル計算ニナルコトハ、固ヨリデアラウト思フノデアリマセ、其ノ點ニ付テハ大蔵省トシテハ十分ノ御注意ヲ願ヒ、サウシテ決算ノ際ニハ其ノ益金ガハ必ズ餘リガ出ルヤウニ十分ノ御監視ヲ願ヒタイト思フノデアリマセ

○櫻内國務大臣 御承知ノ通り食糧品トシテノ米ノ確保ヲ目的ト致シマシテ、酒ノ釀

酒ノ酒造稅金トシテ、千七百萬圓ノ收入ヲ計上シテ居ラレドデアリマセガ、是ハ何十萬石釀造サス御豫定ニナツテ居ルノデアリマセカ、承リタイト思ヒマセ

○櫻内國務大臣 第一點ノ磅價ノ下落スレバ爲替上ニ於テ利益ガ出ルグラウカラ、注意ヲシロト云フ御話ハ、洵ニ御尤モナコトデアリマシテ、十分注意致スノデアリマセガ、唯マダ磅ノ前途ガ果シテ更ニ下落スルモノデアラカドウデアラカト云フコトニ付キマシテハ、今直チニ之ニ對シテ見透シ付ケルコトハ出來ナイノデアリマシテ、此ノ點ニ付キマシテハ十分此ノ御慮旨ニ副フテ注意致シマセ、若シ剩餘金ガ出マセカ、剩餘金トシテ計上致シヤウニシタイト思ヒマセ、更ニ合成酒ノ問題ニ對シテ御尋デアリマセガ、合成酒ハ二十三萬石釀造致ス計畫デアリマセ

○大本委員 二十三萬石ト云フノハ、全國ノ各府縣ニ配分シテ、製造ノ御許可ヲナサル御考デアリマセカ、或ハ二三ノ所ニ集中シテ釀造セシメル御方針デアリマセカ

○櫻内國務大臣 此ノ件ニ付キマシテハ、政府自ラヤリマセカ、或ハ他ニ部分的ニヤリマセカ、一寸今當局ノ政府委員ガ居リマセカ、明瞭ニ致シマセ、後刻御答スルヤウニ致シマセ

○大本委員 合成酒ノ釀造ハ、是ハ米ノ不足ニ依リマセカ一時ノ對策トシテ、オヤリニナル譯デアリマセカ、或ハ來年度ニ於テ米ガ豐富ニナツテモ、合成酒ノ釀造ヲサレル御方針デアリマセカ、承リタイト思ヒマセ

○櫻内國務大臣 過般來ノ電力飢饉ニ付キマシテ、我國ノ産業界ニ其ノ關係者、一般ノ國民ニ與ヘタ損害ガ重大ナコトニ付キマシテハ、非常ニ遺憾ニ思フテ居リマセカ

○大本委員 既ニ責任ノ重大ナル痛感サレテ居ルノレバ、之ニ對シテハ相當ノ對策ヲ御考ニナラネバナラスト思フノデアリマセカ、果シテ如何ナル對策ヲ御考ニナツテ居リマセカ、御伺シタイと思ヒマセ

○櫻内國務大臣 其ノ點ニ付キマシテハ、他ツテ居リマセカ、御伺シタイと思ヒマセ

○大本委員 講ジタイト思フト云フノデアリマセ、私ハ承服出來ナイノデアリマシテ、成程選信大臣ハ一月初旬ニ御就任ニナリマシタノデ、大體電力飢饉ニ對シテハ、其ノ當時ハ責任ノ地位ニ居ラレナカツタノデアリマセガ、併シ御就任以來既ニ二箇月半ヲ経過シテ居ルノデアリマセ、常識カラ考ヘ當ナ御對策ガ選信大臣ノ社ノ中ニ立ツテ居ラネバナラスト私ハ思フノデアリマセ、御就任以來三箇月半モ経ツノニ、此ノ大キナ問題ニ付テ、何等ノ御對策ガ立ツテ居ラヌヤウナ運信大臣デアリト致シマシタナラバ、私ハ國家ノ爲ニ非常ニ心配スベキ事柄デアルト思フノデアリマセガ、アナタハ決シテ左様ナ能クナデハナイコトヲ私ハ信ジテ居ルノデアリマセ、是カラ對策ヲ立テタイト云フノデアリマセ、只今申上セマシタ通り私ハ諒承ガ出來マセス、必ズキ選信大臣トシテハ斯ウ云フ對策ヲ立テタイト云フコトガオアリナラウト、私ハ信ジテ居ルノ

造ヲ約四割七八分減ラシテ居リマセ、隨ヒマシテ、民間ニ於テ酒ノ缺乏ヲ來シテ居ルヤウナ譯デアリマシテ、其ノ結果ガ大業方面ノ酒ガ非常ニ不足ヲ致シテ居ル狀況デアリマセ、今日ノ酒ノ消費ノ状態ハ、一面カラ申スト贅澤ノニ飲マレテ居ルモノモアリマセケレドモ、又一面カラ生活上ノ必需品デアルト云フ見方モアルノデアリマセ、此ノ大業方面ノ酒ヲ少シデモ緩和致サナケレバナラスト云フ見地カラ、斯ウ云フ合成酒ノ製造ヲ將來ニ對シテドウ云フ考デアリカト云フ御話デアリマセガ、是ハ米ガ日本國內ニ於ケル需要十分ニ充シ得テ、更ニ他ニドウシテモ供給シナケレバナラスノ米ヲ確保スルコトガ出來マセカ、酒ノ釀造モ更ニ増加致シテ、即チ昨年以前ノ程度デアリマセ、之ヲ許シテ差支ナイト思フノデアリマセガ、若シ米ノ生産ガ少シデモ不安ガアルト云フ場合ニ於キマシテハ、勢ヒ釀造ヲ多少減少スルノ必要ガアルノデアリマシテ、本年程度ノヤウナ非常ナ澤山ノ減石ヲ致スト云フコトハ兎ニ角ト致シマシテ、幾分ニテモ減石ヲ致スト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ、今回ノ如ク合成酒ノ或ル程度獎勵ヲ致シテ、其ノ増石ヲ致スト云フ事柄モ亦必要デアラウト考ヘテ居ルノデアリマセ、隨ヒマシテ此ノ合成酒ノ今後ニ對スル造行數ト云フモノニ付キマシテハ、米ノ生産ト見合ツテ適當ナル方針ヲ立テテ行キタイト思フテ居ルノデアリマセ

○櫻内國務大臣 電力飢饉ニ付テノ損失ノコトニ付キマシテハ、選信省ニ於テハ遺憾ナガラマダ調ガ付イテ居リマセカ、或ハ商工省ノ方デハ調ガアルカ知リマセカ、選信省ニハゴザイマセ

○櫻内國務大臣 勿論ニハ掛ツテ居リマセガ、マダ出來テ居リマセ

○櫻内國務大臣 此ノ重要ナル問題ニ對シテハ、相繼ニ御對策ガ豫算大臣ノ社ノ中ニ立ツテ居ラネバナラスト私ハ思フノデアリマセ、御就任以來三箇月半モ経ツノニ、此ノ大キナ問題ニ付テ、何等ノ御對策ガ立ツテ居ラヌヤウナ運信大臣デアリト致シマシタナラバ、私ハ國家ノ爲ニ非常ニ心配スベキ事柄デアルト思フノデアリマセガ、アナタハ決シテ左様ナ能クナデハナイコトヲ私ハ信ジテ居ルノデアリマセ、是カラ對策ヲ立テタイト云フノデアリマセ、只今申上セマシタ通り私ハ諒承ガ出來マセス、必ズキ選信大臣トシテハ斯ウ云フ對策ヲ立テタイト云フコトガオアリナラウト、私ハ信ジテ居ルノ

デアリマスガ、ソレヲ率直ニ此處テ御話ヲ願ヒタイト思ヒマス。

○勝國務大臣 電力事業ハ御承知ノ通り、我國ノ産業ノ殆ド基礎事業デアリマシテ、餘程ハ重大ナル問題デアリマス、カルガ故ニ之ヲ國家管理ニ移シテ以來、今日一年經ツテ來タ譯デアリマスガ、其ノ運営ニ關シマシテ、ドウモ若干遺憾ノ點ガアルト云フヤウナコトヲ展、開イテ居リマスシ、又此ノ議會ニ於テサウ云フ聲モ屢、拜承シテ次第デアリマス、ソレデ之ヲドウ直セバ宜イカト云フコトニ付キマシテハ、大分聞カサレテモ居リマスルシ、若干ノ腹案モ實ハ無イコトハナイノデアリマス、アリマスガ斯ウスル積リデアアル、之ヲ斯ウシテ、之ヲアヤル積リデアアルト云フコトヲ、マダ私ガ責任ヲ以テ發表スルダケノ時期デナイト考ヘテ居リマス、暫ク時日ヲ藉シテ載キマスレバ、必ズヤ諸君ノ期待ニ反セザルヤウナコトヲシテ見タイト考ヘテ居リマス。

○大本委員 選任大臣ノ御答辯ハ何ヤラ當テニナルヤウナ、ナラヌヤウナ御答辯デ、甚ダ私共ハ不滿ニ感ズルノデアリマス、ソレデハ私カラ端の御答辯ヲ致シマスガ、過般ノ電力飢饉ハ異常ノ早急ガ原因デアツタコトハ、是ハ固ヨリデアリマスガ、併シテガラ日本ノ電力事業ヲ主宰シテ居リマスル所ノ日本發送電會社ノ機構ガ完全デアリ

○委員長退席 中村(三)委員長代理著席

又之ヲ監督致シテ居リマスル所ノ電氣廳ノ組織ガ、遺漏ナク出來テ居ツタ致シマスレバ、決シテアレダケノ騒動ニハナラナカツタコトト信ジテ居ルノデアリマス、現ニ今回ノ電力飢饉ノ直接ノ原因ニナリマシタ

石炭ノ問題デアリマスガ、發送電會社程度ノ石炭ヲ消費致シマスル事業者ハ、外ニモ段々アルノデアリマス、然ルニソレ等ハ多少ノ支障ハアツタカモ存ジマセスガ、殆ド表面ニ現レル程ノ支障ナクシテ、完全ニ事業ヲ遂行シテ來テ居ツタデアリマス、又同ジ火力發電所ニ致シマシテモ、民間ニ持ツテ居リマスモノハ、何カ「キロ」ノモノデモ「フル」ニ全能力ヲ擧ゲテ活動致シマシタコトハ御承知ノ通りデアリマス、獨リ發送電會社ノミガ石炭ノ窮乏ニ苦ンダト言ウテモ宜イヤウナ譯ニナツテ居ルノデアリマスガ、是ハ何ガ爲ニ斯様ナコトニナツタカト申シマス、色々ナ原因モゴザイマスガ、其ノ最モ主ナルモノハ、私ハ日本發送電會社ノ機能ニ缺陷ガアル、之ヲ監督スル所ノ電氣廳ノ構成ニ、又無理ガアルコトヲ固ク信ジテ居ルノデアリマス、故ニ將來再ビ斯ルコトノナイヤウニ、是ガ對策ヲ講ズルト致シマスレバ、先ツ第一ニ此ノ點ニ向ツテ大斧鉞ヲ加ヘル、一大改正ヲ行フ必要ガアルノデアリマスガ、私ハ時間モゴザイマセスカラ端の御答辯致シマスガ、電力管理法ノ第三條ヲ變更スル御考ガアリマスルカドウカ、御伺シタイト思ヒマス。

○勝國務大臣 電力管理法ノ大體ノ組立ハ、電力管理法ノ第三條ニ、電力設備ノ建設又ハ變更ノ計畫及ビ電力料金、其ノ他電力受給ニ關スル重要ナル事項ハ、政府ガ之ヲ決定スル、斯ウ云フコトニナツテ居リマス、是ハ要スルニ電力事業ト云フガ如キ、極メテ高度ノ公益的國防ノ性質ヲ有スル事業ヲ、營業事業ノミニ委シテ置クコトハ宜シクナイ、是ハ國策ニ副フク國家本位ニ決定スル國家ノ機關ニ於テ、其ノ計畫ハ決メナ

ケレバナルマイ、斯ウ云フ立場デ、國家ガ之ヲ決定スルト云フコトニナツテ居リマス、而シテソレハ唯電力設備ノ建設、又ハ變更ノ計畫、電力料金、電力受給ニ關スル重要ナル事項ダケハ、國家ガ之ヲ決メル、併シ其ノ運営ニ至リマシテハ、會社ノ知識經驗ヲ十分ニ採入レテ遺憾ナキヲ期サナケレバナラス、此ノ政府ノ決定事項以外ノ一般ノ事項、即チ業務ノ運營ニ關スルコトハ、是ハ總テ民間會社ノ知識經驗ヲ、十分ニ發揮セシムルコトヲナツテ居ルノデアリマス、故ニ何處々々ノ水力發電ノコトヲヤレト斯ウ言ヘバ、大體ノコトヲ日本發送電會社ニ命令シテ、其ノ命令ニ基キテ、一切ノ設計其ノ他ト云フモノハ發送電會社ガ拵ヘテ、ソレヲ今度良イカ惡イカト云フコトヲ録ル、サウ云フナウナ建前ニナツテ、大體ノ基礎ダケハ政府ガ決メテ、運營ハ發送電會社ニ當ラシメル、斯ウ云フ建前ニナツテ居ルノデアリマス、但シ御承知ノ如ク會社ガ出來テマダ一年、電氣廳モ出來テ一年カヨコラシカナリマセヌノデ、設立當初ノ間ニハ色何ト申シマスガ、世話ヲ燒キ過ギタリ何カシタト云フコトモアルカモ知レマセス、ソコデ是ハ今後十分ニ其ノ邊ノコトハ檢討シテ、大體根本ハ政府ガ之ヲ決定スルガ、運營ハ日本發送電會社ニ委セルト云フコトヲ行キタイト思ツテ、今頻ニ研究ヲシテ居ル次第デアリマス。

○大本委員 御承知ノ通りニ一昨年電力管理法案ノ出マシタ時ニ、之ヲ通過セシメルニ當リマシテハ、衆議院ニ於テハ附帶決議トシテ「電力管理法ニ基キ電力管理ニ當リテハ政府ハ國策的ノ重要事項ヲ決定スルニ止メ電力業務運營ニ關シテハ發送電株式會社

ヲシテ民營ノ獨創的經營機能ヲ發揮セシムルコト」斯ウ云フ附帶決議ヲ附シテ通過セシメタコトハ御承知ノコトデアラウト思フノデアリマス、又貴族院ニ於キマシテモ同様希望決議事項トシテ「電力管理法第三條ノ規定ニ依ル電力設備ノ建設又ハ變更ノ計畫其ノ他ノ重要事項ノ決定ハ之ガ大綱ニ止メ日本發送電株式會社ヲシテ出來得ル限リ其ノ創意ヲ發揮シ得ル様留意スルコト」斯ウ云フ希望決議ヲ付シテ通過ヲサシテ居ルノデアリマス、然ルニ會社設立後ノ狀況ヲ見マスルト、此ノ兩院ノ附帶決議ガアルニ拘ラス、當局者ハ之ヲ無視シテ勝手ナ機構ニシテ居ルノデアリマス、私共ガ聞イテ居リマスル所ニ依リマスル、發電所ノ建設ナドハ固ヨリ僅ニ三百圓カ五百圓カノ發電所ノ修繕工事ニ對シテモ、電氣廳ハ一々發送電會社ノナルコトニ干涉スル、ソレガ爲ニ機會ヲ逸シテ、ミス／＼機嫌ノ傷ムノヲ坐視セネバナラスヤウナコトガ段々アツタト云フノデアリマス、又肝腎ノ石炭ノ買入ナドニ當リマシテモ、發送電會社ニハ殆ド其ノ機能ヲ與ヘテ居ラナイ、是ガ今回ノ電力飢饉ニ當リマシテモ、獨リ發送電會社ノミガ貧乏ニ引イタ主因ニナツテ居ルト思フノデアリマス、斯ノ如キコトハ決シテ電力管理法ヲ成立セシメタ議會ノ精神デナイト云フ、只今讀上ゲマシタ、兩院ノ附帶決議ニ依ツテモ明カナコトデアアラウト思フノデアリマス、今回ノ電力飢饉ニ當リマシテモ、私ハ發送電株式會社ノ考ナドヲソレトナク聞イテ見マスル、是デ行詰ツテ電力問題ガ天下ノヤカマシイ問題トナレバ丁度吾々ハ宜イ、出來得ルコトナラ成ベク混亂ヲシテ是ガ天下ノ大問題ニナルヤウニ断ツテ居ル、

○勝國務大臣 電力管理法ノ第三條ハ、先程御答辯ヲ申シ通りノ趣旨デアリマシテ、謂ハバハ電力國家管理ノ是ガ根本ニナツテ居リマス、ソレデアリマスカラ之ヲ速ニ削除スルノ勇氣ハ私ハ持チマセスガ、只今申シマシタ通りニ貴衆兩院ノ附帶決議ノ精神モ私固ヨリ同意デアリマス、故ニ此ノ條文ハ此ノ儘ニシテ置キマシテ、其ノ運

斯ウ云フヤウナ考デ居ツタ社員ガ私ハ澤山アツタト思フノデアリマス、ソレハ私共カラ考ヘテ見マシテモ、左様ナ心理状態ニナルコトモ無理カラスト思フ點ガ段々ニアルノデアリマシテ、事毎ニ電氣廳ガ干涉スル、是デハヤリ切レヌデナイカト云フヤウナ考カラ斯様ナコトニナツテ來タノデアアラウト思フノデアリマシテ、此ノ電力問題ノ根本的ニ解決ヲシテ將來斯様ナ不祥事ノナイコトヲ期セント致シマスルニハ、何ヨリモ此ノ管理法ノ出來タ時ノ立法精神ニ還元ヲシテ、サウシテ對策ヲ講ズルコトガ第一デアルト思フノデアリマスガ、併シ此ノ第三條ガアリマシテハ、私ハ前途頗ル憂心ニ堪ヘヌノデアリマス、假ニ此ノ第三條ヲ削除致シマシテモ御承知ノ通りニ我國ノ電氣事業ノ監督機構ト云フモノハ非常ニ強ク出來テ居リマスノデ、十分ニ政府トシテハ常軌ヲ逸スルヤウナコトノナイヤウニ監督ガ出來ル機能ガアルト私共ハ信ジテ居ルノデアリマシテ、若シ選任大臣ガ此ノ事ニ付テ革正ヲセネバナラスト云フ御考ガアルノナラバ、百尺竿頭一歩ヲ進メテ此ノ第三條ヲ除ノ勇斷ニ出ラレルコトガ最モ機宜ヲ得タ方法デアルト私共ハ信ズルノデアリマスガ、左様ノ御勇氣ハアリマセスカ、御伺シタイト思ヒマス。

○勝國務大臣 電力國家管理法ノ第三條ハ、先程御答辯ヲ申シ通りノ趣旨デアリマシテ、謂ハバハ電力國家管理ノ是ガ根本ニナツテ居リマス、ソレデアリマスカラ之ヲ速ニ削除スルノ勇氣ハ私ハ持チマセスガ、只今申シマシタ通りニ貴衆兩院ノ附帶決議ノ精神モ私固ヨリ同意デアリマス、故ニ此ノ條文ハ此ノ儘ニシテ置キマシテ、其ノ運

營ヲ巧ミニ致シマシテ、此ノ機構ヲ完全ニ利用スルコトニ依ツテ大本サンノ御希望モ十分ニ達シ、眞ニ此ノ電力管理法ト云フ制度ノ眞髓ヲ發揮シ得ルコトニシタイト思ヒマス。

○大本委員 此ノ問題ニ付テハ私ハ勝選任大臣ノ非常ナ御勇斷ヲ御願シタイト思フノデアリマスガ、併シ此處デ之ヲ色々論議スル時間モアリマセスカラ、一ツ私ハ勝選任ガ大所高所カラ致シテ百難ヲ排シテ此ノ問題ニ付テ適切ナル御裁斷ヲサレルコトヲ希望シテ置ク次第デアリマス。

○勝國務大臣 明年、明後年ノ電力供給ノ見透シニ付キマシテ、先般此ノ議會ニ於ケル議員ノ質疑ニ對シマシテ、選任大臣並ニ電氣廳長官ハ來年、再來年ノ供給關係ハ決シテ心配ハナイ、圓滑ニ行ク豫定ニナツテ居ルト云フコトヲ御答辯ニナツテ居ルノデアリマス、然ルニ増田日本發送電總裁ハ昨秋電力供給ニ付テハ明年、明後年ガ最モ心配デアルト云フヤウナコトヲ公言ヲサレテ居ルノデアリマス、選任大臣並ニ電氣廳長官ノ言明ト日本ノ電力事業ヲ總括シテ居リマス所ノ發送電株式會社ノ言明スルコトガ斯様ニ相違シテ居リマスコトハ、國民ニ非常ノ不安ト疑惑トヲ懷カス譯デアリマスガ、一體ドウ云フ譯ヲ斯様ナコトガ出來テ居ルノデアリマスガ、日本發送電會社總裁ノ言明ニ對シテハ、選任大臣並ニ電氣廳長官ハ如何ナル御感シヲシテ居ラレマスカ、承リタイト思ヒマス。

○勝國務大臣 明年度、明後年度ノ電力供給關係ニ付キマシテハ、過般ノ委員會ニ於テ私ハ大丈夫デアルト云フコトヲ申上ゲテ置イタルデアリマス、ソレハ第一ハ役人

ガ机ノ上デ「プラン」ヲ立テテ大丈夫デアルト云フタケデナイノデアリシテ、電力審議會ト云フ會ガゴザイマシテ、是ハ謂ハバ民間ノ此ノ方面ノ智能ヲ集メテ會デアリマス、ソレ等ノ人ノ十分ナル檢討ヲ經テ、先ヅ五年計畫ヲ立テテ、是ナラバ大丈夫ト、電力ノ需要ノ増加ヲ十分見テ、其ノ爲ニ之ニ對應スル發電計畫ヲ立テテ、是ナラバ宜シイト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、ソレデアリマスカラ、私ハ五年八年ノ後ハ今カラ申上ゲ兼ねマスケレドモ、少クトモ明年度明後年度ノ電力ノ供給ニ付キマシテハ、不安ハナイト信ジテ居ルノデアリマス、然ルニ發送電株式會社ノ増田ト申ス者ガ左様ナコトヲ言ツタサウデアリマスケレドモ、私ハ直接話モ聴キマセシ、與リ知ラナイコトデアリマスカラ、先ヅ此ノ際ハ政府ノ言明ヲ國民ハ御信用下サツテ宜カラウト思ヒマス。

○大本委員 御話ヲ聴イテ見ルト、私ハ益不安ニ堪ヘヌノデアリマスガ、アナタハ只今モ發送電會社ノ總裁ノ増田ト云フ者ガ斯ウ云フコトヲ言ウタト云フヤウナ言辭ヲ弄セラレルノデアリマスルガ、發送電會社ト云フモノハ御承知ノ通り七億何千万圓ノ資本ヲ擁シテ居リマス日本最大ノ國策會社デアリマス、又是ガ總裁モ日本ニ於ケル電力界ノ權威ト云ハレテ居ル人デアリマシテ、重要ナ地位ニ於テハ餘リ私ハ大差ノナイ人デアルト思ウテ居ルノデアリマス、又選任大臣トシテハ苟モ發送電株式會社總裁トシテ之ヲ信任シテ、此ノ大キナ何億圓ト云フ資本ノ掛ツテ居リマス事業ヲ主宰セシメテ居ル以上、之ニ對シテハ相當ノ敬意モ拂ヒ、

相當ノ信任モスベキモノデアルノデアリマシテ、若シ其ノ信任ガナク、敬意ヲ表スルニ足ラスト御考ニナレバ、ソレコソ政府ノ機能ヲ發動サレテ速ニ更迭ヲサシタラ宜イト私ハ考ヘルノデアリマス、然ルニ何ゾヤ、其ノ儘此ノ重要ナル地位ニ居ラシナガラ、此ノ公開ノ席上ニ於テ増田ト云フ者ガ左様ナコトヲ言ウタサウデアラガ、吾々ハ存ジテ居ラス、ソレハ一體何タル御言葉デアリマスガ、アナタハ發送電總裁ト云フモノヲ左様ニ輕ク見テ居ラレルノデアリマスカ、此ノアナタノヤウナ御考ガ一體選任者ノ役人ニアルト、ソレガ此ノ間内ノ電力飢饉ヲ招來シク最大原因デアルト思フノデアリマス、諸ニ開フニ落チズ語ルニ落ツト云フコトガアリマスルガ、只今ノ御言葉ハ私ハ此ノ該通りデアルト思フノデアリマシテ、如何ニ從來ノ日本發送電會社ノ組織ガ誤ラレテ居ツタカ、又電氣廳ノ越權事項ガ甚シカツタカト云フコトハ、只今ノアナタノ一言ニ依ツテモ分ルト思フノデアリマスルガ、一體發送電會社ノ總裁ト云フモノヲ、アナタハ左様ニ輕ク見テ居ラレルノデアリマスカ、ソレヲ先ニ御伺シタイト思ヒマス。

○勝國務大臣 言葉ノ尻ヲ餘リ押ヘナイヤウニ願ヒタイ、私ハ斯ウ言ツタノデス、發送電會社ノ總裁ガ、政府ノ方針モ何モ聴カズシテ、サウ輕クシク來年ガ危イ、再來年ガ危イト云フコトヲ言フ管ガナイガ増田ト云フ人ガウシナコトヲ言ツタサウデアルト云フ、サウ云フ意味ニ言ツタノデス、別ニ輕視スルトカ、重視スルトカ云フ意味デハアリマセスカラ、ソコハ御諒解ヲ願ヒタイ、唯私ノ申上ゲタイコトハ、是ハ役所ノ机上バカリデ作ツタ「プラン」デハナイ、電力

デアリマスガ、ソレヲ率直ニ此處テ御話ヲ願ヒタイト思ヒマス

○勝國務大臣 電力事業ハ御承知ノ通り、我國ノ産業ノ殆ド基礎事業デアリマシテ、餘程ハ重大ナル問題デアリマス、カルガ故ニ之ヲ國家管理ニ移シテ以來、今日一年經ツテ來タ譯デアリマスガ、其ノ運営ニ關シマシテ、ドウモ若干遺憾ノ點ガアルト云フヤウナコトヲ屢、聞イテ居リマスシ、又此ノ議會ニ於テサウ云フ聲モ屢、拜承シタ次第デアリマス、ソレデ之ヲドウ直セバ宜イカト云フコトニ付キマシテハ、大分聞カサレテモ居リマスルシ、若干ノ腹案モ實ハ無イコトハナイノデアリマス、アリマスガ斯ウスル積リデアアル、之ヲ斯ウシテ、之ヲアヤル積リデアアルト云フコトヲ、マダ私ガ責任ヲ以テ發表スルダケノ時期デナイト考ヘテ居リマスノデ、暫ク時日ヲ藉シテ載キマスレバ、必ズヤ諸君ノ期待ニ反セザルヤウナコトヲシテ見タイト考ヘテ居リマス

○大本委員 選信大臣ノ御答辯ハ何ヤラ常ニナルヤウナ、ナラヌヤウナ御答辯デ、甚ダ私共ハ不滿ニ感ズルノデアリマス、ソレデハ私カラ端ノ御答ヲ致シマスガ、過般ノ電力飢饉ハ異常ノ早魘ガ原因デアツタコトハ、是ハ固ヨリデアリマスガ、併シナガラ日本ノ電力事業ヲ主宰致シテ居リマスル所ノ日本發送電氣社ノ機構ガ完全デアリ(委員長退席 中村(三)委員長代理著席)

又之ヲ監督致シテ居リマスル所ノ電氣廳ノ組織ガ、遺漏ナク出來テ居ツタト致シマスレバ、決シテアレダケノ騒動ニハナラナカツタコトト信ジテ居ルノデアリマス、現ニ今回ノ電力飢饉ノ直接ノ原因ニナリマシタ

石炭ノ問題デアリマスガ、發送電氣社程度ノ石炭ヲ消費致シマスル事業者ハ、外ニモ段々アルノデアリマス、然ルニソレ等ハ多少ノ支障ハアツタカモ存ジマセウガ、殆ド表面ニ現レル程ノ支障ナクシテ、完全ニ事業ヲ遂行シテ來テ居ツタノデアリマス、又同ジ火力發電所ニ致シマシテモ、民間ニ持ツテ居リマスモノハ、何万「キロ」ノモノデモ「フル」ニ全能力ヲ擧ゲテ活動致シマシタコトハ御承知ノ通りデアリマス、獨リ發送電氣社ノミガ石炭ノ窮乏ニ苦シダト云ウデモ宜イヤウナ譯ニナツテ居ルノデアリマスガ、是ハ何ガ爲ニ斯様ナコトニナツタカト申シマス、色々ナ原因モゴザイマスガ、其ノ最モ主ナルモノハ、私ハ日本發送電氣社ノ機能ニ缺陷ガアル、之ヲ監督スル所ノ電氣廳ノ構成ニ、又無理ガアルコトヲ聞ク信ジテ居ルノデアリマス、故ニ將來再ビ斯ルコトノナイヤウニ、是ガ對策ヲ講ズルト致シマスレバ、先づ第一ニ此ノ點ニ向ツテ大斧鉞ヲ加ヘル、一大改正ヲ行フ必要ガアルノデアリマスガ、私ハ時間モゴザイマセウカラ端ノ御答ヲ致シマスガ、電力管理法ノ第三條ヲ變更スル御答ガアリマスルカドウカ、御伺シタイト思ヒマス

○勝國務大臣 電力管理法ノ大體ノ組立ハ、電力管理法ノ第三條ニ、電力設備ノ建設又ハ變更ノ計畫及ビ電力料金、其ノ他電力供給ニ關スル重要ナル事項ハ、政府ガ之ヲ決定スル、斯ウ云フコトニナツテ居リマス、是ハ要スルニ電力事業ト云フガ如キ、極メテ高度ノ公益ノ國防ノ性質ヲ有スル事業ヲ、營利事業ニミシテ置カコトハ宜シクナイ、是ハ國策ニ副フテ國家本位ニ決定スル國家ノ機關ニ於テ、其ノ計畫ハ決メナ

ケレバナルマイ、斯ウ云フ立場デ、國家ガ之ヲ決定スルト云フコトニナツテ居リマス、而シテソレハ唯電力設備ノ建設、又ハ變更ノ計畫、電力料金、電力供給ニ關スル重要ナル事項ダケハ、國家ガ之ヲ決メ、併シ其ノ運営ニ至リマシテハ、會社ノ知識經驗ヲ十分ニ採入レテ遺憾ナキヲ期サナケレバナラス、此ノ政府ノ決定事項以外ノ一般ノ事項、即チ業務ノ運営ニ關スルコトハ、是ハ總テ民間會社ノ知識經驗ヲ、十分ニ發揮セシムルコトヲナツテ居ルノデアリマス、故ニ何處々キノ水力發電ノコトヲヤレト斯ウ言ヘバ、大體ノコトヲ日本發送電氣社ニ命ジテ、其ノ命令ニ基イテ、一切ノ設計其ノ他ト云フモノハ發送電氣社ガ拵ヘテ、ソレヲ今度良イカ惡イカト云フコトヲ練ル、サウ云フナウナ建前ニナツテ、大體ノ基礎ダケハ政府ガ決メテ、運営ハ發送電氣社ニ當ラシメル、斯ウ云フ建前ニナツテ居ルノデアリマス、但シ御承知ノ如ク會社ガ出來テマダ一年、電氣廳モ出來テ一年カソコラシカナリマセウノデ、設立當初ノ間ニハ色色何ト申シマスガ、世話ヲ焼キ過ギタリ何カシト云フコトモアルカモ知レマセウ、ソコデ是ハ今後十分ニ其ノ邊ノコトハ檢討シテ、大體根本ハ政府ガ之ヲ決定スルガ、運営ハ日本發送電氣社ニ委セルト云フコトヲ行キタイト思ツテ、今頻ニ研究ラシテ居ル次第デアリマス

○大本委員 御承知ノ通りニ一昨年電力管理法案ヲ出マシタ時ニ、之ヲ通過セシメルニ當リマシテハ、衆議院ニ於テハ附帶決議トシテ「電力管理法ニ基キ電力管理ニ當リデハ政府ハ國策ノ重要事項ヲ決定スルニ止メ電力業務營運ニ關シテハ發送電氣株式會社

斯ウ云フヤウナ考デ居ツタ社員ガ私ハ澤山アツタト思フノデアリマス、ソレハ私共カラ考ヘテ見マシテモ、左様ナ心理状態ニナルコトモ無理カラスト思フ點ガ段々ニアルノデアリマシテ、事毎ニ電氣廳ガ干渉ヲスル、是デハヤリ切レズデナイカト云フヤウナ考カラ斯様ナコトニナツテ來タノデアラウト思フノデアリマシテ、此ノ電力問題ノ根本的ニ解決ヲシテ將來斯様ナ不祥事ノナイコトヲ期セント致シマスルニハ、何ヨリモ此ノ管理法ノ出來タ時ノ立法精神ニ還元ヲシテ、サウシテ對策ヲ講ズルコトガ第一デアルト思フノデアリマスガ、併シ此ノ第三條ガアリマシテハ、私ハ前途頗ル憂心ニ堪ヘスノデアリマス、假ニ此ノ第三條ヲ削除致シマシテモ御承知ノ通りニ我國ノ電氣事業ノ監督機構ト云フモノハ非常ニ強ク出來テ居リマスノデ、十分ニ政府トシテハ常軌ヲ逸スルヤウナコトノナイヤウニ監督ガ出來ル機能ガアルト私共ハ信ジテ居ルノデアリマシテ、若シ選信大臣ガ此ノ事ニ付テ革正ヲセバナラヌト云フ御答ガアルノナラバ、百尺竿頭一歩ヲ進メテ此ノ第三條ヲ除ノ勇斷ニ出ラレコトガ最モ機宜ヲ得タ方法デアルト私共ハ信ズルノデアリマスガ、左様ノ御勇氣ハアリマセウカ、御伺シタイト思ヒマス

○勝國務大臣 電力國家管理法ノ第三條ハ、先程御答辯ヲ申シタ通りノ趣旨デアリマシテ、謂ハバハ電力國家管理ノ是ガ根本ニナツテ居リマス、ソレデアリマスカラ之ヲ速ニ削除スルノ勇氣ハ私ハ持チマセウガ、只今申シマシタ通りニ貴衆兩院ノ附帶決議ノ精神モ私固ヨリ同意デアリマス、故ニ此ノ條文ハ此ノ儘ニシテ置キマシテ、其ノ趣

○勝國務大臣 明年、明後年度ノ電力供給關係ニ付キマシテハ、過般ノ委員會ニ於テ私ハ大丈夫デアルト云フコトヲ申上ゲテ價イタイノデアリマス、ソレハ第一是ハ役人

○勝國務大臣 言葉ノ尻ノ餘リ押ヘナイヤウニ願ヒタイ、私ハ斯ウ言ツタノデス、發送電氣社ノ總裁ガ、政府ノ方針モ何モ聽カズシテ、サウ輕々シク來年ガ危イ、再來年ガ危イト云フコトヲ言フ答ガナイガ増田ト云フ人ガウシテコトヲ言ツタサウデアルト云フ、サウ云フ意味ニ言ツタノデス、別ニ輕視スルトカ、重視スルトカ云フ意味デハアリマセウカ、ソコハ御理解ヲ願ヒタイ、唯私ノ申上ゲタイコトハ、是ハ役所ノ机上バカリデ作ツタ「プラン」デハナイ、電力

相當ノ信任モスベキモノデアルノデアリマシテ、若シ其ノ信任ガナク、敬意ヲ表スルニ足ラヌト御考ニナレバ、ソレコソ政府ノ機能ヲ發動サレテ速ニ更迭ヲサシタラ宜イト私ハ考ヘルノデアリマス、然ルニ何ゾヤ、其ノ儘此ノ重要ナル地位ニ居ラシナガラ、此ノ公開ノ席上ニ於テ増田ト云フ者ガ左様ナコトヲ言ウタサウデアアルガ、吾々ハ存ジテ居ラス、ソレハ一體何タル御言葉デアリマスカ、アナタハ發送電氣社ト云フモノヲ左様ニ輕ク見テ居ラレノデアリマスカ、此ノアナタノヤウナ御考ガ一體選信省ノ役人ニアルト、ソレガ此ノ間内ノ電力飢饉ヲ招來シタ最大原因デアルト思フノデアリマス、誠ニ問フニ落チズ語ルニ落ツト云フコトガアリマスガ、只今ノ御言葉ハ私ハ此ノ點通りデアルト思フノデアリマシテ、如何ニ從來ノ日本發送電氣社ノ組織ガ誤ラレテ居ツタカ、又電氣廳ノ越權事項ガ甚クツタカト云フコトハ、只今ノアナタノ一言ニ依ツテモ分ルト思フノデアリマスガ、一體發送電氣社ノ總裁ト云フモノヲ、アナタハ左様ニ輕ク見テ居ラレノデアリマスカ、ソレヲ先ニ御伺シタイト思ヒマス

デアリマスガ、ソレヲ率直ニ此處テ御話ヲ願ヒタイト思ヒマス。

○勝國務大臣 電力事業ハ御承知ノ通り、我國ノ産業ノ殆ド基礎事業デアリマスシテ、餘程ハ重大ナル問題デアリマス、カルガ故ニ之ヲ國家管理ニ移シテ以來、今日一年經テ來テ譯デアリマスガ、其ノ運轉ニ關シマシテ、ドウモ若干遺憾ノ點ガアルト云フヤウナコトヲ屢、開イテ居リマスシ、又此ノ議會ニ於テサウ云フ聲モ屢、拜承シタ次第デアリマス、ソレデ之ヲドウ直セバ宜イカト云フコトニ付キマシテハ、大分聞カサレテモ居リマスシ、若干ノ腹案モ實ハ無イコトハナイノデアリマス、アリマスガ斯ウスル積リテアル、之ヲ斯ウシテ、之ヲアヤル積リテアルト云フコトヲ、マダ私ガ責任ヲ以テ發表スルダケノ時期デナイト考ヘテ居リマス、暫ク時日ヲ藉シテ載キマスレバ、必ズヤ諸君ノ期待ニ反セザルヤウナコトヲシテ見タイト考ヘテ居リマス。

○大本委員 選任大臣ノ御答辯ハ何ヤラ當テニナルヤウナ、ナラヌヤウナ御答辯デ、甚ダ私共ハ不滿ニ感ズルノデアリマス、ソレデハ私カラ端的ニ御答ヲ致シマスガ、過般ノ電力飢饉ハ異常ノ早魘ガ原因デアツタコトハ、是ハ固ヨリデアリマスガ、併シナガラ日本ノ電力事業ヲ主宰致シテ居リマスル所ノ日本發送電氣社ノ機構ガ完全デアリ

石炭ノ問題デアリマスガ、發送電氣社程度ノ石炭ヲ消費致シマスル事業者ハ、外ニモ段々アルノデアリマス、然ルニソレ等ハ多ク少ク支障ハアツタカモ存シマセウガ、殆ド表面ニ現レル程ノ支障ナクシテ、完全ニ事業ヲ遂行シテ來テ居ツタノデアリマス、又同ジ火力發電所ニ致シマシテモ、民間ニ持ツテ居リマスモノハ、何カ「キロ」モノデモ「フル」ニ全能力ヲ擧ゲテ活動致シマシタコトハ御承知ノ通りデアリマス、獨リ發送電氣社ノミガ石炭ノ窮乏ニ苦シタコト言ウテモ宜イヤウナ譯ニナツテ居ルノデアリマスガ、是ハ何ガ爲ニ斯様ナコトニナツタカト申シマス、色々ナ原因モゴザイマスガ、其ノ最モ主ナルモノハ、私ハ日本發送電氣社ノ機能ニ缺陷ガアル、之ヲ監督スル所ノ電氣廳ノ構成ニ、又無理ガアルコトヲ固ク信ジテ居ルノデアリマス、故ニ將來再ビ斯ルコトノナイヤウニ、是ガ對策ヲ講ズルト致シマスレバ、先ツ第一ニ此ノ點ニ向ツテ大斧鉞ヲ加ヘル、一大改正ヲ行フ必要ガアルノデアリマスガ、私ハ時間モゴザイマセウカラ端的ニ御答ヲ致シマスガ、電力管理法ノ第三條ヲ變更スル御答デアリマスカドウカ、御伺シタイト思ヒマス。

○勝國務大臣 電力管理法ノ大體ノ組立ハ、電力管理法ノ第三條ニ、電力設備ノ建設又ハ變更ノ計畫及ビ電力料金、其ノ他電力受給ニ關スル重要ナル事項ハ、政府ガ之ヲ決定スル、斯ウ云フコトニナツテ居リマス、是ハ要スルニ電力事業ト云フガ如キ、極メテ高度ノ公益ノ國防ノ性質ヲ有スル事業ヲ、營利事業ニミシテ置キテコトハ宜シクナイ、是ハ國策ニ副ツタ國家本位ニ決定スル國家ノ機關ニ於テ、其ノ計畫ハ決メナ

ケレバナルマイ、斯ウ云フ立場デ、國家ガ之ヲ決定スルト云フコトニナツテ居リマス、而シテソレハ唯電力設備ノ建設、又ハ變更ノ計畫、電力料金、電力受給ニ關スル重要ナル事項ダケハ、國家ガ之ヲ決メ、併シ其ノ運轉ニ至リマシテハ、會社ノ知識經驗ヲ十分ニ採入レテ遺憾ナキヲ期サナケレバナラス、此ノ政府ノ決定事項以外ノ一般ノ事項、即チ業務ノ運轉ニ關スルコトハ、是ハ總テ民間會社ノ知識經驗ヲ、十分ニ發揮セシムルコトヲナツテ居ルノデアリマス、故ニ何處々々ノ水力發電ノコトヲヤレト斯ウ言ヘバ、大體ノコトヲ日本發送電氣社ニ命ジテ、其ノ命令ニ基イテ、一切ノ設計其ノ他ト云フモノハ發送電氣社ガ拵ヘテ、ソレヲ今度良イカ惡イカト云フコトヲ練ル、サウ云フナウナ建前ニナツテ、大體ノ基礎ダケハ政府ガ決メテ、運轉ハ發送電氣社ニ當ラシメル、斯ウ云フ建前ニナツテ居ルノデアリマス、但シ御承知ノ如ク會社ガ出來テマダ一年、電氣廳モ出來テ一年カソコラシカナリマセウ、設立當初ノ間ニハ色色何ト申シマスガ、世話ヲ焼キ過ギタリ何カシタト云フコトモアルカモ知レマセウ、ソコデハ今後十分ニ其ノ邊ノコトハ檢討シテ、大體根本ハ政府デ之ヲ決定スルガ、運轉ハ日本發送電氣社ニ委セルト云フコトヲ行キタイト思ツテ、今般ニ研究ヲシテ居ル次第デアリマス。

○大本委員 御承知ノ通りニ一昨年電力管理法案ノ出マシタ時、之ヲ通過セシメルニ當リマシテハ、衆議院ニ於テハ附帶決議トシテ「電力管理法ニ基キ電力管理ニ當リテハ政府ハ國策ノ重要事項ヲ決定スルニ止メ電力業務運轉ニ關シテハ發送電氣株式會社

ヲシテ民營ノ獨創的經營機能ヲ發揮セシムルコト」斯ウ云フ附帶決議ヲ附シテ通過セシメタコトハ御承知ノコトデアラウト思フノデアリマス、又貴族院ニ於キマシテモ同様希望決議事項トシテ「電力管理法第三條ノ規定ニ依ル電力設備ノ建設又ハ變更ノ計畫其ノ他ノ重要事項ノ決定ハ之ガ大綱ニ止メ日本發送電氣株式會社ヲシテ出來得ル限リ其ノ創意ヲ發揮シ得ル程度留意スルコト」斯ウ云フ希望決議ヲ付シテ通過ヲサシテ居ルノデアリマス、然ルニ會社設立後ノ狀況ヲ見マスルト、此ノ兩院ノ附帶決議ガアルニ拘ラズ、當局者ハ之ヲ無視シテ勝手ナ機構ニシテ居ルノデアリマス、私共ガ開イテ居リマスル所ニ依リマスル、發電所ノ建設ナドハ固ヨリ僅ニ三百圓カ五百圓カノ發電所ノ修繕工事に對シテモ、電氣廳ハ一々發送電氣社ノヤルコトニ干渉スル、ソレガ爲ニ機會ヲ逸シテ、ミス／＼機構ノ傷ムノヲ坐視セネバナラスヤウナコトガ段々アツタト云フノデアリマス、又肝腎ノ石炭ノ買入ナドニ當リマシテモ、發送電氣社ハ殆ド其ノ機能ヲ與ヘテ居ラナイ、是ガ今般ノ電力飢饉ニ當リマシテモ、獨リ發送電氣社ノミガ貧乏ヲ引イタ主因ニナツテ居ルト思フノデアリマス、斯ノ如キコトハ決シテ電力管理法ヲ成立セシメタ議會ノ精神デナイトコトハ、只今讀上ゲマシタ、兩院ノ附帶決議ニ依ツテモ明白ナコトデアアラウト思フノデアリマス、今回ノ電力飢饉ニ當リマシテモ、私ハ發送電氣社社員ノ考ナドヲソレトナク開イテ見マスル、是デ行詰ツテ電力問題ガ天下ノヤカマシイ問題トナレバ丁度吾々ハ宜イ、出來得ルコトナラ成ベク混亂ヲシテ是ガ天下ノ大問題ニナルヤウニ新ツテ居ル、

ガ机上デ「プラン」ヲ立テテ大丈夫デアルト云フツタケデナイノデアリシテ、電力審議會ト云フ會ガゴザイマシテ、是ハ所謂ハバ民間ノ此ノ方面ノ智能ヲ集メテ會デアリマス、ソレ等ノ人ノ十分ナル検討ヲ經テ、先ツ五年計畫ヲ立テテ、是ナラバ大丈夫ト、電力ノ需要ノ増加ヲ十分見テ、其ノ爲ニ之ニ對應スル發電計畫ヲ立テテ、是ナラバ宜イコト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、ソレデアリマスカラ、私ハ五年八年ノ後ハ今カラ申上ゲ餘ナラズケレドモ、少クトモ明年度明後年度ノ電力ノ供給ニ付キマシテハ、不安ハナイト信ジテ居ルノデアリマス、然ルニ發送電氣社ノ増田ト申ス者ガ左様ナコトヲ言ツタサウデアリマスケレドモ、私ハ直接電話モ聽キマセウシ、與リ知ラナイコトデアリマスカラ、先ツ此ノ際ハ政府ノ宣明ヲ國民ハ御信用下サツテ宜カラウト思ヒマス。

○大本委員 御話ヲ聽イテ見ルト、私ハ益々不安ニ堪ヘヌノデアリマスガ、アナタハ只今發送電氣社ノ總裁ノ増田ト云フ者ガ斯ウ云フコトヲ言ウタト云フヤウナ言辭ヲ弄セラレルノデアリマスガ、發送電氣社ト云フモノハ御承知ノ通り七億何千萬圓ノ資本ヲ擁シテ居リマス日本最大ノ國策會社デアリマス、又是ガ總裁モ日本ニ於ケル電力界ノ權威ト云ヘテ居ル人デアリマシテ、重要ナル地位ニ於テハ餘リ私ハ大差ノナイ人デアルト思フテ居ルノデアリマス、又運信當局トシテハ荷發送電氣社總裁トシテ之ヲ信任シテ、此ノ大キナ何億圓ト云フ資本ノ掛ツテ居リマス事業ヲ主宰セシメテ居ル以上、之ニ對シテハ相當ノ敬意モ拂ヒ、

相當ノ信任モスベキモノデアルノデアリマシテ、若シ其ノ信任ガナク、敬意ヲ表スルニ足ラヌト御考ニナレバ、ソレコソ政府ノ機能ヲ發動サレテ速ニ更迭ヲサシタラ宜イト私ハ考ヘルノデアリマス、然ルニ何ゾヤ、其ノ儘此ノ重要ナル地位ニ居ラシナガラ、此ノ公開ノ席上ニ於テ増田ト云フ者ガ左様ナコトヲ言ウタサウデアラガ、吾々ハ存ジテ居ラス、ソレハ一體何タル御言葉デアリマスガ、アナタハ發送電氣社ト云フモノヲ左様ニ輕ク見テ居ラレドモデアリマス、此ノアナタノヤウナ御考ガ一體運信省ノ役人ニアルト、ソレガ此ノ間内ノ電力飢饉ヲ招來シタ最大原因デアルト思フノデアリマス、諺ニ「聞フニ落チズ」語ルニ「落ツト云フ」コトガアリマスガ、只今ノ御言葉ハ私ハ此ノ通りデアルト思フノデアリマシテ、如何ニ從來ノ日本發送電氣社ノ組織ガ誤ラレテ居ツタカ、又電氣廳ノ越權事項ガ甚カツタカト云フコトハ、只今ノアナタノ一言ニ依ツテモ分ルト思フノデアリマスガ、一體發送電氣社ノ總裁ト云フモノヲ、アナタハ左様ニ輕ク見テ居ラレドモデアリマス、ソレヲ先ニ御伺シタイト思ヒマス。

斯ウ云フヤウナ考テ居ツタ社員ガ私ハ澤山アツタト思フノデアリマス、ソレハ私共カラ考ヘテ見マシテモ、左様ハ心理狀態ニナルコトモ無理カラヌト思フ點ガ段々ニアルノデアリマシテ、事毎ニ電氣廳ガ干渉スル、是デハヤリ切レスデナイカト云フヤウナ考カラ斯様ナコトニナツテ來タノデアラウト思フノデアリマシテ、此ノ電力問題ノ根本的ニ解決ヲシテ將來斯様ナ不祥事ノナイコトヲ期セント致シマスルニハ、何ヨリモ此ノ管理法ノ出來タ時ノ立法精神ニ還元ヲシテ、サウシテ對策ヲ講ズルコトガ第一デアルト思フノデアリマスガ、併シ此ノ第三條ガアリマシテハ、私ハ前途頗ル憂心ニ堪ヘヌノデアリマス、假ニ此ノ第三條ヲ削除致シマシテモ御承知ノ通りニ我國ノ電氣事業ノ監督機構ト云フモノハ非常ニ強ク出來テ居リマス、十分ニ政府トシテハ常軌ヲ逸スルヤウナコトノナイヤウニ監督ガ出來ル機能ガアルト私共ハ信ジテ居ルノデアリマシテ、若シ選任大臣ガ此ノ事ニ付テ革正ヲセネバナラヌト云フ御考ガアルノナラバ、百尺竿頭一歩ヲ進メテ此ノ第三條ヲ削除ノ勇斷ニ出ラレトコトガ最モ機宜ヲ得テ方法デアルト私共ハ信ズルノデアリマスガ、左様ノ御勇氣ハアリマセウカ、御伺シタイト思ヒマス。

○勝國務大臣 電力國家管理法ノ第三條ハ、先程御答辯ヲ申シタ通りノ趣旨デアリマシテ、謂ハバ是ハ電力國家管理ノ是ガ根本ニナツテ居リマス、ソレデアリマスカラ之ヲ速ニ削除スルノ勇氣ハ私ハ持チマセウガ、只今申シマシタ通りニ貴衆兩院ノ附帶決議ノ精神モ私固ヨリ同意デアリマス、故ニ此ノ條文ハ此ノ儘ニシテ置キマシテ、其ノ運

營ヲ巧ミニ致シマシテ、此ノ機構ヲ完全ニ利用スルコトニ依ツテ大本サンノ御希望モ十分ニ達シ、眞ニ此ノ電力管理法ト云フ制度ノ眞髓ヲ發揮シ得ルコトニシタイト思ヒマス。

○大本委員 此ノ問題ニ付テハ私ハ勝選信大臣ノ非常ナ御勇斷ヲ御願シタイト思フノデアリマスガ、併シ此處デ之ヲ色々論議スル時間モアリマセウカラ、一ツ私ハ勝選信ガ大所高所カラ致シテ百難ヲ排シテ此ノ問題ニ付テ適切ナル御裁斷ヲサレルコトヲ希望シテ置ク次第デアリマス。

○勝國務大臣 明年度、明後年度ノ電力供給關係ニ付キマシテハ、過般ノ委員會ニ於テ私ハ大丈夫デアルト云フコトヲ申上ゲテ置イタノデアリマス、ソレハ第一是ハ役人

審議會ト云フ相當權威アルモノノ審議ヲ經テ作ツタ案デアリマスカラ、是ハ御安心ヲ願ヒタイ、斯様ニ申シタノデス

○大本委員 アナタハ色々コトヲ言ウテ置イテハ後テ取消スコトガ中々オ上手デゴザイマスガ、先刻アナタノ申サレタコトハ決シテ無意識ニ出テ言葉デナイト私ハ信ジテ居ルノデアリマス、併シ是ハ追究致シマセムガ、アナタノ只今ノ御言葉ノ中ニ、政府ノ監督ヲ受テ居ル所ノ日本發送電ノ總裁ガ、左様ナコトハ言ハスト思フト仰セラレタノデアリマスガ、現ニサウ言ツテ居リマス、又其ノ當時ノ新聞ニモ大々的ニ報道サレテ居リマスカラ、是ハ言ウテ居ルコトハ確カデアリマスガ、若シソレヲ言ウテ居ツタトスレバ、アナタハ發送電社ノ總裁ニ對シテドウ云フ處置ヲサレル積リデアリマスカ、承リタイト思ヒマス

○勝國務大臣 言ウテ居タツカ、言ウテ居ラナイカ知りマセムガ、若シサウ云フコトヲ言ウテ居ツタトスレバ、ドウ云フ趣旨デアリマスカ、能ク本人ノ言ヒ分モ聽イテ見ナケレバ、處置ヲドウスル所スルコト言ツテモ、今御答スル譯ニハ行キマセム

○大本委員 ソレガドウモ私共トシテハ甚ダ氣ニ食ハスノデアリマシテ、只今モ申上グタ如ク發送電社總裁ト云フモノハ、我國電力事業ヲ總轄シテ居ル國家ニ取リマシテモ非常ニ重要ナ地位ニ居ルモノデアリマス、其ノ若ク言動ヲアナタノ如ク輕ク御考ニナツテ居リマスルト色々ナ問題ガ出來マスカラ、其ノ事ハ能ク御注意ニナラネバイカスト私ハ考ヘルノデアリマス、又只今アナタノ仰セラレタ明年、明後年ノ電力需給ノ關係ハ決シテ役人ガ机上デ立テタ「プラン」ニニ副ヒマスヤウニ、國民ガ安心致シマスヤ

デハナイ、電力審議會ニ掛ケテ決定シタモノデアルカラ、自分ハソレヲ信用シテ居ル、斯様ナ御話デアリマスガ、是亦私ハ大キナ間違ヒデアルト思フノデアリマス、固ヨリ電力審議會ナルモノガアルコトハ私共モ承知シテ居リマス、又其ノ委員ニハ練達堪能ナ人ヲ網羅スルコトニナツテ居ルト云フコトモ承知シテ居リマスガ、現狀デハ、甚ダ失禮ナ中分カモ知レマセムガ、決シテ練達堪能ナ人ノミガ寄ツテ居ル譯デハナイノデアリマシテ、私共カラ露骨ニ申上ゲマスルト、成ベク選信省ノ言フコトヲ唯々諸君ト背ク人、所謂「ロボット」ニナツテ、選信省ノ意見ニ一モ二モナク賛成スルヤウナ人ヲ大體選シテ此ノ委員會ヲ組織シテ居ルト思フノデアリマス、固ヨリ申ニ私共ガ考ヘテ見マシテモ、此ノ人ナラ電力事業ニ精通シテ居ルト云フヤウナ人モ三四アリマスガ、左様ナ人ガ侃々諤々ノ議論ヲ唱ヘマシテモ、決シテ通ラヌヤウナ組織ニ最初カラキツテ居ルト私ハ考ヘルノデアリマシテ、斯様ナモノハ私共カラ言ハセムト何等頼リニ思フニ足ラスノデアリマス、若シ選信大臣ガ此ノ電力審議會ナルモノヲ非常ニ重要ニ御考ニナツテ、ソレガ決議事項デヤカラ間違ヒナイト云フヤウナコトヲ私ハ御信ジニナツテ居ルトスレバ、是モ大キナ間違ヒノ本デアラウト考ヘルノデアリマシテ、私ハ此ノ電力審議會ノ組織ニ付テモ選信大臣ニ深甚ノ御考慮ヲ願ヒタイト思ツテ居ルノデアリマス、併シテ此ノ事ヲ申上ゲテ置キマス、只今ノ電力問題ノ根本對策ニ付テハ、私共ハ選信大臣ノ爲スコトヲ選信大臣ヲ信ジマシテ暫ク見テ居リマス、ドウカ國民ノ與望ニ副ヒマスヤウニ、國民ガ安心致シマスヤ

ウニ、根本ノ對策ヲ御立テアラントコトヲ御願申上ゲテ置キマス、是カラ私ハ發送電社ニ對スル補給金ノ問題ニ付テ二三御伺シタイト思ヒマス

○中村委員代理 大本君ニ申上ゲマスガ、アナタノ時間ハ三時二十分マデデスカラ、其ノ御積リデ願ヒマス

○大本委員 是ハ政府委員ノ御答辯デ宜シウゴザイマスガ、御答ヲ願ヒマス、昨日御發表ニナリマシタ發送電社ノ數字ニ依リマス、電力販賣ノ收入ガ非常ニ激減シテ居ルノニ私ハ驚イタノデアリマスガ、此ノ期ニ於ケル電力販賣量ノ減收ハ、「キロワット・アワー」ニ致シマシテ何「キロワット・アワー」ニナツテ居ルノデアリマスガ、又ソレハ販賣定額ノ何「パーセント」ニ當ツテ居ルノデアリマスガ、御伺シタイト思ヒマス

○平井出政府委員 會社設立委員會當時ニ想定致シテ居リマシタ販賣電力量ノ數ハ百六十七億四千萬「キロワット・アワー」位ニ考ヘテ居リマシタガ、實數ハ百五十億二千六百萬「キロワット・アワー」デアリマス、其ノ差ガ十七億二千三百万「キロワット・アワー」トナツテ居リマス、尙尙會社トシマシテハ上期、下期二期ニ互ツテ居リマスノデ、最近ノ下期ニ於ケマシテハ、其ノ後ノ實況ニ應ジマシテ大體七％ハ減ルダラウト見マシテ、八十二億四千二百萬「キロワット・アワー」位ノ豫定デアリマシタノガ、七十五億五百万「キロワット・アワー」位ニナツテ居リマス

○大本委員 大體今ノデ分リマシタカラ次ノ質問ニ移リマス、發送電社ハ火力發電ノ設備ニ對シマシテハ、民間ノ電力業者カ

○平井出政府委員 結論ヲ申シマス、大體四分ハ配當ガ出來ルト思ツテ居リマス

○大本委員 ソレハ購入石炭ノ單價ハ幾ラニ御持チニナツテ左様ナ計算ガ出ルノデアリマス

○平井出政府委員 全國平均二十一圓五十五錢前後ト考ヘテ居リマス

○大本委員 御伺致シマスガ、一體此ノ電力管理法ノ出來マシ理由トシテ、政府ガ説明ヲサレテ居ツタノハ、第一ガ電力ガ豐富低廉ニナルト云フコト、第二ガ電力ノ供給ガ國策ニ副ウテ合理的ニナルト云フコト、第三ガ農村電氣ノ普及ガ出來ルト云フコト、斯ウ云フヤウナコトガ當時政府當局ノ説明サレマシタ主ナル事項デアツタノデアリマスガ、第一ノ豐富低廉ト云フコトハ、此ノ電力管理法ノ出來マシタ爲ニ、却テ根本的ニ壞レマシタコトハ是ハ私ガ申上ゲルマデモナク御承知ノ通りデアリマスガ、第二ノ電力ノ供給ガ合理化スル、即チ當時ノ政府當局ノ説明ニ依リマス、化學工業トカ或ハ非鐵金屬ノ製鍊トカ云フヤウナ、電力ガ主ナル原價トナルヤウナモノニ對シテハ、極力電氣料金ヲ引下ゲル、其ノ代リニ機械工業ノヤウナ電力ハ、其ノ「コスト」ニ左程影響ヲナイモノニ對シテハ値上ヲスル、斯様ニ仰セラレタノデアリマス、又農村電氣ノ普及ニ對シマシテハ、農村ニ電氣ヲ普及ササウト思ヘバ、固ヨリ多大ノ犧牲ヲ覺悟シテヤラネバナラス、ソレニ付テハ日本發送電社ヲシテ年々五百万圓位ノ犧牲ヲ拂ハシテ、農村ニ電氣ヲ普及サス、斯様ナコトヲ御明サレタノデアリマスガ、此ノ二ツニ付テ過去一年間ニ、日本發送電社ハドレダケノ努力ヲシテ居リマスルカ、

○平井出政府委員 御承知ノ通り電氣料金ニ付テ低廉殊ニ政策料金或ハ農村電氣ノ普及ニ付キマシテハ、御話ノ通りサウ云フコトヲ考ヘテ居ツタノデアリマスガ、總テ是等ハ發送電社ノ全體ノ一定ノ利益ヲ見テノ原價計算ノ下ニ於テ、斯様ナコトヲ考ヘヤウト云フコトデアリマシテ、隨ヒマシテ思ハザル炭價ノ昂騰、或ハ洪水ト云フヤウナコトノ關係上、今日ニ於テ遺憾ナガラ其ノ當時考ヘテ居ツタコトハ實施サレナイノデアリマス、唯心組トシテハ其ノ積リデアリマシタト云フコトハ、現ニ洪水時ニ於ケル肥料ニ對スル電力ノ如キモ、他ヲ抑ヘテモ之ヲ供給シ、或ハ其ノ料金ヲ原價ニ近イモノヲ以テ供給スルト云フヤウナ事例モアルヤウナ次第デアリマス

○中村委員代理 大本君時間ガ過半テ居ルノデスカラ……

○大本委員 ソレデハ是デ終リマスガ、豐富低廉ト云フコトモ根本ニ於テ覆ツタ、ソレカラ又電力ノ供給ガ合理的ニナルト云フコトモ、御腹案ハアツタガ何等實行スルニ至ツテ居ラナカツタ、又農村ノ電氣ノ普及ニ付テモ何等實現シタコトハナイ、斯様ナ御答辯デゴザイマスガ、サウ致シマスルト、電力管理法案ノ出來マシ時ニ、是ガ效果トシテ政府當局ガ立立テタモノハ、悉ク覆ツテ居ツテ實現シテ居ナイノデアリマス、是非ハ私ハ政治道徳ノ上カラ申シマシテモ、非常ニ考ヘネバナラスコトデアリマシテ、當時電氣ニ付テ餘リ御經驗ノナイ諸君ハ、此ノ政府ノ彼バマスル效能ヲ信ジマシテ、電力管理ヲ實現スレバ電力モ豐富ニナリ、又料金モ低廉ニナリ、供給モ合理的ニ

ノ結末ハ一體何處ニ落付クデアラウカ、抑支那新政權トノ和平條項ハ果シテ何デアラカ、ソコヲ率直ニ申シマス、疑惑モアレバ不安モアル、更ニ是ガ一步進ニ進マシマス、不滿ニモナレバ憤激ニモナリマス、ソコデ私ハ既ニ本日南京中央政治會議方ハレ、支那新政權ノ和平條項ガ其現スルコトニナツタ以上ハ、政府ハ速ニ、而モ積極的ナ立場カラ、和平條項ノ内容ヲ詳細ニ發表スルコトガ、當然ノ責任ト考ヘルノデアリマス、サウスルコトガ、又支那事變處理ニ對スル政府ノ誠意ヲ、其ノ儘ニ國民ニ投付ケルコトデアラウト思フノデアリマス、私ハ此ノ場合ニ和平條項ノ内容ヲ、政府ハ速ニ國民ニ發表スル決意アリヤ否ヤ、發表スル責任ニ關シテドウ云フ御考デアラカ、之ヲ一ツ眞劍ニ御尋シタイノデアリマス、發表ノ形式方法ガドウカ、サウ云フコトヲ私ハ容喙致シマス、唯速ニ發表スルコトヲ、政府自身モ御認メナルナラバ、一體イツ頃御發表ニナルノカ、議會ヲ通ジテドウ云フコトニナレバ、餘日モアリマセス、或ハ總理大臣談デモ宜シ、出來ルナラバ御發表ニナル大體ノ日取モ、併セテ承ツテ置キタイノデアリマス、ドウゾ總理大臣カラ、多ク議論ハ致シマスガ、私ノ申上ル趣旨ハ十分御諒承ト思ヒマス、ハツキリ御示シテ願ヒタイ

非常ニ不滿デアリマス、併シサウイウマデモ罷職スルノデハナイト云フ御趣旨ハ能ク分リマス、就テハ是ハ眞劍ニ御註文トシテ申上ゲマスカ、出來ルデハ早イ機會ニ、具體的ニ言ヘ、今日デモ明日デモ政府ハ積極的ニ和平條項ノ内容ヲ、國民ニ發表スベシト御註文ヲ申上ゲテ置キマス

○由谷委員 洵ニ曖昧模糊ノ御答辯デ、私ハハツキリ御示シテ願ヒタイ

經濟對策ノ贊否スル意味カラ申シマス、重點ダト思フカラデアリマス、結局斯ウナルノデセウカ、私ノ方カラ實ハ答辯ヲ持出スヤウデ變テスガ、是ハ話ノ促進上御許ヲ願ヒマス、即チ獎勵金政策ハ一應打切ツタト云フコトハ、事實ヲ言ヘバ結局生産力擴張ヲ、今後ドウスルカト云フ問題ニ突當ルト思フノデアリマス、政府ハ豫テ繰返シテ御言明ニナツテ居ル適正價格ヲ作ル、適正價格ナルモノガ出來レバ、ソレデ生産力擴張ハ一應見當付ク、期待モ出來ルト云フ建前カラ、適正價格ノ出來ルマデノ繋ギノ政策、暫定的ノ政策トシテ、今度ノ獎勵金政策、或ハ助成金政策ヲ、米内内閣ノ政策トシテ御執リニナツタト考ヘテ宜イノデセウカ、此ノ點ノ御答辯ヲ煩ハシマス

ハ言ヘナイ、一應是デ打切りダト云ツタヤウナ御答辯デスカラ、ソレナラバ國家ノ要求スル生産力擴張、具體的ニ言ヘバ只今御話ニナツタヤウナ生活必需品、或ハ基本産業原料、斯ウ云ツタモノノ生産力擴張ニ對シテハ、今ノ品目限定スレバ實ハ私共ハ非常ニ不安ニ堪ヘナイノデス、是デ巧ク行クモノトハ考ヘラレナイ、併シ是デ打切りトナレバ將來ハドウナルカ、是ハ必然的ニ起ツテ來ル疑ナノデスガ、此ノ疑ニ對シテハモウ少シ突込シテ御考ヘ方ヲ拜聴シナイト、實ハ私ノ質問ガ要領ヲ得ナクナルノデアリマス、簡單デ宜シウゴザイマスカラ、ハツキリ一ツ御示シテ願ヒマス

○藤原國務大臣 低物價主義ノ根本的觀念カラシテ、斯ノ如キ先刻申上ゲマシタヤウ根本的ノ生産品、若クハ生活必需品等ニ付テハ保護助成ヲ以テ生産擴張ヲ爲シ、又其ノ價格ヲ引上ゲナイヤウニシテ、低物價政策ヲ維持シテ參リタイ、他ノ商品ニ付キマシテモ極力生産及ビ配給ニ適正ノ價格ヲ設ケテ、一面ニ於テハ生産ヲ増加シ、一面ニ於テハ生産費ヲ騰貴セシメナイト云フヤウナ政策ヲ執リ積リデアルト云フコトハ、度々申上ゲテ置イタ通りデアリマス、今尙ホ其ノ積リテ居リマス

○由谷委員 度々御述ベニナツテ居ラルルコトハ承知シテ居ルノデス、低物價主義結構デス、生産力擴張モ結構ダ、唯、今ノ日本ノ産業經濟ノ大キナ問題ハ、是ハ私モ度々言ツタト思ヒマスガ、此ノ低物價ト生産擴張ト云フコトガ對立關係ニアル、此ノ儘デヤウテ行ケバ、安ケレバ品ガ造ラレス、高ケレバ低物價ガ壞レル、此ノ非常ニ切羽詰ツク齟齬合ヒト言ツテ宜イデセウ、此ノ矛盾

○藤原國務大臣 御尋ハ御尤モデアラユウニ承リマスガ、此ノ經濟上ノ今後ノ變化ニ依リマシテ、只今ノ政府ノ見透シデハ先ツ此ノ位ナ所デ獎勵金、助成金ニ依ル生産品ハ一應打切りニシテ、今後ハ適正價格ヲ以テ、一面ニ於テハ生産品ヲ増加シ、一面ニ於テハ價格ノ騰貴ヲ防グト、斯ウ云フ方針ヲ以テ進んで參ルノデアルト云フコトヲ、繰返シテ御答辯致シマス、ソレ同時ニ將來ニ於テ此ノ經濟界ノ變化、其ノ外社會ノ變化、總テノ變化ニ應ジテ必要ガアレバ、其ノ時ニ更ニ考ヘルヨリ致シ方ガナイ、只今

間ハ是デ終リマス、尙ホ十分程度ツテ居リマスガ、ソレハ農林大臣ニ對スル質問トシテ保留スルコトニ致シマス

○三土委員長 板谷君、商工大臣ニ對スル質問ガ殘ツテ居リマスカ

○板谷委員 只今由谷君カラ質問サレマシタ所ノ鐵ノ問題デアリマス、先般商工大臣カラ豫算總會ニ於テ値上ヲシナイト云フヤウナ御話ガアツタデアリマスガ、事實ハサウデハナイ、造船協會ト共販組合ノ間ニ、十四年度ニ十八万八千噸鋼材ノ契約ヲシタ、昨年ノ暮カラ段々押セ、ニナツテ、

マダ十六萬噸殘ツテ居ル、所ガ現在入ツテ居ル契約ノ値段ガ二百四十圓、十六萬噸殘ツテ居ルニ拘ラス三月中ニ二百七十圓ニ値上ヲシナケレバ後ノ註文ハ一切受けナイ、斯ウ云フ非常ナ亂暴ナコトヲ申出デ居ルノデアリマス、御承知ノ通り昨年ノ議會ニ於キマシテモ船舶ノ建造ハ一現在ニ於テハ外國船ヲ買フト云フコトハ絕對ニ出來ナイ、何ト云フテモ日本デ新造シナケレバナラス、ソコデ船舶ノ鋼材ニ對シテハ軍需品ト同様ナ取扱ヲスルト云フコトヲ、其ノ當時ノ通信大臣モ言明シテ居ル、所ガ今申上ゲマスヤウニ鋼材ガ間ニ合ハナイガ爲ニ、船ノ註文方間ベテ豫定ノ期日ヨリ半年カラ一年位皆遅レテ居ル、サウ云フ状態デアリマス、デアリマスカラ此ノ點ニ付テハ只今商工大臣御辯明ノ如ク、兎ニ角先年約束ノ十六萬噸、又アトノ註文ニ對シテモ引續イテ適正價格ヲ以テ、之ヲ提供サセルヤウニ御運ビ願ヒタイ、昨年ニ於キマシテモ海軍ト同様ナコトニスルト云フツテ居ルニ拘ラス、海軍ハ實際百六十圓見當テ入ツテ居ル、然ルニソレガ二百四十圓、更ニ二百七十圓以上ニシヨ

ウツ云フヤウナ申出ヲシテ居ル、若シソレニ應ジナカウツテアトノ註文ハ受けナイト云フヤウナ、亂暴ナコトヲ言ツテ居ルノデアリマスカラ、此ノ點ハ能ク御考慮願ヒタイ、製鐵業者ニ對スル御掛合ヒヲ願ヒタイ、日鐵初メ其ノ他ノ會社ハ殆ド二割前後ノ利益ヲ得テ居ル、材料ヲ安クスレバ船價ハ安クナル、船價ガ安クナレバ從ツテ運賃ガ下ルド云フコトハ當然デス、今御話ノ如ク將來ニ於テハオ上ゲニナルト云フヤウナ御意思ハアリマセスカ、ソレヲ私ハモウ一遍確メテ置キタイノデアリマス

○藤原國務大臣 鐵ノ問題ハ只今ノ所ハ、私ハ値上ゲルト云フ考ヲ持ツテ居リマセヌ、ソレダケヲ御答致シテ置キマス

○板谷委員 昨日商工大臣ニ伺ウツデアリマスガ、ドウモ政府ハ餘リニ低價格政策ニ因ハレ過キテ居ルノデハナイカト思フ、低價格政策ヲ堅持スルト云フコトデアラカラ、只今ノ由谷君ノヤウナ質問ガ起ルノデハナイカト思フ、基礎産業ノ要素デアラ石炭ニ獎勵金ヲ出スト云フガ、從來獎勵金ノ制度、所謂補助政策ナルモノハ大キナ者ニハ只取ラレ、山師ニハ惡用サレ、餘リ效果ヲ望ムテ居ラナイ、今日間相場方何ノ爲ニ起ルカト云フ、言フマデモナク九・一八當時ノ安イ値段デ仕入レタ其ノ標準ノ値段デ釘付ニシタカラ、斯ウ云フ問題ガ起ル、デアリマスカラ間相場ヲ根絶スルト云フニ付テハ、アナタハ適正價格ヲ御作リニナルト云フコトデアラ、又本日物價審議會ノ官制モ決ツタヤウデアリマセカレドモ、是ハサウ釘付ニシテハ中々低價格政策ノ維持ナドハ出來マセヌ、當業者ノ意見ヲ能ク御聴キニナツテ、政府トシテハ物價ノ騰貴ヲ

如何ナル方法ニ依ツテ抑制スルコトガ出來ルカ、或ル程度ノ伸縮性ヲ持ツシテ出來ルダケ増産ヲテラセル、物價ヲ抑シテ物價ガ下ルト云フコトハ言フマデモナイコトデアリマス、恐ラクハ此ノ適正價格或ハ低價格政策ヲ堅持スルコトヲ願フ、抑シタルケレドモ、私ハ是ハ容易デハナイト思フ、又官僚統制ニ非常ナ弊害ガアルト云フコトハ、モウ既ニアナタモ御承知ノ通り、石炭共販會社ニ付テハ成ベク民間ノ意見ヲ容レテ、政府トシテハ之ヲ監督スルト云フ、政府ハ監督權ヲ持ツテ居ル、ダカラシテ何モ半官半民ノ會社ヲ御作リニナル必要ハナイ、御承知ノ通り現在海運政策ニ於テ、船舶ナドハ民間ノ自治統制ノ下ニ、チヤント立派ニ行ツテ居ル、政府ハ之ニ對シテ唯監督シテ居ルガケアル、デアラカラシテアナタガ若シ民間ノ意見ヲ尊重シ、民間ノ意見ヲ聽クト云フ御考デアリマスナラバ、或ル程度マデ民間ノ自治統制ニ任ジテ、適正價格ダト云ツテ釘付ニスルト云フヤウナ御考デナク、或ル程度ノ伸縮性ヲ持ツシテ、ドウシタナラバ物價ノ騰貴ヲ抑制スルカト云フコトニ付テ、政府トシテハ御考ニナツテ戴クベキデハナイカト思フ、所ガ商工省アタリハ當業者ガ行ツテ色々意見ヲ申述ベル、先般モ鐵鋼ノ價值ニ付テ商工省デ適正價格ヲ示サレ、當業者ガ言ツテモ民間ノ意見ヲ聽カナイデ、政府デハ斯ウ云フ風ニ決メタカラ之ニ從ヘト云フ、コンナコトデアリ民間トノ協力ハ出來ハシマセヌ、是ハ能ク御考願ヒタイト思ヒマス、之ニ對シテ何カ御所感ガアリマシタラ承リタイト思ヒマス

○藤原國務大臣 板谷君ノ只今御述ニナリマシタ考ヘ方ハ、私ノ考ヘ方ト殆ド同様デアリマス、唯一言申上ゲテ置キタイノハ、私ガ度々適正價格ヲ設ケテ低價格政策ヲ堅持スルト云フコトヲ繰返シテ申シマシタノハ、此ノ適正價格ヲ釘付ニシテ行ク、斯ウ云フ積リハナイノデアリマス、今日ノ適正價格ハ明日ノ不適正價格ニナルカモ知レナイ、今日ハ上ゲナクテハナラヌモノガ、明日ハ下ゲナクテハナラナイコトニナルカモ知レナイ、ソレ故ニ此ノ適正價格ヲ設ケルノニモ、成ベク民間ノ聲ヲ聽イテ敏捷ニ之ヲ改正セテ、又改正スル時ニモ敏捷ニ之ヲ改正スル、此ノ九・一八ノ「ストツプ」令ニ依ツテ釘付ニシタト云フノハ、是ハ極端ノ處置デアリマシテ、之ヲ以テ諸物價ヲ釘付ニシテ、イッマデモ此ノ公定價格ヲ維持シヨウト云フノハ前内閣ノ時デモサウ云フ方針デハナカウツ、唯サウ云フコトニナツテ來タカラ、色々ノコト支障ヲ來シタ、斯ウ云フコト、前内閣ト雖モ釘付ニシテ置クコト云フ積リハナカウツ、ソレデアリマスカラ、私ガ適正價格ト申上ゲタノハ、決シテ適正價格ヲ釘付ニスルノデハナイ、アナタノ只今御話ノヤウニ、伸縮ノ出來ルヤウナ考ヲ持ツテ居ルノデアリマスカラ、大體ニ於テ御趣意ト同様ト御考ヲ願ヒタイノデアリマス

○板谷委員 私ハ是デ宜シウゴザイマス
○三土委員長 田村秀吉君
○田村委員 最初ニ外務大臣ニ承リタイノデアリマスガ、今回ノ追加豫算ノ中ニ臨時ニ外交施設費トシテ、二百六十五萬圓ト云フモノヲ計上セラレテ居リマス、其ノ理由ハ歐洲戰爭ニ關シ、外交上ノ諸般ノ施設云々ト云フ必要ニ基キテ、此ノ經費ヲ要求シテ居ラレルヤウデアリマスガ、其ノ中ニハ情報

官其ノ他色々ノ人員ノ配備 更ニ機密費トシテ百三十萬圓、電信料トシテ六十一萬五千圓、ソレカラ旅費其ノ他色々ノ費目ガ計上セラレテ居リマスガ、是ハ私ハ眞ニ分科會ニ於テ、今日ノ如キ世界ノ情勢ガ急轉スル場合ニハ、其ノ國際間ニ於テ國ヲ立デテ行ク上ニハ、ドウシテモ國際情勢ニ常ニ徹底シタ洞察ヲ以テ立テ行カネバイカヌ、隨テ外國ノ情報ヲ蒐集スル上ニ於テハ、外務省トシテモ十分ノ緊張ヲシテ努力シテ置キタイ、其ノ爲ニ必要ナ經費ハ之ヲ要求セラルルコトガ至當デアルト云フヤウナ希望モ、私ハ申述ベテ置イタノデアリマス、偶々今回居斯ウ云フ風ナ施設ノ費用ガ要求セラレテ居ルノデアリマスガ、此ノ費用ハ一體ドウ云フ風ナ歐洲國際情勢ニ關シテ要求セラレテ居リマスガ、其ノ要求セラレテ居ル所ノ方向、此ノ費用ヲ使ハントスル仕事ノ目標ヲ、此ノ際承リタイト思フノデアリマス

○有田國務大臣 臨時外交施設費ノ中ニ機密費ノ使途ニ關スル點ニ付テハ御質問デアルト思フノデアリマスガ、歐羅巴大戰後、戰爭前ノ狀況ガ非常ニ變化ヲ致シテ參リマシテ、以前ノ國ト國トノ關係ガ相當變ツテ居リマスルシ、又戰爭ノ進行如何ニ依リマシテハ、其ノ關係ガ更ニ再轉シテ又變化スルト云フヤウナコトガアリ得ルノデアリマヌ、是等ノ歐羅巴ニ於ケル國際情勢ノ變化ガ、東亞ノ情勢ニ及ボス影響ガ少クナイコトハ御承知ノ通りデアリマス、此ノ機密費ナル點ニ對シテ、只今田村君カラ御話ノアツタヤウニ、時々細心ノ注意ヲ拂ツテ觀察シ、又之ヲ綜合シテ成ベク適確ナル判斷ヲ下シヤウニト云フコトデ、從來トモソレ等ノ施設ニ付テハ相當留意ヲ致シテ居ツ

タノデアリマスルガ、尙ホ不十分ナ點ガアリマスルコトヲ感ジマシテ、今回豫算ニ計上シタ譯デアリマス、其ノ詳細ノ點ニ付キマシテハ、機密費ノ性質ト致シマシテ、實ハ此處デドウ云フ風ナ方向ニ之ヲドウ云フ風ニ使フノダト云フコトヲ申上ゲマス、其ノ目的ニ反スルヤウナ結果ニナリマス、其ノ點ハ説明ヲ避ケサセテ戴キタイト思フノデアリマス

○田村委員 私ハ眞ニモ申上ゲタコトガアリマスガ、平沼内閣ハ歐洲情勢ノ複雜怪奇ト云フコトデ遺レテ居ル、複雜怪奇デアツタカモ知レマセヌガ、荷國ヲ立デテ行ク上ニハ、外國ノ情勢ガ複雜怪奇デ分ラナカウツカラ、政變ガ起ツタト云フヤウナコトハ、大國トシテハ餘リ面目ノ宜イコトデアハナイ、恥カシイ話デアルト云フハナケレバナラス、而モ其ノ當時ノ情勢ハ民間ニ於ケル色々ナ情勢カラ申シマシテ、アレハ必ズシモ複雜怪奇デハナカウツ、又外國情報ヲ入手シテ居ル其ノ道者カラ聞キマシテモ、必ズシモ複雜怪奇デナカウツ、然ルニソレガ得ラレナカウツ、當時ノ在外使節ノ中ニハ、其ノ滞在國ノ使節ノヤウニナツテシマツテ、滞在國ノ爲ニ辨明シテ居ツテ、我國ノ爲ノ使節デアルト云フコトデアハナイハ、自分一人ノイデオロギヲ以テ、自分一人ノ特殊ナ考ヲ以テ、國勢ヲ「リード」シテ行カウ、斯ウ云フ間違ツタ使節モ中ニアツタヤウニ思フ、二人ノ大使ハアレニ直接ノ責任ヲ以テ辭メラレタヤウデアリマスガ、其ノ後ノ行動カラ見マシテモ、餘リ穩カデナイヤウナ者ガアルト思フ、情報ヲ蒐集スル上ニ當リマシテハ、相手國ニ駐留シテ居ル者ノミニ依ツテ、情報ヲ蒐集シテ居ルト間違フト思フ、吾々ノ友

人デモ例ヘバ獨逸ノ情報ヲ取ルノニ、シベリヤヲ經由シテ歸ツテ來タ者ト、亞米利加ヲ經由シテ獨逸ニ行ツテ、再び亞米利加カラ歸ツテ來タ者トデハ、自ラ情報ヲ蒐集ニ對スル判斷ガ違ツテ來ルト思フノデアリマス、ソコデ此ノ外國ノ情報ヲ蒐集スルニ當リマシテハ、時々無任所大使使ト云フモノヲ派遣スルカ、或ハ極メテ鋭敏ナル情報官ヲアテラニ派遣シテ、時々刻々ノ情報ヲ綜合シテ入手スルヤウニ、在外公館ト連絡ヲ執ツテヤルコトガ必要デハナイカ、斯ウ思フノデアリマスガ、故ニ情報官ト云フモノガ出テ居リマスガ、サウ云フ點モ此ノ中ニ入レテ居ルカドウカ、伺ヒタイ

○有田國務大臣 只今田村君ノ御話ノヤウニ一國ノ情勢ヲ判斷致シマス爲ニハ、其ノ國ニ居リマス者ハ、或ル意味カラ申シマスレバ、詳細ナ觀察モ出來ルト思ヒマスガ、又他ノ點カラ見マス、ソレニ捉ハレ勝ニナルノデアリマス、隨テ其ノ國ニ駐在シテ居ル者カラノ情報ノミニ依ルコトガ出來ナイコトハ、仰セテ通りデアリマス、隨テ隣國カラ見タ情報、或ハ其ノ土地ヘ別ニ派遣シタ者ノ報告、是等ノ諸般ノ報告ヲ中央ニ集メマシテソレノ其ノ情報ノ出所、其ノ情報ヲ集メタ人ノ傾向等ヲ考ヘテ、中央ニ於テ判斷致シテ居ルノデアリマス、只今御話ノヤウニ、或ル特殊ナ人ヲ國ニ應ジテ綜合的ナ判斷ヲセシムルト云フコトモ必要デアリマス、是モ從來時々ソレ等ノコトヲヤツテ居リマス、又最近ニモ其ノ必要ヲ感ジマシテ、歐米各國ニハ派遣致シタイト考ヘテ居ル狀況デアリマス、ソコニ豫算ニ計上シテアル情報報ト云フノハ、ヤハリ情報ノ事務ヲ取扱ヒマスガ、從來ノ外交官

コトニナツテ、金ハ出來タガ、物ガ之ニ伴ハナイト云フコトニナツテ來ルト、物價政...

メテ、間違ツタコトヲスル者ガアルナラバ、單行法ヲ採ヘテ之ニ重大ナル刑罰ヲ課スル...

マシテモ、是ハ民間ノ業界ト能ク連絡ガアリ、業界ノ實情ニ即シマセヌト、企畫院ノ...

テ、其ノ意見ヲ聽イタリ、閣議ノ意見ヲ聽カシタリシテ居ル事實アルコトハ承ツテ...

ノ物動計畫、其ノ他有ニル國家ノ機關ニ付テ宜シキ期シテ行カウト云フ御考デア...

マス、已ムヲ得ズ今日農林大臣ガ居デナリマセヌカラ、質問ヲ留保シテ戴キマ...

極メテ其ノ豫算ノ少額ニシテ實行不可能、調査不能デアリカト私ハ思フデアリ...

ノ途ヲ講ズルト云フコトニナツテ居リマス、是ハ兩々相俟チマシテ、河川改修ニ關...

ノ調査ヲシ、此ノ事業ニ著手致スモノデアリマス...

計畫致シテ居ル土地アタリニモ、二三百戸ノ人家ガアルノデアリマス...

鐵道省ハ鐵道省、ソレカラ運信省ハ運信省、陸軍省ハ陸軍省、各省區々ニ其ノ土木行政ヲヤツテ居ルヤウナ状態ニ見エ...

カラ十分ニ承ツテ置キタイト思ヒマス...

鐵道省ハ鐵道省、ソレカラ運信省ハ運信省、陸軍省ハ陸軍省、各省區々ニ其ノ土木行政ヲヤツテ居ルヤウナ状態ニ見エ...

シテ見ルコトニ致シタイト思ヒマス...

的ノ關係ハ色々其ノ國々ニ依ツテ特殊ナ原
 因ガ存在スルノデアリマシテ、今日ノ日本
 ト亞米利加トノ國際關係、國安のナモノハ、
 單ニ感情ノ問題ト云フ風ナコトハ、必ズシ
 モナイノデアリマシテ、色々其處ハ、國策
 ノ相違ト云フ風ナモノガ存スルノデアリマ
 ス、是ハ其ノ使節ガ誰デアルトカ彼デア
 ルトカ云フ風ナコトヨリモ、ヨリ以上本國
 ノ國策ノ決メ方、或ハ其ノ取扱方ト云フモ
 ノ影響ヲ受ケルコトガ非常ニ多ク、何ゾ
 リマス、隨テソレ等ノ國策ニ付テ考慮ヲセ
 ズシテ、單ニ使節ヲ送りマシテモ、是ハ大
 シタ效果ヲ期待出来ナイ場合ガ多ク、何ゾ
 リマス、勿論私モ亞米利加ヘ特派大使ヲ派
 遣スルト云フコトガ、絕對其ノ時ヲ得テ居
 ナイト云フ風ニハ考ヘナイノデアリマシ
 レドモ、相當ニハ尚ホ考ヘ餘地ガアル
 ヤウニ考ヘテ居ルノデアリマス、今小谷君
 ノ御話ハ能ク考慮ノ中ニ入レマスルケレド
 モ、又私ガ只今申上ゲタヤウナ事情モアル
 ト云フコトヲ御容ミ置キテ願ヒタイと思
 ノデアリマス

○三土委員長 原夫次郎君、總理大臣ニ對
 スルアナタノ質問ガ保留シテアリマスネ、
 ソレダケヲ簡單ニ願ヒマス

○原委員 二三點極ク簡單ニ……時間ガ切
 迫シテ居リマスカラ一緒ニ申上ゲマスガ、
 第一點ト致シマシテハ私共精々有シテ二十
 餘年間議會ニ列シテ居リマス經驗カラ行ツ
 テ、毎回ノ豫算編成ニ付テ甚ダ疑ナキヲ得
 イノデアリマス、ソレハ豫算共ニ不必要
 ト思ハレル費目ガ澤山アル、各省割據ノ弊
 害ハ顯著ナ事實デアリマス、併シナガラ一
 且出來タ政府ノ豫算ヲイデタリ廻スコト
 コトハ、議會中ニ容易ナ業ナハナイノデ
 アリマス、隨テ何時モ豫算ガ出マシテモ大
 體ニ於テ存シテ通過セシメル、斯ウ云フ
 コトニ相成ツテ居ル事モ、政府ニ於テ能ク
 御承知ノコトダラウト思フノデアリマス、
 是ガ救濟策ノ點ニ關シテ御考シタイ

尙ホ物資ノ配給並ニ物價ノ統制問題ニ付キ
 マシテモ、現下ノ事情ニ即シテ、ドウシテモ統
 一ト云フモノガ缺クル所ガアルト云フコト
 ハ、是ハ本會議、本豫算總會ヲ通ジテハ、政
 府モ能ク御承知ノコトト思フノデアリマス、唯
 豫算關係ニ於テモ亦經濟統制ノ統一
 問題ニ付キマシテモ、是ハ內閣ニ設ケラレタ企
 畫院、此ノ企畫院ノ歷史ト云フモノハ、大體
 御承知ノ通り、平時戰時ニ互ツテノ動員計
 畫デ、是ハ度々官制ガ變ツテ參ツタノデア
 リマス、今日ノ企畫院ハ豫算編成ニ關シテモ、
 是ガ實行方面ニ向ツテモ、亦統制問題ニ付
 テモ、其ノ運用ニ付テモ、皆ハ各省ノ統一ヲ
 取ルベキ總理大臣ノ意見ニ從ツテ行フ建前
 ナツテ居ルコトモ言フマデモナイコトデア
 リマス、然ル所事ノ實際ニ當ツテハ、中々
 官行ツテ居リマス、是ガ政黨內閣デア
 リマスルナラバ、政黨出身ノ總理大臣ハ長イ
 尻ヲ持ツテ居ル、即チ政黨ヲ以テテ居ル、政
 黨ハ言フマデモナク國民府ニ直接折衝シテ
 居ル關係カラ、極メテ政黨ノ運行ニ付テ強
 イカラ持ツテ居ルノデアリマス、併ナガラ
 政黨內閣ニアラザル內閣ニ於テキマシテハ、
 何時モ總理大臣ノ御手許ガ手不足アル、
 斯ウ云フ風ノ對テ關係ニアルト思フ、蓋シ
 米內閣ニ於テキマシテハ殆ド三面六臂モ足
 ラナイ非常ナ努力ニナツテ居ルト云フコト
 ハ御同情申上ゲルノデアリマス、之ニ付キ
 マシテハ後ニ申上ゲル文官任用令ノ改正ト
 カ、身分保障令ノ撤廢ト云フコト、又其

日ノ我國ノ進運ハモウ刻ニ刻ニ社會状態ガ
 激變致シテ參ルノデアリマス、是等ノコ
 トニ鑑ミテ、此ノ點ハ度々同僚カラ尋ネタ點
 デアリマス、大體總理大臣ノ篤ト考ヘタ上
 ニ、善處スルト云フヤウナ答ニナツテ居
 ノデアリマス、若シ差支ナクテ御意見ヲ承
 ルコトガ出來レバ、前途ノ見透シニ付テ國
 民ハ色々ナ疑惑ヲ去ルコトガ出來ルト思
 ノデアリマス、第三點ト致シテハ同様ナコ
 トデアリマスガ、身分保障令ノコトデアリ
 マス、分限令ハ十五回ノ改正ガアツタ勅
 令デアリマス、總理大臣ノ是マデノ御意見
 ニ依ルト、大體御同意ノヤウデアアルノデ
 スケレドモ、世ニ或ハ極密院ニ遠慮セラレ
 テ此ノ點ニ付テハ手ヲ染メラレナイ方針デ
 ハナイカト推察スル向モアルノデアリマス、
 今日此ノ革新ノ時期ニ當ツテハドウシテモ
 サウ云フヤウナ官廳一般ニ關スル官吏制度
 ト云フヤウナコトニハ、手ヲ染メラレナケ
 レバナナイ社會ノ情勢ガ内閣ヲ引摺ツテ
 居ルト云フ場面ニ當ツテ居ルト思フノデア
 リマス

ソレカラ第四點ニハ、幾ノ一般會計ノ本
 豫算ノ場合、國民精神總動員ノ附帯決議ガ
 附イテ居リマシテ、總理大臣ハ之ニ對シ、
 本議場ト通過ノ際ニ御聲明ニナツテ居ル所
 モ、拜聴致シテ居ルノデアリマス、ドウシテ
 モ是ハ急進ニ——モウ火ノ付イタ問題デア
 リマシテ、此ノ國民精神總動員ノ活動ヲ國
 民ハ總テ待ツテ居ルノデアリマス、彼ノ中
 央聯盟ノ改組問題カ或ハ改廢問題カ、是等
 ニ付テモモウ御意見ハ大體定マツテ居ルコ
 トト思フノデアリマス、殊ニ先般本會
 議ニ於テ聖戰ノ目録建シテ關スル決議案モ
 提案ニ相成ツテ居ル、又私共發起人ノ一人

トシテ此ノ議會内ノ聖戰目的貫徹ノ聯盟會
 ト云フヤウナモノヲ、發起スルコトニ相成ツ
 テ居ルノデアリマス、何レ議會ガ終レバ皆
 吾々同僚ハ何レモ各地ニ參リマシテ議會ノ
 報告演說、是ハ必ズ聖戰目的ノ達成ノ爲
 ナケレバナラズト云フ重大ナル責任ヲ吾々
 議員ハ皆感ジテ居ルノデアリマス、斯ウ云
 フ場合ニ當リマシテハ、政黨ト聯繫ヲ取ル
 ト云フヤウナ建前ガイヤナラバ、各派各派
 超越シタル問題デアツテ、我方時局救済ノ爲
 ニドウアツテモ此ノ聖戰目的ノ達成ノ爲ニハ奮
 闘努力ヲ致サナケレバナラズ、斯ウ云フ決
 心ハ皆持ツテ居ルノデアリマス、此ノ國民
 精神總動員ノ問題ニ付テハ、本會議ヲ總理
 ガ聲明ナサレマシタノデ、確定的デナクテ
 モ何等カ御意見ガ定ツテ居ルコトト思ヒマ
 スカラ、御考ヲ承ルコトガ出來マシタナラ
 バ甚ダ仕合セト思フノデアリマス

尙モウ一點附加ヘタイノハ、今日文部大
 臣ノ出デニナルノヲ待ツテ居テ、文部大
 臣ニ御尋シタイト思フテ居リマシタガ其ノ
 點ハ學制改革ニ付テ、例ヘバ國民學校ト云
 フヤウナ學校モ出來、色々大改革ガ行ハレ
 ナケレバナラズ、一體文部省ノ教育行政ニ
 付テハ、豫算ハ審議スルコトガ出來テモ、
 何時モ是ハ勅令ニ依ツテ本體ガ決マルノデ
 アリマス、教育行政ニ付テハ法制化ト云フ
 モノハ、法律ニ依ツテ制定セラレルト云フ
 問題ハ、是マデハヤウテ居ナイノデアリマ
 スルガ、今度モ蓋シ勅令ト云フコトデアリ
 リニナルコトト思フノデアリマス、此ノ教
 育行政ノ法制化ト云フコトニ付テハ、ドウ
 シテヤラレナイヤウナ方針デアルカ、此ノ
 點ヲ念フニ承ツテ置キタイノデアリマス、

結局以上五點ニ付テ御答辯ヲ願ヒタイノデ
 アリマス

○米內國務大臣 政務官ヲ內閣ニ直屬セシ
 メテ、サウシテ總理大臣ヲ輔佐シテ、豫算
 ノ編成ニ當ツテハ各省區々デ、マア俗語デ
 ツテ適正ナラシムルヤウナ考慮ヲスル必要
 ガアルト思フガドウカト云フ御質問ノヤウ
 デアリマシタ、此ノ點ハ考慮致シタイト考
 ヘマス、尙ホ將來豫算編成ニ當リマシテ
 ハ、各省分取リ主義ト云フヤウナコトノ
 ナイヤウニ、現在ノ機構ニ於キマシテモ出
 來ルコトト思ヒマス、其ノ邊ハ十分ニ
 留意ヲシタイト考ヘテ居リマス

ソレカラ第二、第三ノ官吏制度ノ改革ト
 官吏身分保障令ノ問題デアリマスガ、是ハ
 屢、申上ゲマシタ通り、全體トシテ此ノ官
 吏制度ト云フモノヲ改革スルノゴト云フ考
 ノ下ニ、實ハ只今其ノ方ヲ進メテ居ルノデ
 アリマス、是ハ別ニ何處モ遠慮スルコトハ
 ゴザイマセズ、出來上リマシタナラバ、所
 信ニ向ツテテ(改正)スベキモノハ改正
 シテ行クト云フ考デアリマス

其ノ次ニ精神總動員ニ關スル問題デアリ
 マスガ、是ハ先般本席ニ於テモ、此ノ精神
 總動員ニ關シマシテ政府ノ所信ヲ披瀝致シ
 タノデアリマスルガ、是ハドウシテモヤラ
 ナケレバナラズノデアリマシテ、現在著キ
 其ノ精神總動員聯盟ノ機構ニ付キマシテハ
 改革ヲ進メテ居リマス、但シ今其ノ內容
 申上ゲル時期ニハ達シテ居リマセズ、是
 ハ申上ゲマシタ通り、唯役所ノ仕事ニヤウ
 居ツタノデハ、精神總動員聯盟ノ機能ヲ發
 揮出來マセズノデ、丁度地ベタニ草ガ生ハ
 ルヤウナ、マアアア云フ工合ニ行カナケレ

バナラズト思ヒマス

要スルニ地盤ガ足ラザリシテ雲ヲ掴ムヤ
 ウナコトハヤリククナイ、ヤウチヤイカス、
 是ハ是非成ベク早クヤリシテ居リマス、
 ソレカラ聖戰目的ノ貫徹聯盟ト云フ風ニ伺
 ヒマシタガ、是モ私共ニ結構ナコトト考
 ヘマス、尙ホ精神總動員聯盟ノ機構ノ中ニ
 皆サンニ御盡力ヲ願ハナケレバナナイヤ
 ウニ自分ハ考ヘテ居リマス

其ノ次ニ教育行政ノ法制化ノ問題デアリ
 マスルガ、是ハ健力明治二十三年以來ズツ
 ト勅令デ……

○原委員 大體サウナツテ居リマス

○米內國務大臣 サウダト思ヒマス、是ハ
 色々ノ事情ガアリマシテ、ヤハリ教育行政
 ノ法制化ヲ法律デアルト云フコトハ、只今
 ノ所考ヘテ居リマセズノデ、ヤハリ從來ノ
 傳統習慣ト申シマス、二十三年以來勅
 令ニ依ツテヤルト云フコトノ此ノ趣意ハ變
 ヘナイ積リデゴザイマス

○原委員 私ノ質問ハ是デ終了致シマス
 アリマス、會期切迫シタ場合デア
 ルカラ、休マズニ委員會ヲ開クト云フコト
 申上ゲタノデアリマスガ、皆ノ氣分ガドウ
 モ明日ハ休ミタイト云フコトデ、強ヒテ開
 イテモ質問スル人ヨリ外ハ出來ナイヤウ
 ナコトガアツテハ不體裁デスカラ、明日ハ
 思切ツテ休ミマス、明後日午前十時カラ
 益、嚴格ナ時間ヲ開會致シマス、本日は是
 ニテ散會致シマス

午後六時二十一分散會

昭和十五年三月二十一日印刷

昭和十五年三月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局

第七十五回帝國議會 豫算委員會會議錄(速記)第二十五回

會 議
昭和十五年三月二十二日(金曜日)午前十時
十七分開議

出席委員左ノ如シ
委員長 三土 忠造君
理事中村三之丞君 理事田村 秀吉君
理事山本 芳治君 理事岸田 正記君
理事石坂 豐一君 理事猪野毛利榮君
理事西尾 末廣君 理事由谷 義治君
川島正次郎君 三宅 正一君
中島彌次郎君 眞鍋 勝君
眞鍋 儀十君 石坂 養平君
前田房之助君 平川松太郎君
吉植 庄亮君 松浦 伊平君
塚本 重藏君 山元龜次郎君
原 夫次郎君 森下 國雄君
小畑虎之助君 稻田 直道君
河野 一郎君 田原 春次君
笠井 重治君 清水徳太郎君
窪井 義道君 大本貞太郎君
牧野 良三君 矢野庄太郎君
松村 謙三君 加藤 知正君
助川啓四郎君 小谷 節夫君
川崎 克君 池田 秀雄君
三木 武夫君 最上 政三君
名川 侃市君 太田 正孝君
松尾 四郎君 小笠原三九郎君
金井 正夫君 増永 元也君
吉田 賢一君 松村 光三君

三月二十二日理事板谷順助君ノ補關トシテ
猪野毛利榮君理事ニ當選セリ
出席國務大臣左ノ如シ
内閣總理大臣 米内 光政君
外務大臣 有田 八郎君
大藏大臣 櫻内 幸雄君
陸軍大臣 畑 俊六君
海軍大臣 吉田 善吾君
拓務大臣 小磯 國昭君
司法大臣 木村 尚達君
內務大臣 伯爵兒玉 秀雄君
厚生大臣 吉田 茂君
選信大臣 勝 正憲君
商工大臣 藤原銀次郎君

出席政府委員左ノ如シ
法制局長官 廣瀬 久忠君
企畫院總裁 竹内 可吉君
外務政務次官 小山 谷藏君
內務政務次官 小高長三郎君
外務省東亞局長 堀内 干城君
外務省歐亞局長 西 春彦君
外務省亞米利加局長 吉澤清次郎君
外務省條約局長 三谷 隆信君
外務書記官 石井 康君
內務政務次官 鶴見 祐輔君
內務省警保局長 山崎 巖君
內務省土木局長 成田 一郎君
內務書記官 灘尾 弘吉君
大藏政務次官 木村 正義君
大藏參與官 松田 正一君
大藏省主計局長 谷口 恒二君

大藏省理財局長 相田 岩夫君
大藏省爲替局長 中村孝次郎君
大藏書記官 永井 勻君
大藏書記官 植木庚子郎君
大藏書記官 氏家 武君
大藏書記官 前田 克己君
大藏書記官 湯地謙爾郎君
大藏書記官 秋元 順朝君
大藏省資金局長 廣瀬 豐作君
預金部資金局長 廣瀬 豐作君
警務管財局理事 松隈 秀雄君
專賣局長官 花田 政春君
陸軍政務次官 三好 英之君
陸軍參與官 宮崎 一君
陸軍少將 武藤 章君
陸軍步兵大佐 河村 參郎君
海軍政務次官 松山常太郎君
海軍參與官 小山邦太郎君
海軍主計中將 武井 大助君
海軍少將 阿部 勝雄君
海軍大佐 千田 金二君
司法政務次官 星島 二郎君
司法參與官子爵 高木 正得君
司法省民事局長 坂野 千里君
司法省刑事局長 黒川 涉君
司法書記官 石田 壽君

文部政務次官 子爵舟橋 清賢君
文部省專門學務局長 關口 鯉吉君
文部省實業學務局長 岩松 五良君
文部省社會教育局長 田中 重之君
文部省宗教局長 松尾 長造君
文部書記官 永井 浩君

教育局長官 菊池豐三郎君
農林政務次官 岡田喜久治君
農林省水産局長 栗屋 仙吉君
農林省畜産局長 岸 良一君
農林省蠶絲局長 吉田 清二君
農林省經濟更生部長 周東 英雄君
農林書記官 岡本 直人君
馬政局長官 村上富士太郎君
商工政務次官 加藤銀五郎君
商工省纖維局長 辻 謙吾君
商工省監理局長 牧 樽雄君
商工書記官 山本 茂君
燃料局長官 東 榮二君
物價局長官 新倉 利廣君
選信政務次官 武知 勇記君
選信參與官 藤生安太郎君
選信省電務局長 田村謙治郎君
選信省管船局長 伊勢谷次郎君
選信省經理局長 手島 榮君
貯金局長 萩原 丈夫君
電氣廳長官 平井出貞三君
電氣廳部長 藤井 崇治君
航空局長官 藤原 保明君
鐵道省經理局長 池井 啓次君
拓務政務次官 松岡 俊三君
拓務參與官 男爵加藤 成之君
拓務省管理局長 副島 勝君
拓務省殖産局長 植場 鐵三君
拓務省拓務局長 安井誠一郎君
拓務書記官 森重 千夫君

朝鮮總督府政務總監 大野練一郎君

ゲタコトド盡キテ居ルト思ヒマスガ、尙ホ幾ラカ補正申上ケマス、今日ノ重大時局ニ際シテ、私共モ國民ノ緊張感ヲ...

テモ、米ノ問題ヲ捉ヘマシメ、今日ハ七分揚子江ヲ居ルノデアリマスケレドモ、...

ト御電話申上ケテ、總理大臣ノ御答辯ニ附加ヘテ置キマス

テモ、從來ハ會戰後二三箇月テ缺員ヲ補充シテ參リマシタガ、其ノ素質ハ頗ル不良デ...

ヒマス、而シテ第一ノ蔣介石政權ノ今後ノ戰闘力ノ見透シト云フモノハ、如何様...

デアリマスガ、是ハ彼ノ英國ノ「リース」氏ノ幣制ノ改革以來今日ニ至ルマデ、...

只今折角慎重ニ研究中デアリマス

總テ此ノ效果ニ依ル民心ノ把握ニ重點ヲ置クベキデアルト思ヒマスガ、之ニ對シテ...

ヒマス、而シテ第一ノ蔣介石政權ノ今後ノ戰闘力ノ見透シト云フモノハ、如何様...

デアリマスガ、是ハ彼ノ英國ノ「リース」氏ノ幣制ノ改革以來今日ニ至ルマデ、...

只今折角慎重ニ研究中デアリマス

總テ此ノ效果ニ依ル民心ノ把握ニ重點ヲ置クベキデアルト思ヒマスガ、之ニ對シテ...

私ハ思フノデアリマス、如何ニ戦争ニ於キマシテ百戰百勝スルト雖モ、斯ノ如キ外交上ニ於テ大ナル「トーチカ」ガアリマシテ、此ノ「トーチカ」ガ崩壊立テテ致シヤウナコトガアリマスレバ、洵ニ國民ト致シマシテハ、千歳ノ痛恨事デアラト言ハナケレバナラナイ、實ニ吾々ハ切齒扼腕シテ居ルデアリマスガ、須ク事ノ本末輕重ヲ深慮セラレマシテ、荷モ誤ナキヲ期セナケレバ、ラスト思ヒマス、然ラズンバ如何ニ陸ニ百萬ノ大軍ヲ戦線ニ立テラレ、海ニ百萬噸ノ艦艦ヲ同ジク戦線ニ立テラレト雖モ、私ハ實際ニ於キマシテ此ノ戦争ノ目的ヲ達スルコトガ困難デハナイカト思ヒマス、仍テ陸海軍ノ代表デアラセラレル軍部兩大臣ハ、果シテ外務大臣ノ九箇國條約ニ對スル御態度ニ、已ムヲ得ヌト思フテ居レマスルカドウカ、軍略上ヨリスル九箇國條約ニ對スル、軍部兩大臣ノ御所見ヲ念フニ承ツテ置キタイト思ヒマス。

○細國務大臣 此ノ九箇國條約ノ處理ニ付キマシテハ、是ハ陸軍ト致シマシテ當然政府ノ方針ニ從フベキモノト思フデアリマス、併シ只今御質問ガアリマシタカラ、私ノ個人ノ意見ヲ申上ゲテ見タイト思ヒマス。此ノ度ノ事變ハ蔣政權ノ排日、日政策ニ依ツテ誘發セラレタモノデアリマシテ、帝國ト致シマシテハ東亞永遠ノ平和ノ爲ニ、是ガ誤ヲ是正セントシテ居ル所ノ、所謂聖戰デアアルデアリマス、隨テ今次事變ハ無論九箇國條約ニ超越シテ居ルモノト私ハ考ヘテ居ル、同條約ハ實價ハ兎モ角ト致シマシテ、現在尙存續ハ致シテ居リマスガ、此ノ條約ガアル爲ニ作戦遂行上聖戦ヲ受クベキモノトハ考ヘテ居リマセズ、而シテ今日

○有田國務大臣 獨「ソ」不可使條約ガ締結サレテ以來、歐羅巴ノ情勢ニ對スル政府ノ

○有田國務大臣 獨「ソ」不可使條約ガ締結サレテ以來、歐羅巴ノ情勢ニ對スル政府ノ

○有田國務大臣 獨「ソ」不可使條約ガ締結サレテ以來、歐羅巴ノ情勢ニ對スル政府ノ

ニ於ケル東亞一般ノ情勢ガ、同條約締結當時ニ比ベマシテ、根本的ニ其ノ趣キヲ異ニスルニ至ツテ居リマスルコトニ付キマシテハ、十分御諒察アルコトト考ヘルノデアリマス。

○吉田國務大臣 今回ノ事變ハ、今モ陸軍大臣、外務大臣カラ述ベラレマシタ通りデアリマシテ、吾々ノ作戦自身ハ何等ガ爲ニ支障ヲ受ケル筋合デモナシ、又實行上ニ於テモ何等實質的ニ阻碍サレルモノデアリマセズ。

○有田國務大臣 只今ノ軍部兩大臣ノ御所見デ事實デアリマスルナラバ、私ハ満足致シマス。

○有田國務大臣 獨「ソ」不可使條約ガ締結サレテ以來、歐羅巴ノ情勢ニ對スル政府ノ

方針ガ不明デアルト云フ風ノ御話デアリマシタガ、歐羅巴ノ事ニハ日本トシテハ介入ヲシナイト云フ方針デアルト云フコトハ、當時閣下サレテ居ルノデアリマス、是ハ政府ノ重大ナル政策デアアルデアリマス、此ノ日獨協共協定ハ如何ニナツテ居ルカト云フ御話デアリマスルガ、是ハ防共協定ハ防共協定トシテ、嚴存ヲ致シテ居ルノデアリマシテ「コミンテルン」ノ破壞工作ニ關スル關係ニ於キマシテハ、適時必要ナル處置ヲ執ルベキ姿勢ニアルノデアリマス。

○有田國務大臣 獨「ソ」不可使條約ガ締結サレマシタル時ニ、獨逸ノ外相「リベントロツブ」氏ハ我方大島大使ニ苦シイ聲明ヲ爲シテ曰ク、即チ更ニ何等カノ親善方法ヲ改メテ考慮シタイト云フコトヲ言ウテ居リマスガ、政府ハ爾來或ハ棄テテ居ラズ吹ククツ云フヤウナ態度ヲ居ラレルカ、或ハ獨逸ニ全然接近スル必要ガナイノデアルカ、一ニ外國ニ憚ツテ日獨ノ接近ヲ考慮シテ居ラレルカト云フヤウナコトニ付キマシテ、御質問タイト思ヒマス、惟ワ今日ノ重大目的ガ支那事變ノ處理、東亞ノ新秩序ノ建設ニアリマスル以上ハ、此ノ日本ノ目的ヲ授タルモノハ味方デアアル、之ヲ邪魔スルモノハ敵デアルト云フコトハ、モウ申上ゲルマデモナイ、仍テ一時ノ便益ニ感情ニ支配サレマシテ此ノ大本ヲ忘レテハナラヌト思フノデアリマスルガ、仍テ御質問タイト思ヒ、現内閣ニ於ケラレマシテハ、此ノ際獨逸ニ對シテ何等ノ關心ヲ持タレヌノデアルカ、何等ノ親善方法ヲ考慮シテ何カヤツテ居ラレルノデアルカ、差支ナイ程度ニ於テ御説明願ヒタイ。

○有田國務大臣 日本ト獨逸ト親善ナル關係ニ現在アルノデアリマスガ、更ニ此ノ親善關係ヲ深クシテ行クト云フコトニハ、固ヨリ賛成デアアルデアリマス、是ハ獨逸ノ對スルノミナラズ、伊太利ニ對シテモ或ハ其ノ他ノ國ニ對シテモ、日本ガ親善關係ヲ増進シテ行カウト云フコトハ、變リナイ方針デアアルデアリマス。

○有田國務大臣 何等カノ交渉アルノデスカ、ナイノデスカ。

○有田國務大臣 別ニ交渉ト云フモノハハリマセズ。

○有田國務大臣 日本ハ今日依然歐洲ノコトニハ不介入主義デアルノデアリマスガ、此ノ政治協定商ノ如キモノハ結バナナイ、手ヲ觸レナイコトニサツテ居ルノデアリマスガアルマイト思フ、先日ノ新聞ノ報道ニ依リマスレバ、獨逸兩國ノ首相ハ何處カ山ノ國境邊ニ於テ會見致シマシテ、歐洲ノ和平ヲ議シ、或ハ反英佛ノ「プロッタ」ニ日本ノ加入ヲ希望スルヤウナ相談ヲシタヤウナコトガ出テ居リマシタ、政府ハ斯ウ云フ報道ニ對シマシテ、何等ノ關心ヲ持タヌノデアルカ、反英佛「プロッタ」ト云フヤウナコトニ對シテ動議スルヤウナコトニ付キマシテ、何等ノ關心モ亦之ヲ何等カ利用スルヤウナコトモナイデアリマスガ、若シ「ソ」聯邦以外ノ他ノ是等ノ國々ニ對シマシテ、何等ノ關心モ與モスウ云フ國々ガ將來萬一ノ場合ニ、眞ニ日本ニ對スル好意アル友邦トハナクナイデアウト思フ、況ンヤ今ノ授將國家群ト致シマシテ、事變處理ノ段階上ニ於テハ、獨逸ニ日本ニ味方ヲスルノデアリナイト思ヒマス、授將國家群ハ必ず事變處理上ニ於テ、

味方スルモノデハナイト思ヒマス、サウ致シマスレバ日本ハ國際上將來孤立ニナリハシナイカ、左様ナ場合ニ於キマシテ、若シ歐洲戦争ニ今日ヲ明日ニ圓リ難キ事件ガ起キタト假定致シマシタナラバ、或ハ和平ヲ生ズルカ、或ハ戦争ガ止ムカ云フヤウナ急變ガ生ズルヤウナ場合ニ於キマシテ、サウ云フコトヲ假定致シマシタ場合ニ於テ、日本ガ若シ將來彼ノ昭和八年ノ國際聯盟總會ノ時ニ、四十二對一ト云フガ如キ孤立悲壯ナル立場ヲ再ビスルヤウナコトガアツテハナラヌト、私ハ遠慮深慮ノ假想ヲ致シマス、日本ニ於テサウ云フ場合ニ對スル十二分ノ覺悟ガアルカドウカ、是等ニ對スル外務大臣或ハ陸海軍大臣ノ御所見ヲ承リタイト思ヒマス。

○有田國務大臣 「ヒトラ」總統就「ムッソリーニ」宰相ガ、伊太利ノ國境ノ「ブレネ」ル「デ」會見ヲシタノハ、對英佛ノ結束ヲ固クシ、尙ホ之ニ日本ノ參加ヲ求ムルヤウナ話ヲシタト云フガ、ドウカ、斯ウ云フ御質問デアツタト思フデアリマスガ、私ノ承認スル限リニ於テハ、日本ニ對シテマダサウ云フ風ナコトヲ申込デ來テ居ラスノデアリマス、又他ノ新聞ノ報道等ニ依リマスルト、アノ會見ハ必ずシモサウ云フ風ナ政治ノ目的ガアツタカドウカト云フコトニ付テ、多大ノ疑ガアルヤウデアリマス、日本ガ歐羅巴ノコトニ介入シナイト云フ大方針ハ、現下ノ國際情勢ニ於キマシテ、最モ賢明ナル政策デアルト考ヘテ居ルノデアリマス、是ガ爲ニ日本ガ他日孤立ニ陥ルヤウナコトガナカラウカト云フ御心配モアルヤウデアリマスガ、日本ハ日本ヲ主トシテ考ヘル公正ナル方針ニ依ツテ行キマスル以上ハ、

今更御話ノヤウナ懸念心配ヲ持ツ必要ハ、毫モナイト考ヘテ居ル次第デアリマス。

○有田國務大臣 國際情勢ニ關シマスコトハ、外務大臣ノ答辯ヲ通りデアリマス、何ニ致セ今我國ト致シマシテハ、國家ノ總力ヲ擧ゲテ事變處理ニ一意、他意ナク邁進ヲ致シテ居ルノデアリマスルカ、此ノ事變ヲ處理致シマスル爲ニ、國際情勢ノ變化ニ對シテ、サウシテ政治略ヲ戰術ノ協調ヲ巧ニ保チツツ進んで行クコトガ、最モ必要デアルト考ヘルノデアリマス。

○有田國務大臣 第五ニ於キマシテ、今日ノ日本ノ最重要事件デアリマスル支那事變ノ進行中ニ於キマシテ、亞米利加ニ於キマシテハ過般蔣政權ニ對シマシテ、二千萬弗ノ借款ヲシテヤツタコト云フコト、此ノ米國ノ態度ハ、日本ニ對シマシテ洵ニ非友誼的デアルト云フヨリモ、寧ロ我ニ對シマシテ明ニ敵性ヲ示シテ居ルモノデアルト私ハ思ヒマス、政府ハ之ニ對シマシテ、何等カノ外交上ノ措置ヲ執ラレタカドウカ、外務大臣ノ御所見ガ承リタイト思ヒマス。

○有田國務大臣 亞米利加ガ貿易振興ノ目的ヲ以テ、他國ニ二千萬弗ノ價格ヲ越エナイ程度ニ於テ「クレヂット」ヲ與ヘルト云フコトニ相成リマシテ、「フインランド」ニ二千萬弗、丁抹ニ二千萬弗、「アイスランド」ニ百萬弗デアリマスガ、信用ヲ許シマシテ際ニ、支那ニモ亦二千萬弗ノ信用ヲ許シタラバ、リアマシテ、是ハ米國政府ノ說明ニ依リマスルト、武器彈藥等ノ供給ニハ使ハセナイノデアツテ、儘力餉ノ輸入輸出ト云フコトニ關聯セシメテ、「クレヂット」ヲ與ヘタノデアルト云フ風ニ説明ヲ致シタ、即チ純然タル商行為デアアル、斯ウ云フコトヲ説明致シ

テ居ルノデアリマスガ、併シ吾々ト致シマシテハ、重慶政府ガ今ヲ將ニ崩レントシツツアリ、一方ニ於テ汪精衛氏ガ南京ニ於テ新中央政府ヲ樹立致シタスル際ニ、斯ノ如キ「クレヂット」ガ與ヘラレタコトニ對シテ、不愉快ニ感じテ居ルコトハ、過般モ申シ述ベタ通りデアリマス、併シナガラ目下ノ狀況ニ於キマシテ、政府ガ何等カ具體的ノ措置ヲ執ルト云フコトハ、考慮致シテ居リマセズ。

○有田國務大臣 次ニ亞米利加ハ一面ニ於キマシテ、海軍ノ大擴張ヲ爲シ、太平洋ニ軍艦ヲ澤山持ツテ來、或ハ太平洋ニ於テ演習ヲシテ見タリシテ居リマス、他面ニ於テハ日本ニ對スル通商條約ヲ破棄シ、盛ニ我ヲ或ル意味ニ於テ威嚇シ、或ハ排撃ヲ行ツテ居ルノデアリマス、サウシテ彼ハ我ノ貿易關係ニ洵ニ寒心ニ堪ヘナイモノガアリマス、今後彼ハ我ニ對シマシテ、物資ヲ禁輸ヲスルト云フヤウナコトニ出ル虞ハアリマセズカ、左様ナ場合ヲ豫メ覺悟セラレマシテ、總テ計畫シテ置クナラバ私ハ萬全デアラヒト思フ、又其ノ覺悟ガナクテハナラヌト思ヒマスガ、政府ノ御所見ハ如何デアリマス、同時ニ其ノ後ニ於テ政府ハ通商上ニ付テ打開ノ途ヲ講ジツツアラレマスルカ、外務大臣ノ御意見ヲ同ヒタイト思ヒマス。

○有田國務大臣 日本ノ間ニ通商條約ガ現ニ無クナツテ居リマスガ、貿易關係等ハ條約ノアツタ時ト略同ジ狀況ニ於テ行ハレテ居ルノデアリマス、併シナガラ條約ガ兩國間ニ無イト云フコトハ獨逸ノ關係バカリデナク、一般ノ國交ノ關係ニ於キマシテモ面白ナイコトハ、當然デアリマスルカラシテ、成ベク兩國ノ間ニ條約ガ締結ス

ルニ至ルヤウニ努力ハ致シテ居ルノデアリマス、又日本ニ對スル亞米利加ノ議會等ニ於ケル禁輸案等ニ付キマシテハ、蓋當リ是ガ成立スルト云フ風ナ情勢ニモ至ツテ居ラナイヤウデアリマスルガ、併シ所謂「モーラル・エンバーゴ」ト稱スルモノハ、是ハ政府ノ氣持ニ依ツテ、イツ何時タリトモ得ル狀況ニアルノデアリマスガ、併シ是等ノコトハ其ノ時期、其ノ程度如何ニ依リマシテハ、兩國間ニ相當重大ナル事變ヲ惹起ス虞ガアリマスルカトシテ、是亦容易ニサウ云フ風ナ措置ニハ出ナイデアラウトハ想像スルノデアリマスガ、併シナガラ左様ナ場合ニ處スル帝國政府ノ方針等ハ、既ニ確定致シテ居リマシテ、ソレ等ニ付テ何等懸念スベキ點ガナイト云フコトハ、本議會開會當初ニ於テ、既ニ之ヲ明ニシタ所デアリマシテ、其ノ點ハ明瞭デアツテ何等疑ガナイト考ヘテ居ルノデアリマス。

○有田國務大臣 只今ノ外務大臣ノ覺悟ノアル所ヲ同ヒマシテ、大變満足致シマシタ。

次ニ揚子江開放ノ問題デアリマスガ、亞米利加ハ支那事變ニ關シテハ、根本的ニ日本ト所見ヲ異ニシテ居ルノデアリナイカト私ハ思フ、新政權ガ假令成立致シマシテモ、ソレハ假令デハナク近キ將來ニ必ず成立スルノデアリマスガ、彼ガ容易ニ之ヲ承認シマイト思ヒマス、斯ノ如ク近時隨テ日本ニ對スル敵性アルモノニ對シテ、幾多日本ノ兵隊ガ警備ヲ抛ツテ得タ所ノアノ揚子江ヲ、我ノ作戦上ノ不利不便ヲ顧ミズ、尙且ツ忍ビテ之ヲ彼等ニ開放スルノ理由ガ何處ニ一體私ハアルカト思フ、斯ノ如キハ是レ全ク米國ノ通商交渉ニ係リ過ギタ、誤ツタル前阿部内閣ノ殘サレタル遺棄デアル

ト思フ、仍テ御意致シマスルガ、陸軍大臣ハ、必要アレバ、何時デモ之ヲ閉鎖スルコト云フコトヲ言ハレテ居リマスルガ、果シテ然リト致シマスレバ、寧ロ開放スルコトヲ止メラレテハドウカ、以上ノ點ニ付キマシテ外務大臣、陸軍大臣、海軍大臣ハヤハリ當初ノ御意通り、開放サレテ居ルアリマスカ、開放シテ置イテ途中デ以テ閉鎖スルト云フコトヲ、今思フテ居ラレド、何ラバ、サウ云フ敵性アル國家ニ對シテ、何ヲ好シテアノ犧牲ヲ拂フテ得タ所ノモノヲ開放スル必要アルコト云フコトノ私ノ意見ニ對シマシテ、御所見ヲ三大臣ヨリ承リタイト思ヒマス

○有田國務大臣 揚子江ノ開放ヲ決定セラレマシタルハ、當時出先軍ノ聲明ニ於テモ明カデアリマスル通り、作戦上ノ絕對必要ガ緩和セラレタコトヲ見地カラ、出先軍ガ自主的ニ決定シ聲明サレタデアリマス、政府ガ亞米利カトノ間ノ條約交渉ニ利用セシガ爲メ、揚子江ノ開放ヲ聲明シタコト云フ風ナコトハ、絕對ニ無イデアリマシテ、斯ノ如ク考ヘルコトハ非常ナ誤解ヲ起ス原因デアルト考ヘルデアリマス、政府ハ屢々此ノ點ニ付テ、左様ナコトハナイト云フコトヲ申上テ居ル通りデアリマスカラ、左様御承知願ヒタイト思フデアリマス

○畑國務大臣 揚子江ノ開放ニ付キマシテハ、私カラタビニ答辯ヲ致シマシタ所デアリマス、申スマデモナク此ノ開放問題ハ全ク軍ガ作戦上、治安上ノ見地ニ基キテ決定スルモノデアリマシテ、隨ヒマシテ軍ハ折角開放ノ準備ハ致シテ居リマスルガ、若シモ作戦治安上下ウシテモ開放出来ナイトスルガ、私ハ今日此ノ政黨ガ弱イトカ強イトカ云フヤウナ言葉ヲ使ヒタコトナイノデアリマス、政黨ガ弱イハ政黨自身ノ爲デハナイ、國家ノ爲ニ忍ブベキコトヲ忍ブテ居ルコトデアリマス、陸軍ノ御執リニナツテモ澤山アリマス、言ヒタイコトモ澤山アルデアリマス、言ヒタイコトモ澤山アルノ之ヲ公開ノ席ニ於テ言フ場合ニ於テマシテハ、政黨ガ壓迫サレルハ構ヒマセズガ、政黨ト軍部ノ間ニ於テ、若シモ斯ウ云フヤウナコトカラ摩擦ヲ生ズルト云フヤウナコトニ相成リマスルト、是ハ支那事變處理ノ上カラ致シマシテモ、非常ニ惡影響ヲ及ボスデアリマス、此ノ故ニ吾々ハ忍ブベキコトニ言ハナイノデアリマス、言ハント欲スルコトモ言ハナイノデアリマス、自分ヲ保護スル爲デハナイ、國家ノ爲ニ忍ブテ居ルコトデアリマス、言フマデモナク今日ハ全ク政黨モ、軍部モ官僚モ本當ニ抱合ツテ、本當ニ一致シナケレバナラヌ時期デアリマス、若シ之ヲ一歩誤レバ、ドウ云フヤウナ危險ノ地位ニ遭遇スルカ分ラナイ、是ハ言フマデモナイ事デアリマス、固ヨリ政黨ニ對シテ非難攻撃ヲセラレル點モアルデアリマセウ、又軍部ノ處置ニ付テモ言ハントスル所ハ澤山アリマス、オヒ五ニ之ヲ諒解シ合フト云フコトナラバ結構デアリマス、政黨ニ對スル認識不足ノ點モアリマセウシ、又吾々ガ軍部ノ行動ニ對シテモ認識不足ノ點モアリマス、五ニ諒解ヲシテ此ノ認識ヲ新ニスルト云フコトガ最モ必要デアリマス、ドウシテモ是ハ政黨ト軍部ト軍部ト言ハズ、官僚ト言ハズ本當ニ抱合ツテ、本當ニ擧國一致デナクテハナラス、一

戦争ノ性質ガ異ツテ来ハシナイカ、松本君ノ海軍大臣ニ對スル質問ハ、ヤハリサウ云フ意味デアリタリデアリマシタガ、海軍大臣ガ丁度申テ答辯セラレテ居リマス、外務大臣ハ松本君ノ説ヲ肯定セラレテヤウナ答辯ガアツタデアリマス、又陸軍大臣モ斯ウ云フ答辯ヲシテ居デナナルデアリマス、汪政權ガ成立シタハ於テ、陸軍ト致シテハ此ノ生れ出デル新中央政權ニ對シテハ、出来ルダケノ兵力ノ援助ヲシナケレバナラス、斯ウ云フ趣旨ノ御答辯ガアツタデアリマス、併シ汪政權ガ成立シタマシテハ出来ナイト思ヒマスカラ、我國ト致シマシテハ、今マデ通りノ兵力ヲ以テ、サウシテ將介石ノ軍ニ對シテ討伐行動ヲ繼續シナケレバナリマセズガ、併シ今マデハ前申ス通りノ戦争デアツタニ拘ラズ、今度新政權ガ出来ル時ニ、戦争ノ性質ニ變ルヤウナコトガアリト致シマスナラバ、是ハ百万ノ出征將兵ノ士氣ニモ影響致シマスシ、一億萬號後國民ノ精神ニ弛緩ヲ生ズルヤウナコトガアレバ、是ハ一大事デアルト考ヘルデアリマス、假令新政權ガ出来マシテモ、此ノ汪兆銘政府ヲ援助センガ爲メ、日本ハ戦フコトハナイ、支那ノ秩序維持ノ爲ニ戦フコトハナイ、何處マデモ日本ノ國防ヲ維持シ、日本ノ從前通りノ方針ニ依ツテ、汪兆銘政府ト協力シテ、將介石ヲ討伐スルノダト云フ考ガナクテハイカヌヤウニ考ヘルデアリマス、ソコデアリマス、陸軍大臣ニ聴キタイノハ、此ノ點ニ付テ、士氣ガ沮喪シナイヤウニ、國民精神ガ弛緩シナイヤウニ、ソレダケノハツクリシタ聲明ヲセラレルコトガ必

○石坂(豊)委員長代理 平川君ニ質問ヲ致シタイト思ヒマス、近ク汪精衛新政權ガ成立致シマス、此ノ事ニ付キマシテハ日支兩國ノ爲ニ祝福スル次第デアリマス、此ノ點ニ付テ陸軍大臣ニ伺ツテ置キタイノハ、陸軍大臣モ御説明ニナツテ居ル通りニ、此ノ度ノ支那事變ノ目的ノ内容シ、日滿支三國ガ善隣友好、共同防共、經濟提携ヲ具現シ、以テ東亞新秩序ヲ建設スルト云フコトニ外ナラナイデアリマス、而シテ汪政權ハ成立致シマシテ、此ノ新政權ヲ我國ガ承認ヲ致シマスル時ニ於テマシテハ、此ノ汪政權ト共ニ善隣友好關係ヲ結ビ、共同防共、經濟提携ヲナルデアリマスカラ、サウシマスルト、今度ハ戦争ノ性質ガ多少違フテ来ルヤウニ考ヘルデアリマス

○平川委員 其ノ次ニ御伺シタイノハ、去ル十九日衆議院ノ決算委員會ニ於テ、武蔵軍務局長ノナサレタ答辯ニ付デアリマス、此ノ點ニ付キマシテ陸軍大臣ノ所見ヲ伺フテ見タイト思ヒマス、武蔵軍務局長ノ此ノ聲明ハ殆ド全部ニ於テ私ハ共鳴致シマス、即チ現在ノ國際情勢ニ處スルニハ、個人主義デハイカス、全體主義、國家全體ノ利益ヲ考慮シナケレバナラス、斯ウ云フ點、竝ニ陸軍モ、政黨モ、官僚モ全ク一致シテ、此ノ事變處理ニ當ラナケレバナラス、五ニ諒解ヲシナイ點ハ諒解シ合ツテ、サウシテ擧國一致邁進シナケレバナラヌト云フ意味ノ御説明ハ、全ク同感デアリマス、唯一點、政黨ノ解消ノ點ニ御觸レニナツテ居ルデアリマス、是ハ非常ニ言過シハ立派ノ言題シデアリマシテ、餘リ差障リナイヤウナ言題シテ居デナリマス、此ノ言題ニ付キマシテモ、併シ要スルニ、此ノ非常時局ニ於テ政黨ガ若シ反省シナケレバ解消シテ貰ヒタイト云ツテ、政黨ノ解消ヲ唱導シテ居デナリマス、點デアリマス、全體ノ此ノ意見ハ洵ニ立派ノ御意見デアリマシテ、獨リ私ノミナラズ國民全部ガ之ニ反對スル者ハアリマセズ、ケレドモ何ダカ政黨ヲ解消シロト云フハ、カリノ、棘ノアルヤウナ文句ニナツテ居ルデアリマス、全般ノ立派ノ國民ガ共鳴ヲスルヤウナ御意見ヲ抹消スルヤウナ言葉ヲ御使ヒニナツタコトハ、甚ダ遺憾ニ思フデアリマス、軍部ハ強イト云フコトヲ言フケレドモ、ソレハ政黨ガ弱イノダ、モット強クナラナケレバ、スウ云フヤウナ言葉モアリマ

スルガ、私ハ今日此ノ政黨ガ弱イトカ強イトカ云フヤウナ言葉ヲ使ヒタコトナイノデアリマス、政黨ガ弱イハ政黨自身ノ爲デハナイ、國家ノ爲ニ忍ブベキコトヲ忍ブテ居ルコトデアリマス、陸軍ノ御執リニナツテモ澤山アリマス、言ヒタイコトモ澤山アルノ之ヲ公開ノ席ニ於テ言フ場合ニ於テマシテハ、政黨ガ壓迫サレルハ構ヒマセズガ、政黨ト軍部ノ間ニ於テ、若シモ斯ウ云フヤウナコトカラ摩擦ヲ生ズルト云フヤウナコトニ相成リマスルト、是ハ支那事變處理ノ上カラ致シマシテモ、非常ニ惡影響ヲ及ボスデアリマス、此ノ故ニ吾々ハ忍ブベキコトニ言ハナイノデアリマス、言ハント欲スルコトモ言ハナイノデアリマス、自分ヲ保護スル爲デハナイ、國家ノ爲ニ忍ブテ居ルコトデアリマス、言フマデモナク今日ハ全ク政黨モ、軍部モ官僚モ本當ニ抱合ツテ、本當ニ一致シナケレバナラヌ時期デアリマス、若シ之ヲ一歩誤レバ、ドウ云フヤウナ危險ノ地位ニ遭遇スルカ分ラナイ、是ハ言フマデモナイ事デアリマス、固ヨリ政黨ニ對シテ非難攻撃ヲセラレル點モアルデアリマセウ、又軍部ノ處置ニ付テモ言ハントスル所ハ澤山アリマス、オヒ五ニ之ヲ諒解シ合フト云フコトナラバ結構デアリマス、政黨ニ對スル認識不足ノ點モアリマセウシ、又吾々ガ軍部ノ行動ニ對シテモ認識不足ノ點モアリマス、五ニ諒解ヲシテ此ノ認識ヲ新ニスルト云フコトガ最モ必要デアリマス、ドウシテモ是ハ政黨ト軍部ト軍部ト言ハズ、官僚ト言ハズ本當ニ抱合ツテ、本當ニ擧國一致デナクテハナラス、一

要デアルト考ヘルノデアリマスガ、此ノ點ニ對シテ陸軍大臣ノ御所見ヲ、先ヅ承ツテ置キタイト存ジマス

○畑國務大臣 平川君ノ御意見ハ洵ニ御尤モデアリマシテ、此ノ度ノ事變ノ目的ハ、將政權ノ容共、抗日策ヲ、根本的ニ打倒致シマシテ、サウシテ東亞ノ新秩序ヲ建設スルト云フコトニアルコトハ、私ガ申スマデモナイノデアリマス、デアリマスカラ、此ノ度ノ汪政權ノ樹立ト云フコト、即チ事變ノ一段階ニ過ギナイモノト私共ハ確信ヲ致シテ居ルデアリマス、隨ヒマシテ、成程汪政權ガ出来マスレバ、陸軍ト致シマシテハ之ニ有ユル援助ヲ拂ヒ、殊ニ兵力ノ援助ヲ致シマシテ、依然何處マデモ將政權ノ屈服スルマデハ、吾々ノ方針ト云フモノハ確乎不動チモノデアリマス、隨ヒマシテ、第一線ノ將士ノミナラズ、國內陸軍ノ全部ヲ學ゲマシテモ、此ノ精神ヲ徹底致シテ居リマスカラ、汪政權ノ樹立ト共ニは戰争ノ目的ガ變ツテシマツタ、士氣ノ沮喪ガ起リハセヌカト云フコトハ、私ハ萬ナイト確信致シテ居リマス、前申ス通り、汪政權ノ樹立ハ要スルニ事變ノ一段階ニ過ギナイノデアリマシテ、之ヲ以テ事變ノ完遂ト見ルハ非當ナ誤デアリマスカラ、サウ云フコトハ萬々ナイト存ジマスガ、若シモ之ヲ以テ軍隊ノ士氣ガ衰ヘ、又國民ノ覺悟ガ變化致シマシタトスルナラバ、是ハ一大由キシコトデアリマスカラ、吾々ト致シマシテハ、無論第一線ノ將兵ニハ依然此ノ事變ノ目的ヲ達成スルマデハ、愈々士氣ヲ昂揚シテ作戦ニ邁進スベキコトヲ要求致シマスガ、又國內ニ於テマシテモ、オヒ五ニ一致協力ヲ致シマシテ、是ハ本當ノ事變ノ一段階ニ過ギナイ、

體軍民一致ト云フ言葉ヲ使ヒマセケレドモ、軍ト民トハ二ツノモノデハナイ、是ハ一ツノモノ、政黨モ、軍部モ、官僚モ各其ノ立場ガ異ナツテ居ルノミデアリマシテ、固ヨリ一致シナケレバナラヌ、此ノ支那事變處理ハ前申ス通りニ非常ニ難關デアリマス、難關デアリマスルガ、本當ニ國民ガ抱合ツテ、本當ニ國民ガ一致シテ之ニ當ツタ場合ニ於テハ、決シテ悲觀スベキモノデハナイデアリマシテ、此ノ難關ハ十分突破シ得ル、不幸ニシテ若シ國家ノ中ニ於テ、相剋摩擦ガアツタ場合ニ於テマシテハ、或ハ恐アルカモ知レス、而シテ軍人ガ政治ニ干與スルトカ何ト云フコトモアリマセケレドモ、是ハ枝葉末節ノ問題デ、千與ドコロデハナイ、殆ド推進力ハ軍部ニアルト云フコトモ宜シ、ケレドモ、吾々ハ斯ウ云フコトヲ言フベキ秋デハナイ、軍人ガ政治ニ關係シテハイカストカ、政治ニ干與シテハイカスト云フコトヲ、非難攻撃スル時代デアリマセウ、スウ云フ枝葉末節ハ論ゼズシテ、本當ニ軍部モ、政黨モ、官僚モ一致シナケレバナラヌト云フコトヲ、深ク吾々ハ考ヘテ居リマス、此ノ場合ニ於テ政黨ヲ解消シロトカ、何ト云フヤウナ言ハハスバカリノ言葉ヲ御使ヒニナルト云フコトハ、本當ニ擧國一致手ヲ握ツテ行カケレバナラヌ此ノ精神ノ上ニ、非常ニ諒解ガ入りヤシクイカ、固ヨリ軍務局長ノ言ハレタコトハ能ク考ヘテ見レバ、是ハ當リ前ノコトヲ言ツテオ居デナナルデアリマス、ケレドモ、唯軍務局長トシテ、一致協力ノ上ニ多少デモ轉入ルヤウナ言葉ヲ御使ヒニナルト云フコトハ、私ハ甚ダ遺憾ニ思フデアリマ

ス、此ノ點ニ對シテ陸軍大臣ハドウ云フ御考ヲ御持デアリマセウカ承リタイト思ヒマス

○三士委員長 一寸平川君ニ御話シマスガ、私共モ多少サウ云フ風ナ感ジガスルノデス、丁度幸ヒ武蔵軍務局長ガ来テ居ルヤウデアリマスカラ、ドウ云フ積リ言ハレタカ、一遍軍務局長カラ聴イテ見テ、ソレカラ陸軍大臣ニ……

○畑國務大臣 私カラ先ニ答辯致シマス——只今ノ平川君ノ御質問ハ御尤モナク點デアリマシテ、能ク諒承致シマシタ、實ハ私ハ政治ニ關スルコトヲ軍當局ノ發表デアルトカ、或ハ軍報道部長ノ意見デアルトカ云フヤウナ形ニ於テ、世間ニ發表致スコトハ好マスノデアリマス、併シ此ノ戰時議會ノ開會中ニ於テマシテ、機會アル度ニ吾々ノ所信ナリ、所懷ナリヲ忌憚ナク披露セシ、國民ノ前ニ披露スルヤウニ私ハ指導シテ居ルデアリマス、十九日ノ軍務局長ト濱地君トノ間ノ質疑應答ハ、ドウ云フ形デアリマシタカ、私ハ能ク存ジマセケレドモ、恐ラクハ私ガ今申シマシタ指導ノ精神ニ依ツテ、濱地君ノ質問ニ應ジテ、軍務局長ガ吾々ノ思フテ居リマスコトヲ赤裸々ニ忌憚ナク、所謂商ニ衣ヲ被セズニ申上ゲタコトデアラウト私ハ思フデアリマス、其ノ點ハ十分諒解アルコトト思フデアリマス、申スマデモナク此ノ益、重大ヲ加ヘマスル非常時局ニ於テマシテ、國際關係モ益々粉糾シテ参リマスルシ、英ノ途ガ愈々繁カラントスル此ノ秋ニ於テマシテ、先程平川君ノ御意見ヲアリマシタ通り官ト云フハズ、民ト云フハズ、政黨ト云フハズ、軍ト云フハズ能ク諒解ヲシ合ヒ、胸襟ヲ開イテ本當ニ抱合ツ

テ一丸トナツテ、國體ヲ愈々明徹ニシ、此ノ天壤無窮ノ國體ヲ擁護シテ、以テ此ノ事變處理ノ大業ヲ打開シテ參ラウト云フ吾等ノ此ノ志ハ、萬々御異存ガナイト私ハ考ヘルノデアリマシテ、此ノ間ノ軍務局長ノ所謂議會ニ於キマスル應答ハ、其ノ邊ニ發見シテ居ルノデアリマスカラ、其ノ點ハ十分御諒承アルコトト思フノデアリマス。

○平川委員 是ハ軍務局長ノ言葉ヲ追究スル意味デ、私言ツタノデアリマセス、唯斯ウ云フ場合ニ政黨解消トカ何トカト云フコトヲ、局長ノ口カラ聽クト云フコトハ、私非當ニ遺憾ニ思ツテ居ルノデアリマス、軍務局長之ニ對シテ御答辯ガアルナラバ御答ヲサレテモ宜シイ、ケレドモガ全體ヲ通ジテ見マシテ軍務局長ノ言ハレルコトハ大體諒解ハ出來ル積リデアリマス、御答辯ガナケレバソレデモ宜シイ、若シ御答辯ガアルナラバ、其ノ點ヲ承リテハ思ヒマス。

○畑國務大臣 只今申シマシタ通り、軍務局長ノ眞意ハ、私ノ答辯デ大體御諒解ガ付クト思フノデアリマス、吾々ノ此ノ戰時議會中ニ於キマスル氣持ト云フモノハ、十分御諒承ヲ御願スル次第デアリマス。

○平川委員 陸軍大臣ニ對スル御質問ハ、是デ打切りマス。

○畑國務大臣 是デ打切りマス。

○木村國務大臣 御答致シマス、少年ノ禁酒法案ハ刑罰トシテモ、昔カラ科料ニナツテ居タト考ヘマスガ、少年禁酒法ノ制定以來、檢事局ノ手ニ渡リマシテ起訴セラレマシタ數ハ、恐ラク御示シテ通りデアリカト存ジマス、唯少年禁酒法ト云フ法律ガアルカラ、刑罰ノ力ヲ以テ之ヲ矯正メテ行ク

欲スル者ニハ、一寸ノ假借モナク嚴重ヲ取締ヲ勵行致シマスガ、眞ニ申上レマシタヤウナ方面ニ對シテハ、多少取締ノ手ガ緩ンデ來タト云フ御觀察ハ、正ニサウデアラウト考ヘテ居ルノデアリマス、ソレデ私ノ考デハ、是タ選擧界ガ稍明ニナリ、覺醒ノ機運ニモ向イテ居ルカラ、是カラ先ハ眞ニ申シマシタヤウナ、選擧界ヲ茶毒スルガ如キ惡質ノモノニ徹底的ニ取締ヲ加ヘ、サウシテ政黨界御自體ニ於キマシテモ此ノ機運ニ鞭打ツテ、益々選擧界ノ明朗ヲ維持シテ行カレンコトヲ、實ハ切望ニ堪ヘナイ次第デアリマス。

○河野委員 議事進行ニ付テ……

ト云フコトガ宜シイカ、寧ロ刑罰ヲ一ツノ教化的用具トシテ制定シテ置キマシテ、事實ハ警察ノ訓諭、訓戒或ハ父兄又ハ少年労働者ヲ使ツテ居リマス所ノ工場主等ノ方面カラ、所謂道徳的ト申シマスガ、サウ云フ方面デ訓戒ヲ加ヘテ行クト云フコトガ宜イコトデハナイカト云フ風ニ、私ハ考ヘテ居リマス、科料トハ言ヒナガラ、無疇ノ少年ガ鬼ニ角檢事局ヲ通り、裁判所ニ行ツテ、刑ノ言渡シヲ受ケマスト云フコトハ、其ノ間餘程考慮ノ餘地アルモノデハナイカト考ヘルノデアリマス、併シ最近ノ狀況ヨリ見マシテ、殊ニ工場方面ニ於ケル少年労働者ノ犯罪ノ増加ト云フコトガ、最近稍々眼ニ付イテ參リマシタカラ、サウ云フ方面ニ付キマシテハ、更ニ多少再考ヲシテ見ル必要ガアリハシナイカ、ソレデ警察方面トモ能ク連絡致シマシテ、此ノ教化的意味ヲ持ツテ居リマス少年禁酒法ノ存在ヲ、モウ少シ明カニシテ、工場主等ヲシテサウ云フ弊風ノ途絶ニ、一層努力セシムル方ニ力盡シテ見タイ、現在ノ所デハサウ云フ風ニ考ヘルノデアリマス。

○平川委員 今一點選擧正ニ付テ御同シタイト思ヒマス、昭和十年ニ府縣會議員ノ選擧ガ施行セラレマシタ其ノ際、違反者ハ、百十二條ノ違反者ガ一万三千四百人、ソレカラ昭和十四年ニハ僅ニ二千五百五十六人デアリマス、前同ノ選擧ニハ違反者ガ一万三千四百人アツタモノガ、十四年ノ選擧ニハ僅ニ二千五百五十六人ニナツテ居ル、又衆議院議員ノ選擧ニ於キマシテモ、昭和十一年ニハ百十二條ノ違反者ガ一万二千五百八十七人デアリマシタ、其ノ翌年即チ昭和十二年ニハ、約其ノ半數デアリマシテ五千四

百四十五人ニナツテ居リマス、斯様ニ選擧違反者ガ非常ニ減少シテ參リマシタ事ハ、是ハ選擧ノ肅正ノ結果デアルト考ヘレバ、非常ニ慶スベキ事デアルト考ヘルノデアリマス、所方是ハ選擧ノ肅正バカリデハナク、他ニ何カ原因ガアリハシナイカ、即チ近頃各所ニ於テ人権蹂躪ガ盛デアリマシテ、其ノ人権蹂躪ノ非難ノ聲ト云フモノハ、眞々トシテ居ルノデアリマス、此ノ爲ニ警察官竝ニ檢事ノ方ガ、其ノ人権蹂躪ノ聲ニ怯ヘテ、檢擧ノ手ヲ緩メテ斯ウ云フ風ニ犯罪者ガ減少シタトスルナラバ、是ハ大ニ考ヘテ貴ハナケレバナラヌ問題ダラウト思ヒマス、選擧ガ本當ニ肅正セラレタラバ宜シイ、ケレドモ之ニ反シテ選擧ハ肅正セラレナイケレドモ、檢擧ノ手ヲ緩メタノデアルト云フコトハナルト、選擧肅正ノ上ニ於キマシテ、非常ニ惡影響ヲ及ボスヤウニ考ヘマス、ドウシテモ此ノ選擧ノ肅正ハ徹底的ニヤラナケレバナラヌ、手ヲ緩メテ御考ヲ願キタイ。

○木村國務大臣 御答致シマス、選擧法違反ノ數ガ往年ニ比シマシテ、最近非常ニ少クナツテ來テ居リマスカトハ、只今御示シノ通りデアルト承知致シテ居リマス、ソコデ檢事局ト致シマシテノ選擧違反ニ對シマスラレマシタ當時ハ、其ノ選擧法制定ノ趣旨ニ願ヒマシテ、買収或ハ戸別訪問等惡質ナル選擧違反ノミナラス、形式犯ニ至ルマデ是ガ取締ヲ勵行シタコトガアリマス、是ハ當時ノ立法制定ノ理由カラ致シマシテ、形式犯ニ至ルマデモ嚴重ニ取締ツテ、サウシ

大臣若クハ陸軍大臣、外務大臣、ソレ等適當ノ大臣ニ於テ、御調査ノ上詳細ニ御答ヲ願ヒタイト思ヒマスカラ、此ノ點モ豫メ委員長カラ政府ノ方ニ御傳ヘテ願ヒマス。

○三土委員長 宜シウゴザイマス、此ノ際休憩シテ、午後一時半ヨリ開會致シマス、ソレカラ一時カラ議長應接室デ理事會ヲ開キマスカラ、其ノ御積リテ願ヒマス。

午後零時二十分休憩

午後一時五十分開議

○三土委員長 會議ヲ開キマス——稻田直道君

○稻田委員 私ハ總理大臣ニ對シマシテ數項ニ互ツテ御致シタイト思ヒマス、第一ニ、平沼元總理大臣ハ其ノ在職中ニ於キマシテ、日滿支ヲ通ジ全東亞ヲ主宰スル爲ニハ、日本ニ來テ政治經濟諸權ヲ此ノ儘デハ到底十分ナル機構ヲ發揮サレナイカラ、此ノ際長期建設ニハ思フコトヲ革新ヲ斷行セナケレバナラナイト云フコトヲ宣言サレタノデアリマス、又前阿部總理大臣ニ於キマシテモ、殆ド是ト大同小異ノ聲明ヲ爲シテ居ラレマス、凡ソ政治ノ要諦ハ、舊來ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基イテ進歩ト發展ガアリ、國民福利ガ増進サレルノデアリマス、然ルニ賢明ナル米内首相ニ於カレマシテハ、未ダ是等ノ點ニ付テ雄偉偉大ナル聲明ヲ發表ガゴザイマセス、曩ノ施政方針ノ演説ニ於キマシテモ、尙ホ十分ニ是ガ義ヘテ居ラナイノデアリマス、ソレハ個個ノ場合ノ御答辯或ハ應談等ニ於キマシテハ、其ノ片鱗ノ現ハレモアルカモ知レマセスガ、ソレデ未ダ以テ十分デナイト私ハ思フ、右等ニ對シマスル確固不動ナル大方

選擧界ノ腐敗ヲ何トカシテ矯正シタイ、決ウシテ立憲政治ノ基礎ヲ明カニ強ク確定シタイト云フヤウナ氣持ガ、此ノ時ハ私共取締ノ衝ニアル者ノミナラス、國民一般ノ要望デアツタト、實ハ考ヘテ居リマス、隨ヒマシテサウ云フ方針デ取締ヲ勵行致シマシタ結果、犯罪者ノ數ガ増加シテ參ツタノハ當然ノ結果ト存ジマスガ、御承知ノ如ク此ノ形式犯ノ方ハ今ニナツテ眞面目ニ考ヘテ見マス、此ノ前ノ席デモ一寸申シマシタヤウニ、時ニハ人情ヲ無視シタヤウナ點ガアリマスシ、又時ニハ一般ノ健全ナル常識カラ見テモ、餘リヒドイデハナイカト云フ點モアリマスシ、ソレ等ノ點マデ檢擧ノ手ヲ伸シマス、殊ニ形式犯デアリマスカラ、其ノ間ニヤハリ嚴重ニヤルト云フ方針ヲ、末梢ニ關スルマデ徹底致シマス、警察官等ガ時ニ依ルト常軌ヲ逸シテ取締ヲスル、即チ現ハレタ所ノ犯罪ノ態様ト、取締ノ爲ニ取リマシタ其ノ行動トノ間ガ何トナク國民ニ非常ニ不快ナ考ヲ與ヘル、ソレガ結局人権蹂躪等ノ聲ノ起リマシタ一部ノ原因デハナイカト、實ハ考ヘテ居ルノデアリマス、ソコデ其ノ後選擧界ノ情勢ヲ見テ見マス、兎ニ角次第ニ選擧界ノコトガ明朗ニナツテ居リマシテ、最早ヤ人情ニ合ハナイヤウナ、或ハ常識上ドウカト思ハレルヤウナ形式犯ニ至ルマデ、グーント之ヲ檢擧シテ行カナクテモ、選擧界ノ覺醒ト云フモノハ期セテ居ラナイカト、

局下デアリマスルカラ、今此處ニ各府縣ノ名前ハ覺エテ居リマセスガ、政黨ノ支配階級ニ居ラレル御方々ガ一堂ニ集マラレマシテ、此ノ時局下ニ無用ナ競争等ノコトハ止

サウ云フ實ハ考ヘテ居リマス、又國民一般ノ要望モ、サウ云フ方ニ向ツテ來テ居ナイカト、私ハ觀察シテ居リマス、隨テサウ云フ見地カラ最近ハ買収犯トカ、選擧「ブローカー」トカ、眞ニ選擧界ヲ茶毒セント

度々當議會ニ於テモ論議サレマシタソレ、出來ルタケ非合法ノ手段ヲ避ケテ、總テ合法的ノ取締ニ邁進スルト云フコトヲ、固ク實ハ決意致シマシタ、隨テ其ノ方針デ昭和十四年ノ選擧ハ執行致シタノデゴザイマス、ソレデ減ツタト云フバカリデナク、實ハ時局下デアリマスルカラ、今此處ニ各府縣ノ名前ハ覺エテ居リマセスガ、政黨ノ支配階級ニ居ラレル御方々ガ一堂ニ集マラレマシテ、此ノ時局下ニ無用ナ競争等ノコトハ止

針ヲ示サレズシテハ、現内閣ハ恰モ舵ナキ船、轉ナキ馬ノ如シトテ言フモ敢テ過言デハアルマイカト思ヒマス、而シテ以テ國民ハ現内閣ノ歸趨ニ迷ウテ居ル者モ往々ニシテナイトモ限ラナイ、仍テ總理大臣ニ御尋致シマスガ、首相ニ於ケレマシテハ、第七十五帝國議會ノ政績、或ハ新支那中央政府ノ成立等ニモ鑑ミラレマシテ、近ク何等カノ機會ニ於テ、内外施政ニ關スル大方針ヲ、御演説又ハ文書等ニ依リマシテ御發表ニ相成リマスル御考ハアリマセスカ、先ヅ此ノ點ノ御所見方承リタイト思ヒマス

○米内閣務大臣 東亞新秩序ノ建設、支那事變處理ノ爲ニ必要ナル所ノ、政治經濟各般ニ互ツテ大イニ改メナケレバナラス事ハドンノ改メテ行クニ躊躇シナイト云フコトハ、屢私カラ申上ゲタ通りゴザイマス、隨ヒマシテ只今ノ御質問ノヤウニ、何等カノ機會ニ文書又ハ演説等ヲ以テ其ノ意味ノコトヲ更ニ言フ必要ハナイカト云フコトゴザイマスガ、只今ノ所別ニサウ云フ聲明ヲスルト云フ考ハ持ツテ居リマセスカ

○稻田委員 然ラバ御尋致シタイト思ヒマスガ、第一ハ、政府ニ於ケレマシテハ、中央地方ニ於ケル行政ノ機構又ハ組織等ノ改善整備ヲ行ハレマス御考ハアリマセスカ、之ニ付テ總理大臣ノ御所見ヲ御伺致シマス

○米内閣務大臣 各般ノコトニ互リマシテ只今申上ゲマシタ通り、改革スベキモノハナルベキデアルト考ヘテ居リマス、又行政整理ニ關シマシテハ、目下特ニ此ノ事變ニ關聯致シマシテ色々仕事ガ殖エテ居リマスノデ、今茲ニ行政整理ヲヤルト云フコトハ考ヘテ居リマセスカ、併シナガラ唯無暗ニ

○米内閣務大臣 各般ノコトニ互リマシテ只今申上ゲマシタ通り、改革スベキモノハナルベキデアルト考ヘテ居リマス、又行政整理ニ關シマシテハ、目下特ニ此ノ事變ニ關聯致シマシテ色々仕事ガ殖エテ居リマスノデ、今茲ニ行政整理ヲヤルト云フコトハ考ヘテ居リマセスカ、併シナガラ唯無暗ニ

○米内閣務大臣 貴族院ノ制度組織ニ關シマシテハ、議會制度審議會ノ研究モゴザイマスノデ、政府ト致シマシテハ其ノ研究ヲ

○米内閣務大臣 貴族院ノ制度組織ニ關シマシテハ、議會制度審議會ノ研究モゴザイマスノデ、政府ト致シマシテハ其ノ研究ヲ

人ヲ殖ストカ、サウ云フヤウナコトハ考ヘテ居リマセスカ

○稻田委員 第二ニ於キマシテ、今日マデノ資本主義ノ自由主義經濟產業組織ニ對シテ再檢討ヲ加ヘ、今日ヨリ以上ニ今後世運ノ進展ニ對處シテ、其ノ組織機構等ニ對シマシテ改革ヲ行ハルルノ意思アリヤ否ヤ、之ニ付キマシテ御所見ヲ承リタイ

○米内閣務大臣 從來モ申上ゲマシタ通り、諸般ノ統制ヲ強化調整致シマシテ、此ノ事變解決ニ對處スル爲ニ努力ヲ致シテ居ルノデアリマス、今後トモ必要ナル統制ヲ強化調整致シマシテ、此ノ事變處理ニ善處致シタイト考ヘテ居リマス

○稻田委員 第三ニ御尋致シタイコトハ、昨日田村君カラ御聽ニナリマシタカラ、是ハ大陸ニ於ケル諸機構ノ改善ノコトデアリマスガ、省キマス

第四ニ於キマシテ、衆議院議員選舉法ノ改革ハ度々行ハレマスルニ拘リマセズ、貴族院ノ組織制度ハ舊態依然タルモノガアルデハアリマスマイカ、政府ハ貴族院ノ組織制度等ガ、今日日本ノ現狀ニ適合シテ居ルト思ハレマスルカ、政府ハ貴族院ノ組織制度ヲ改革スルノ御考ハナイカドウカ、アリマシテモ事變中デアアルカラ之ヲヤラナイト云フ御考デアアルカ、事變中デアアツテモ、官吏ノ身分保障令ヲドウスルトカ、或ハ文官任用令ヲドウスルトカト云フヤウナコトヲナサレマスルナラバ、オヤリニナツテモ差支ナイト思ヒマスガ、之ニ對スル總理大臣ノ御意見ヲ承リタイ

○米内閣務大臣 貴族院ノ制度組織ニ關シマシテハ、議會制度審議會ノ研究モゴザイマスノデ、政府ト致シマシテハ其ノ研究ヲ

○米内閣務大臣 貴族院ノ制度組織ニ關シマシテハ、議會制度審議會ノ研究モゴザイマスノデ、政府ト致シマシテハ其ノ研究ヲ

○米内閣務大臣 貴族院ノ制度組織ニ關シマシテハ、議會制度審議會ノ研究モゴザイマスノデ、政府ト致シマシテハ其ノ研究ヲ

○米内閣務大臣 貴族院ノ制度組織ニ關シマシテハ、議會制度審議會ノ研究モゴザイマスノデ、政府ト致シマシテハ其ノ研究ヲ

○米内閣務大臣 貴族院ノ制度組織ニ關シマシテハ、議會制度審議會ノ研究モゴザイマスノデ、政府ト致シマシテハ其ノ研究ヲ

○米内閣務大臣 貴族院ノ制度組織ニ關シマシテハ、議會制度審議會ノ研究モゴザイマスノデ、政府ト致シマシテハ其ノ研究ヲ

○米内閣務大臣 貴族院ノ制度組織ニ關シマシテハ、議會制度審議會ノ研究モゴザイマスノデ、政府ト致シマシテハ其ノ研究ヲ

○米内閣務大臣 貴族院ノ制度組織ニ關シマシテハ、議會制度審議會ノ研究モゴザイマスノデ、政府ト致シマシテハ其ノ研究ヲ

○米内閣務大臣 貴族院ノ制度組織ニ關シマシテハ、議會制度審議會ノ研究モゴザイマスノデ、政府ト致シマシテハ其ノ研究ヲ

於テ需要量ガ幾ラアツテ、生産量ガ幾ラデア
ルト云フコトヲ算術的ニ御計算ニナ
ルコトハ出來マセウケレドモ、實際ノ配給
ノ問題ト致シマシテハ、生産カラ配給、消
費ニ至リマスルマデノ一貫シタル問題ト致
シマシテハ、此ノ算術的數字ヲ超越致シマ
シタ一ツノ事實ガ起ツテ來ルノデアル、即
チ國民ノ利潤追求ノ經濟、即チ自己ノ生活
ハ自己ノ責任ニ於テ、之ヲ維持シナケレバ
ナラスト云フ所ノ根本觀念カテ實情ガ行ハ
レ、買物ガ行ハルト云フコトハ今日ノ經
濟思想ノ下ニキマシテハ、寧ロ當然
ノコトデアルト思フノデアリマス、隨ヒ
マシテ一ツノ新制度ヲ行フニ致シマシテモ、
利潤追求ノ經濟ヲ認ムルカ、認メナイカト
云フコトガ根本ノ一ツノ問題デアリ、假ニ
之ヲ認ムルモノデアルト致シマシタナラバ
政府ニ於テ御考ニナル所ノ新制度ノ方策ハ、
國民ノ個人々々ハ自己ノ責任ニ於テ自己ノ
生活ヲ維持スル爲メ經濟活動ヲ爲スノデア
ルト云フ事柄ヲ算用ノ中ニ入レテ置ク必要
ガアルト思フノデアリマス、唯機械的ナル、
算術的ナル數字ノ對照ニ依ツテ新制度ノ效果
ヲ期シヨウトスル所ニ誤ガアルト私ハ思フ
ノデアリマス、此ノ點ニ關シテ總理大臣ノ
御意見ヲ伺ヒ、尙又時間ガゴザイマセスカ
ラ、序デニモウ一ツ申上ゲテ置キマスガ、
之ニ關シタコトデアリマス

今申シマシタヤウニ、國民ノ個人ハ自己ノ
責任ニ於テ自己ノ生活ヲ維持シナケレバナ
ラス隨ヒマシテ、吾々ハ今日ヨリ明日ノ生活
ヲ考ヘナケレバナラスノデアリマス、實ニテ
準備ヲシ、今日ヨリ明日ノ準備ヲシ、夏ヨリ
冬ノ生活ヲ考ヘルト云フノガ今日マデニ於ケ
ル國民ノ嗜好デアツタノデアリマス、吾々ガ

小學校ニ通ツテ居リマス頃ハ、國定教科
書ニモサウ云フコトガアツタ、蟻ハ夏非常
ニ勤シテ精勵シマシテ、食物ヲ貯藏致シ
テ居ツタ、所ガ蟻類ハ遊シテ居ツテ食物ヲ
貯藏スルコトヲ怠ツタ、其ノ結果ガ各、現
ハレテ來タ、自由主義經濟ノ下ニ於キマシ
テハ斯ウ云フコトガ國定教科書ニ現ハレテ
居ツタ事例ハ國定教科書ニハ書イテナカ
ラウト思フノデアリマス、吾々ノ子供ノ時代
ニ於テハアツタノデアリマス、所ガ今日ハ夏
ヨリ冬ノ生活ノ爲メ、今日ヨリ明日ノ生活
ノ爲メ買物ヲスルコト、買物ヲスルコトナ
ハ、之ヲ許サレナイコトニナツテ居ル、明日
ノ生活ノ爲メ、明年ノ生活ノ爲メ準備ヲ致シ
マシテ、何人ノ厄介ニモナラナイヤウニ、自
己ノ責任ニ於テ自己ノ生活ヲ維持シテ居カ
ウトスル所ノ國民ノ嗜好ニ當テ是レナケ
レバナラス所ノ時代ニ入ツテ參ツトデア
マス、是ハ私共ハ從來ノ國民生活ト對比致シ
マシテ、非常ナル變化ガ來タモノデア
ルト思フノデアリマスガ、若シモ吾々ガ明日ノ
生活ヲ考ヘテハナラス、唯今日ノ隣國ノ生
活ヲ考ヘテ進マナケレバナラスト云フノデ
アツタト致シマスナラバ、國家ハ國民ノ明
日ノ生活ニ付テ確乎タル保障ヲ與ヘナケ
レバナラスト云フ結論ニ到達致スノデア
リマス、是等ノ點ニ關シマシテ、政府ハドウ
云フ御考ヲ御持チニナツテ居ルノデゴザイ
マセウカ、具體的ナ政策ニ付キマシテハ、
隨分ハ誰ガ考ヘテも困難ナ問題デアリ
マス、唯政府ト致シマシテノ心構ヘ、ソレニ
對スル認識ノ點ヲ御伺致セバ結構デア
ルト
思フノデアリマス

○米內國務大臣 只今ノ御質問ニ對シマシ
テ、總括シテ御答致シタコト思ヒマスガ、
第一ハ今日ノ情勢ニ於キマシテ、徒ニ個人
ノ利潤ヲ追求スルト云フコトハハ避ケナ
ケレバナラスト考ヘテ居リマス、屢ニ申上
ゲマシタ通り政府ト致シマシテハ、此ノ經
濟制度ト云フモノノ合理的ニ強化間斷ナラ
シメマシテ、結局ハ國家ノ目的ニ歸一スル
ヤウニ之ヲ誘引シテ行キタイ、サウ致シマ
スレバ、結果ト致シマシテ、御懸念ニナ
リマシタウナコトモ起ラサト思フノデア
リマス、此ノ線ニ沿ウテ政府ト致シテハ大
努力モシ、又之ヲ實現シツツアルノデア
リマス、將來ニ當リマシテモ、此ノ實現ニ對
シテ萬遺憾ノナイヤウニ努力致シテ居ル
第デアリマス

○小畑委員 大臣ノ御答辭ニ依リマシテ、
政府ノ之ニ對スル御心構ハ明ニナツタ
ノデアリマス、私ハ之ニ關聯致シマシテ、
大臣ノ御所見ヲ伺ヒタイコトハ、只今私ガ
申上ゲマシタヤウナ事實ガアリ、又之ニ
對スル修正或ハ改革ヲ行ハナケレバナラ
ナイヤウナ狀態ニ差迫ツテ居リマスガ爲メ、
我國ノ個人主義ヨリ全體主義ニ導イテ行
カケレバナラスト云フヤウナ思想ガ、或ハ
國內ニアルカトモ考ヘルノデアリマス、此
ノ點ニ付テ極メテ簡單ニ私ノ所信ヲ申シ
マシテ、私ハ個人主義ト云ヒ、全體主義ト云
ヒ、共ニ我ガ國體ト相容レザル思想デア
ルト思フノデアリマス、元來個人主義ヨリ全
體主義ニ移行シナケレバナラスト云フガ如
キ、所謂個人主義ト云フヤウナモノハ、我國
ノ思想ノ中ニアルノデアリマセウカ、私ハ我
國ニハ個人主義ト云フモノハナイト思
居リマス、ソレハ先刻申シマシタヤウニ、自
己ノ利益ノ爲メ國民ガ經濟生活ヲ行ツタ、

○三土委員長 平川君
○平川委員長 平川君
○舟橋政府委員 文部大臣ニ差支ガゴザイ
マスノデ、私カラ代ワテ御答辭ヲ申上
ゲマス、何卒御許ヲ願ヒマス、御質問ノ第一
ハ、今何制度ノ改正ニ依リマシテ、小學校
教員ノ俸給ガ、是マデハ市町村ノ負擔デア
リマシテ、國庫ヨリ其ノ一部ト申シマス
ルカ、半額以上ヲ負擔シテ居リマシタ、其ノ
建前ヲ變ヘマシテ、府縣ノ負擔スル、斯ウ云
フ建前ニナツタノデアリマス、然ルニ拘ラズ
六大都市ニ限ツテ府縣ノ負擔方法ヲ變ヘ
ルコトニ政府ハ方針ヲ執ツテ居ルガ、其ノ根
據ニ理由如何ト云フ御質問デアツタト拜
聽致シタノデアリマス、此ノ事ニ付キマシ
テハ、過日モ地方稅ノ委員會立ニ小學校
員俸給國庫負擔改正法律案ノ委員會ニ於
テハ、內務大臣立ニ文部大臣ヨリ、議
員ノ質問ニ對スル答辭トシテ、六大都市
限リ市長ヲ經由シテ教員俸給ヲ支拂フコト
ニ致シタイ、斯ウ云フコトヲ申上
レルトデアリマス、其ノ理由ト致シマス
所ハ、御承知ノ通り六大都市ハ教員俸給

大都會ニ限ツテ市ヲ通ジテ支拂ハスルト云
フコトニ御定メニナツタサウデアリマスガ、
果シテサウ云フ事實ガアリマスカドウカ、
若シモ左様ナ事實ガアリマシマスレバ、其
ノ根據ハ如何、六大都市ニ限ツテ市ヲ通
ジテ支拂ハシナケレバナラスト云フ其ノ根
據、理由、之ヲ承リタイノデアリマス、ッ
レガ第一點デアリマス

○小畑委員 總理大臣ノ御答辭甚ダ結構デ
アルト存ジマス、アトハ商工大臣ト農林大
臣ガ御見エニナリマシタラ質問ヲスルト云
フコトニ保留ヲ致シマシテ、是デ中止シテ
置キマス
○三土委員長 平川君
○平川委員長 平川君
○舟橋政府委員 文部大臣ニ差支ガゴザイ
マスノデ、私カラ代ワテ御答辭ヲ申上
ゲマス、何卒御許ヲ願ヒマス、御質問ノ第一
ハ、今何制度ノ改正ニ依リマシテ、小學校
教員ノ俸給ガ、是マデハ市町村ノ負擔デア
リマシテ、國庫ヨリ其ノ一部ト申シマス
ルカ、半額以上ヲ負擔シテ居リマシタ、其ノ
建前ヲ變ヘマシテ、府縣ノ負擔スル、斯ウ云
フ建前ニナツタノデアリマス、然ルニ拘ラズ
六大都市ニ限ツテ府縣ノ負擔方法ヲ變ヘ
ルコトニ政府ハ方針ヲ執ツテ居ルガ、其ノ根
據ニ理由如何ト云フ御質問デアツタト拜
聽致シタノデアリマス、此ノ事ニ付キマシ
テハ、過日モ地方稅ノ委員會立ニ小學校
員俸給國庫負擔改正法律案ノ委員會ニ於
テハ、內務大臣立ニ文部大臣ヨリ、議
員ノ質問ニ對スル答辭トシテ、六大都市
限リ市長ヲ經由シテ教員俸給ヲ支拂フコト
ニ致シタイ、斯ウ云フコトヲ申上
レルトデアリマス、其ノ理由ト致シマス
所ハ、御承知ノ通り六大都市ハ教員俸給

ヤウナ御答辯アルトスレバ、私共ノ心證トシテハ不介入方針デナシニ英米側ノ介入アリ、非常ナ行過キヲヤツテ居ラレルト考ヘルノデアリマス、尙ホ私共ノ點ニ付テハ後ニ御答辯アリマス

○委員長退席、石坂委員長代理著席

昨日ノ豫算總會ニ於テ、「ウエルズ」米國國務次官ノ訪歐ノ使命ト云フ點ニ付テ如何ニ觀測スルカト云フ質問ニ付テ、外務大臣ノ情報トシテ御話ガアツタノデアリマスガ、私ノ持つテ居リマス、「ウエルズ」ノ行キマシタコトニ付テノ情報ハ斯ウ云フ情報デアリマス、即チ「ウエルズ」ハ一ツノ試案ヲ持つテ先ヅ第一ニ伊太利ニ行ツタ、ソレデ伊太利ヲ抱込ミマシテ、ソレヲ通ジテ更ニ獨逸ヲ抱込ミ、其ノ結果トシテ「ソ」ヲ戰ヲ獨逸ニ仲裁セセ、獨逸ノ手ヲ切ラセ、國際反「ソ」戰線ヲ結成セシメ、英佛トノ間ニ國際會議ヲ妥結シ、東洋部面ニ於テ併セテ九箇國會議ヲ召集セセヨウト云フ腹案ヲ持つツテ行ツタ、斯ウ云フ情報ヲ私ハ得テ居ルノデアリマス、是ハ歐羅巴ノ戰爭ニ對スル一ツノ方針トシテハ大キナ問題デアリガ、特ニ「ウエルズ」ガ持つツテ行ツテ居リマシタ九箇國會議ヲ東洋部面ニ於テ召集セセヨウト云フ外交方針ト云フモノハ、若シ是ガ成功致シマシテ、此ノ際九箇國會議ヲ召集サレルト云フコトニナリマシタナラバ、是ハ日本ニ取ツテハ非常ニ大キナ事實デアリト考ヘルノデアリマス、時間ガアリマセヌノデ、其ノ後「ムツリ」ニト會ヒ、サウシテドウ云フ返事ヲ貰ツタトカ色々ノ點ニ付テハ申上ガマセスガ、此ノ點ニ付テノ情報ハ外務省ニ入ツテ居ルト思ヒマスガ、外務省ニ斯ウ云フ情報ガ來テ居ルカドウカ、其ノ點ヲ先

ツ同ヒタイ
○有田國務大臣 先ヅ先程ノ質問ノ中ノ錫「マンガン」ノ問題デアリマスガ、三宅君ハ是ハ英吉利ニ偏スルヤリ方デハナイカト云フハ英吉利ニ偏スルヤリ方デアリマスガ、全然左様ナコトハアリマセス、飽タマデモ日本中心デ政府ハ處理致シテ居ルノデアリマ

最近ニ於ケル米國ノ言論界ノ動向等ヲ見マシテモ、大體ニ於テ獨逸ガ勝ツノデ、少クトモ英佛側ニ勝ツ目ハナイト云フ見透シハ、私共ガ取ツテ居リマス情報ト致シマシテハ、大體ニ於テソレガ段々ト正確性ヲ發揮シテ居ルト考ヘルノデアリマス、例ヘバ最近ニ「バルカン」ノ把握、「ルーマニヤ」ノ把握、亂ノ思想戰ノ全面的失敗、印度ニ於ケル反英ノ空氣、更ニ英米ノ對立ト云フ事實モ現ハレテ來テ居ルノデアリマス、例ヘバ英吉利ガ戰債ヲ紐育市場ニ於テ募集シヨウトスルノニ對シテ、亞米利加ノ方デハ、中南米ニ於ケル英吉利ノ商權ヲ拋棄シテ、サウシテ北米、中南米ニ互ル亞米利加協同體ヲ作ラセト云フコトヲ條件ニシテ、其ノ起債ニ應ジテ居ルトカ、其ノ結果來マス所ノ非常ナ輸入超過ノ英吉利財界ニ對スル影響トカ、更ニ百九十九萬噸ニ及ブ、前歐羅巴大戰ノ時ノ五分ノ一ニ達シマス所ノ英吉利商船ノ擊沈トカ、而モ伊太利ノ獨逸側ニ左袒致シマス事實ノ明確化トカ、更ニ「ウエルズ」ガ歐羅巴ヲ訪ネタコト、「スターク」大將ガ言

臣ハ特ニ自主的見地ニ立ツテヤツタト言ハレマスケレドモ、獨逸ノ必要トスル護護ヤ錫ハ西比利亞鐵道ヲ通ツテ、日本ノ船デハ行カナイト云フ取極メヲナシマシタコトハ、獨逸ノ對日感情ヲ非常ニ惡ク致シマスコトハ當然ナ話デアリマス、若シ英吉利ガ敗ケタト云フコトニナリマスレバ、負ケ馬ニ賭ケタヤウナモノデアリマシテ、國ノ運命ヲ危クスルト云フ點ニ於テ非常ナ私心配ガアルノデアリマス、此ノ私ノ見透シハ、政府ノ局ニ當ツテ居ルノデナイカラ情報ガ少イノデ、或ハ獨斷モアリ、或ハ開途ヒモアリマセウト思ヒマスケレドモ、併シ私ハ國ヲ思フ赤心カラ、少シモ偏見ヲ持タズニ、一ツノ判斷ヲ致シ積リデアリマスガ、此ノ歐羅巴戰爭ノ見透シガ、少クトモ亞米利加ノ言論機關ノ最近ノ動向カラ見テ、ドウモ獨逸ノ側ニ勝ツ目アリト云フヤウニ言ハレテ居ル事實ニ付テ、外務大臣ハ如何ナル見透シヲ持つテ居ラレルカラ承リタイト思フノデアリマス

○三宅委員 御尤モナ御答辯デアリマスガ、私ガ是等ノ諸點ヲ外務大臣ニ質シマシタ點ハ、日本ノ外交方針トシテ一大轉換ヲスル必要ガアルト云フ一點デアリマス、即チ是ハ私共ノ個人的ナ考ヘ方デハナイト思フノデアリマシテ、兎モ角第一ニ新秩序ニ協力スル方面ニ對テ反感ヲ催サヌヤウナ行キ方ト云フモノハ、非常ニ間違ヒデアルト云フコト、ソレカラ此ノ前ノ豫算總會デ質問シタノデアリマスガ、案外早ク歐羅巴ノ戰爭ハ片付キハシナイカ、其ノ際ニ於テ、兎モ角此ノ前ノ歐羅巴戰爭ニ於テ日本ハ聯合國側ニ付イタケレドモ、其ノ戰爭ガ濟ンダ後デ袋叩キニシタノハ聯合國側デアリ、今度ハ兎モ角表面ヘ不介入ノ態度ヲ執ツテ居ルノデアリカ、若シ戰爭ガ濟ンダト云フコトニナリマシタナラバ、英米佛ハ援將行爲ヲ止メドコロデハナイ、日本ヲ袋叩キトスルコトハ明瞭デアリ、ソレノミナラズ、日本ニ協力シテ汪政權ヲ最初ニ承認シヨウト云フ伊太利ニシテモ、獨逸ニシテモ、日本ガ今日ノ如キ態度ヲ執ツテ居ルナラバ、戰爭ガ濟ンダ後ハ、私ハ英米ニ追隨スルヲウツト考ヘルノデアリマス、是等ノ點ニ付テ汪精衛政權ノ成立ヲ機會ニ致シマシテ、私

○三宅委員 此ノ點ニ付テハ水掛論ヲヤツテモ仕方ガアリマセヌノデ、私ハ更ニ歐洲大戰ノ勝敗ノ見透シ如何ト云フコトニ付テ、外務大臣ノ所見ヲ質シタイノデアリマス、私ノ解釋スル所ニ依リマスレバ、「ウエルズ」ガ歐羅巴ヲ訪問致シマシタノハ、獨逸ノ側ニ戰爭ノ結局ノ勝利ガ來ルノデハナイカト云フ亞米利加側ノ不安ノ結果ガ、「ウエルズ」ヲ派遣致シマシタ一ツノ大キナ動機デアリカト考ヘテ居ルノデアリマス、更ニ之ヲ裏書致シマスヤウナ一ツノ情報ト致シマシテハ、「スターク」大將ガ海軍擴張ノ辯、英佛側ノ敗戰ノ際ヲ考慮シテ海軍ノ擴張ヲヤラナケレバナラヌト云フコトヲ、議會ニ於テ公然ト言ウテ居ルノデアリマス、亞米利加ハサウ云フ點ハ明ク放シノ國デアリマセウガ、兎モ角海軍ノ責任者ガ、英佛側ガ敗ケタ場合ノ用意ト云フコトヲ言ツテ居ルノデアリマス、ソレハ大分前ノコトデアリガ、

○有田國務大臣 三宅君御心配ノ點ハ洵ニ御尤モト思フノデアリマスガ、日本ノ東亞新秩序建設ニ對スル方針ハ不動ノモノデアリマシテ、是ガ遂行ノ爲ニハ全力ヲ舉ゲナケレバナラヌノデアリマスガ、自ラ其ノ政策ノ遂行ニハ慎重ナ態度ヲ伴フベキコトハ勿論ノコトデアリマス、歐羅巴ノ紛争ニハ介入シナイト云フ從來ノ方針ヲ堅持スルコトガ、最モ必要デアルト考ヘテ居ルノデアリマス、今日ニ於テ未ダソレヲ轉換スル時機ニハ到ツテ居ナイト思フノデアリマス

○有田國務大臣 先ヅ最初ニ、三宅君ノ御話ノ中ニ一言訂正シテ置キタイト存ジマスコトハ、私ノ聽違ヒデアツタカモ存ジマセスガ、錫護護等ノ日本船ニ依ツテ獨逸ニ供給セラレルノヲ、シナイ約束ヲシタトカ云フ風ヲ御言葉ガアツタカト思フノデアリマスガ、サウ云フ風ナコトハ絕對ニナイノデアリマスカラ、誤解ノナイヤウニシテ載キタイト思ヒマス

側ニ立ツ者ハソレ等ニ付テ色々ナ情報、議論等モアルノデアリマシテ、是ハ獨逸ノ方ハ獨逸ガ勝ツト思ヒ、英佛ノ方ハ英佛ガ勝ツト思フテ居ルデアラウト思フノデアリマスガ、政府ニ於テハ其ノ有スル情報ニ依ツテ、勿論大體ノ見當ガナイ譯デアリマセスガ、併シ是等ノ點ニ付テ、ドチラガ勝ツ見込ヲ持つテ居ルト云フ風ナコトヲ申シマスコトハ、機微ノ關係モアルノデ、差控イタイト思フノデアリマス

此ノ間阿部内閣ガ成立致シマシタ時ニハ、私ハ成立勿キデアツテ、歐羅巴ノ戰局ノ見透シ等ニ付テハ判斷出來ナイノミナラズ、恐ラク日本ノ朝野ヲ擧ゲテ獨逸ノ側、其ノ極端側ガ勝ツト云フ見透シハ爲シ得ナカウタト思フノデアリマスガ、ソレ等ノ見透シニ付テモ大變ナ變リ方ガ來テ居ルノデアリマスカラ、私ハ此ノ際日本ノ外交方針ニ付テハ東亞新秩序建設ノ線ニ沿ヒ、而シテ歐羅巴新秩序ノ建設モ之ヲ助ケ、サウシテ世界新秩序ノ一環トシテ東亞新秩序ヲ建設スルト云フ、此ノ外交方針ニ轉換ヲスル必要ハナイカ、不介入方針ヲ此ノ際一擲シテ、此ノ極端側ニ介入スルノ態度ヲ執ルコトガ、日本ノ本當ノ意味ニ於ケル外交方針デアリ

モ、ソレハ國民全體ハヒドイ目ニ遭ハナケレバナラナイト考ヘルノデアリマス、有田外務大臣ガ外交ニ付テ御心配ニナツテ居リマス御苦勞ニ付テハ、私ハ十分敬意ヲ拂ヒマスケレドモ、其ノ點ニ付テハドウシテモ今日ノ日本ノ米内閣ノ外交方針ニ付テハ、私ハ疑ナキヲ得ナイノデアリマス、是ハ聖戰ニ從事シテ居ラレル當面ノ責任者デアル陸軍大臣、海軍大臣ニ於ケルマシテモ、單ニ戰爭ニ勝ツト云フコトガ事變ノ處理デハナイノデアリマシテ、斯ノ如キ外交關係ノ舵ノ取り様如何ト云フコトガ非常ニ大キナ影響ヲ及ボスト考ヘマスルガ此ノ點ニ付テハ外務大臣及陸軍大臣、海軍大臣ノ三相ノ御所見ヲ伺ツテ置キタイト考ヘルノデアリマス

○吉田(壽)國務大臣 外交ノ方針、ソレカラ其ノ氣持ニ付キマシテハ、只今外務大臣、陸軍大臣カラ述ベラレマシタノデ、特ニ附加ヘテ申上ケルコトモアリマセス、唯此ノ際一言シテ置キタイト存ジマスコトハ、支那事變ノ處理ニ邁進シテ、歐戰ニハ不介入ト云フコトニナツテ居リマスガ、唯ヒタ向キニコチラバカリニ向イテ居ツテ、第三國ニ首デアツテハナラヌト云フコトハ當然デアリマシテ、殊ニ今日ノヤウナ國際情勢ニ於キマシテハ、殊ニ海軍ト致シマシテ其ノ方面ノ情勢ニ應ズル爲ニハ、萬全ノ準備ヲ爲シ、又之ニ對シテ行タコトニ遺恨ナキヲ期シテ居ル狀況デゴザイマシテ、要スルニサウ云フ意味ノ於キマシテ事變處理ヲ解決シ、サウシテ歐戰ニハ前申シタヤウナ方針ヲ執ツテ居ルト云フ意味ニ、御解釋ヲ願ヒタイト思ヒマス

○三宅委員 只今三大臣ノ御答辯ガアツタノデアリマスガ、是ハ主觀的ニハ外務大臣ノ御努力モ、吾々ノ國ヲ愛フル點モ全ク同ジダト思フノデアリマス、併シ色々ノ點カラ考慮致シマシテ、東亞新秩序ノ點カラ及ビ戰爭ノ勝敗ノ點カラ考慮致シマシテ、私

○有田國務大臣 三宅君御心配ノ點ハ洵ニ御尤モト思フノデアリマスガ、日本ノ東亞新秩序建設ニ對スル方針ハ不動ノモノデアリマシテ、是ガ遂行ノ爲ニハ全力ヲ舉ゲナケレバナラヌノデアリマスガ、自ラ其ノ政策ノ遂行ニハ慎重ナ態度ヲ伴フベキコトハ勿論ノコトデアリマス、歐羅巴ノ紛争ニハ介入シナイト云フ從來ノ方針ヲ堅持スルコトガ、最モ必要デアルト考ヘテ居ルノデアリマス、今日ニ於テ未ダソレヲ轉換スル時機ニハ到ツテ居ナイト思フノデアリマス

○有田國務大臣 三宅君御心配ノ點ハ洵ニ御尤モト思フノデアリマスガ、日本ノ東亞新秩序建設ニ對スル方針ハ不動ノモノデアリマシテ、是ガ遂行ノ爲ニハ全力ヲ舉ゲナケレバナラヌノデアリマスガ、自ラ其ノ政策ノ遂行ニハ慎重ナ態度ヲ伴フベキコトハ勿論ノコトデアリマス、歐羅巴ノ紛争ニハ介入シナイト云フ從來ノ方針ヲ堅持スルコトガ、最モ必要デアルト考ヘテ居ルノデアリマス、今日ニ於テ未ダソレヲ轉換スル時機ニハ到ツテ居ナイト思フノデアリマス

○三宅委員 只今三大臣ノ御答辯ガアツタノデアリマスガ、是ハ主觀的ニハ外務大臣ノ御努力モ、吾々ノ國ヲ愛フル點モ全ク同ジダト思フノデアリマス、併シ色々ノ點カラ考慮致シマシテ、東亞新秩序ノ點カラ及ビ戰爭ノ勝敗ノ點カラ考慮致シマシテ、私

ハ今日日本外交方針ハ一大轉換ヲ爲スベキ所ノ段階ニアルト確信スルノデアリマシテ、其ノ點ニ付キマシテハ、私ノ言葉ハ此處迄御答辯ヲ得ヨウト云フ意味デハナイノデアリマシテ、本當ニ憂ヘテ居ルノデアリマス、私ハ此ノ間朝鮮ノ早害觀察ノ歸リニ、馬關ニ於キマシテ高杉晋作ノ銅像ヲ見テ參ッタノデアリマスガ、元治元年征長令ノ下リマシタ時ニ、藩ノ重臣ハ、藩主ヲ幽閉致シマシテ、悉ク幕意ニ恭順ノ意ヲ表シタノデアリマス、之ニ對シテ高杉晋作ハ憤慨致シマシテ、サウシテ諸隊ニ謀ルニ關東軍艦隊艦隊ヲ以テテシテ、諸隊艦隊ヲセリシ時、晋作時機ヲ失セシコトヲ恨レテ、同志ヲ提テ東征ノ軍ヲ發シ、サウシテ遂ニ所謂俗論黨ヲツケマシテ、サウシテ諸論方決リマシタ時ニ、當時ノ世間一般ノ眼カラ見マシテ、幕府カラ來タ長州征伐ノ大軍ニ勝テルトハ誰モ考ヘナカシテ、併シレガ明治ノ維新ヲ展開致シマシタ一ツノ動機ニナツテ居ルト私ハ思フノデアリマス、彼ハ慶應三年四月十四日ニ二十九歳デ死シタノデアリマスガ、私共殊々トシテ生ラフテ居リマシテ、甚ダ高杉東行氏ニ對シマシテモ恐縮ニ存スルノデアリマスケレドモ本當ニ私ハ今日ノ時局ハ外交方針ニ於テ一大決心ヲナサツテ、轉換ヲナサラナケレバナラス、愚圖々々シテ居ツテ一ト膝屈スレバ、其ノ其ノ膝ヲ屈シテ、東亞新秩序ガ狀目ニテリハモシカト云フコトヲ恨レマシテ、甚ダ激激ナ言葉ヲ使ヒマシタガ、此ノ趣旨ニ付テ御答辯願ヒマシテ、二ツ大悟

一番御願シタイト考ヘルノデアリマス次ニハ内政ニ付テ一ツ承リタイノデアリマス、今回ノ追加豫算ハ初メテ米内閣ノ經給ガ具體化シタ一ツノ豫算デアリマス、今マデノ豫算ハ阿部内閣ノ踏襲デアリマスカラ、ココデ米内閣ノ性格ガ初メテ現ハレタト云フコトニナルノデアリマスガ、私ハ其ノ豫算ヲ見マシテ非常ニ不満足ニ思フノデアリマス、ソレハ此ノ二億何千万圓ノ豫算全體ヲ通ジマシテ補助金、助成金、獎勵金政策以外ニ一歩モ出テ居ラナイノデアリマス、モウ一ツ他ニアルトスレバ、政府ノ創設ガアルノデアリマスガ、ソレ以外ノモノハ此ノ際何モナイノデアリマス、吾々ハ此ノ間モ「マツチ」ノ補助金政策ニ付テ反對シタノデアリマスガ、補助金政策全般ニ付テハ反對デナリマス、漫然ト補助金政策ヲ行カレバ度度ト云フモノハ、結局ニ於キマシテ悪性「インフレーション」更ニ増強スルダケデアルト考ヘルノデアリマス、而モ其ノ補助金政策ガ、増産ノ爲ニモ何等ノ良イ結果ヲ來サナイト云フ事例ハ、産金ニ對スル獎勵金政策ニ具體的ニ示サレテ居ル所デアルト考ヘルノデアリマス、産金ニ於キマシテハ、御承知ノ通り去年十億圓ノ所方今年十億圓出レバ、一億圓ノ獎勵金ガ出ル、ウツテ十億圓ノ所方八億圓ニシテ置イテ、次ノ年ニ四億圓ヲシテ増産ト云フコトニ致シマス結果、其ノ年度ノ増産ト云フモノハ却テ減ラサレルト云フ事例ガ、實際家ノ間ニハ説明サレテ居ルノデアリマシテ、斯ウ云フ點ヲ見マシテモ、獎勵金政策ナドト云フモノハヤリ方ガ「ルーズ」デアリマス、却テ減産ヲ來スト云フコトヲ私ハ恨レルノデア

リマス、更ニ今回ノ問題ニ付テ考ヘテ見マシテモ炭山價格ガ非常ニ上ツテ來テ居ル、斤先細ノ權利ガ昂騰シテ來テ居ル、山ノ値段ガ上ツテ居リ、斤先細ノ權利ガ上ツテ居リマスカラ、補助金ヲ出シマスト又山ノ値段ガ上ルノデアリマス、歐羅巴戰争ノ始リマス前ノ斤先細ノ山ノ小作權ヲ決メテ置イテ「ストップ」シ、炭山ノ値段モ戰前ノ炭山ノ値段ニ「ストップ」シテ置キマスナラバ、補助金ハ補助金トシテ廻リマスケレドモ、山ノ値段ノ引上リマスルノヲ其ノ儘ニシテ置キバ補助金政策ハ更ニ廻ッテ行ツテ來年山ノ小作權ガ高クナル、再來年ハ又高クナルト云フコトニナルノデアリマス、而モソレノミナラズ、今回ノ石炭ニ對シマスル補助金政策ヲ見マスルト、安全設備ニ對スル助成金等ノ方法ハナイノデアリマス、一番必要ナノハサウ云フ方デアリマス、通風、排氣、排水ガ巧ク行カケレバ、一週災害ガ起リマシテ、落盤ガアリマスルトカ、瓦斯ガ爆發シマスレバ、日産何十萬ト云フモノハ暫クノ間ハ駄目ニナツテシマフノデアリマス、隨テ若シ補助金、助成金政策ヲヤツテ排氣アルトカ、通風アルトカ、排水アルトカ、サウ云フ方面ノ安全設備等ニ對スル助成金ヲヤリマスルナラバ、災害ガ起キズニ毎日日産ガ進んで行クト云フコトハアリマスケレドモ、サウ云フコトハヤラズニ、單ナル出炭獎勵金デテ行カウト云フヤウナ態度デアリマシタノデアハ駄目ダト考ヘルノデアリマス、先ヅ是マデノ點ニ付テ一ツ政府當局ノ御答辯ヲ得タイト考ヘルノデアリマス

更ニ私ハ今回ノ石炭ノ増産計畫ナドニ付キマシテモ、増産計畫ヲ御立テニナルノミ、厚生省ナドト御相談ヲドレダケオヤリナツタカ知リマセスケレドモ、色々ノ點デ非常ニ粗漏ガアルト思フノデアリマス、業者ノ運動ガアツタリ反對ガアツタリ色々シテ、配給會社モ出陣イナモノニナツテシマフ、ソレカラ助成金ノ方モ田圃目ナモノニナツテ居ルト思フノハ、例ヘバ地上ニ於ケル酸素量ヨリ百分ノ二酸素量ガ缺乏致シマスレバ、坑内ニ於キマシテ公作業能力ト云フモノハ非常ニ落チテ來ル、百分ノ一・五酸素量ガ減リマスレバモウ作業不能ニナルノデアリマス、隨テ本當ニ炭山ノ採掘量ヲ殖ヤサウト考ヘルナラバ、第一ハサウ云フ通風、排氣ナドノ設備ヲ良クスルコトニ依ツテ、労働者ガ十分ニ働ケルヤウニシナケレバナラス、息ガ苦シクテ働ケナイト云フ狀態ニ置イテ増産ヲシヨウト思フテモ駄目ダト私ハ思フノデアリマス、斯ウ云フ點ニ付テハ注意ガ缺ケテ居ル、ソレノミナラズ私ハ一ツノ案ヲ厚生大臣ニ承リタイト思フノハ、労働者ガ落着カナイト云フノガ減産ノ一番大キナ根本原因デアリマス、之ニ對シマシテハ私共ハ、労働者年令制度ヲ作レト云フコトヲ言ウテ居ツタノデアリマスガ、年令制度ガ出來ナクテモ、郵便年金ノ制度ヲ臨時ニ強制致シマシテ、サウシテ職アル炭礦主ガ五分割出シ、職夫ガ二割五分割出シ、政府ガ二割五分割出スル、ソレレ五年以上同ジ炭礦ニ居ツタオラバ年金方買ヘルト云フ風ニシテ、本人モ貯金ヲシテ居ツテ「インフレーション」防止スルト云フヤウニ、擇イ所ニ手ノ届クヤウナ社會政策ヲオヤリニナラナケレバ、私ハ増産ナドハ駄目ダト思フノデアリマスガ、此ノ點ニ付テ御所見モ一ツ承リタイト思フノデアリマス、時間ガ

アト二十五分シカアリマセヌガ、問題ヲ澤山持ツテ居リマスルノデ、私ハ次ニ行キタイト思フノデアリマス

木炭ノ増産ニ付キマシテモ、私ハ事情ハ全ク同ジダト思フノデアリマス、今度森林省關係ト致シマシテハ補助金、助成金等ハ澤山アルノデアリマスガ、私共ハ五百五十方戸ノ零細農家ニ對シマシテハ、資本金ニ對スル補助金トハ遠ヒマスルカラ、日本ノヤウナ農業事情ノ下ニ於テ相當農村ノ補助金政策ト云フモノニ付テハ認メタイト考ヘルノデアリマスガ、木炭ニ付キマシテモナゼ原木代ノ統制ヲオヤリニナツテ居ラスカ、山ノ奥ニ民有林ガアツテ、道路ガ悪イカラシテ僅カ千圓シカシナカウツ山ガ、補助金政策ヲ道ヲ御付ケニナリマスルト、直チニ是方何万圓ニ上ツテ來ルノデアリマス、サウシレバ不勞所得地主ハ儲ケルケレドモ、木ノ値段ガ上ツテシマフカラ生産者ノ炭燒ト云フモノハ一ツモ收入ニナラナイト云フコトニナルノデアリマシテ、是ガ一番大キナ所謂木炭ノ減産ノ理由デアリマス、私ハ其ノ他ノ點ニ付テ木炭ノ補助金政策ヲオヤリニナリマスルコトヲ彼此レ申スノデアリマセヌガ、ナゼ原料デアル所ノ原木代ノ統制ヲオヤリナカ、原木代ヲ戰前價格ニ抑ヘテラ宜イデハナイカ、戰爭ガ始ル前ノ値段ニ抑ヘテ置イテモ、山ハ自然ニ伸ビテ行クノデアリマスカラ、山ハ五倍ニナツタケレドモ、其ノ炭燒ノ勞働賃銀ガ下ツタト云フコトデアツテハ、減産ヲ來スノハ當然デアルト思フノデアリマス、木炭ノ増産計畫ヲオヤリニナラウトスルナラバ、何方故ニ第一ニ原木代ノ統制ヲオヤリニナラナカウツカト云フコトヲ承リタイノデアリマス、

第二ニハ今日官有林ノ拂下ヲ値上ラシテ居ラレルト云フコトデアリマスルガ、ナゼサウ云フ箇條ナドトオヤリニナルカト云フ點デアリマス、更ニ第三ニハ一方ニ於キマシテハ樹齡ノ若い、細イ一寸三寸ノ木ラドント伐ラシテシマウテ居リマスルコトハ、森林資源保護ノ見地カラ實ニ馬鹿々々シイ話デアリマス、私ハ増産政策ヲ本當ニオヤリニナラウト思フナラバ、一方ニ於テ斯ノ如キ幼樹林ヲ伐捨テルヤウナコトヲシナイヤウニシ、一方ニ於テハ原木代ヲ統制致シマシテ、本當ニ生産者ガ潤フト云フ態度ヲ御執リニナラナケレバ問題ニナラスト考ヘルノデアリマス、而モ御承知ノ通り炭ノ値段ハ、山元ニ於テ二圓ノ炭ガ消費者ノ手ニ渡ル時ニハ四圓ニナツテ居ル、木ノ代ヲ拂ツテ電ヲ築イテ労働ヲシテ居ル人ニハ二圓シカ渡ラナイノミ、中間ノ配給費トシテ二圓得テ居ルト云フヤウナコトガ、私ハ木炭ノ飢饉ノ來マスル所ノ大キナ原因デアルト思フノデアリマス、是マデノ點ニ付テ御答辯ヲ得タイト思フノデアリマス

第三ニハ今日官有林ノ拂下ヲ値上ラシテ居ラレルト云フコトデアリマスルガ、ナゼサウ云フ箇條ナドトオヤリニナルカト云フ點デアリマス、更ニ第三ニハ一方ニ於キマシテハ樹齡ノ若い、細イ一寸三寸ノ木ラドント伐ラシテシマウテ居リマスルコトハ、森林資源保護ノ見地カラ實ニ馬鹿々々シイ話デアリマス、私ハ増産政策ヲ本當ニオヤリニナラウト思フナラバ、一方ニ於テ斯ノ如キ幼樹林ヲ伐捨テルヤウナコトヲシナイヤウニシ、一方ニ於テハ原木代ヲ統制致シマシテ、本當ニ生産者ガ潤フト云フ態度ヲ御執リニナラナケレバ問題ニナラスト考ヘルノデアリマス、而モ御承知ノ通り炭ノ値段ハ、山元ニ於テ二圓ノ炭ガ消費者ノ手ニ渡ル時ニハ四圓ニナツテ居ル、木ノ代ヲ拂ツテ電ヲ築イテ労働ヲシテ居ル人ニハ二圓シカ渡ラナイノミ、中間ノ配給費トシテ二圓得テ居ルト云フヤウナコトガ、私ハ木炭ノ飢饉ノ來マスル所ノ大キナ原因デアルト思フノデアリマス、是マデノ點ニ付テ御答辯ヲ得タイト思フノデアリマス

フヤウニスルコトハ、非常ニ宜イコトデアツテ、贊成デアリマス、何故之ヲ各省別々ニオヤリニナルノデアリマスカ、御承知ノ通り共濟制度ナルモノハ、其ノ本質ニ於テ數ガ多ケレバ多イ程宜イノデアリマス、外務省ノ如キハ豫算ヲ見ルト、本年五千圓位コトハ出來ス、病人ガ出來テモ危險ノ分散サウシテ同一方針ノ下ニ統制ヲヤラレルト云フ仕組デナケレバ、共濟制度ナドト云フモノハ、皆行カナイノデアリマス、此ノ點ニ付テ第一ニ私ハ承リタイノデアリマス

時間ガナイノデ續イテ關係大臣ノモノダケ片附ケタイト思フノデアリマスガ、第二ニハ特ニ内務大臣ニ承リタイノデアリマス、御承知ノ通り國民健康保險制度ト云フノガ出來テ居リマス、是ハ厚生省ノ出來ル前ニ、河原田内務大臣ノ時ニ、今ノ廣瀬法制局長官ガ次官デアリマシテ、御提案ニナツタ、其ノ時ハ流産ニ終ツタノデアリマスガ、結局出來マシテ、非常ニ成績ヲ舉ゲテ居ル事ハ、御承知ノ通りデアリマス、是ハ町村ヲ單位ニ致シマシテ、國民健康保險組合ヲ作リ、隨テ市町村吏員ハ國民健康保險組合ノ指導者デアリマス、保險ノ掛金は於キマシテモ、大切ナ保險ノ費デアリマス、ソレガ今度共濟制度ノ方ヘ取ラレテシマフカラ、國民健康保險組合ト云フモノハ、齒ヲ抜カレタヤウニナルノデアリマス、併シ私ハ同ジ性質ノモノデアルカラ、特ニ海船ナ市町村吏員等ノ共濟制度ノ出來ルコトハ贊成デアリマス、其ノ齒ヲ抜カテ國民健康保險組合ヲ放置シテ置カレルト云フコトハ、是ハ片手張デアリマス、提案ノ際ニハ當時ノ河

居ル、商工省ニ於テハ、鑛業報國聯盟ト云フモノガ出來テ居ル、労働者ノ福利施設ニハ專門家ガ必要デアリマス、労働行政ト云フモノハ中々難カシイノデアアル、然ルニ厚生省ハ産業報國聯盟ヲオヤリニナル、商工省ハ海運報國聯盟ヲオヤリニナル、之ヲ一ツニシテ本當ニ労働問題ニ付テは從テオヤリガ、國家ノ労働行政ノ方針ニ從テオヤリニナルコトガ、私ハ適當デアルト考ヘルノデアリマスガ、是等ノ點ニ付テハ御所見ヲ承ツテ置キタイト思フノデアリマス

○吉田(茂)國務大臣 御答致シマス、前朝私ノ參リマスル前ニ、團體郵便年金制度ノコトニ付テ、御答ガアツタサウデアリマス、其ノ點モ政府委員カラ傳承シマシタ所ニ依リマシテ、御答ヲ申上ゲタイト思ヒマス、團體郵便年金ノ制度ガ、制度トシテ開カレルノデゴザイマスガ、此ノ郵便年金制度ノ趣意ヲ普及徹底致シマスル爲ニハ、單ニ團體ノミナラズ、個人ノ上ニ於キマシテモ、今マデノ成績ニ鑑ミマシテ、十分考慮セネバナラス問題ヲ含シテ居ルト思ハレルノデアリマス、殊ニ團體年金ニ付キマシテハ、今日マデノ実績ニ微シマシテモ、加入ガ割合ニ少イ實狀ニアリマスノデ、左様ナ實狀ノ下ニ御質問ノヤウナ意味デ、之ヲ今ノ任意ノ制度カラ強制ニ改メルト云フコトガ、果シテ適當デアラドウカト云フ點ニ付キマシテ、前ノ機會ニ再々御答ノゴザイマシタ養老年金制度ト併セマシテ、考究ヲ進メテ居ルノデゴザイマスノデ、御質問ノ趣意モ能ク參照致シマシテ、右ノ研究ヲ成ベク速ニ完成ヲ致シタイ、斯様ニ考ヘテ居リマスニ今同豫算ヲ以テ御協賛ヲ願ヒマスル

所ハ固ヨリ同一ノコトデゴザイマス、商工省或ハ運信省ニ於キマシテモ、其ノ仕事ノ趣意ハ能ク諒解セラレテ居ルノデアリマスガ、ソレ等ノ運動ガ個々別々ニ無關係ニ行ハレルコトデアリマス、一方産業報國運動ニ於キマシテハ、行届キ難キ點ヲ生ズル惧モアルトモ十分ニ聯絡ノ取レマスルヤウニ注意ヲ致シ、努力ヲ致シタイト考ヘテ居リマス

○三宅委員 内務大臣ニ御答致シテ云フコトガアリマス、モウ一ツ内務大臣ニ伺ヒタイヲ願ヒマス、私ハ外交ノ問題ヲ非常ニ心配致シマス、其ノ内政問題ニ付テハ最モ心配ヲシテ居リマス、米ノ配給ノ問題デゴザイマス、政府ノ需給推算ニ依リマシテ、來年度ニ持越ス米ハ五百万石アルト云フ發表デアリマス、人ニ依ツテハ此ノ需給推算ニ疑ヲ懐キ居ル者モアルヤウデアリマスガ、私ハ此ノ需給推算ハ大體間違ヒガナイト思フノデアリマス、併シナガラ内地ト、朝鮮ト、臺灣ト、大體一億石ノ米ヲ消費致シマス、五百万石タケノ繰越米ガアルト云フ状態デアリマシタラバ、茲ニ不安人氣ガ現ハレマシテ、買占、賣惜等ガ出マスナラバ、是ハ到底足ラヌヤウナルコトハ當然デアリマス、煙草ノ配給ナラバ十日切レマシテモ、煙草ハ起キナイケレドモ、米ノ配給ガ十日切レタト云フコト

ツヤツテ居ツタノヲ、八合ツツニ減ラヌナリ、又強制混食デモ致サセルト云フコトニ致シマスナラバ、五百万石、繰越米ヲ千五百万石、二千万石ニスルコトハ何デモナイ、ソレサヘシテ置キバ間違ヒナイ、一升ツツ來テ居ツタ米ガ、八合ツツシカ來ナイト云フコトニナリマシテモ、毎日間違ヒナク來ルト云フコトニナレバ、心配ハナイト云フコトニナリマス、此ノ組織ガ私ハ國民再組織ダト思フノデス、町内會「ボスター」ダケヲ撤イテ居ツテモ、町内會ハ活キナイノデアリマス、町内會ガ本當ニ活ルノハ、生活ト聯絡ヲ持ツテ來ルコトデアリマシテ、厚生大臣モ茲ニ居ラレマスガ、國民健康保險組合ガ越ケケアルノデアリマスガ、是ハ納稅組合ガ町内ニ出來テ居ツテ、一錢ツツ納稅費ヲ集メテ居ツテ、所ガ病人ガアツテ納稅費ガ納メラレスト云フ者ガアル、ソレデハ困ルト云フコトデアリマシテ、小賣商人トマシ、私ハ米ノ關係ニ於キマシテ小賣商人ト町内會ガ連絡ヲ取ツテ切符ヲ持ツテ來レバ間違ヒナシニ行クト云フコトニナリサヘスレバ、私ハ五百万石ノ需給推算ノ繰越米ト云フモノハ、其ノ繰越ルト考ヘルノデアリマス、此ノ組織ヲシツカリ作ツテ置カズニ、今ノ儘行ツタナラバ、私ハ二千万石位ノ繰越米ヲ御持ニナラケレバ、ヤツテ行ケナイト思フ、三十圓ノ外國カラ米ヲ買ツテ來テ、二千万石モ足ラヌト云フコトニナレバ、大正七年ノ米騒動ノ時ト同ジデアル、一石百圓ノ米ヲ買ツテ御覽ナサイ、百万石デ一億圓、二千万石モ買ツタラ、日本銀行ノ金ハナクナツテシマフ、組織サヘ良ケレバ、後一粒モ外國カラ外米ヲ買ハナクテモ出來ル、配給組織ニ付テ漫然タル態度ヲ執ツテ

居リマスルナラバ、私ハ五六月頃ニ阿部内閣ト同ジ手ヲ、此ノ米内閣ハオヤリニナラナケレバナラスコトニナリト思フ、此ノ事ハ農林大臣モ主答ノ責任ガアリマスルケレドモ、此ノ點ハ實際ニ重大問題デアツテ、戰爭ニモ治安ニモ關係ガアリマスノデ、是ダケハ一ツ是非ヤツテ置イテ置キタイ、私ハ時間ガタクナツテシマヒマシタカラ、後危イ、米ノ騒動ハ之ヲヤツテ置カスト必ズ起ルト、私ハ心配スルノデアリマス、今ノヤウナ「ルー」ナ統制經濟ノ下ニ於キマシテ、現ニ買溜ヲヤツテ居ル者ガ深山アル、夏ニナツテ穀象蟲ガ部屋中一杯出ルダラウト云フ程、保存方法モ知ラズニ買溜ラシテ居リマス連中ガアルノデアリマス、ソレハ政治ニ付テハ信賴ガナイカラデアアル、本當ニ私ハ小賣商人ヲ活シテ、町内會ト小賣商人トガ提携シテ、不特定ナ消費者ニハ賣ラナイト云フコトニ致シマスナラバ、五百万石ノ繰越米デ十分ニヤツテ行ケル、此ノ組織ガ是非オヤリヲ願ハナケレバ、イナイト思フノデアリマス、是ハ内閣全體ノ問題デアツテ、農林省ダケデアラウトシテモ、又商工省ト喧嘩ヲ始めテ出來ヤシナイノデ、内閣全體ノ問題トシテ是ダケハヤツテ置イテ置キタイ、是デハヤレバ米ノ問題ハ心配ハナイ、是デハ以テ皆行クヤウニナレバ、木炭ノ問題ニシテモ一年分買占メル者ガアルカラ、片方ニ買ヘヌ者ガ出來マスケレドモ、一月分ツツニ分ケマスレバ、一月毎ニ炭ハ出來テ來ルノデアリマス、心配ハナイノデアリマス、是ハ一ツ内務大臣カラ承リタイト考ヘルノデアリマス

○兒玉國務大臣 健康保險組合ノ問題デアリマスガ、此ノ問題ハ今回出來マスル共濟組合ト相對應シテ、進メテ行カナケレバナラスコトト思フテ居リマス、市町村ニ於キマシテモ餘裕ガアレバ、必ズソレニ對シテ御手助ヲスルデアリマセウ、過去ノ實際ノ狀況ヲ見マスルト、其ノ餘裕ガ甚ダ乏シカツタノダラウト思フノデアリマス、併シ今回ノ稅制改正ノ上ニ於キマシテ、幾ラカツコニ餘裕ガ生ジマスノデ、其ノ方面ニ向ツテ、今後出來ルダケノ助力ヲサセルヤウニ、心配ヲ致スコトニ致シマス

次ニ只今ノ米ノ配給ノ問題ハ、是ハ御説ノ通りダト思ヒマス、私ト致シマシテハ治安ノ問題ノ上カラ、此ノ問題ニ付テ協力ヲシナケレバナラス重大ナル責任ヲ持ツテ居ルノデアリマス、五百万石ノ繰越米ヲ持ツニ致シマシテモ、更ニ政府ト致シマシテハ國民ニ安心ヲ與ヘルベク、茲ニ他ノ方法ヲ今日講ジテ居ルノデアリマス、國民ガ米ニ付テ安心ヲ得マシレバ、自ら茲ニ米ノ出題モ良クナツテ參リマセウト思ヒマス、ソレニ致シマシテモ配給機關ノ改善ト云フコトニ付キマシテハ、只今御話ニナリマシタコト等ヲ參酌致シマシテ、出來ルダケ改善ニ努力シタイト思フテ居リマス

○三宅委員 時間ガ來マシタカラ、是デ打ちリマス

非常ナル損失アリマス、故ニ政府ハ之ニ對シテ相當ノ監督ヲ爲サネバナラス、又如何ニスレバ我國ノ民間航空事業ガ發達スルカト云フコトヲ、選信當局ニ於テ十分御考慮セラレテ居ルコトト思ヒマス、斯様ナル問題ニ付テ大臣ノ御所見ヲ伺ヒタイト思フテ居リマス

○勝國務大臣 御答致シマスガ、日本ノ航空ニ付キマシテハ、私方就任致シマシテカ僅カノ期間ニ、モウ既に三回モ格事ガ起ツテ居ルコトヲ云フコトアリマス、是ハマア私ハ實ハ驚イテ居ルノデナリマス、マシテ、ア結局機材ト人員ト通信連絡ノ完備ト云フコトデ、之ヲ防ガナクシテバナリナイト考ヘテ居リマスガ、其ノ點ニマダ大分遺憾ナクガアルヤウデアリマス、尙ホ事故ノ起ル毎ニ其ノ原因ヲ十分ニ研究シマシテ、再ビ其ノ過ヲチカラナイヤウニ最善ノ努力ヲ致シ、我國ノ航空界ノ發達ナル發達ヲスルヤウニ努力シタイト思フテ居リマス

○笠井委員 太平洋ノ現狀ヲ見マス、最早太平洋ヲ優秀船一週間テ航海スル必要ガナクナツテ來マシタ、カリフォルニア州ノ「アラメダ」カラ比律賓「マニラ」マデ四晝夜ニテ「パン・アメリカン・エア・ウェイ」會社ノ飛行機ニテ飛破スルコトガ出來マス、幸ニ我國ニ於テモ最近南洋航路ガ開設セラレタリマス、國際航空路ノ發展ニ際シ我國航空界ガ取捨サレナイヤウニ希望スルノデアリマス、初メ日本ニ外國ノ飛行機ノ乘入レヲ許サナクツテ理由ハ海軍軍令方面ヨリノ反對ニ原因シタラデナラウト思ヒマス、其ノ結果況太平洋航空會社ハ南方ヲ通ツテ米國ヨリ直接ニ「マニラ」及ビ香港ニ行ツタリデアリマス

○石坂委員 長代理選信委員長著席ノソレテ今次事變ニ於キマシテモ、支那ガ海外宣傳ヲ致シマスル唯一ノ武器ハ、此ノ航空路デアツクノデアリマス、即チ日支事變ニ於ケル日本ノ行動ヲ活動寫眞ニ據リシテ此ノ「フィルム」ヲ航空路ヲ通シテ「ホリウツド」ニ送り、之ヲ現像シテ世界各國ニ配給シタノデアリマス、故ニ我國ハ國際航空路ノ本道即チ「モーニング・ストリート」ニ居ラナクバナラズト思フ、ソレハ既ニ海軍ニ於テモ暫時互惠政策ヲ採ツテ、相手國ガ我國ノ飛行機ノ乘入ヲ許スルコトヲ、日本モ許可シヤウト云フ態度ヲ執ツテ來タヤウデアリマス、如何ニ致シマシモ太平洋ヲ四日テ横斷シ得ルコトハ、又東京紐育間ヲ五日間テ飛破スルコトアリマス、故ニ政府ハ直チニ此ノ「パン・アメリカン・エア・ウェイ」會社ニ對シテ「パナオ」又「ハグアム」ニ於テ之ノ線ヲ我國ノ南洋航路トシ一日モ早ク連絡ヲセシメ、以テ我國ヨリ米大陸ニ飛行スルコトガ出來レバ幸デアル、又若シ旅客ノ搭乘ガ出來ヌナラバ、セメテ郵便物ヲ搭載セシメルヤウナ方法ヲ講ゼラレタイ、最近ノ對米關係ハ惡イガ此ノ點ハ交渉ヲ積極的ニシサヘスレバ、出來ル可能性ガアルト思フテ居リマスガ、之ニ對シテ政府ハ何ヲサツテ居ルカ、此ノ點ヲ聽キタイ

○勝國務大臣 國際航空、殊ニ對米關係ニ付キマシテハ全ク笠井君ト同意デゴザイマス、是ハ一寸公開ノ席上デハ餘リ詳シク申上テラレマセヌガ、或ル程度マデ話ハ進展シテ居ツタラデス、所ガドウモ日米間ノ國際事情ガ少シ極塞シテ居ル爲ニ、話ガ容易ニ進マスト云フヤウナ狀況ニナツテ居リマス

○笠井委員 選信大臣ニ希望ヲ述ベテ置キマス、現在ノ我國民間航空ハ一向進歩シテ居リマセヌ、是ハ結局ハ只今ヤウナ半官半民ノ會社ニヤラセテ居ルカラダト思ヒマス、若シ全體ヲ民間會社ニ任シテ競争的ニヤラセタナラバ、モウ少シ發展スルノデアリナイカト思ヒマス、併シナガラ現時ノ我國ノ通念ト云フモノハ、政府ノ補助スル國策會社ガ、最モ適當ガト云フヤウナコトヲ考ヘテ居リマス、先ヅヤリ出シタ以上ハ已ムヲ得マセヌカラ、資本金一億圓ノ日本航空株式會社ヲシテ、モウ少シ實績ヲ擧ゲサスナウニ希望致シマス、サウシテ「パイロット」操縦士、機關士、乗務員ヲ淘汰又ハ技術家

ノ訓練、又ハ機材ノ優秀ナルモノノ購入、國內ニ於ケル生産等各方面ニ相當政府ノ監督ヲ注意ヲ要望致シマス、サウシテ現時ノ海軍ニ對シテ我國民間航空界ヲ一新シテ戴キタイ、而シテ將來ニ於テハ益々民間航空ト陸海軍ノ航空方面トノ連絡ガ必要ニナツテ來ルト思ヒマス、是等ノ方面ニ對スル當局ノ御注意ヲ願ヒタイト思フテ居リマス、選信省ニ對スル私ノ質問ハ是デ終リマス

○石坂委員 選信大臣ニ極ク簡單ニ質問致シマス、吾々ガ審查シテ居ル本豫算ノ中ノ選信省所管ニ於キマシテ、日本發送電ノ豫算ガアリマス、是非非常ニ大キナ金額デ、之ニ付テ先日來質疑應答ノ繰返サレタコトハ、大臣ノ御存ジノ通りデアリマス、即今電力開發ノ問題ニ付テ政府當局ガ非常ニ御苦心ニナツテ居ルコトハ、吾々ハ之ヲ深く諒スルノデアリマスガ、私ハ最近世評ニ上ツテ居ルコトニ付テ、少シク疑問ヲ持ツテ居リマス、其ノ事ヲ實シテ見タイト思フノデアリマス、我國ノ國策トシテ日本發送電會社ヲ設ケラレ、今日其ノ股價ヲ上ゲテ戴クコトハ、何トシテモ必要ナコトデアリマス、又ソレト對應シマシテ、地方々々ニ分散シテ居ル堅實ナル電力會社ハ、其ノ發達ヲヤハリ助長シテ行クベキモノデアラウト信ズルノデアリマス、サウシテ地方ノ電力會社ヲ發送電會社ノ範圍ニ屬セザル配電ヲシテ居ルモノ、又地方的ノ配電ヲシテ居ル會社多年ノ歴史ヲ有シ、又地方ニ於テ需要者ト會社トノ間ガ、極メテ圓滑ニ運轉ノ行ハレテ居ルモノガ各所ニアリマス、所デ此ノ頃地方廳ニ於テソレ等ノ會社ヲ併合スル企テガアルヤ

○笠井委員 選信大臣ニ希望ヲ述ベテ置キマス、現在ノ我國民間航空ハ一向進歩シテ居リマセヌ、是ハ結局ハ只今ヤウナ半官半民ノ會社ニヤラセテ居ルカラダト思ヒマス、若シ全體ヲ民間會社ニ任シテ競争的ニヤラセタナラバ、モウ少シ發展スルノデアリナイカト思ヒマス、併シナガラ現時ノ我國ノ通念ト云フモノハ、政府ノ補助スル國策會社ガ、最モ適當ガト云フヤウナコトヲ考ヘテ居リマス、先ヅヤリ出シタ以上ハ已ムヲ得マセヌカラ、資本金一億圓ノ日本航空株式會社ヲシテ、モウ少シ實績ヲ擧ゲサスナウニ希望致シマス、サウシテ「パイロット」操縦士、機關士、乗務員ヲ淘汰又ハ技術家

ウデアリマシテ、最近ニ於テ北陸方面ニ於テハ福島、石川、富山、此ノ方面ニ於ケル會社ヲ打ツテ一丸トスルヤウニ、地方長官ガ心配シテ居ルコトヲ承ツタラデアリマス、之ニ付テ電力ノ供給ヲ受ケテ居ル者、及ビ其ノ電燈會社ニ居ル者ノ間ニ、頗ル好マシクナイ傾向ガアルヤウニ承ツテ居リマス、私ハ實ハ昨日豫算委員會ガ休メノ機ニ、其ノ時ニ地方ノ人ガ此ノ問題ヲ非常ニ心配シテ居ルコトヲ知ツタラデアリマス、併シ是ハ縣廳ノ考デヤツテ居ルモノカ、又選信省ガ國策トシテヤツテ居ルモノカ、其ノ點ガ一向判明シナイ、或ハ又選信省ガ之ニ參畫シテ居ルノカ、此ノ點ニ付テ選信省ノ方針ヲ承ツテ置キタイノデアリマス

○勝國務大臣 御承知ノ如ク配電ハ日本發送電會社ガヤラナイデ、他ノ會社ニヤラシテ居リマス、所ガ從來深山ノ配電會社ガアル爲ニ、地域ガバラ／＼デアリ、送電線ガ二重ニ引張ツテアツタリ、配電系統ガ目茶目茶ニナツテ居ツタリ、非常ニ不合理、不利益ガアツタラデアリマス、ソレデ政府ト致シマシテハ其ノ不合理ヲ避ケル爲ニ、成ベク配電會社ト合同ト云フコトヲ動メテ居リマス、恐ラク今ノ石坂君ノ御話モ、其ノ一ツデアラウト思ヒマス、併シ是ハ其ノ不合理、不利益ヲ避ケ、消費者ノ便宜ノ爲ニ致スノデアリマシテ、消費者及ビ會社關係者ノ不利益ヲ顧ズシテ、之ヲ無理ニ整理統合シヨウト云フノデハゴザイマセヌ、ソレデ非常ニ不利益ノコトガアレバ、強ヒテヤラナクテモ宜シイガ、合理的ニ行クナラバ成ベク統合シテ大キオモノニサセテ行キタイ、聯メテ行キタイ、斯ウ云フ方針デゴザイマス

○石坂委員 只今ノ選信大臣ノ御説明デ一應承知致シタラデアリマス、不利益ナモノデアラナラバ其ノ方針ヲ執ラレルコトハ私モ反對デナイノデアリマス、但シ只今私共ノ耳ニシテ居リマス所ニ依リマス、配電系統モ少シモ衝突ヲシテ居リマスモノモ、今更ソレ二重投資ナリトシテ、之ヲドウスルコトモ出來ナイノデアリマス、合同シテ見テモ何ノ利益スル所ハナイノデアリマス、サウシマシテ、ドウ云フ所ニ不利益ガ起ルカト申シマス、徒ニ會社ヲ合併致シマスル結果トシテ、所謂需要者モ多ク新設會社トノ關係ガ生ジマシテ、何ダカ其ノ邊ガ氣持ノ好イコトニナラナイ、又會社其ノモノモ合併シテ渾然融和シテ、一體トナツテ經營シテ行キマスノニハ、相當ノ年月ガ掛ルコトハ、是ハ選信大臣御存ジノ通りデアルト思フノデアリマス、總テノ會社ガ其ノ通りデス、殊ニ此ノ電力會社ノ如キハ、技術者モ各々異ツタモノヲ持ツテ居リ、又會社モ五ニ割據シテ居ルモノデアリマス、ソレヲ一箇所ニ寄セテ見マシタ所ガ、唯確執ヲ起ストカ、内輪ニ於テ勢力爭ヒヲ起ストカ、派閥ノ争ヒヲ起スト云フコトニ止マルト思フ、今日一社ノ中デ洵ニ兄弟ノ如ク美ハシクヤツテ居ル、或ハ此ノ時局下ニ於キマシテ勤勞奉仕ヲ致シマス、或ハ朝ノ勤務時間ヲ繰上ゲル、東亞建設ノ爲ニ一面ニ於テハ精神運動ヲ其ノ會社内ニ於テ起ストカ、非常ニ善イ風習ノ下ニ培ハレテ居ル會社ガ、ソレ／＼ニ其ノ會社ヲ經營シテ居ルノデアリマス、ソレヲ故ヲ合セテ見マシテモ、別ニ電氣料ガ安クナルト云フコトモナイ、又ソレガ爲ニ

ウ云フ所ガ利益ヲ受ケルコト云フモノデモナイ、又配電ガ減ルト云フヤウナコトガ場合ニ依ツテアリマシテモ、今政府ガ發送電會社ニ對シテヤツテ居ルヤウニ、補給ヲスルト云フ譯ノモノデアリマス、サウフモノヲ合併センガ爲ニ合併スル、ソレガ二重投資デアラカラ合併ヲスルト言フヤウツテ居ルノデアリマス、ソレヲ合カ、福井、石川、富山ノ廣イ範圍ノ間ニ於テヤツテ居ルノデアリマス、ソレヲ合併シタ爲ニ別ニ何處ヲ節約スルト云フ譯ニモ參ラス、只今ノ御説明ニ依リマス、サウ云フ風ニ合併ニ依ツテ別ニ利益スル所モナイヤウナモノナラバ、選信省ハ之ヲ放任シテ置ク、斯ウ云フ御考ト承ツテ差支ナイノデアリマス

○勝國務大臣 只今申上ゲマシタヤウニ、配電會社ト合同シテ大キオモノヲ作ツテ、配電ノ合理化ヲ圖ルト云フコトガ目的デアラナラバ、其ノ方針デヤツテ居ルノデアリマス、今石坂君ノ御述べニナリマシタ會社ガ、ソレニ當ルカドウカト云フコトハ能ク調べテ見マシテ、適當ニヤルコトニ致シタイト思ヒマス、ソレカラ合併ヲ勸メルベキモノデアラカ、勸ムベカラザルモノデアラカト云フコトハ、今ハ分リマセヌ、能ク實際ヲ調べテ致シタイト思ヒマス

○石坂委員 只今私ノ存ジテ居リマス所デハ、完全ニ其ノ事實ガ起ツテ居ルノデアリマス、其ノ起ツテ居ルコトハ選信大臣ハ就任日淺イコトデアリマス、御存ジナイカモ知レマセヌガ、選信省ノ事務當局ニ於テハ夙ニ分ツテ居ルコトデアラウト存ジマス、ソコデ地方長官ガ此ノ間ニ在リマシテ、頗リニ合併ヲ建議スルヤウニ仕向ケテ居リマス、何カ合併シタラドウカト云フハ

一割以上ニナリマスレバ、之ニ對シテ強イ制限ヲ設ケテ居ルヤウナリトアリマス、其ノ他稅ノ上ニ於キマシテモ新規ノモノデナク、從來既ニ澤山ノ利益ヲ擧ゲテ居ル方面ニ付キマシテモ、ヤハリ斯ウ云フ問題ト致シマシテ非常ニ大キナ負擔ヲ顧ツテ居ルコトヲ諒解シテ、一助トナツテ居ルコトヲ考ヘテ利潤統制ノ一助トナツテ居ルコトヲ考ヘテ居ルノデアリマス、唯今日世間デ唱ヘラレテ居ル所ノ利潤統制ヲキチント決メテ、五朱トカ六朱トカ云フ利潤ヲ決メテ、一切ノモノニ對シテ個人ト云ハズ法人ト云ハズ、總テ此ノ利潤統制ノ下ニ於テ取捨ヲ行クト云フ事柄ニ付キマシテハ、是ハ其ノ影響ニル所ガ相當大デアリマス、此ノ點ニ付キマシテハ未ダ左様ナル利潤統制ヲ致スト云フ方針ハ決定シテ居ラナイノデアリマス、此ノ問題ニ付キマシテハ篤ト考究ヲ致シタイト考ヘテ居ルノデアリマス

○吉田委員 利潤ノ問題ニ付キマシテハ、事經濟思想及日本ノ經濟ノ立テ方ノ根本ニ影響スル重大ナ問題デゴザイマス、勿論統制ハ或ハ困難ナルコトハ、然レモ急激ナ統制ハ或ハ困難ナルコトハ、勿論統制スルノデゴザイマス、唯此ノ際考フベキコトハ、最近民間一般ノ所謂股販産業、事變ニ依リマシテ多クノ利潤ヲ獲得致シマシテ産業ノ其ノ利潤ノ行方ト云フモ、一般ニ直接國費トシテ使ハレル分量ヨリモ、蓄積ヲシテ更ニ資本トナツテ活動シテ次ノ利潤ヲ生デ行クト云フ方面ヘヨリ多大ニ使ハレルト云フ風ニナツテ居ルノデハナイカト思ハレマス、其ノ一ツノ現ハレト致シマシテ、最近儲ケタノデ工場ヲ新設シタケレドモ、機材ガ不足デ運轉ガ出來ナイトカ、色々ト山ノ事業ガ新規ニ町ニ工

場ヲ作り、町ノ工場ガ山ニ投資ヲシテ、サウシテ課稅ヲ免レテ行ク、併シソレハ要スルニ死シダ投資ニナリマシテ、結局要ラザル所ニ投資ガ行ハレテ居ル、斯ウ云フヤウナコトヲ慮ル耳ニスルノデゴザイマス、ヤハリ此ノ際ハ利潤ト云フモノハ、利潤ヲ擧ゲ得ル國民ノ層モアルケレドモ、同時ニ利潤ヲ擧ゲ得ナイデ各種ノ産業ニ參加致シテ居リマスル國民ノ層モ随分トアルコトダケハ申スマデモゴザイマス、例ヘテ申シマス、農村ニ於キマシテモ農地ノ農家ハ一應別ト致シマシテ、サウデオイ小作農階級ノ如キ、其ノ收支計算ノ如キハ到底今日ノ經濟觀念カラ致シマシテ「マイナス」ヲ免レオイノデゴザイマス、ソレデモヤハリ國民ノ大切ナル産業デゴザイマス、先祖傳來ノ受繼イデ行キマシテ、容易ニ拋棄スルコトモシナイデ居ルノデゴザイマス、サウ云フヤウナ隨分澤山ナ層モアリ、地方ニ於テ得タ利潤ガ死蔵セラレ、或ハ濫費セラレ、濫用セラレ、私的ニ多ク用ヒラレラレ、云フヤウナコトハ、思想的ニモ非常ニ惡イ影響ヲスルモノト思ハレルノデゴザイマス、私ハ左様ナ事實ヲ顧ミマスル時ニ、其ノ利潤ニ向ツテ、ヤハリ相當ノ程度ノ統制ヲ直接加ヘテ行クト云フ方向ヘ日本ノ經濟國策ヲ向ケテ行クテ行クコトガ、思想善導ノ上ニ於テモ、又億兆一體ノ實ヲ示ス建前ニ於キマシテモ、或ハ又經濟的ニ國力ヲ伸展ヲ期スル上カラ致シマシテモ、何レノ點カラ見マシテモ非常ニ重大ナ問題デアルト考ヘマス、而シテ殘サレテ居リマス經濟部門ニ於ケル大ナル問題ト斯様ニ考ヘテ居ルノデゴザイマス、此ノ點ニ付テ大藏大臣ノ御所見ヲ御同致シマス

場ヲ作り、町ノ工場ガ山ニ投資ヲシテ、サウシテ課稅ヲ免レテ行ク、併シソレハ要スルニ死シダ投資ニナリマシテ、結局要ラザル所ニ投資ガ行ハレテ居ル、斯ウ云フヤウナコトヲ慮ル耳ニスルノデゴザイマス、ヤハリ此ノ際ハ利潤ト云フモノハ、利潤ヲ擧ゲ得ル國民ノ層モアルケレドモ、同時ニ利潤ヲ擧ゲ得ナイデ各種ノ産業ニ參加致シテ居リマスル國民ノ層モ随分トアルコトダケハ申スマデモゴザイマス、例ヘテ申シマス、農村ニ於キマシテモ農地ノ農家ハ一應別ト致シマシテ、サウデオイ小作農階級ノ如キ、其ノ收支計算ノ如キハ到底今日ノ經濟觀念カラ致シマシテ「マイナス」ヲ免レオイノデゴザイマス、ソレデモヤハリ國民ノ大切ナル産業デゴザイマス、先祖傳來ノ受繼イデ行キマシテ、容易ニ拋棄スルコトモシナイデ居ルノデゴザイマス、サウ云フヤウナ隨分澤山ナ層モアリ、地方ニ於テ得タ利潤ガ死蔵セラレ、或ハ濫費セラレ、濫用セラレ、私的ニ多ク用ヒラレラレ、云フヤウナコトハ、思想的ニモ非常ニ惡イ影響ヲスルモノト思ハレルノデゴザイマス、私ハ左様ナ事實ヲ顧ミマスル時ニ、其ノ利潤ニ向ツテ、ヤハリ相當ノ程度ノ統制ヲ直接加ヘテ行クト云フ方向ヘ日本ノ經濟國策ヲ向ケテ行クテ行クコトガ、思想善導ノ上ニ於テモ、又億兆一體ノ實ヲ示ス建前ニ於キマシテモ、或ハ又經濟的ニ國力ヲ伸展ヲ期スル上カラ致シマシテモ、何レノ點カラ見マシテモ非常ニ重大ナ問題デアルト考ヘマス、而シテ殘サレテ居リマス經濟部門ニ於ケル大ナル問題ト斯様ニ考ヘテ居ルノデゴザイマス、此ノ點ニ付テ大藏大臣ノ御所見ヲ御同致シマス

○櫻内國務大臣 今日ノ如キ物資ノ潤澤ナヲザル時代ニ於キマシテ、企業統制ヲ致シテ、即チ投資ノ統制ヲ致スト云フ事柄ハ最モ必要ナコトデアリマス、其ノ點ニ付テハ今日ニ於キマシテモ資金調整法等ノ運用ニ依リマシテ之ヲ能ク調整シテ、資金ガ有效ニ働クヤウニ計畫致シテ居リマス、其ノ點ニ付キマシテハ更ニ一層力ヲ致シタイト思ヒマス、又今日ノ時局ニ際シテ、何等ノ利益ヲクシテ國家ニ貢獻シテ居ル部門ガ相當ニアルコトハ只今御話ノ通りデアリマス、是等ノ方面ノ人々ガ利潤ニ浴スルヤウナ事柄モ、是モ考ヘナケレバナラス事柄デアリマシテ、其ノ點ニ付キマシテモ相當注意ヲ拂ハナケレバナラス思ツテ居リマス、御話ノ如ク此ノ資金ガ有用ナル事業ニ投資セラレ、又是方貯蓄トナツテ更ニ資金化スル、或ハ公債消化ニ貢獻スル、斯ウ云フ事柄ニ付キマシテハ、ソレハ適正ナル指導ヲ致シテ行クコトガ必要デアリマシテ、其ノ點ニ付キマシテモ注意致シテ行キタイト思ヒマス、御趣旨ノアル所ニ付キマシテハ十分注意致シテデアリマス

○吉田委員 尙ホ利潤問題ニ付キマシテ御所見ヲ伺ヒマス、今日ノ内外ノ諸情勢ヲ通觀致シマスル時、一層高度ノ國防體制ヲ完成シナケレバナラスカト存ジマス、サウ云フ點カラ致シマシテ所謂軍需工業、即チ表見シマスレバ大砲ヲ造リ、鐵砲ヲ造リ、國家ヲ護ル武器ヲ造リマスルサウ云フ工業ニモ、寧ロサウ云フ工業ノ方ガ他ノ平和産業ニ比較致シマシテ多クノ利潤ヲ獲得致シテ居ル、一年前ニ五百万圓ノ資本金運轉ヲ始メタ會社ガ、一年後ニ一千万圓ノ増資ヲシテ盛大ニヤツテ居ルト云フヤウナコトハ、吾々

ソレニ參加シナイ一般國民ノ立場カラ致シマシテ如何ニモ附ニ落ちナイ、セメテ直接ノ軍需資材ノ製造工業ノ如キ、之ニ參與スル各種ノ事業ノ如キ、利潤觀念カラ脱却致シマシテ、寧ロ此ノ戰爭ニ直接參加シテ居ル左様ナ精神ノ心構ヘデ此ノ事業ニ參加スルコトハ出來ナイモノデアラウカ、全然利潤ヲナクシマスル、ソレハ營利ヲ本能ト致シマスル從來ノ建前カラ、其ノ方面ノ産業方萎縮スル虞ガアルト云フ御説モアリマセウケレドモ、併シナガラ大砲ヲ造ルノデモ儲ケガナケレバ造レナイト云フヤウナコトデ、一體日本ノ軍需産業ト云フモノガ將來成立ツテ行クノデアラウカ、斯ウ云フコトヲ非常ニ憂ヘテ居ル者デゴザイマス、其ノ他ノ部門モヤリマスルケレドモ、此ノ際特ニ私ハ軍需資材ノ製造方面ヲ指摘致シテ問題ニシタノデゴザイマス、サウ云フ方面ニ向ツテデモ一ツ漸進的デ宜イデスカラ、一舉ニ多クノ改革ハ困難ト思ヒマス、英吉利ハ曩ノ歐洲戰爭ノ時ニ所謂原價計算ノ方法ニ依ツテ、利潤ノ内容ヲ制限シタコトヲ知ツテ居リマス、日本ノ獨特ナ國風ニ基キマシテ、ソレ等ノ産業ニ從事スル人モ喜ンデ御國ノ爲ノ最重要ナ産業ヲ製賣スルノデアルト云フヤウナ、斯ウ云フ建前カラ利潤方面ニ何トカ制限ヲ加ヘテ、サウシテ十億ノ豫算ヲ以テ利潤ニ三割取ラレルト云フヤウナ左様ナ不合理ナ事態ヲ止揚致シマシテ、何トカ最大限ニ豫算ガ使ヒ得ルヤウニ爲スコトガ出來ナイモノデアラウカ、其ノ方面ニ於テ利潤ノ適度ニ制限スル途ヲ講ジテハ如何カト思フノデゴザイマス、御所見ハ如何デゴザイマス

○櫻内國務大臣 今日國防ヲ更ニ強化シナ

ケレバナラスト云フ御考ニ對シマシテハ、是ハ全然同感デアリマス、此ノ國防強化ノ態勢ノ下ニ於キマシテ現在ノ軍工業、即チ軍需工業ノ人々ガ非常ニ利潤ヲ得テ居ツテ、サウシテ資本金五百万圓デアツタモノガ更ニ二千万圓、二千万圓ト云フ風ニ増大シテ行ツテ居ルガ、是等ノ點ニ付テ利潤ノ統制ト云フモガ行ハレテ居ナイノデハナイカ、斯ウ云フ御話デアリマス、現在ノ軍工業ノ情勢ハ、御話ノ通り次第ニ事業ガ擴張サレテ資本金増大致シテ居リマス、併シナガラ其ノ増大致シタル所ノ資本金ガ、果シテ利潤カラ生レタモノデアラウカ、若クハ利潤以外ニ於テ増資ヲシテヤツタモノデアラウカ、個々ノ場合ニ付テ調査ヲ致シテ見ナケレバ、ハツキリ申スコトガ出來ナイト私思ヒマス、而シテ軍需工業ニ從事セラルル人々ガ、第一線ノ將兵諸士ト同ジ考ヲ以テ、利潤ナドト云フコトハ考ヘズシテ仕事ヲユルヤウニナラナケレバ、イカニガ、其ノ點ニ付テドウカト云フ御話デアリマス、ソレハ洵ニ御尤モノ御意見デアツテ、日本國民全部ガ擧ゲテ第一線ノ將兵諸士ノ辛苦ヲ考ヘテ、是ト同一ノ立場ニアルコトヲ深く自覺シテ國家ニ貢獻スルト云フ事柄ハ爲サナケレバナラスコトデアリ、望マシキコトデアリマス、ヤハリ統制ノ事業ニ從事スル者ト致シマシテハ、多少ノ利潤ヲ見ルト云フ考ヲ以テヤルコトハ固ヨリデアリマシテ、資産家ト致シマシテハ、唯御公ト云フ譯デアリカモ知レマセウケレドモ、資産家以外ノ人ガ仕事ヲ經營致シマスノニハ、幾分ノ利潤ガナクテハ仕事ハ發達シナイト思ヒマス、今日軍需工業ニ對スル軍需品ノ註文致シマス状態

ヲ見マス、可ナリ辛イ豫算デヤツテ居リマス、殊ニ昨年ノ如キハ各業者ヲ集メテ、從來ノ引受價格ヨリハ更ニ數割モ値下ガテ居リマス、一割若クハ二割ト云フ單價ヲ引下ゲテ居リマス、殊ニ各監督官等ヲ派シマシテ、嚴重ニ其ノ生産原價等ヲ調整ベシマシテ、今日は等ノ工業方面ニ於テ非常ナル暴利ヲ貪ツテ居ル者デアルトハ私考ヘナイノデアリマシテ、此ノ點ニ付キマシテハ能ク其ノ註文ヲ出ス方ノ軍需品ノ人々トモ協力致シマシテ、左様ナル國防上必要ナル國家ノ事業ニ於テ巨利ヲ貪ルガ如キコトノナイヤウニ取締ツテ参リタイト思ヒマス、此ノ點ニ付キマシテハ、特ニ注意ヲ致シテ參ル積リデゴザイマス

○吉田委員 凡ソ企業ハ危險ヲ負擔致シマスルノデ、相當ノ利潤ヲ獲得スルト云フコトガ從來ノ經濟思想ノ通念デアツタノデゴザイマス、然レモ今日ノ軍需工業ハ、第一原材料ノ配給ヲ受ケルコトニ於テ何等ノ危險ハゴザイマセウ、代金ノ回收ニ付テハ又何等ノ危險モ手數モゴザイマセウ、又更ニ註文ヲ取ルト云フ方面ニ於キマシテモ、何等企業家ノ努力ヲスラ要シナイノデゴザイマス、要スルニ出來ルダケ誠實ニ其ノ製品ヲ造ツテ納メテ行クト云フコトサヘシテ居レバ宜イノデゴザイマス、デアリマス、ソレデ、實情ニ於キマシテハ大抵完備致シマシタ工場ニ於キマシテハ、小サナ工場ニ於キマシテモ、殆ド主人公ハ一箇月ノ内ニ一週間モ工場ノコトニ携ツテ居レバ、ソレデ十分一箇月分ノ収益ヲ擧ゲテ居ルノデゴザイマス、大キナモノニナリマス、下請サセマスカラ、其ノ中間ノ利得ヲ取りマシテ、

○三土委員長 アナタノ約束ノ四十分ノ時間ガナクナリマシタ、小細君ハ先刻商工大臣ニ十分鐘ツテ居リマス、商工大臣ガ見エマシタノデ此ノ際之ヲ許シマス、小細君

○小細委員 商工大臣ニ色々御馳キシタイコトガアリマシタ、時間ガナクナリマシタカラ私ハ一點タケ伺ヒタイト思ヒマス、國際收支ノ改善ト代用品ノ使用ニ關スル政府ノ御意見ヲ伺ヒタイト思フノデアリマス、國內消費ノ節約ニ依ル所ノ輸入ノ防遏ニ付キマシテ、最モ注意ヲ要スルモノハ代用品ノ使用デアルト思フノデアリマス、簡單ニ申上ゲマス、例ヘバ綿布、毛織モノ節約ヲ致サウトシマス、ステープル・ファイ

○櫻内國務大臣 御等ハ至極御尤モト存ジマス、先ツ第一「ステープル・ファイバー」ノ件ニ付キマシテ、只今御引用ニナリマシタガ、御説ノ通り存ジマス、唯總テ新シク一ツノ仕事ヲ完成致シマスルノニハ、理想ハ良クテモ、又其ノ仕事自體ガ其ノ時代ニ極ク適當シテ居リマスヤウナ仕事デアリマシテモ、之ヲ完成致シマスルノニハ少クモ三年十五年、長イ時ニ二十年位ヲ要シテ初メテ完成スルノガ我國ノ從來ノ例デアリマス、デアリマス、ステープル・ファイバーノ如キモノハ著想ガ良クテモ、之ヲ完成シテ實際ニ實用ニ適スルマデニハ相當ノ歳月ヲ要スルト云フコトハ、是ハ最初カラサウ云フ積リデナケレバナラナクツタ

存ジマス、段々研究致シテ見マシム、ス
 テーブル・ファイバー、ナドハ諸外國ニ於テ
 ハ我國ヨリハモット、優良ナモノガ出来
 テ、モット、使用ニ適スル實際ノ代用品
 トシテ適當ノモノガ出来テ居ル現狀デアリ
 マスカラ、我國ニ於テモ先づ最初ノ失敗ニ
 懲リスシテ、相變ラズ努力ヲ致シマシタ
 ラバ、其ノ間ニ必ズ成功スル時ガ来ルト存
 ジテ居リマス、サウ云フヤウナ譯デアリマ
 シテ、他ノ代用品モ必ズシモ今急場ニ直ッ
 ニ間ニ合ツテ、直グニ成績ヲ擧ゲルト云フ
 ヤウナコトハ餘程稀ナコトデアツテ、餘程
 ノ努力ト餘程ノ研究ヲ積マナト、本當ニ
 完全ニ目的ヲ達スルト云フコトハ出来ナイ
 ノガ普通通ハナカラウカト存ジテ居リマス、
 併シ今日此ノ際ノコトデアリマスカラ、少
 シ成績ガ好クナイカラト云ツテ、折角始メ
 タモノヲ中止シタリナドスルコトハ宜シク
 ナイト考ヘテ居リマス、又收支ノ上カラ言
 ヘバ、外國カラ原料品ヲ輸入シテモ、ソレ
 ヲ代用品ニ使ヒマシム、其ノ差額ダケハ
 國家ノ利益ニナル、國際收支ノ上ニ於テ、
 其ノ原料品ノ輸入品ト生産スル製品ノ差額
 ニ對スルダケノ國際收支上ノ利益ハ必ズア
 ルモノデアラウト存ジテ居リマス

○委員長退席 岸田委員長代理著席

○小畑委員 ステーブル・ファイバーニ
 關スル御答辯ノ趣ハ能ク分リマシタガ、今
 成績ガ擧ラナイデモ、漸次改良シテ行ケバ
 相當ノ成績ガ擧ルト云フ御話デゴザイマス
 ガ、成程ソレモ御尤モコトト存ジマス、
 併シナガラ現在ノ如ク自由競争ヲ許サザル
 制度ノ下ニ於テ、而モ品不足ノ現狀ニ於テ、
 果シテ商工大臣ガ御考ニナツテ居リマス如
 ク技術ノ進歩ト云フモノガ望ミ得ルモノデ

アルカドウカ、私ハ頗ル疑ハシイモノデア
 ルト思フノデアリマス、自由競争ノ許サレ
 ル時代デアリマスナラバ、是ハ放ツテ置キ
 マシテモ相當技術ノ進歩ハ期待スルコトガ
 出来ルノデアリマス、併シナガラ今日ハ自由
 ナル競争ハ許サザル所デアリ、又サウデ
 ナケレバナラナイノデアリマス、又物資ガ
 不足ヲ致シテ居リマス爲ニ、強度ノ統制
 ヲ受ケテ居リマス爲ニ、荷モ國家ガ規定ス
 ル所ノ一ツノ規格ニ適合ヲ致シマスナラバ、
 其ノ品質ノ善惡ヲ問ハズシテ羽ガ生エテ飛
 レバ、品質ガ善クテモ惡クテモ同様ノ値段デ
 幾ラデモ賣レテ行クノデアリマス、ソコニ
 私ハ此ノ儘ニ致シテ置イテ技術ノ進歩ト云
 フコトガ、今大臣ノ仰シヤウクヤウニ簡單
 ニ考ヘラレカドウカト云フコトヲ疑ツテ
 居ルノデアリマス、又今日ノ狀態カラ見マ
 スルト、私ハ「ス・フ」全部ガ左様デア
 ルトハ申サズノデアリマスガ、「ス・フ」ノ
 用途ニ付キマシテハ、又「ス・フ」以外ノ
 代用品ノ用途ニ付キマシテハ國際收支
 ニ利益ヲ齎スコトガナイノミナラズ、却
 テ國際收支ノ上ニ不利益ヲ齎シテ居ルモノ
 ガアルノデアリナイカト思フノデアリマス、
 先般ノ分科會ニ於テ一言觸レテ置イタノデ
 アリマスガ、時間ガナクテ徹底致サナカウ
 タノデアリマスカラ、モウ一週申上ゲテ見
 マスガ、私ガ此處ニ持ツテ居リマス所ノ資
 料ハ、地下足袋ト布靴ニ對シテ輸入資材ノ原價
 計算デゴザイマス、詳シイコトヲ申上ゲル
 ト時間ガ掛リマスカラ省略致シマスガ、地
 下足袋一足ニ對スル輸入資材ノ原價計算ニ
 於テ、「ス・フ」ノ代用品ヲ用ヒマシテ、甲表ヲ
 五割混紡ト致シマシテノ地下足袋一足ニ對

スル輸入資材ノ原價ハ、二十七錢二厘五毛
 ト云フコトニ、勿論正確デハゴザイマセ
 ンガ、假ニナルト致シマス、ソレカラ甲ノ
 裏表トモ全部純綿ト致シマシテ計算ヲ致シ
 マスト、輸入資材ガ一足三十三錢七厘五毛
 ト云フコトニ相成ルノデアリマス、ソコデ
 八錢五厘バカリ違フノデアリマス、純綿ニ
 致シマスル方ガ、一足ニ付テ輸入資材ガ高
 ク付クノデアリマスカレドモ、之ヲ耐久力
 ノ點カラ比較ヲ致シマスルト、假ニ此ノ混
 紡ノ地下足袋ノ耐久力ハ一箇月半デアルト
 致シマスレバ、純綿ニ致シマスルト、其ノ
 倍ノ三箇月ハ持ツ、斯ウ云フコトニナルノ
 デアリマス、ソコデ斯ウ云フ耐久力カラ計
 算ヲ致シテ參リマシテ、一箇年ノ計算ヲ出
 シテ見マスルト、一箇年ノ純海外支拂金額
 ハ、混紡ノ場合ニ於テハ二圓四十八錢デア
 ル、ソレカラ純綿ノ場合ニ於テキマシテハ、
 一箇年ノ純海外支拂ノ金額ハ、一圓三十五
 錢二厘ト豫定ヲサレルコトニナルノデアリ
 マシテ、一箇年ノ海外支拂ニ於テ七十三錢ノ
 差額ガ生ズルノデアリマス、私ハ是等ハ確
 實ナ計算デアルト思フノデアリマス、同様
 ノ計算方法ニ依リマス、布靴ニ付テ純綿
 ヲ用フルノト、代用品ヲ用ヒルトニ付テ、
 一箇年ノ海外支拂金額ヲ比較致シテ見マス
 ト、代用品ヲ用ヒマスル方ガ、一箇年ニ一
 圓四十五錢ノ海外支拂増スルコトヲ結果ニ
 ナルノデアリマス、此ノ計算ノ當否ハ別ト
 致シマシテ、勿論私モ責任ハ持テナイト思
 アリマス、併シ大差ハ恐ラクナカラウト思
 フノデアリマス、唯海外收支ヲ改善スル爲
 ニ代用品ヲ用フルノダト云フ極メ困難ナ
 考カラ、代用品ノ獎勵ヲナサツテ居ルモノ
 デハナカラウカト存スルノデアリマスカレ

御指摘ニナリマシタ自由競争ノ時代ナラモ
 毛角、今日ハ自由競争デナイカラ、サウ云
 フコトノ改良ガ出来ナイデハナイカト云フ
 コトニ付テハ、政府ハ左様ニハ考ヘテ居リ
 マセヌ、是ハモウ少シ研究スレバ原料ノ
 「バルブ」ノ方カラモ、又ハ製品ノ方カラモ、
 マダ十分ニ研究ノ餘地ハアルモノト存
 ジテ居リマスカラ、是ハ研究ヲシテ、更ニ
 モウ少シ改良ナモノヲ製造スルヤウニ致シ
 タイト存ジマス

○小畑委員 私ハ我國ノ輸出不振ノ原因ト
 其ノ對策ニ付テ大臣ノ御意見ヲ伺ヒタカウ
 タノデアリマスカレドモ、時間ガナイヤウ
 デゴザイマスカラ、御答辯ハ要求致シマセ
 スガ、今日我國ノ輸出不振ノ原因ハ、消極
 的ニモ積極的ニモ色々アル、致シ方モナキ
 原因ガアルノデアリマスカレドモ、其ノ中
 デ吾々ガ政府ニ注意ヲシテ戴カナケレバナ
 ラナイコトハ、輸入ノ極端ナル防遏ニ依ル
 輸出ノ不振ト云フコトデアリマス、戰時經
 濟ノ下ニ於キマシテハ、産金ノ劃期的増産
 ガナイ限り、輸入ノ防遏ヲ致サナケレバナ
 ラスコトハ申上ゲルマデモナイト思ヒマス
 カレドモ、其ノ極端ナル輸入ノ禁止或ハ制
 限ニ依ツテ、我國ノ輸出貿易ガ不振ニ導カ
 レテ居ルト云フコトハ、是ハ見通シテハナ
 ラス事實デアアルコトハ申上ゲルマデモナイ
 ト思ヒマス、此ノ點ニ關スル御意見ヲ伺ヒ
 タカウタノデアリマスガ、時間ガゴザイマ
 セスカラ、將來格別ノ御配慮ヲ賜リタイ
 思フノデアリマス、サウシテ積極的ナル輸
 出ノ振興ニ向ツテ力ヲ注イデ戴キタイコト
 ヲ特ニ希望シテ私ノ質問ヲ打切りマス

○岸田委員長代理 三木武夫君

○三木委員 時間ノ關係極メテ根本的ナ

問題ニ付テ總理大臣ニ御同致シマス、第一
 點ハ本追加豫算中ニ米内閣獨自ノ豫算ト
 シテ提出サレマシタモノハ、補助金並ニ生
 産獎勵金デアリマス、是ガ米内閣獨自ノ政策
 ノ具體化デアアルト見ナケレバナラズノデア
 リマス、本豫算委員會ヲ通ジテモ、低物價
 政策ト生産擴充問題ニ付テハ論議ガ繰返サ
 レタノデアリマシテ、米内閣ハ一應其ノ
 矛盾ノ解決ヲ生産獎勵金並ニ補助金ノ交付
 ニシテラレタト思ヒマスガ、果シテ補助金
 或ハ生産獎勵金ガ低物價政策ヲ堅持シナガ
 ラ生産擴充ヲ遂行出来ルカト云フコトハ甚
 ダ疑問デアアル、既ニ獨逸ニ於テモ第一回歐洲
 大戰ニ於テ、補助金政策ハ惡性インフレー
 ションヘノ最モ重要ナル一要素ヲ成シタノ
 デアリ、此ノ獎勵金、補助金交付ハ低物價
 政策ノ上カラ觀レバ一體ハ産業「コスト」
 ヲ引上ゲテ參リ、又物價ノ關聯性カラ低物
 價政策堅持ト反對ノ方向ニ物價ヲ導クコト
 ハ必然ナノデアアル、又生産擴充ノ方面カラ
 考ヘテ見テモ、今日生産擴充ヲ阻害シテ居
 ルノハ、價格ノ點ヨリモ資材トカ努力トカ
 云フ他ノ條件ニ依ル場合多ク、獎勵金ヲ補
 助金ニ依ツテ生産擴充ヲ遂行ガ必ズ出来ル
 モノナリトハ考ヘナイ、又一面國民感情ノ
 點カラ申シマシテモ、大衆各層ノ經濟狀態
 ヲ見渡セバ、統制經濟ノ下ニ國民ハ各、隨分
 ト犧牲ヲ忍ビシテヤツテ參ツテ居ル、所ガ或
 ル産業ノ部門ニ於テ利潤ガ薄イ、引合ハヌ
 ト云ヘバドシ、獎勵金或ハ補助金ヲ御出
 シナルコトハ餘リニ産業資本擁護ニ偏シハ
 シナイカ、時局下ニ於ケル國民並ニ國家的
 要請ト合致シナイノデアリナイカ、石炭ノ如キ
 モ、價格補償金ヲ見毛角、生産獎勵金ヲ出
 シタコトニ依ツテ石炭産出量ガ増大スルト

云フ事實ガ起ルコトハ生産擴充ノ點カラハ
 喜バシイトシテモソレガ國民ノ感情、倫理ニ
 與ヘル影響ハ重大ダト思フ、米内閣總理大臣
 ハ内閣獨自ノ政策ト云フベキ補償金政策ニ
 對スル一定ノ御界限ヲ御所見ヲ持タナケレ
 バナラズト思フノデアアル、今私ノ申上ゲタ
 間ニ總理大臣ノ御答辯ヲ望ミマス

○米内閣務大臣 商工大臣カラ御答致シマ
 ス

○藤原國務大臣 只今ノ御議論トシテハ御
 尤モ拜聴致シマシタガ、此ノ度ノ石炭ノ
 獎勵金及ビ「バルブ」ノ標準價格ノ助成金ノ例
 ニ取リマシテ御説明申上ゲタイト存ジマス、
 石炭ノ獎勵ノ場合ニ於キマシテモ、内容ヲ能
 ク御檢討願ヘバ御諒解ガ行クコトト存ジマス
 ガ、現今日ノ石炭ノ價格ニ於テハ生産費ヲ
 割ツテ居ルモノモアリマス、又生産費ニ連シ
 テ居ルモノモアルノデアリマス、ソレデ今度
 ノ助成金、獎勵金ニ於キマシテモ、之ヲ交
 付致シマスガ爲ニ、直チニ生産者ニ過分ナ
 利益ヲ與ヘルト云フ意味ヲ目的ニシテ此ノ
 助成金、獎勵金ヲ給與シテ居ルノデアリナイ
 ノデアリマシテ、詰リ今日ノ經濟機構ニ於
 キマシテ、生産費ヲ價ハナイ價格ヲ以テ販
 賣スルコトヲ、大企業ニ於テモ、中小企業
 ニ於テモ、此ノ時局下デアアルガ故ニ出来ル
 だけハ我慢スルコトガ當然デモアルシ、ケレ
 又喜ンデ我慢シテ呉レルト存ジマス、ケレ
 ドモソレハ既に於テ相當ニ利益ガアツタ
 カラ、此處デ以テ僅力一年二年ノ間相當
 ノ損ヲシテモ、是ハ時局ヲ突破スル爲ニ我
 慢スベキモノトシテ我慢スルノデアリマシ
 テ、ソレヲ何時マデモ赤字ノ儘我慢スル
 ト云フコトハ、今日ノ狀態ニ於テハ不可能
 デアラウト存ジマス、ソレ故ニ一面ニ於テ

ハ生産原價ノ高イモノハ、其ノ品質ガ惡ク
 テモ、高イ値段ニ若干ノ利潤ヲ見ル値段ヲ
 以テ買フ、ソレカラ假令品質ガ良クテモ生
 産原價ガ安イモノハ、生産原價ニ若干ノ利
 潤ヲ見テ買フト云フコトガ、即チ今回ノ石
 炭統制ノ助成ト獎勵金ノ給與ノ根本的ノ組
 方デアリマスガ故ニ、此ノ獎勵金ヲヤルト
 必ズソレガ物價ヲ騰貴セシムル所以トナル
 トカ、或ハ資本家ニ非常ナ利益ヲ與ヘル所
 以ニナルトカ云フヤウニハ考ヘナイノデア
 リマシテ、政府ノ今日ノ考デハ、ヤハリ我
 慢ノ出来ルモノハ我慢ノ出来ルダケ自分ノ
 利潤ヲ割愛シ、自分ノ生産原價ヲ割愛シテ、
 此ノ時局ニ相應スル値段デ我慢シテ、同時
 ニ生産ヲ増加セシメテ行フコトニ協力セシ
 メヤウト云フノガ政府ノ目的デアリマシテ、
 詰リ甚ダシク利益ノナイモノハ、甚ダシク
 生産原價ヲ割ルモノハ若干ノ獎勵金ナリ、
 助成金ナリヲ給與スルト云フコトハ、此ノ
 現狀ノ我國ノ經濟ノ組織ニ於テハ已ムヲ得
 ナイ措置デアラウ、斯ウ存ジテ居リマスガ
 ラ、是ガ爲ニ物價ヲ更ニ騰貴セシムルトカ、
 低物價政策ヲ覆サウニナルトカ云フヤウ
 ニハ考ヘテ居ラナイノデアリマス

○三木委員 私ハ商工大臣ニハ明日質問ノ
 時間ヲ戴イテ居リマスノデ、總理大臣ニ關
 スル點ダケヲ今日ハ伺ウテ置キタイト思ヒ
 マス、只今ノ問題ハ一應總理大臣ノ御見解
 ヲ承リタカウタノデアリマスガ、御答ガア
 リマセヌノ遺憾ニ存ジマス

次ニ大藏大臣或ハ商工大臣ノ物價政策或
 ハ又配給統制、物資ノ統制ノ御意見ナリ御
 方針ナリヲ、委員會ヲ通ジテ今日マデ承ツ
 テ參ツクノデアリマスカレドモ、其ノ所論
 ヲ通ジテ受ケル印象ハ、ヤハリ抽象的ニ統

第一類第一號 豫算委員會議錄 第二十五回 昭和十五年三月二十二日

五八三

制經濟ヲ其ノ場ニ御修正ナラサルト云フ以上ニハ出ナカッタノデアリマシテ、此ノ時局下ニ於ケル國家目的ヲ、一ツノ計畫經濟ノ軌道ニ乘セテ綜合的、一貫的政策ヲ樹立ナラサルト云フノデアリ、其ノ證據ニハ物價問題ニ付キマシテモ、藤原商工大臣ノ御方針ハ、所謂一ツノ便宜主義ト申スベキ腰ダメ行クト云フ御答辯デアツテ、腰ダメデアリマスカラ、物價ハ時々は正セネバナラス、從ツテ安定ガナイ、國民ハ藤原物價政策ニ對シテ可ナリ深刻ナ不安ヲ持ツテ居ルノデアリマシ、又物價問題ノ根源ヲ成ス物資ノ供給關係、及ビ通貨流通高ノ問題ニシマシテモ、ドウモ大蔵大臣カラモ商工大臣カラモ、統制強化ノ徹底シタル御方針ガ承レナカッタノデアリマシ、例ヘバ物資ノ問題ニシマシテモ、積極的ニハヤハリ生産擴充ヲシナケレバナリマセズガ、ソレハ單ニ補助金トカ、或ハ獎勵金交付ト云フ當利心ノ刺戟ニ依ツテ目的ヲ達スルコトハ出来ナイ、此ノ際統制ハ生産機構其ノモノノ中ニ入ツテ行カネバナラス、獎勵金或ハ助成金政策ト云フモノハ、一時ハ多少生産増加ノ現象ヲ現ハストシテモ、ソレハ總テハ惡循環ヲ續ケテ、結局生産抑制ニ落付クモノナラデアル、ヤハリ問題ハ統制ガ、國家意思ガ生産機構ノ中ニ入ツテ行クコトデアル、又消極的ニハ物資ヲ出來ルダケ節約シテ、無駄ヲ省ク、其ノ爲ノ一方法トシテ切符制度ト云フヤウナモノモ考ヘナケレバナリナイノデアリマシテ、獨逸ノ如キ切符制度ヲ樹立スル爲ニ其ノ研究ニ、三年モノ年月ヲ費シテ居ルノデアリマシ、當然ニ現内閣ト致シマシテハ切符制度ニ對シテハ、十分ナル御檢

討方加ヘラレテ居ラナケレバナラヌノデアリマシガ、藤原商工大臣ハ數日前ニ此ノ豫算委員會ニ參ラレマシテ、熾寸ノ切符制度ニ付テモヤルカヤラスカ分ナリ、外ノ生活必需品等ニ付テモ考ヘテ居ナイヤウナ御答辯デアリマシテ、此ノ點カラモ餘リ徹底シテ御見解ガナイノデアリマシ、更ニ通貨ノ點デモ、私ハ先日大蔵大臣ト利潤統制ノ問題ヲ質疑シ重ネタノデスガ、大蔵大臣ハ、利潤ハ一割以内ヲ抑ヘルノガ至當ト仰シタルケレドモ、ソレハ仰シタルケレドモ、戰争ト云フ非常時必要ニ驅ラレテ、例ヘバ軍需工業ノ如キハ、其ノ利潤ヲ不問ニスルヤウナ傾向ニナリ易イノデアリマシケレドモ、斯カル利潤ト云フモノハ結局再生産サレルモノデナクシテ、消費財ニ立向ツテ來ルノデアリマシテ、其ノ壓大ナ利潤ニ依ル破行景氣ノ状態ガ、如何ニ國民ノ生活感情ノ上ニ惡影響ヲ及ボシテ居ルカト云フコトハ、十分認識セネバナラス、之ニ對シテモ徹底シテ利潤統制ヲサラサルト云フ御答辯ハ、見受ケルコトガ出來ナイノデアリマシテ、其ノ場ノ一ツノ破綻ガ現ハレバ其ノ破綻ヲ抑ヘル、又破綻ガ現ハレバ抑ヘルト云フコトデハ、此ノ難局ヲ乗切ルコトハ出來ヌノデアリナイカ、戰争目的ヲ貫徹スル爲ニハ、一歩前進シテ物價、物資、通貨ヲ全般ニ互リ綜合的計畫經濟ニ御入りナラセバナラスノデアリナイカ、現在ノ如キ状態デハ一ツノ過渡期ノ内閣トシテ御使命ハ達セラレマセウケレドモ、時局ノ克服ハ到底望ムベクモナイノデアリナイカ、斯様ニ考ヘルノデアリマシガ、以上ハ物價或ハ物資ノ面デアリマシガ、一面又官廳自身ト致シ

マシテモ、官廳ノ「セクシヨナリズム」ト云フモノハ、繰返シ改革ヲ要望セラレタガ、改テハ居ラナイ、中央ニ於テモ、物價形成委員會ノ如キ、是ハ商工省ニ屬シ、農林省關係其ノ他物價ハ此ノ委員會以外御決定ニナラズナルカ、總テハ兩省對立ノ因ニナラントモ限ラナイ、中央ニモ「セクシヨナリズム」ノ弊害ハ各所ニ展開サレテ居ル、又地方ニ於テモ其ノ通りデアル、一昨日郷里ノ縣會議員ノ人達方鐵鋼ノ配給ニ付テ陳情ニ來ラレタ、所ガ鐵鋼ハ農業土木用トシテ、或ル程度ノ鋼ノ配給ヲ既ニ受ケテ居ル、併シソレハ土木課ガ知ルノミデ、縣ノ農務課耕地課或ハ又商工課ト云フヤウナモノハ何モ知ラナイ、一應モ來テ居ナイト云フ、熊上京シタ縣會議員連ハ中央デ其ノ事實ヲ知ルト云フ仕末デアル、「セクシヨナリズム」ハ地方ニ至ツテモ亦其ノ弊害收拾スベカラザルモノガアル、又更ニ觀點ヲ變ヘレバ今日東亞新秩序ノ建設ガ、日本ノ國家目標ニナツテ居ル、斯ウ云フ時ニ、單ニ日本バカリノ適正價格トカ、物資ノ供給ト云フヤウナコトバカリ考ヘテモドウモナリマスマイ、ヤハリ此ノ東亞經濟「ブロック」ヲ中心トシテ物價政策デアリ、物資供給政策デアリ、又配給統制デナケレバナラヌ、斯ウシタ色々ナル點ヲ考ヘテ見マシテモ、今日政府ガ御執リニナツテ居ルヤウナ態度デ、此ノ大キナ世界史的轉機ヲ出シテ居ル日本トシテ、然モ此ノ艱難時代ヲ切抜ケテ行カネバナラヌ日本トシテ、モット東亞ニ跨ガル綜合的計畫經濟ヲ御立テニナラナケレバ、此ノ難局打開ハ出來ヌノデアリナイカト云フ感ヲ深ク致シマシ、斯カル見地ニ鑑ミマシテ、總理大臣ハ今回設置セラレタ物價對策審議會、斯

ウ云フモノモ運用ノ如何ニ依リマシテハ、私ノ申上ゲマシタ綜合計畫ヲ立テル上ノ大キナ有力ナ機關ニモナリ得マシ、又企業院ノ如キモノヲ改組シテヤレバ、今申上ゲタヤウナ計畫經濟遂行ノ一ツノ推進力ニモナリ得ルノデアリマシガ、總理大臣ハ今オヤリニナツテ居ルヤウナ物價對策、物資配給ノ統制方針或ハ行政機構ヲ可ナリト御考ニナツテ居ルノカ、若シ然ラズトセバ、計畫經濟ニ對スル如何ナル御用意ト御決意ヲ御持チニナツテ居ラレルノカ御答辯ヲ煩ハシクイヒマシ

○藤原國務大臣 只今御指摘ニナリマシタ點ニ付キマシテ、商工大臣トシテ一應御答ヲ申上ゲテ置キタイト存ジマシ、只今ノ御話ノ中ニ、腰ダメ主義ト云フツタガ、アレハ價值ヲ更ニ總テノ公定價格ヲ引上ゲルヤウナ意味デアラウト云フ御話ガゴザイマシタガ、其ノ點ハ少シ私ノ考ト違ツテ居リマシカ、此處デモウ一度辯明ヲサセテ戴キマシ、腰ダメ主義ト申シマシタノハモノヲ早ク決定シタイ、餘リ長ク掛ツテ適正價格ヲ學理的、理想的ニ研究シテ居ツテハ時機失スル虞ガアルカラ、腰ダメ主義デ早ク決定シタイ、斯ウ云フコトヲ申シタノデアリマシテ、決シテ腰ダメ主義ト云フモノハ物價ヲ騰貴セシメルト云フヤウナ意味ハ毛頭含シテ居ナイノデアリマシカ、其ノ點ヲ第一ニ訂正申上ゲテ置キマシ

ソレカラ其ノ次ニ色々御述ニナリマシタコトニ付テ、根本的ト申シマシカ、私共ト考ヲ異ニシテ居ル所ガゴザイマシカ、其ノ點ヲ一點申上ゲテ置キタイト思ヒマシ、如何ニモ此ノ時局ヲ乗切ル爲ニ直チニ我國ガ綜合的ニ計畫經濟ニ入ツテ行ツテ、今日獨逸

ナドニ於テ實行シテ居ルヤウニ、總テノモノニ對シテ根本的ニ統制經濟ヲ實行シテ行ク、總テ隅カラ隅マデ全部切符制度ニデモ致シマシテ、計畫的ノ經濟ヲ實行スルコトガ必要デハナイカ、斯ウ云フヤウナ御趣旨ノヤウニ伺ツタノデアリマシ、又御指摘ニナリマシタヤウニ、獨逸デサヘモ統制經濟ヲ行フノニ三年モ掛ツタト云フ御話デアリマシタガ、大工業ガ比較的少ク、サウシテ家庭工業、中小工業ト云フヤウナモノガ非常ニ多クテ、是ガ生産部面ノ大部分ヲ支配シテ居ル所ノ我國ハ、獨逸ヤ英吉利ヤ歐羅巴ノ各國トハ根本ニ於テ經濟ノ組織ト云フモノガ違ツテ居ルコトハ御承知ノ通りデアリマシ、此ノ國ガ今マデ自由主義經濟デ來テ居リマシテ、此ノ時局ノ爲ニ漸次統制經濟ヲ實行シナケレバナラヌト云フコトニ相成ツテ參リマシテ、政府モ國民モ此ノ統制經濟ニ馴レナイガ爲ニ、今日當議會ニ於テモ御指摘ニナリマシタヤウニ、統制經濟ニ付テノ政府ノ處置ニ付テモ甚々タル御批評ヲ蒙ツテ居ルノデアリマシテ、國民モ亦之ニ對シテ迷惑シテ居ルノデアリマシ、此ノ點ハ政府ニ於テモ十分認識メテ居ルノデアリマシカ、今後ニ於テモキマシテハ統制經濟ノ運用ヲ滑カニシテ、段々是正シテ目的ヲ達シタイト云フコトハ、商工大臣トシテ私ガ此ノ席上ニ於テ度々繰返シテ申上ゲテ通リデアリマシ、デアリマシカラ政府ニ於テ出來ルルダケ此ノ統制經濟ノ運用ヲ滑カニシテ、先づ國民ノ不平モ少クシテ、政府ノ目的ヲ達スルヤウニシタイト存ジテ居リマシ、併シナガラ是ハ政府バカリノ責任デモナイノデアリマシテ、國民モ此ノ統制經濟ニマダ馴レナイモノデアリマシカ、ソコデ色々

ナ支障ガ重ツテ二重ニモ三重ニモナツテ來テ居ルノガ今日ノ現狀デアラウカト存ジマシ、是ガ我國ノ現狀デアリマシガ、若シモ假ニアナタノ御述ニナリマシタ所ノ理想通りニ是ガ宜イトシテ、總テ此ノ計畫經濟ニ百八十度ノ轉回ヲシテ入ツテ行ツタト假定致シマシタラバ、ドウ云フ工合ニナリマセウカ、サウ云フコトハ考ヘテ見テモ到底實行ノ不可能ナコトデアリシ、又無理ニサウ云フコトヲ實行スレバ、今日ノ統制經濟デサヘモ斯ノ如キ混亂ヲ惹起スノデアリマシカ、國家トシテハ非常ナ禍ヲ惹起シハシナイカト云フコトヲ政府ニ於テハ心配致スノデアリマシ、ソレ故ニ其ノ理想ノ如何ニ拘ラズ、理想ノ善イ惡イヲ此處デ私ハ議論ヲ交換シヨウトハ思ヒマセズガ、其ノ理想ノ善惡ニ拘ラズ、經濟界ニハサウ云フ急變ヲ與ヘタルリスクトハ甚ダ物デアリマシ、如何ナル場合ニ於テモ非常ナ急變ヲ與ヘルコトハ禁物デアリマシカ、兎ニ角今日ノ此ノ時局ヲ乘切ル爲ニハ、今日ノ時代ニ相當シタ所ノ政策ヲ以テ行クノガ宜イ、ソレデアルカラ今日ノ時局ニ相當シタ所ノ經濟政策ヲ實行シテ行キタイ、即チ統制經濟ハ此ノ狀態カラ見レバ益々之ヲ強化スルニ至ルデアラウト思フカラ、今日ノ統制經濟ヲ益々強化スルガ、併シ國民ニハ非常ナ苦痛ヲ與ヘナイヤウニシ、摩擦ヲ生ジナイヤウニ、混亂ヲ起サナイヤウニスルヨリ外仕方ガナイ、ソレガ一番國家ノ爲ニ良イ事デアツテ、又經濟界ヲ運用スル上ニ於テ是ヨリ外ニ方法ガナイ、是ガ最善ノ策デアル、斯ウ云フ工合ニ考ヘテ此ノ政策ヲ執ツテ居ルノデアリマシ、ソレデ切符制度ノコトナドニ付テ度々御議論ガアリマシカ、切符制度ト云フモノ

ノハ完全ニ巧行ハレバ效果ガアルト存ジテ居リマシ、ケレドモ今日ノヤウナ切符制度デアレバ、是ハ善イノカ惡イノカ、私ニハマダ判斷ガ付カヌノデアリマシ、ソレ故ニ度々切符制度ノ論ガ起ル度毎ニ其ノ事ヲ申上ゲテ居ルノデス、例ヘバ切符制度ガ實行セラレテ、切符ヲ持ツテ品物ヲ引換ニ行ツテモ引換ヘルコトガ出來ナイ、又其ノ切符ガ相場場デ賣買セラレルト云フヤウナコトニナツテハ、切符制度ト云フモノハ必ズシモ私ハ理想的ノ制度トハ考ヘテ居ラヌノデアリマシ、ソレ故ニ切符制度ヲ施行スルニ當リマシテハ、先以テ品物ヲ潤澤ニスル、「マツチ」ノ例ニ付テ研究シテ居リマシカラ、「マツチ」ノ例ニ付テ申上ゲマシ、例ヘバ「マツチ」ヲ切符制度ニシテ制度ノ運用ヲ試驗的ニ實行シテ見タイト思ツタ、之ヲドウ云フ風ニ利用スルカト云ヘバ、「マツチ」ノ貯藏ヲ先ツ豊富ニシテ、サウシテ切符ヲ持ツテ行ツタ何處ノ小賣店ニ行ツテモ「マツチ」ガ買ヘルダケ貯藏ヲ小賣店ニ與ヘテ置カナケレバナラヌ、何トナレバ國民ガ切符ヲ持ツテ小賣店ニ行ツテモ「マツチ」ハアリマセズ、又其ノ隣ヘ行ツテモ「マツチ」ヲ買ヘルダケ貯藏ヲ小賣店ニ行カナケレバ其ノ切符デ「マツチ」ガ買ヘナイト云フヤウナコトデアツテハ、此ノ制度ト云フモノハ今日ト少シモ違ハナイ、デアルカラ先ツ以テ「マツチ」ノ切符制度ヲ施行スルニハ「マツチ」ヲ豊富ニシテ、政府ノ指定シタ小賣店ニ切符ヲ持ツテ行ケバ「マツチ」ガ何時デモ買ヘルダケ貯藏ヲ爲サシメテ、然ル後ニ切符制度ヲ施行シナイコトニハ切符制度ト云フモノガ何ニモナラナイト云フノデ、今「マツチ」ノ生産ノ増加ヲ命ジテ、

其ノ貯藏量ヲ殖ヤシテ、サウシテ其ノ貯藏量ガ一定ノ貯藏量ニ殖エテ各小賣店ニ貯藏ガ若干出來ルノヲ待ツテ切符制度ヲ施行シヨウ、サウ云フ積リデ今計畫ヲシテ居ルノデアリマシ、ソレデアリマシカラ今日ノヤウニ生産ガ缺乏シテ居ル時ニ切符制度ヲ布イテモ效果ガ甚ダ薄イノミナラズ、效果ガナイ、又ダカラ或ル程度マデ生産ガ殖エナケレバ切符制度ト云フモノハ效果ガナイト思フケレドモ、ソレデハ生産ガ殖エルマデハ切符制度ガ效果ガナイカト言ヘバサウデハナイ、又生産ガ極度ニ減ツテモ是ヨリ外ニハ仕方ガナイト云フ時ニハ、切符制度ト云フモノガ有效ダト思ヒマシ、ソレデアルカラ其ノ兩極端ヲ能ク考ヘテ、唯切符制度ヲ施行スレバ直チニ配給ガ潤滑ニ行クトハ商工大臣ハ考ヘテ居ラヌノデアリマシ、ソレ故ニ今回ノ問題ニ付キマシテモ實情ニ依ツテ色々研究シテ居ルノデアツテ、必ズシモ之ヲ放棄シテ居ル、今日ノ時勢ヲ顧ミナイデ徒ラニ切符制度ニ反對シテ居ルトカ云フヤウナ譯デハ毛頭ナイノデアリマシ、此ノ點ハ明ニ御承知ヲ願ツテ置キタイ、斯ウ云フヤウニ考ヘテ居リマシ

○三土委員長 次ハ石坂君

○石坂(委員) 私ハ最初ニ拓務大臣ニ簡單ニ質問シテ、次ニ總理大臣ニ伺ツテ置キタイト思ヒマシ、今回ノ豫算ヲ通覽致シマスト、石炭ノ問題ガ最も重要性質ヲ占メテ居ルノデアリマシ、又大蔵省ニ於テキマシテハ國庫豫備金二千五百万ヲ要求シテ居ラレルノデアリマシテ、是等ノ前内閣ノ豫算ヲ踏襲セラレタ結果トシテ、運用上御差支ノ場合ニ前以テ之ニ充テル爲ニ豫備金ヲ要求セラレタモノデアルト考ヘマシガ、是等ニ付テ

ニサレマスコトニ付キマシテハ、十分ニ之ニ對シテ御協力申上ル、又御援助モ致シタ
イト云フ風ニ考ヘテ居ル次第アリマス、併シナガラ全國的ニ是等ガ全部集マリマシテ一團ノ遺族會ト申シマスカ、サウ云フモノヲ作リマス點ニ付キマシテハ、尙ホ色々ト研究致シタイ點モゴザイマス、是ハ差向キ、今ノ所モウ少シ後廻シニ致シタイト云フ風ニ考ヘテ居ル次第アリマス
尙ホ憲兵隊ノ件ハ私實ハ存ジマセヌノデアリマス、恐ラクサウ云フヤウナ意味ト關聯致シマシテ、何カガアリマシタラ、アツタカトモ存ジマス、是ハ私承知致シテ居リマセヌ、唯各地ニ於キマシテ、サウ云フヤウナ備シガ行ハレルト云フコトニ付キマシテハ、勿論同感デゴザイマシテ、十分ナ御協力ヲ致シタイ、斯様ニ考ヘテ居リマス

○石坂委員 私人御申シマシタノハ、決シテ全國的ニサウ云フヤウニシタイト云フ意味デハナイノデアリマシテ、又地方ニ於キマシテモ決シテ地方ノ全般ヲ料合スルト云フノデアリマシテ、最寄リノ者共ガ集リマシテ、サウシテオモニ相慰メマシテ、掛金モ一年ニ最高二四萬ニ致シマシテ、初回ガ五十萬、アトハ二十萬ト云フヤウニ致シテ居ルノデアリマス、サウシテ老幼婦女ノヤウナ者ハ決シテ入會ヲ勸メルモノデハナイノデアリマス、モウ極ク美ハシイ會合デアアルノデアリマスルカラ、憲兵隊モ別ニ惡意デモ何デモナイノデアリマセウケレドモ、オ前達ハ後援會ナリ何ナリ色々至レリ盡セリノ待遇ヲ受ケテ居ルノダカラ、ソレ以上ニサウ云フコトヲスル必
要ハナイデハナイカ、屋上屋ヲ重ね、黨中黨ヲ作ルト云フコトハ止メテ宜カラウト

云フ御趣旨デアリマセウケレドモ、是ハ少シ立入り過ぎタモノデアリマシテ、決シテ他人ニハ迷惑ヲ掛ケヌ、自分達デヤルト云フ美ハシイ會合デアリマスカラ、假令屋上屋ヲ重ねマセウケレドモ、黨中黨ヲ建テマセウケレドモ、サウ云フコトハ大目ニ見テ宜カラウト、遺族ハ遺族ダケデ又語リ合フコトガアルノデアリマスカラ、斯ク申ス私モ實ハ近親者ニ戰慄者ヲ持ツテ居ルノデアリマシテ、爾ツテ私共ノ方面カラ優遇ヲ受ケテ居ル點ニ付テハ感激ヲ致シテ居ルノデアリマスルガ、情テ多數ノ小サイ子供ヲ擁シテ居ル家族ヲ見マスルト、實ニ何時モ泣カサレテ居ルヤウナ譯デアアルノデアリマス、サウ云フ備レナル遺族ニ對シマシテハ、同情ヲ持ツテ接シテ戴ケルヤウナ只今ノ御説明デハハ満足ヲ致スノデアリマス、決シテ大々的ニ、全國的ニヤルト云フ意思ハナイ、又之ヲ以テ何カ不良分子ヲ共ニシテ治安ヲ害スルヤウナ企テマスルト云フヤウナコトハ聊カモナイノデアリマス、ドウカ其ノ點ハ御諒承願ヒタイノデアリマス、サレバ左様ナ極ク規模ノ狭小ナル會合ハ差支ナイト見テ宜シイノデアリマセウケレドモ、其ノ點ニ付テドウカモウ一度御伺フ致シマス

○河村政府委員 只今ノヤウナ御趣旨ノモデゴザイマシタナラバ、所在地ニ於キマシテ御催シ下サイマシテ差支ゴザイマセヌ、各、其ノ方面ト御連絡下サイマシテ、各種色々ノ御便宜ヲ取計ヒ得ルコトト存ジテ居リマス

○三土委員 猪野毛君

○猪野毛委員 私人質問ハ、天皇ノ大權、皇室ノ尊嚴、是等ニ關聯ヲ致シマシテ、日本ノ思想問題、此ノ點ニ付テ政府ノ所見ヲ

質シタイノデアリマス、主トシテ大本ハ總理大臣、其ノ他專門ニ互リマシタル所ハ内務大臣、司法大臣、軍部大臣ノ御出席ヲ願ヒタイノデアリマスルガ、只今ハ御出席ノナイソレ等ノ大臣モアリマスカラ、茲ニ御出席ノ大臣ヲ責任ヲ以テ御答辯シテ戴ケレバソレ結構デアリマス

米内總理大臣ハ、本議會ノ最初ニ於キマシテ、東亞新秩序ノ建設ノ基本ヲ説カレテ、特ニ鞏固ナル國體觀念ハ諸般ノ方策ノ根柢ヲ爲スモノデアアル、之ヲ明確ニスベキハ當然デアリ、特ニ紀元二千六百年ノ重大ナル時局ニ際シ、一層此ノ感ヲ深クスルト御述ニナツタノデアリマス、洵ニ私ハ至極結構ナ御意見デアアルと思ヒマス、私共ノ考ヘル所ニ於キマシテハ、今日喧シイ所ノ米モ、油モ、木炭モ、國民生活ノ上ニ於テ重大デアリマスルケレドモ、更ニ先ヅ此ノ國民ノ思想、天皇ニ對スル所ノ忠誠ノ觀念、國體ニ對スル尊嚴ノ觀念、國民ガ聊カノ摩捺モナク協同一致スルト云フ所ノ是等ノ道徳心、又右ニモ傾カズ左ニモ傾カザル、中庸穩健ノ思想ヲ以テ、各階級ガ事變ノ處理ニ當ラナクテハナラヌト私ハ深ク考ヘルノデアリマス、然ルニ此ノ事變ノ處理ノ上ニ於テ、又國民思想ノ上ニ於テ、日々大キナ影響ヲ及ボシテ來ルモノハ即チ出版物、文獻等ニ對シマシテハ常ニシツカリシタ所ノ考ヲ持ツテ當ラナクシテ、何時ニシテトナク知ラズ識ラズノ間ニ日本ノ國民思想ニ反スル所ノ一ツノ思想ガ養成サレマス、今日官更ノ再教育トカ何トカ云フコトヲ色々言ハレマルガ、ドウ云フ點ヲ言ヒマスカト云フト大體思想ノ點デアラウト思フ、私ハ全部

件ノ指導原理ヲ吐カレレ、サウシテソレニ依ツテ牢屋ニ入ラレタト云フコトハ、皆國民ニ知レテ居ル、而シテ書物ノ名前ガ二千六百年ト云フノデアリマスカラ、我が日本ノ尊イ歴史ニ感激ヲシテ、二千六百年ノ聲ヲ聞イタダケデモ、涙ヲ流スト云フ國民性ノアル所ニ於テ、深ク之ニ關心ヲ持ツノハ當然ノコトデアラウト思フ、又此ノ書物ヲ推薦スルノニ、某法學博士ニシテ大審院ノ判事、或ハ朝鮮京城ニ於ケル帝國大學ノ教授、早稻田大學ノ教授、慶應大學ノ教授、其ノ他世間ニ持テ囃サレル所ノ一流ノ文士ガ、此ノ二月十一日ノ紀元節ノ佳節ニ當ツテ、日本二千六百年史ノ大キナ廣告ヲシテ、其ノ廣告ニ是等ノ博士、學者ガ皆推薦文ヲ出シテ居ルノデアアル、何人ト雖モ金ガアリ取ガアレバ、之ヲ購ヒタイト云フ考ヲ起スノハ當然デアアル、此ノ感激ヲ以テ或種ノ社會カヲ迎ヘラレタ所ノ書物デアリマスカラ、何十萬部ト云フ程ノ出版ヲ致シタノモ當然デアリマス、其ノ行先デ最モ關心ヲ持ツベキモノハ即チ戦線ノ兵士デアアル、現ニ大川君ガ或人ニ話シタコトガ或物ニ出テ居リマスルガ、之ニ依リマスルト現地ニ居ラレル軍人諸君ヨリ感謝狀ガ澤山來テ居ル、名前ハ言ハレヌガ某軍團長、軍團長ト云フト是ハ何個師團カノ長デアアル、是カラ直接書面ヲ貰ツテ居ル、斯ウ云フコトデアアル、戰地ノ軍人ガ一寸見ルト讀ミタイ氣ガスルノモ當然ト思ハレマス、ソレカラ朝鮮、滿洲、臺灣、斯ウ云フヤウナ所カラ、又内地ハ各官衙、學校青年團ナドニモ色々ナ手ヲ以テ配布サレテ居ル、此ノ書ハ隠カニアラズト云フノデ、告發狀ガ出テ居ルノデアリマスカ、其ノ告發狀ノ寫シヲ見ルト二十四萬八千部

ト書イテアル、此ノ澤山流布サレテ居ル書物ノ内容ヲ一寸見マシタガ、成程中々研究ヲ要スベキ重大ナル事柄ガアル、告發者ハ二三人アルヤウデアリマスカ、現ニ立法院ノ議會ニ向ツテ、或ル日刊新聞ガ建白書ヲ書イテ、之ヲ内閣總理大臣初メ各大臣、樞密院議長、衆議院議長、貴族院議長、ソレカラ衆議院議員、貴族院議員、是等ノ人ニ配付ヲシタヤウデアリマス、四頁ノ新聞ガ殆ド此ノ記事ヲ以テ埋メラレテアル、一體ドウ云フ内容デアルカト申シマスルト、中々重大ナル事柄ヲ書イテアル、是ハ開ケバ發賣禁止ニハナツテ居ナイト云フコトデアリマス、マダ本屋ニハ政府當局カラ訓令合ヒテモアリマセヌデセウガ、斯ウ云フ點ヲ少シ削ツテ出シタラドウカト云フ位ノ程度デ、後ニナツテカラ少シ削ツタヤウデスガ、最初ニ何万部カ何十萬部ト云フモノガ全部行渡ツテ居ルノハ事實デアリマス、即チ發賣禁止ニモ何ニモナツテ居ナイノデアリマス、政府ガ發賣禁止ニセヌ物デアリマスカラ、其ノ内容ノ一部ヲ中上ガテモ一向差支ナイモノト思ヒマスカラ、諸君ノ御參考ニ供シマスカ、但シ委員長ニ於カレテ面白クナイト考ヘラレタラ、是ハ削ラレテモ御隨意デアリマス、マサカ内務省ガ大丈夫ダト云フコトデ戰地ヲ始メトシ各階級ニ配付サレタルモノヲ、立法院ノ豫算委員會ニ於テ論ジタカラ、是ハ危險ダト云フヤウナコトハナカラウト信ジマス、是ヨリ少シク内容ヲ申シマスルト、斯ウ云フコトガ書イテアリマス、即チ「佛國革命ハ「ナポレオン」ニ依リ、露國ノ革命ハ「レーニン」ニ依リ、依ツテ成リ、明治維新ノ專制者、明治天皇ニ於テ得タ」是ハ四百十六頁ニチヤント出テ居リマス、實

ニ長多イ言葉デアリマセヌカ、明治天皇様何方ガ專制者デアリマスカ、斯ウ云フ勿體ナイコトガ書イテアル、解釋ノ如何ニ依ルカモ知レマセヌケレドモ、吾々ハ五箇條ノ御誓文ヲ拜スル時ニ、又教育勅語ヲ拜スル時ニ、實ニ明治天皇様ノ有難イ御聖旨ニ對シテハ感激ノ極ミデアアル、然ルニ以上ノ如キ事ガ出テ居ル、又八十一頁ニ於キマシテハ朝廷ハ最高族長タル、天皇ヲ議長トセル族長相談處ニ過ギズトアル、天皇様ガ族長ノ議長デアアル、斯ウ云フヤウナコトガ書イテアル、是ハ申スニサハ長多イ言葉デアアル、又其ノ百三十四頁ニ於テハ「天子ノ外ニ天子ヲ生ジ」云々、「在位ノ天子ト讓位ノ天子トノ感情ノ隔離」云々トシテアル、一天萬乘ノ天子様ハタツタ御一方デアアルト私共ハ考ヘテ居ル、然ルニ天子ノ下ニ天子アリ、在位ノ天子ト讓位ノ天子トアル、是ハドウ考ヘテ見テモ、私共ハ解釋ガ付カス、又高天原ハ日本ニ在ラズ、是ハ四十七頁カラ五十一頁ニ出テ居ル、吾々ハ此ノ森嚴ナル高天原ヲ思ツテ、茲ニ掌ヲ合シテ拜ムデアリマセヌカ、是ハ南蠻ノ地ガ高天原ト云フヤウナコトヲ斷定ヲシテ居タル、天地開闢國體ノ此ノ尊キ歴史ヲ扶護シタモノト言ハナケレバナリマセヌ、又伊勢ノ大廟ニ付テモ獨斷下シ、更ニ伊勢ノ神風ヲ否定シテアリマス、又二百十頁ニ於キマシテハ、勳皇ヲ離レテ彼尊氏兄弟ハ武士ノ上ニ立ツ主將デ、弓馬ノ道ノ大將ナリト云フコトヲ言ウテアル、大將トカ主將トカ云フモノハ尊王ヲ離レテアルベキモノデハナイ、尊王心ガアレバコソ、初メテ主將デモアリ、弓矢ノ大將デモアルノデアリマス、以上ハ逆賊ヲ褒メテ居ルノデアリマス、又

卒業者トハ言ヒマセヌケレドモ、大學ニ於テ教授ヨリ天皇機關説ノ憲法ヲ聽キ、マルクスノ經濟論ヲ聽イテ、而シテ自己ノ學問、信念ト云フモノヲ固メマス、社會ヘ出テカラ總テノ事柄ニ此ノ思想ガ形ヲ變ヘテ現ハレテ來ルモノト考ヘラレマス、今日世間デ喧シク言ハレル所ノ官僚ノ獨善ノ思想、又國民ニ強壓ヲ感ジサセルヤウナ一ツノ聲カナラザルコトヲ言ヒタガハル、斯ウ云フヤウナ思想ハ抑、何處カラ發生シテ來タノデアアルカト云フト、ヤハリ是モ眞ノ日本精神ノ教育ヲ受ケナイトカ、又ハ是等ヲ穿キ透ヘタ所カラ、強權政治ヲ行ヒタイト云フヤウナ危險ナル思想ガ生ジテ來ルノデアリマス、又實業家ガ無暗ニ時局ニ便乗シテ、不當ナル巨額ノ富ヲ得タトカ、政黨人ガ無暗ニ不自然ナ強イコトヲ言フコトカ、或ハ又反對ニ無暗ニ對タナルトカ、即チ中庸ヲ歩ケナイト云フコトモトモト新聞ニ見ル所デアリマスガ、是等ノ事實ハ倍テ措イテ、是ハ即チ日本國民ノ思想トシテ、健全ナラザルヤウナ教育ヲ學生時分ニ注ギ込シタコトガ影響致シテ居リマス、而シテ社會ニ於テ日本國民ノ所ノ書物、新聞、雜誌ト云フヤウナモノヲ檢討シマスルト、政府當局ニ於テモ中ノ重大ナル事柄ヲ雲煙過眼ニ付シテ居ルモノガアルヤウデアリマス、時間ガアリマセヌカラ極ク簡單ニ「エキザンブル」トシテ、二二ヲ申上ガテ政府ノ信念、政府ノ勇斷ノ程ヲ承レ私ハソレデ宜シイ、引例ノ一ツトシテハ大川周明君ノ著ハシタ所ノ「日本二千六百年史」デアアル、是ハ御存ジノ通り大川君ハ法學博士デアリ、經濟政治其ノ他有ニル方面ニ付テ、又歴史等ノ研究家デアアル、隨テ世間ニハ信者モ非常ニ多イ、又五・一五事

トガ書イテアルノデアリマスガ、斯ウ云フ例ヲ引イテ見マス、此ノ全面ヲ通ジテ我が國體、皇室ヘノ尊嚴ニ對シテ、實ニ畏レ多イ氣ガ致シテ堪ヘラレマセズ、逆賊尊氏ヲ賞讃ヲシ、又武門強權政治、幕府政治ヲ驅逐シテ居ルヤウナコトモ盛ニ言ウテアルノデアリマス、餘程吾々ガ今日有シテ居ル所ノ信念、日本精神ニ反スルモノデアリマス、斯ノ如キ書物ガ若イ感傷性ノ強イ戰地ノ兵隊サンナリ將校ガ見ラレル時ニ、ドウ云フ感シテ起スカ、私ハ實ニ總理大臣モ、陸軍大臣モ海軍大臣モ、餘程關心ヲ持ツテ戴カナケレバナラスト思フデアリマス、ケレドモ大川君ハ御存ジノ通り其重臣トモ懇意デアアル、日本有數ノ財閥ノ巨頭トモ友人ノヤウナ間柄デアアル、旁、五・一五事件ノコトデ、是ハ實ニラレタ階級モアラウケレドモ、大體怖ガラレテ居ル思想團體ノ某團ト云フヤウナモノヲ控ヘテ居ル、斯ウ云フヤウナコトカラ世間モ其ノ他ノ社會モ、非常ニ遠慮ヲシテ居ル者ガアルヤウデアリマス、外ノ事ナラ遠慮ヲシテモ宜イケレドモ、苟モ國體ノ尊嚴トカ、日本帝國ノ歴史ヲ抹殺スルヤウナコトニ向ツテハ、遠慮スベキ事柄デハアリマセズ、斯ウ云フ金ノ力トカ重臣ノ力トカ暴力團トカ、斯ウ云フモノニ恐レテ、若シ此ノ處置ノ嚴然タルコトガ出來スト云フコトニナレバ、是ハ大變ナコトデアアル、此ノ大變ニ至ラセタクナイカラ、私ハ茲デ演說ヲスルノデアリマス、今一ツハ維新公論ノ二月號、私ハモウ内容ハ申シマセズガ、政府當局ノ手ニハ、是ハ入ツテ居ルコトデアラウト思ヒマス、見出シダケテ一寸申シマス、是ハ維新公論二月號ノ堂々タル文獻デアアル……

○三土委員長 猪野毛君ソレハ發賣禁止サウデス
○猪野毛委員 發賣禁止デアラナラバ内容ハ申シマセズ、併シ此書ガ發賣禁止ニナツタト言ツテ、ソレダケデハ濟ムベキ性質ノモノデハナイ、モウ何十頁ニ互ル所ノ政權ノ移動ヲ鏡ニ掛ケテ見タヤウナコトヲ書イテ居ル、是等ノ人々ノ名前ガ重大デアリマス、之ヲ假令發賣禁止ニシタ所デ、國民ノ疑ト云フモノハ實ニ重大ナモノガアルノデアリマス、之ヲ一ツ一ツ掃シテシマハナケレバ、此時局ノ收拾ニ對シテ、國民ノ協力一致ヲ願フ上ニ於テ、私ハ非常ニ差支ガアルト思フ、斯ウ云フヤウナ事實ハ私ハナカラウト思フガ、總理大臣ハ此ノ中ノ舞臺ノ役者ノ一人ニナツテ居リマス、アチカガ關係ガアルカ、斯ナナ會合ニ、アチカガ關係ガアルカ、ナイカ、禁止シタ書物ハ警備局ニアルノデアリマセウカラ、之ヲ御覽ニナツテ、斯ウ云フコトガ全然ナケレバナイデ、ドナラデモ宜イノデスガ、斯ウ云フコトニ對シテ、ハツキリセナクテハイカナイノデアリマス、是ハ御存ジノ通り吾々ハ滿更知ラヌ人々デモアリマセズガ、例ノ神兵隊事件ノ天野辰夫君ト、本間憲一郎君ノ如キムツカシイ人ガ、色々書イタリ、名前ヲ出シタリシテ居リマス、是ハ司法大臣モ居リマス、此ノ神兵隊事件ノ如キハ、何年掛ツテ事件ヲ處理シヨウトシテモ、二進モ三進モ進マズノデス、鐵板ニ頭ヲブツ突ケタヤウニナツテ居リマス、私モ公判ヲ聽キマシタガ、其ノ被告人ノ見解信念ト云フモノハ、恰モ自ラ檢事ガ論告スルガ如ク、檢事裁判官ガ被告ノヤウナ状態ニナツテ居ル、其ノ態度ト云ヒ、信念ノ上ニ於テ、ドウシテ此

ノ被告ガ斯ウ云フヤウニ強キ信念デ儼然ト行クカト云フト、是ガ所謂國體ニ付テ、今日ノ官吏トハ違ツタ解釋ヲ持ツテ居ル所カラ來テ居ルト思ハレマス、吾々ハ詰リ忠臣デアアル、國ヲ救フガ爲ニ斯ウ云フコトヲ自分ハヤツタト、斯ウ云フ信念ガアルノデハナイカト推察ガ出來マス、和氣清麿公ハ權力ヲアツタ頃ノ道鏡ヲ叩キ付ケタノ同一ノ信念ヲ持ツテ居ルノデハナイカト思フ、行フコトノ善イ惡イハ別トシテ、詰リ斯ウ云フ信念ノ人々ノヤツテ居ルコトデアリマスカラ、大體ハ嘘ハナカラウト思フガ、蓋シ是等ノ事件ハ識者ガ熱心ニ見テ居ル、若シ嘘ガナイノナラバ、然ラバドウ云フ風ニシテ疑ノアル者ハ疑ヲ解キ、惡イ所ハ改メルカ、詰リ八千九百總親和デ時局ノ收拾ヲヤツテ行カナケレバナラズ、之ヲ指變ヘテ居ルノデアリマス、本議會ニ私ハ沈黙ヲ守ツテ議員ノ仰シヤルコトモ、又政府ノ答辯モ聽キマシタガ、最モ重大ナル所ノ思想問題ニハ餘リ觸レテ居ラナイ、ソレハ物資ガ足ラストカ、金トカ、サウ云フ唯物的ナ、事柄ノ迫逼ノ爲ニ、是ハ已ムヲ得ナイコトデアリマセウガ、是等ノ問題ノ根柢ヲ成スモノハ、此ノ國民ノ正シキ強キ天皇觀、國體觀、此ノ尊キ日本獨自ノ思想デアリマス、ダカラ支那問題ヲ論ズルニ當リマシテモ、支那ノ三民主義、青天白日旗、斯ウ云フヤウナコトニ付テノ問答ニ至ツテハ、深ク私共ハ遺憾ナ物足りヌ點ガアルケレドモ、併シ今日ハ時機ガ時機デアラカラ、暫ク之ニ對スルヤリ方ヲ見テ居ツテ、更ニ一ツ考ヘ直サナケレバナラナイト思ヒマス、サウセナケレバ一時ダケノ當場ヲ糊塗シテ事ヲ治メテモ、永久ノ和平、幸福ヲ來スヤウニ

シナケレバイカスカラ、ヨク百年ノ大計ヲ立テテ、飽クマデ日滿支ハ一體ノ積リテ行キ、思想的ニモ感情的ニモ有ル點ニ於テ兄弟ノ如クニ致サナケレバナラズ、斯ウ云フ風ニ致サナケレバナラズト思ヒマス、ソレニハ斯ウ云フヤウナ文獻ガ公然トシテ市中ニ濶歩シ、社會ニ頒布サレ、是ガ若シ蔣介石ノ手ニ入ツタラドウシマスカ、斯ウ云フ文獻ナリ、斯ウ云フ物ガ、日本ノ國體、日本ノ皇室、日本ノ國民性、日本ノ思想ハ斯ウ云フモノデアルト云フノデ、尾ニ結フ付ケテ、嘘八百ヲ言ベテ、一ツノ種ヲ出セバ百ノ嘘ヲナルノガ蔣介石デアアル、斯ウ云フ欺瞞ノ蔣介石ニ乘ゼラレヤウナコトヲ雲烟過眼視シ、或ハ今日ノ儘ニ置タト云フ譯ニハ行カナイ、内務大臣ハドウデス、之ヲ十分ニ研究セラレコトハ宜シイ、慎重ナ態度デ研究スルハ宜シイガ、蓋シ儼然タル態度デヤラレカ、又司法大臣モ神兵隊事件ニ懲リズ、是ハ是デ一ツ儼然トシテヤラレカドウカ、陸軍大臣ガ御出デニナリマセズガ、斯ウ云フ書物ガ一體現地ヘ行ツテハ困ルノデアリマス、生命ヲ賭ケテ二三年モ戦地ニ働イテ居ル方々ガ、一體内地デハ何ヤツテ居ルカト云フヤウナコトヲ言ハレテハ困ル、先ノ軍團長ガ感謝狀ヲ寄越シタノハ、ドウ云フ意味デ寄越シタカ知リマセズガ、後カラ考ヘテ見ルト是ハ感謝狀ハ開讀ヒデハナカツタカト云フコトヲ、反省サレル時期ガアルコト思ヒマス、況ンヤ滿洲人、又朝鮮デモ臺灣デモ後カラ日本ノ温カイ政治ニ浴シタ者ニハ、尙更斯ウ云フ點ハ重大ナコトデアルト思ヒマス、之ヲ以テ私ハ決シテ政府ニ機嫌ノ惡イコトヲ、殊更ニ言フ譯デハナイ、ドウカ一ツ此ノ間

題ダケハ眞劍ニヤツテ下サイ、米ガ足リルトカ足ラストカ、木炭ガ足リルトカ足ラストカ、是モ大事デアリマスケレドモ、日本ハ世界各國ニ比シテ一番尊イ所ハ茲デアリマス、此處ニ轉ガ入り、此處ニ疑惑ガアツタナラバ、何千年ノ歴史アル此ノ國體ヲ保持スルコトハ出來ナイコトニナル、之ノ尊サヲ有スルガ故ニ、今日マデ日本ガ數千年ノ缺ケザル歴史ノ存在ヲ保有シテ居ル次第デアリマス、何卒一ツ總理大臣始メ各大臣ノ之ニ對スル信念、所信ヲ承リタイト存ジマス

○見玉國務大臣 國體ノ本義ニ願ミマシテ其ノ眞髓ヲ明徹ナラシメ、而シテ國民ヲシテ此處ニ歸一セシムル必要ノアルコトハ申スマデモナイコトデアアルノデアリマシテ、其ノ方法ト致シマシテハ、或ハ教育ニ、或ハ言論ニ、或ハ出版物ニ之ヲ執ラナケレバナラズノデアリマス、殊ニ出版物ニ對シマシテハ、其ノ點ニ於テ深キ注意ヲ拂ハレツツアルノデアリマス、又只今後御述ベニナリマシタ發賣禁止ニナリマシタル書冊ノ如キハ、安寧ヲ紊ルモノトシテ處分サレタ一例デアリマス、其ノ他之ニ類スルガ如キ記事ニ付キマシテハ、何レノ場合ニ於テモ發賣禁止ヲ致シテ居ルノデアリマス、蓋シ只今猪野毛君ガ御述ベニナリマシタル所ノ趣旨ニ副ハントスルニ外ナラナイノデアリマス、而シテ例證ノ一ツトシテ御話ニナリマシタ大川周明ノ著書「二六百年史」ニ付キマシテハ、往々ニシテ其ノ字句竝ニ表現ニ付テ釋當ヲ缺クモノガアツタノデアリマス、只今御指摘ニナリマシタル簡條ノ如キ、即チ其ノ例證デアアルノデアリマス、政府ニ於テモ其ノ點ニ付キマシテ風ニ注意ヲ拂ヒマ

シテ、大部分ハ削除ヲ命ジテ居ルノデアリマス、今後ニ於テキマシテモ、尙ホ更ニ只今御示シニナリマシタル簡條ニ付キマシテ檢討ヲ加ヘマシテ、適切ナル處置ヲ執リタイト思ツテ居ルノデアリマス、尙又此ノ問題ハ目下檢察當局ニ於テキマシテ調査中ノ問題デモアリマス、私ト致シマシテハ關係當局ト協議ノ上、調査ヲ進メマシテ、適當ナル處置ヲ執リタイト云フ考ヲ持ツテ居ルノデアリマス

○米內國務大臣 只今ノ御質問ノ要旨ニ付答シテハ、内務大臣ヨリ前段ニ御答ガアラマシタ通り、自分モ全く同感デゴザイマス、要スルニ國體ヲ明徹ニシ、國體ノ有難サニ感激シテ、吾々ハ日常ノ御奉公ヲ勤マナケレバナラスト云フコトニ付キマシテハ、全ク御同感デアリマス、尙ホ故意デアラウト惡意デアラウト、或ハ無意識デアラウト、其ノ動機ノ如何ニ關セズ、苟モ國體ノ尊嚴ニ對シ不禮ナルコトヲ言ヒ、又檢ラハシイコトヲ口ニスルト云フコトハ、是ハ嚴重ニ取締ラナケレバナラスト云フコトハ申スマデモゴザイマセズ、其ノ局ニ當ル者ハ十分其ノ意ヲ體シテ將來スルコトノナキヤウニ、尙ホ一層注意スルコトト考ヘルノデアリマス

○三土委員長 本日ハ是ニテ散會致シマス、明日ハ午前十時ヨリ開キマス、午後六時五十五分散會

昭和十五年三月二十三日印刷

昭和十五年三月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局

第七十五回帝國議會 豫算委員會會議錄(速記)第二十六回

會 議
昭和十五年三月二十三日(土曜日)午前十時
二十分開議

出席委員左ノ如シ

- 委員長 三土 忠造君
- 理事中村三之丞君 理事田村 秀吉君
- 理事山本 芳治君 理事岸田 正記君
- 理事石坂 豐一君 理事猪野毛利榮君
- 小川輝太郎君 川島正次郎君
- 三宅 正一君 中島彌國次君
- 眞鍋 勝君 眞鍋 儀十君
- 石坂 養平君 朴 春 琴君
- 前田房之助君 平川松太郎君
- 吉植 庄亮君 松浦 伊平君
- 塚本 重藏君 山元龜次郎君
- 原 夫次郎君 森下 國雄君
- 稻田 直道君 河野 一郎君
- 西尾 末廣君 笠井 重治君
- 清水徳太郎君 松本 忠雄君
- 窪井 義道君 大本貞太郎君
- 牧野 良三君 矢野庄太郎君
- 加藤 知正君 助川啓四郎君
- 小谷 節夫君 川崎 克君
- 村松 久義君 池田 秀雄君
- 安藤 正純君 三木 武夫君
- 最上 政三君 木暮武太夫君
- 山崎達之輔君 名川 侃市君
- 太田 正孝君 末松借一郎君
- 松尾 四郎君 小笠原三九郎君
- 金井 正夫君 増永 元也君
- 吉田 賢一君 松村 光三君

三月二十三日理事西尾末廣君ノ補闕トシテ
田原春次君理事ニ當選セリ
出席國務大臣左ノ如シ

- 出席政府委員左ノ如シ
- 內閣總理大臣 米内 光政君
- 外務大臣 有田 八郎君
- 大藏大臣 櫻内 幸雄君
- 陸軍大臣 畑 俊六君
- 海軍大臣 吉田 善吾君
- 拓務大臣 小磯 國昭君
- 司法大臣 木村 尚達君
- 內務大臣 伯爵兒玉 秀雄君
- 厚生大臣 吉田 茂君
- 逓信大臣 勝 正憲君
- 農林大臣 藤原銀次郎君
- 商工大臣 藤原銀次郎君
- 鐵道大臣 松野 鶴平君
- 內閣書記官長 石渡莊太郎君
- 法制局長官 廣瀬 久忠君
- 企畫院總裁 竹内 可吉君
- 企畫院部長 阿部 嘉輔君
- 對滿事務局事務官 竹内 徳治君
- 興亞院總務長官 柳川 平助君
- 興亞院部長 日高信六郎君
- 興亞院部長 松村 嵩君
- 外務政務次官 小山 谷藏君
- 外務省東亞局長 堀内 干城君
- 外務省歐亞局長 西 春彦君
- 外務省亞米利加局長 吉澤清次郎君
- 外務書記官 石井 康君
- 內務參與官 青山 憲三君

內務省土木局長 成田 一郎君

- 內務省計畫局長 松村 光磨君
- 內務書記官 灘尾 弘吉君
- 大藏政務次官 木村 正義君
- 大藏省主計局長 谷口 恒二君
- 大藏省主稅局長 大矢半次郎君
- 大藏省理財局長 相田 岩夫君
- 大藏省銀行局長 入間野武雄君
- 大藏省爲替局長 中村孝次郎君
- 大藏書記官 永井 勻君
- 大藏書記官 植木庚子郎君
- 大藏書記官 氏家 武君
- 大藏書記官 前田 克己君
- 大藏書記官 湯地謙爾郎君
- 預金部資金局長 廣瀬 豐作君
- 營繕管財局理事 松隈 秀雄君
- 專賣局長官 花田 政春君
- 陸軍政務次官 三好 英之君
- 陸軍參與官 宮崎 一君
- 陸軍主計中將 石川半三郎君
- 陸軍少將 武藤 章君
- 陸軍主計大佐 森田 親三君
- 陸軍步兵大佐 河村 參郎君
- 海軍政務次官 松山常次郎君
- 海軍參與官 小山邦太郎君
- 海軍主計中將 武井 大助君
- 海軍少將 阿部 勝雄君
- 海軍主計大佐 爲本 博篤君
- 海軍大佐 千田 金二君
- 司法參與官 子爵高木 正得君

司法省民事局長 坂野 千里君

- 司法省刑事局長 黒川 涉君
- 司法書記官 石田 壽君
- 文部政務次官 子爵舟橋 清賢君
- 文部省專門學務局長 關口 鯉吉君
- 文部省社會教育局長 田中 重之君
- 文部省圖書局長 近藤 壽治君
- 農林省水産局長 栗屋 仙吉君
- 農林省畜産局長 岸 良一君
- 農林省蠶絲局長 吉田 清二君
- 農林省經濟更生部長 周東 英雄君
- 農林省臨時農 重政 誠之君
- 村對策部長 岡本 直人君
- 農林書記官 村上富士太郎君
- 馬政局長官 加藤隼五郎君
- 商工政務次官 喜多壯一郎君
- 商工參與官 辻 謙吾君
- 商工省纖維局長 山本 茂君
- 商工書記官 新倉 利廣君
- 物價局長官 武知 勇記君
- 逓信政務次官 藤生安太郎君
- 逓信參與官 山田 良秀君
- 逓信省管理局長 手島 榮君
- 電氣廳長官 平井出貞三君
- 電氣廳部長 藤井 崇治君
- 航空局長官 藤原 保明君
- 鐵道政務次官 宮澤 裕君
- 鐵道省建設局長 堀越 清六君
- 鐵道省經理局長 池井 啓次君
- 拓務政務次官 松岡 俊三君
- 拓務參與官 男爵加藤 成之君

第一類第一號 豫算委員會會議錄 第二十六回 昭和十五年三月二十三日

- 拓務省管理局長 副島 勝君
- 拓務省殖産局長 植場 鐵三君
- 拓務省拓務局長 安井誠一郎君
- 拓務書記官 森重 千夫君
- 朝鮮總督府政務總監 大野綠一郎君
- 朝鮮總督府政務局長 水田 直昌君
- 朝鮮總督府政務局長 山田新十郎君
- 朝鮮總督府政務局長 森岡 二郎君
- 臺灣總督府政務局長 中嶋 一郎君
- 臺灣總督府政務局長 棟居 俊一君
- 樺太廳長官 川村 秀文君
- 厚生書記官 佐藤 基君
- 保險院總務局長 佐藤 基君
- 委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ
- 商工技師 加賀山 一君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
 (第二號)昭和十五年度歳入歳出豫算追加案
 (特第二號)昭和十五年度各特別會計歳入歳出豫算追加案
 (第三號)豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件

○三土委員長 會議ヲ開キマス、質疑ヲ續致シマス——笠井重治君

○笠井委員 私は是ヨリ外務大臣ニ質問ヲ致シタイと思ヒマス、聖戰茲ニ四年間、而モ今ナ南京ニ中央政權ノ樹立ヲ見ルニ立到ツタノデアリマス、併シ遺憾ナガラ政局ノ或ハ戦局ノ前途ト云フモノガ、未ダ明確ニナツテ居リマス、而シテ時局ノ收拾及ビ解決ハ、應ツテ外交當局ノ努力ト責任ニアリハシナイカト思ツテ居リマス、之ヲ我國ニ有利ニ導クニハ、如何ニシテモ外務省ノ努力ト云フモノガ、最も必要ニナツテ来ルト思ツテ居リマス、而シテ今日ノ支那問題ヲ解決スルノニハ、支那ニ重大ナル權益ヲ持ツテ

居リマスル第三國トノ國交ノ調整ト云フコトガ、必要デアラウト思フノデアリマス、此ノ點ニ付テハ外務大臣モ屢々本會議ニ於テ、或ハ本豫算總會ニ於テモ申述セラレテ居リマス、即チ事實處理ニ邁進シツツアル其ノ途上ニ於テ、第三國トノ國交ノ調整ト云フコトガ最も必要デアルト云フコトヲ仰セラレテ居ル、併シ今日マデノ會議ニ於ケル外交ニ關スル質問應答ヲ聽イテ居リマス、恰モ議員ノ方ハ外交當局ヲ幾ラ苛シメテモ、結局外務省ハ無力デアラカラ御差支ナイガ、他ノ方面ニハ當リスルト報復セラレルコトヲ怖レ、割合ニ無難ナル外務當局ヲ攻撃セントスル態度ヲ以テ、政府ニ肉薄シテ居ルヤウニ見エルノデアリマス、私ハ我國ノ外交政策ガ、今日マデ不推デアリマシタコトヲ、洵ニ遺憾トスル者デアリマスルガ、斯ル議員ト政府トノ質問應答ノ如キ態度ハ、我國ノ外交ニ對シテ利益ニ對シテ、對外的ニ一方向ヲ示シ、故ニ此際私ハ政府ニ對シテ二三質問ヲ致シタイと思ヒマスルガ、要ハ外交當局ノ敏捷ヲ爲シ、又我國外交ノ刷新ヲ爲シ、茲ニ外務大臣ニ質問申上ゲタイと思フノデアリマス

我國ニ取ツテ今日最も重大ナル外交關係ハ、先ヅ日ノ關係及ビ、太平洋ニ於ケル我國ノ權益ヲ維護スベキ日米關係、或ハラテン・アメリカ、諸國トノ關係、或ハ加奈陀、澳洲、ニュー・ジランド、シンガポール、印度ヲ領有スル英國トノ關係、他南洋方面ニ權益、領土ヲ持ツテ居リマス、和蘭トノ關係等ガ主ナルモデハナイカト思フ、此ノ點ニ付テ私ハ外務大臣ニ御質問申上ゲテ見タイと思ヒマス

先ヅ第一ニ外交ヲ刷新スルニ付テハ、今日ノ場合ト致シマシテハ外務省ノミデハ外交政策完遂ハ出来ナイコトニナツテ来テ居ル、即チ對支外交ニ付テ見マスルト、對支外交ノ大部分ハ興亞院ニ取ラレテシマツテ居ル、然ラバ事實處理ト併行シテ、我國ノ國際地歩ヲ擁護セントスルナラバ、軍部ト外交部トノ緊密ナル連絡接觸ガ必要デアラウト思ヒマス、然ルニ遺憾ナガラ最近三年間ニ於テハ、外交部ト軍部トノ間ノ關係ハシツクリ行ツテ居ラヌヤウニ見エマス、昨年末野村外交ニナツテ以來、野村、畑、吉田ノ三相ノ間ニ相當ニ渾然一體ノ諒解ガ出来テ来マシタコトハ、國民トシテ非常ニ愉快ニ感ズル所デアリマス、而シテ有田外相ガ、外交ノ部門ニ於テハ全部之ヲ御引繼ニナツテ今日ニ到ツテ居リマス、ドウカ此ノ際有田外相ハ軍部トノ連絡ヲ能ク保ツテ、サウシテ若シ軍部ニ於テ外交方面ノ意見ヲ容レナイト云フ態度ヲ執ラレタ場合ニハ、之ヲ十分軍部ニ説明スル、軍部ノ方面ニ於テ斯ウ云フ風ニ外交ヲ爲サネバナラスト云フコトガアツタナラ、外交部ト協力シテ我ガ外交政策進行セラルルコトガ最も必要デアラウト思ヒマス、此ノ點ニ付テハ後刻陸軍大臣ガ御見エニナツタ時ニ、質問申上ゲゲタイと思ツテ居リマス

借テ先ヅ第一ニ日米關係ニ付テ質問申上ゲタイと思ヒマスガ、質問ノ前ニ數點ヲ擧ゲマシテ、外相ノ御意見ヲ求メタイと思ツテ居リマス、ソレハ日米國交ガ今日ノ如ク行詰ツタコトハ洵ニ遺憾千萬デアアル、而シテ我國政府當局者ノ一部ニ於テモ、國民ノ大部分ノ中ニ於テモ、最早日米外交ト云フモノハ行詰ツテドウモ斯ウモ出来ナイ、

最後ノ土壤場ニ到達シテ居ルト云フ風ニ考ヘテ居ル人々モ相當ニアルノデアリマス、併シ私ハ是等ノ人々ト意見ヲ異ニシテ居リマス、遺憾ナガラ亞米利加ノ外交ト云フモノハ、軌道ニ乗ツテ居ルヤウデ軌道ニ乗ツテ居ラス場合ガアル、今日マデ三十年間ノ日米外交ヲ見マスルト、常ニ我國ハ亞米利加ノ外交カラ背負投テ食ハサレテ居ル、或ハ千九百九年ノ桑港日本學堂事件、或ハ千九百二十四年ノ排日移民法案通過ノ際ノ如ク、我國ハ米國ノ外交當局ヲ信賴シテ居ツタガ、其ノ後上院ノ外交委員會ノ排日的態度ニ依ツテ遺憾ナガラ我國ハ大ナル國家的侮辱ヲ受ケルヤウナ始末トナツタノデアリマス、ソレ故ニ日米外交交渉ニ於テハ、我が政府當局モ國民モ亞米利加ノ國情及ビ國民性ハ、日本ノ國體、國民性ト非常ニ相違アルトノ觀念ヲ持ツテ進マナケレバナラスト思フ、即チ日本ニ於テハ上カラ命令スルナラバ、終始一貫ニ徹底スルコトニナリマスルケレドモ、米國ニ於テハ四十八州ノ所謂「ソヴレイン・ステイツ」ト云フ主權ヲ持ツテ居ル各州ガアツテ「ワシントン」ノ中央政府ハ之ヲ壓迫干渉スルコトハ出来ナイ、然モ中央ニ於テハ政府ト國會トハ分立シテ居ツテ、且ツ國務省ト上院トガ對立ノ場合ガ相當アリマス、斯様ニシテ植原大使ハ國務長官「ヒュース」ノ希望ニ依リ日本政府ノ對米抗議ノ中ニ「ダレヴィヴ・コンセンサス」ノ即チ重大ナル結果ナル文句ヲ挿入シタ所、上院外交委員長「ロッチ」其ノ他ノ怒ヲ買ヒ、遂ニ排日移民法ノ通過トナツテシマツタコトハ、外相ノ御承知ノ通りデアリマス、今日ノ米國ノ趨勢ヲ見マス、上院ト國務省トハ稍、協力シテ居ルヤウニ見エマス、亞

米利加ノ今日ノ狀態ヲ見マス、國務省當局者内ニモ一部ノ隨分強ガリヲ言ツテ居ル人モアルヤウデアリマスガ、米國政府トシテハ此ノ際日本トノ衝突ヲ避ケ難局ニ遭遇シナイヤウニ、日米國交ヲ親善ニ導キタイト云フ傾向ガアルヤウニ見ヘルノデアアル、併シナガラ亞米利加ノ政治ハ輿論政治デアルガ故ニ、政府ハ常ニ輿論ノ歸趨ヲ見テ居ルト共ニ、議會モ亦常ニ輿論ニ從ツテ行動シテ居ルノデアツテ、上院ノ外交委員長ノ如キハ相當強イ説ヲ日本ニ對シテ吐露シテ居リマス、故ニ此ノ場合ニ於テ我方國民ガ日米關係ヲ日本ノ希望スルヤウ圓滿ニ導カントスルナラバ、我方外務當局モ眞劍ニ案ヲ練ツテ、而シテ之ニ當ツテ貫ヒタイト思フノデアリマス、輿論政治ノ國トシテハ、蜂ノ巢ヘ石ヲ投ダシテヤウナ蠶々タル輿論ガ起ツタ場合ニ於テハ、華盛頓政府如何ニシテモ之ヲ緩和スルコトハ出来ナイ、故ニ我方外務省當局ハ、外交ノ本質ニ鑑ミ機密ニ且ツ敏捷ニ行動ヲ取ツテ必要ガアラウト思ヒマス、遺憾ナガラ最近三十年間ニ於ケル日米外交ノ趨勢ヲ見ルト、我國ハ一歩一歩對米外交ニ於テ退却シテ參リマシタ、即チ移民問題ニ於テハ絕對的ニ日本カラ移民ヲ送ルコトハ出来ナイ、一九一四年ノ移民法ニ於テハ、日本人ノ入國ニ對スル公平ナ割當制度ヲ作ラウト云フ「ギユリック」博士ノ發案ニ係レル「クオター」システム「ナ」ルモノガ適用セラレテ、日本人ハ其ノ「クオター」即チ割當ノ中ニ入ラズシテ却ツテ排斥セラレタノデアアル、今日ノ日本ハ世界ノ一等國デアリ、世界ノ大國デアリ且ツ東亞ノ盟主デアルト言ツテ居リマス、ケレドモ、亞米利加ニ於ケル日本國民ノ位置ハ如

何、法律上ノ待遇ニ於テハ「メキシコ」人、伊太利人、或ハ黑人其ノ他ニモ劣ル地位ニ置カレテ居ルノデアアリマセカ、黃色人種トシテ日本人ハ市民權モ附與サレナイニシテ、折衝ヲヤツテ来タノデアアル、而シテ一九一一年ノ日米通商航海條約ハ當時ノ我が全權公使内田康哉君ト國務卿「ノックス」トノ間ニ締結サレタモノデ、日本ニ取ツテハ非常ニ不利ナモノデアツタノデアツテ改訂ノ時機ニ到達シテ居リマシタ、然ルニ突如トシテ昨年七月二十六日ニ此ノ日米通商航海條約ハ米國政府カラ六箇月ノ期限ヲ以テ破棄通告ニ接シマシタ、若シ我國ノ外交當局ガ眞ニ日米ノ親交ヲ聖戰完遂ノ爲ニ必要デアルトシタナラバ、何故ニ我が政府當局ハ、是ニ御注意致サナカッタノデアアルカ、齋藤大使ガ存命中ニ於テモ日米外交ハ軌道ニ乗ツテ居ラナカッタ、即チ今次事實變動ノ際、何故ニ我方外交當局ハ直ニ米國民ニ向ツテ、聖戰ノ目的ヲ知ラシメナカッタノデアアルカ、支那側ガアレ程猛烈ニ宣傳シテ居ツタノニ反シ我方外務省當局及ビ駐米大使館ハ唯漫然トシテソレヲ傍觀座視シテ居ツタノデアアル、マア支那ガヤツテ居ルノダカラ、此ノ際日本トシテ聲明シテモ致シ方ガナイ、滿洲事變以來亞米利加ノ態度ハ斯ウダカラト云ツテ、手ヲ拱ネテ居ツタノデアリマス、而シテ在米ノ我が銀行會社及ビ在米同胞等ガ奮起シテ、外交當局ヲ鞭撻シタ時ニ、初メテ外交官等ガ起ツタノデアアル、斯クシテ一歩一歩我國ノ對米外交ハ退却シテ、今ヤ我國ハ米國ヨリ東亞ノ城壁ニ押付ケラレテ、其處ニ立ツタ儘如何トモスルコトガ出来ナイヤウナ情勢ニ立チ至ツタコトハ、外務當

局ノ責任デアラウト思ヒマス、斯クテ昨年七月二十六日ノ日米通商航海條約破棄ノ通告ヲ、其ノ夕方須磨參事官ガ國務省ニ赴キ「セイヤ」次官ヨリ受取ツテ驚駭シタノデアアル、當時堀内大使ハ「ヴァージニア」州ニ旅行中デ、日本側ハ少シモ之ヲ豫知スル能ハズ寢耳ニ水デアツタ、然ルニ何ゾ圖ラン是ハ二週間モ以前ニ亞米利加ノ消息通聞ニハ知レテ居ツタノデアリマス、某有力ナル米國人ハ、當時在米ノ私ノ友人ニ對シテ何トカシテ之ヲ日本政府ニ知ラセテヤル方法ハナイカ、來ルベキ數日ノ間ニ亞米利加政府ハ驚天動地ノ行動ヲ執ルカモ知レシト注意シテ呉レタノデアアル、斯ル緊迫セル狀態ニアツタニモ拘ラズ、大使ハ不在デアツタノデ、須磨參事官ガ國務省ヲ訪フヤ何ゾ圖ラン日米通商航海條約破棄通告デアツタコトハ、コトハ結局外務當局ノ責任デハナイカト思フノデアリマス、有田外相ハ只今外務大臣ノ椅子ニ御着キニナツテ居リマスガ、昭和十三年十月下旬有田外相ガ當時ノ近衛兼攝外相カラ御引繼ニナツタノデアリマス、當時私ハ「ロスアンゼルス」カラ紐育ニ向ヒマシ途中飛行機ガ「ピッツバート」飛行場ニ到着シマシタ、サウシテ其ノ朝刊ヲ依リ前夜ノ大統領「ルーズヴェルト」ヲ「テヂオ」放送ニ依リ米國政府ハ十月六日日本ニ對シテ通牒ヲ發シタト云フコトガ發表セラレマシタ、而シテ紐育ニ到著スルヤ亞米利加ノ有力友人ハ私ニ向ツテ「日米國政府ハ相當ノ決意ヲ持ツテ居ルカラ、何トカシテ早ク之ヲ日本政府ニ知ラシメ、日本政府ニ敏速ナル

回答ヲ出サシタラ宜カラウト勸メ呉レタ友人ガアリマシタ、故ニ私ハ紐育カラ有田外相ニ向ツテ祝辭ノ電報ヲ打ツト同時ニ我が政府ハ直チニ米國ニ向ツテ御回答ヲナサツタラドウカト云フコトヲ私ハ申上シマシタ、其ノ後十一月月上旬ニ、私ガ「ホルル」ニ寄港ノ際初メテ我が政府ヨリ一箇月後ニ回答ヲ發シタデアリマシタガ、彼ハ之ヲ以テ不滿トシタ由デアリマシタ、然ルニ其ノ結果昭和十三年十二月三十一日米國政府ハ長文ノ通牒ヲ我國ニ送り、一月初ニ佛蘭西、英吉利ガ續イテ我國ニ通牒ヲシテ来マシタ、私ハ昨年十二月一日ノ外交時報ニ、日米外交ノ國交調整ノ急務ト題シテ米國政府ノ外交文書ノ一部ヲ引イテ置キマシタ、有田外務大臣ガ御承知ノ如ク亞米利加ハ、十二月三十一日ノ抗議ノ中ニ於テ米國政府トシテ「モ、東亞ニ相當ノ變革ガ來テ居ルコトハ認メテ居ル、而シテ其ノ變革ナルモノハ、日本ノ政府ノ一部勢力ニ依ツテ、齋サレタモノデハナイカト云フ意味ヲ書イテ居リマス、併シ此ノ變革ニ對シテ亞米利加政府ハ首目デハナイ、故ニ若シ日本政府ガ時ト所トヲ指定シテ呉レルナラバ、喜ンデ是ガ會商ニ應ズル用意ガアリ、今日マデモ亦今後ト雖モ日米兩國間ニ相談ヲ致サウト云フ言ツテ来テ居リマス、之ニ對シテ帝國政府ハ一昨年ノ十二月三十一日以來今日マデ、何等ノ回答ヲ致シテ居ラスコトハ如何ナル理由デアリマスガ、是レ即チ昨年七月二十六日ノ米國政府ノ日米通商航海條約ノ破棄ノ原因ノ一ツデアリマス、且ツ其ノ前後ニ於テモ亞米利加ノ新聞紙上ニ於テハ、支那ニ於ケル亞米利加ノ權益ヲ侵害サレタモノガ六百件モアルト云フヤウナコトガ、

省ハ米内山氏ノ辭職ヲ要求シテ、遂ニ當人ヲシテ辭職セシメト聞イテ居リマス、米内山氏ニ辭職ヲ勸告スルコトガ必要デアツタナラ、外務當局ハ何故ニ平澤某ヲ辭職セシメスカ、更ニ外務省ニ於ケル大官ガ、大使ノ現職ニ居リナガラ、而モ自分ガ機密ヲ握ツテ居ツテ、ソレヲ全部外部ニ暴露シテ、獨逸ガ惡イノデモナイ、露西亞ガ惡イノデモナイ、日本政府ガ惡イノデアルト自國政府當局ヲ罵倒スルコトハ何事デアルカ、國家ノ利益ニ非常ナ妨害ヲ與ヘルモノデアラ、既ニ米内山領事ヲ免職セシメタ以上ハ、ソレガ前例トナルベキデアラ、外務大臣ハ個人トシテ意見ヲ發表シタ場合ニハ差支ナイト言ハレルガ、今日ノ如ク重大ナル秋ニ於テハ政府ノ官吏トシテハ特ニ言動ヲ慎シムベキデハナイカ、外務大臣ハ斯ル事柄ニ關シテ如何ニ慎重ナサルノデアルカ、御意見ヲ伺ヒタイ

○有田國務大臣 「コンテンポラリ・ジャパン」ニ出シマシタ者ガ、外務省ノ官吏デアルカドウカト云フコトニ付テハ、私承知致シマセズ、明ニ名前ヲ出シタ論文デナイヤウニ只今ノ御話デハ承知致スノデアリマス、第二ニ米内山領事ノ問題ニ付キマシテハ、外務省ハ何等之ニ對シテ處置ヲ執ツタノデアリナイノデアリマス、本人ガ自分ノ都合ニ依ツテ外務省ヲ辭メタノデアリマシテ、此ノ論文ニ付テドウスウツ云フコトハ關係ガナイノデアリマス、又現職ノ大使ニ在ル者ガ、政府ノ意見ニ反スルヤウナ見解ヲ言説ヲ爲シタト云フ點ニ付キマシテハ、當時當局カラ注意ヲ與ヘテアル筈デアリマス、最近ニ於テハ斯ノ如キコトハナイト承知致シテ居ルノデアリマス

○笠井委員 亞米利加ノ問題ニ付テモウ少シ論議ヲ爲シ、御意見ヲ伺ヒタイト思ヒマシマス、現在ノ日米國交ハ、最も重大ナル關係ニ在リマスカラ、外相ハ一刻モ速ニ之ヲ調整セラレタイノデアリマス、而シテ我帝國ノ所信ヲ堂々ト米國政府及ビ國民ニ闡明シテ戴キタイノデアリマス、南京ノ新政權ガ樹立セラレ、然レ後ニ、新政府ノ對外政策ガ公明正大デアツテ、日本ガ眞ニ東亞新秩序ノ建設者デアルト云フコトヲ歐米各國ガ認メルヤウニナルニ隨ヒ、日米ノ關係モ好轉シテ來ルノデアリナイカト思フノデアリマス、故ニ新政權樹立ノ日ノ速カナラント云フ、待望シテ居ル次第デアリマス、惟テ新政府ガ樹立セラレタ場合ニ、如何ナル外交方針ヲ以テ各國ノ睦ムカト云フコトハ、今日マダ明カデアリマセズ、併シナガラ我ガ近衛聲明ノ第四項中ニ於テ、日本ハ支那ニ於ケル第三國ノ權益ヲ妨害セラレテアリマス、私ハ去ル十二月十八日ニ國際「ラヂオ」放送ヲ以テ亞米利加國民ニ懇ヘル爲ニ放送ヲ致シ、其ノ際我ガ近衛聲明ノ要旨ヲ日本ノ東亞新秩序建設ノ意味ヲ闡明シ表明致シマシタ、之ニ對シテ歐米各國ノ多數有力ナル知人ヨリ手紙ガ來テ居リマス、就中前米國海軍作戰部長「スタンレー」氏及ビ前和蘭首相「コライン」氏等ハ、日本ノ東亞新秩序政策ニ對シテ多大ノ疑問ヲ表明シテ來マシタ、而シテ南京ニ如何ナル政權ガ出ルノデアアルカ、日本ガ如何ナルコトヲ爲サントスルノデアルカト心配シテ居リマシタ、又果シテ支那ニ於ケル米國ノ權益ガ擁護サレルノデアルカ、日本ガ門戸開放ノ精神ニ立脚シテ

居ルノデアアルカト云フコトヲ心配シテ居ル、併シ最近ノ如ク陸相ノ聲明ニ依ツテ見テモ、日本ハ第三國ノ權益ヲ擁護スルト表明シテ居リマス、此ノ際外務大臣、此ノ點ニ付テ、即チ新政權ノ外交方針ニ付テ御分リニナツテ居リマセバ、御説明ヲ願ヒマス

○有田國務大臣 新政權ハマダ樹立セラレテ居リマセズ、隨テ此ノ政府ガ如何ナル外交方針ヲ執ルヤウニナリマスカ、マダ吾等トシテハ報告ニ接シテ居ラナイノデアリマス、尙ホ先程ノ答辯ノ中ニ一寸申シ殘シタノデアリマスガ、外務當局ト致シマシテハ、獨リ昨年暮、野村外相當時ニ、軍當局トノ間ニ十分密接ナ連絡ヲ取ツタト云フヤウナ御話ガアリマシタガ、既ニ私ハ其ノ以前カラ軍トハ密接ナ連絡ヲ取ツテ來テ居ルノデアリマス、今日ト雖モ毫モ變ツテ居ナイノデアリマス、今日ノ外交政策遂行ニ際シマシテハ、國內各方面ト十分ニ隔意ナイ意見ヲ交換シテ、其ノ一致ヲ所ニ基イテデナケレバ、到底外交政策ヲ遂行ハ出來ナイノデアリマス、殊ニ軍部當局トノ間ノ完全ナル諒解ト云フコトガ最も必要ナコトデアリマス、從來其ノ點ニ付テハ遺憾ナキヲハ御承知ヲ願ヒタイト思ヒマス

○笠井委員 外務大臣ニ質問致シタイコトハマダ三點アリマス、其ノ三點ハ一ツハ「ラテン」亞米利加ニ對スル關係、他一ツハ「ラテン」亞米利加ニ對スル關係、他一ツハ「ラテン」亞米利加ニ對スル關係ニ付テ御伺ヒタイト思フコトヲ居リマス

最初「ラテン」關係ニ付テ御伺ヒタイコト、外務大臣ガ去ル一月二十二日ノ演説ニ於テ、「ラテン」亞米利加ニ對スル關係ニ付テ御伺ヒタイト思フコトヲ居リマス

フコトヲ言ハレマシタガ、私ハ「ラテン」ヤウナ信賴ノ出來ナイ國家ヲ信賴スルコトハ危イト感ジマシタ、「ラテン」ヤウナ信賴日本ニ對シテ握手セントスルヤウナ態度ヲ執ツタノハ、「ラテン」ヤウナ進出セントスル肚ガアツタカラデ、「ラテン」ヤウナ問題ガ解決シマスト、極東ニ於ケル兵力其ノ他ノ勢力ヲ増シテ來テ、今ヤ日本ニ對シテハ非常ナ強硬ナル態度ニ轉ゼントシテ居ル、最近ノ漁業問題、或ハ樺太方面ニ於ケル情勢ヲ見テモ其ノ通りデアル、今後ハ餘程外交、軍部當局ノ肚ヲシツカリシテ戴カナイト、極東ノ趨勢ハ北方、即チ日「ラテン」關係ガ重大ニナリマセスカト思フコトデアリマス、外務大臣ニ御伺ヒタイコトハ、果シテ今日ノ「ラテン」間ノ漁業交渉又ハ樺太ノ石油問題及ビ國境ノ劃定問題ニ付キドレダケノ見透シヲ付ケラレテ居ルカ、更ニ進んで御伺ヒタイコトハ、「ラテン」本當ニ協定スル場合ガアルナラバ積極的ニ交渉スベキデアラ、日本ハ「ラテン」ヤウナ根據地ヲ持ツテ、東京ヲ一舉ニ擡落スルハ安心シテ「ラテン」手ヲ握ルコトガ出來ナイカラ、更ニ進んで沿海州ヲ買収スルコト、或ハ樺太ノ半分ヲ買収スルコト、或ハ「カムチヤカ」ヲ買収スルコト、極東ニ於テ將來ノ禍根ヲ絶ツト云フ日、「ラテン」外交交渉ガ出來ナイモノカ、或ハ政府ハサウ云フコトヲ考ヘテ居ラナイノデアルカ、斯ウ云フコトニ付テ外務大臣ノ意見ヲ伺ヒタイト思フノデアリマス

○有田國務大臣 私ノ演説ノ中ニ、「ラテン」關係ニ付テ述ベマシタ點ガ、何カ國交調整ガウマク行ハレルデアラウト云フヤウナ觀測ヲ述ベタヤウニ、或ハ一部ノ方

ハ取ラレタカト思フノデアリマスガ、是ハ其ノ後ニ於テ説明ヲ致シマシタ通り、アノ演説ハ單ニ斯ウ云フ風ナコトヲ、日「ラテン」問題ノ解決ヲシタイ積リデアルト云フコトヲ述ベタニ過ギナイノデアリマシテ、國交調整ガ出來サウダトカ、何トカ云フ風ナ見込ヲ述ベテ居ルノデアリナイノデアリマス、何レニ致シマシテモ、日本ト「ラテン」トノ間ノ幾多ノ懸案ヲ、從來トモ成ベク之ヲ解決シタイト云フ方針テ來テ居ツタノデアリマスガ、最近ニ於キマシテハ、特ニ兩國關係ヲ調整シテ行キタイト存ジテ居ルノデアリマス、各種ノ案件ニ付テ交渉ヲ進メテ居リマス、各案件ニ付テ交渉ヲ進メテ居リマス、前送ノ見透シハ付キ兼テ居ルヤウナ次第デアリマス、又最後ニ笠井君ノ御質問ニナリマシタ點ニ付キマシテハ、日本ト「ラテン」トノ關係ハ、更ニ立入ツテ研究ヲシテ見ル必要モアルカトモ思フノデアリマス、併シソレ等ハ何レニ致シマシテモ、目下兩國ノ間ニ問題トナツテ居リマス、諸懸案ガ解決シタ後デナケレバ、其處マデ考ヘルコトハ出來ナイカト存ジテ居ルノデアリマス

○笠井委員 次ハ「ラテン」アメリカニ對スル日本ノ政策ヲ伺ヒタイト思ヒマス、「ラテン」ニ於テハ日本ノ移民ガ、既ニ相當多數行ツテ居ル實情ニアリマス、隨テ彼等ノ經濟的ノ根據モ出來テ居リマス、彼等ノ作ツテ居リマス棉ヲ日本ニ輸入スル、日本カラハ人相ヲ送ル、最近ハ或ハ「アルゼンチン」ノ使節ガ來ル、或ハ「メキシコ」カラ來ル、「ボリビヤ」カラ來ル、「ペルー」カラ來ル、サウ云フ譯デ、相當ニ緊密ナル情勢ニナツテ居ルヤウデアリマス、前歐洲大戰

中ニ於テ、歐羅巴ト南米トノ經濟關係ガ斷ツテシマツタノデ、北米合衆國ハ之ヲ唯一ノ市場トシテ發展ヲシマシタ、ドウカ日本モ此ノ際ニ於テ、相當ニ南米方面ニ經濟的ノ密接ナル關係ヲ樹立サレシコトヲ希望シテ居リマス、サウ云フ方面ニ進ミツツアルコトハ愉快デアリマス、唯此ノ場合ニ於テ、昨年及ビ一昨年來カラ、合衆國ニ於テハ隨分澤山ナ排日宣傳ノ本ガ出テ居リマス、其ノ顯著ナルモノハ數冊アリマス、サウシテソレハ噓八百言ツテ居ル、例ヘバ日本ノ陸海軍ノ手先トナツテ「パナマ」運河地帯ニ何ノ某所有ノ日本艦ガ來テ居ルコトカ、或ハ日本ガ會社「メキシコ」マダダレナ「灣」事件ヲ起シヤウナコトヲ又ヤラウトシテ居ルコトカ、サウ云フヤウナ噓八百言宣傳ヲ向フニ流布サレテ居ルコトハ、迷惑千萬デアリマス、我國ハ此ノ際ニ於テ經濟的ニ十分「ラテン」アメリカトハ大イニ提携ヲスル、又北米合衆國トノ經濟的ノ提携ト申シマスカ、向フカラ除計買ツテ居ルカラ、亞米利加ハ之ニ付テハ満足スベキデアリ、斯ウ云フ場合デアリマス、今後日本ハ「ラテン」アメリカニ對シマシテハ、如何ナル態度ヲ執ルノデアルカ、之ニ付テ世界ノ疑惑ヲ一掃スルヤウニ、外務大臣ニ政策ヲ執ツテ戴キタイト思ヒマス、如何ニ御考ニナツテ居リマス

○有田國務大臣 只今笠井君ノ御話ノヤウニ、中南米諸國トノ通商貿易ノ關係ハ、漸次良好ニ向ヒツツアルノデアリマス、政府ニ於キマシテハ、此ノ經濟關係ヲ益々發展セシメルコトニ努力ヲ致シテ居ルノデアリマシタ、色々ナ國トノ間ニ、各種ノ貿易ノ協定等モ交渉中デアリ、或ハ其ノ或モノハ既ニ

出來上ツテ居ルヤウナ狀況デアアルノデアリマス、日本ノ中南米方面ニ對シマスカラ政策ハ、色々ナ機會ニ於テ申述ベマシタヤウニ、何等政治的ノ野心ト云フ風ナモノハナイノデアリマス、此ノ點ハ世界ニ向ツテ明瞭ニ致シテ行カネバナラスト思フノデアリマス、世界ノ一部ニ於テ恰カモ日本ガ中南米諸國ニ、政治的ノ野心ヲ持ツテ居ルカノ如ク傳フルモノガアリマスカラ、是ハ多少ノ物ノ分ツタ者ニハ、其ノ宣傳ガ根據ノナイ惡意ノ宣傳デアルト云フコトハ明白デアルト存ジテ居ルノデアリマス、併シナガラ斯ウ云フ風ナ惡意ノ宣傳ガアリマス以上ハ、ソレニ對シテ政府ト致シマシテモ、十分警戒ヲシ、サウシテ其ノ惡意ノ宣傳ニ對シテハ出來ルダケ之ヲ打消シテ、正シイ認識ヲ世界ノ人ヲシテ持タシムルヤウニ致シテ行カネバナラスト考ヘテ居リマス

○笠井委員 次ハ日蘭關係……

○山本委員長代理 笠井君、時間ガ過ギマシタ、昨日アナタハ八分間發言シテ御居デニナルカラ、モウ三分過ギマシタ、オ氣ノ高デスガ後ガ困リマス、松村光三君ト「ラテン」ウオチヲ見テ居リマス

○山本委員長代理 今日ハ二十三分カラ始メタノデス、ソレデ昨日ノ八分ヲ加ヘルト十一時十五分デ切レルデス、間違ツテ居リマセヌ——松村光三君

○松村(光)委員 審議中ノ追加豫算ヲ中心トシテ、總理大臣ニ御伺ヒタイコト、追加豫算第二號ハ二億一千六百萬圓、其ノ大部分ヲ占ムル、一億六千萬圓ハ補助費デアリマス、是デ一般會計ノ補助費六億四千萬圓、特別會計補助費二億八千萬圓餘、其ノ他警

察費連帶支辨金、其ノ他ヲ加ヘルト、本議會ニ提案サレタル補助費、助成、其ノ合計ハ驚ク勿レ九億一千三百萬圓ニナリマス、是ハ大藏大臣自身モ御承知ナイ、昨晚御話シタラソナンニ大キクナツタカト、ビツタリシテ居ラレタ、補助費關係ノ費目モ亦千ヲ超エテ居リマス、ソコデ昨日大藏大臣カラ色々議論ガアリマシタガ終ニ要領ヲ得マセ、商工大臣ノ答辯モ要領ヲ得マセ、殊ニ事變後補助政策ガ記述シテ、大藏大臣單獨ノ力ヲ以テシテハ、如何トモスルコトガ出來ズ、遂ニ九億以上ノ補助費ヲ計上スルコトニナツテ居ルノデアリマス、總理大臣ハ此ノ現狀、將來ヲ已ムヲ得ナイト御考ニナルカドウカ、私ハ日本財政上非常ニ注意スベキ、見様ニ依ツテハ憂慮スベキ事項ト考ヘテ居ルガ如何デアルカ

○米內國務大臣 補助費ノ只今御話ノヤウニ非常ニ多額ニ上ツテ居ルコト云フコトハ、是ハ必要ニ付テ得ザルモノニ限ツタ譯デアリマス、ソレドモ、非常ニ巨大ニナルト云フコトニ關シマシテハ、十分ニ注意ヲシナケレバナラスト考ヘルハデアリマス

○松村(光)委員 十分ニ注意スルコト云フコトデアツタガ、ドウシテモ補助費ト云フモノハ、斯ノ如ク濫費ニナリ勝チナモノデアラ、是ガ不況應急對策トカ又農村對策ノ如キ、幼稚産業保護育成ノ如キ特殊ノ場合ハ已ムヲ得ヌガ、現内閣ノ如ク九一八低物價政策ノ形式的堅持ノ爲ニ、之ヲ胡麻化ス爲ニ補助金政策ニ頼ルト云フコトハ、是ハ容易ナラヌコトデアリ、インフレーション、或ハ段階ニ達スルトドウシテモ補助費ニ頼ル、濫用スル、各省ガ皆ソレニ向フ、大藏大臣ノ力ヲ抑ヘ切レナイ、ダカラ總理大臣ハ大藏大臣ヲ

助ケ、本當ニ總理トシテノ大所高所カラ達
觀シテ、之ヲ見テ行カナイト非常ノ弊害ガ
起ル、勿論補助政策ト云フモノハ消極的ノ
效果ハアル、併シ却テ是ガ爲ニ積極的ニ財
政ヲ破壊スル所ノ結果ニ陥ル、是ハ重大ナ
ル事項デアリマス、サウデナクテ補助政
策ト云フモノハ産業各方面ニ依頼心ヲ起ス、
補助ハ拍車ヲ掛ケテ累積スル、インフレー
ションハ之ニ依ツテ客觀化スル、確實化
スル、財政ノ紊亂ガ起ル、股鑑ハ遠
クナク、第一次歐洲大戰ノ後ニ獨逸ノ財政
ガ紊亂シタ根本問題ハ何カト云フト、千九
百二十年カラ二十三年、四箇年間に、財政
赤字ハ百八十七億馬克、其ノ中賠償金ハ
六十四億餘、其ノ残り百二十三億馬克ト云フ
赤字財政ハ、主ニ内政關係ヲ主トスル補助
費カラ出テ、遂ニ獨逸ノ財政ハ紊亂シタ、
日本モ此ノ補助費ガ年々二億乃至三億ツツ
増加シツツアル、殊ニ事變以來非常ニ補助
費ノ汎濫デアツテ、今中シタヤウニ其ノ項
目ハ昨年度ニ於テ千餘ニ上ツテ居ル、本
年度ニ於テハ更ニ増加シテ居ル、是ハ容易
ナラスコトデアリマス、是ハ大蔵大臣ノ力
デハドウニモナラナイ、各省ガ押セ、ト
補助費ヲ出シテ來ル、民間モ助成陳情ヲ盛
ニナル、今度ノ税制改革デ地方財政調整交
付金一億四千萬圓ヲ廢メタコトハ、現内閣
ノ一大英斷デアリ、斯ウ云フ補助交付金政
策ニ依ラスニ、財政ノ基礎ヲ確立シ、税制
ノ基礎ヲ確立セントスルコトハ非常ニ英斷
デアル反面ニ、アトカラアトカラ補助金
政策ヲ執ラレルコトハ、當場ノ己ムヲ得ザ
ル間ニ合セテ政策デアツテ、國家根本ノ政
策デアリデアリマス、是ハ非常ニ注意ス
ルト言ハレマシタガ、重ネテ總理大臣ハ此

ノ點ニ付キ、善處ト云フヨリモ再検討セラ
レテ、此ノ補助費ノ運用ニ付テハ實行豫算
ニ於テ引續メテ掛ラナイト、協賛シタカラ
ソレダケ皆使ツテモ宜イト云フヤウナ考ヘ
方ヲ執ラレテ居リマス、財政上非常ニ面
倒ナ問題ヲ是カラ年々惹起スト考ヘマスノ
デ、特ニ深甚ナル考慮ト再検討ヲ總理大臣
ニ煩シタイト思ヒマスガ、如何デアリマス
カ

○米内國務大臣 補助費多額ニ豫算ニ計
上致シマシタノハ、實ハ惡意ガアツタノデ
モナシ、又胡麻化サウト思ツテヤツタノデ
モナイト云フコトヲハツキリ申上ゲテ置キ
マス、兎ニ角多額ニ上ルコトニ關シ
マシテハ、是ハ十分ニ監督致サナケレバ
リマセス、隨ヒマシテ政府ト致シマシテハ
豫算ノ實行ニ當リマシテハ、此ノ點ニ關シ
テ深甚ナル注意ヲ拂ツテ行キタイト、斯ウ
考ヘテ居リマス

○松村(光)委員 勿論惡意ハナイガ、各省
ガ知ラズ識ラズノ間ニ、補助費々々ト之
ニ頼ルノデアリマス、重ネテ非常ナル
勇斷ヲサレナケレバ、是カラ財政ハ紊亂
スル、繰返シテ政府ニ注意シ警告ヲ致サナ
ケレバナラス

次ニ現内閣ノ物價政策ニ付テハ隨分同ツ
タガ、昨日ノ商工大臣ノヤウナ答辯デハ要
領ヲ得ナイ、補助費ニ依ツテ低物價政策ヲ
胡麻化スニ過ギス、非常ニ誤方胚胎スルコ
トハ申上ゲマシタカラ、重ネテ申シマセ
スガ、現内閣ノ新物價機構ハ近ク成ラウト
シテ居ル、併シ單ニ老大家ヲ集メル物價審
議會ノ機構ニ多クノ望ハ嚙シ得ナイ、過去
ノ歴史ハモウ明確ニ之ヲ證明シテ居リマス、
ダカラ此ノ新機構ニ付キマシテハ、餘程深

甚ナル注意ヲ拂ハナケレバナラスト思ヒマ
スガ、此ノ審議會ハ一體ドウ云フ決議ノ權
能ヲ有シテ居ラレルノデアルカ、單純ナル
諮問機關デアルカ、既ニ御答ガアツタカモ
知レマセスガ、總理大臣ノ明確ナル御答辯
ヲ伺ヒマス

○米内國務大臣 物價對策審議會ハ諮問機
關デアリマス

○松村(光)委員 ソレナラバ吾々ハ殆ド望
ヲ囑シナイ、諮問機關ハ日本政府始マツテ
以來皆ヤツテ試驗済ミデス、老大家ヲ集メ
タル諮問機關ノ其ノ成績ハ知ルベキノミデ
ス、議論スル必要ガナイ、洵ニ新制經濟物價
政策ノ一番好イ標本タル獨逸ノ實例ノ如ク
ニ「ヒットラー」ハ「シヤハト」ナリ、シユミツ
トナリ「フンク」ナリ、是等專問家經濟大
臣ニ全權ヲ委ネナケレバ、新制經濟物價政策
ハ出來ルモノデハナイ、又現在獨逸ノ輸出
管理局長代理ハ三十二歳ノ青年ヲ新ニ拔擢
シテ、之ニ全權ヲ委ネテ居ル、日本ノヤウ
ニ諮問機關ヲ小田原評定ヤツテ居ツテハ、
到底急ニハ開ニ合ハナイノデスカラ、是レ
以上問答シテモ無益デアリマスガ、諮問機
關ナラバ望ヲ囑シ得ナイ、機構ノ改革ヨリ
モ人事其ノ他ノ實質的内容ニ付テ徹底的ニ
考ヘラレナイト、コンナモノガ出來マシテ
モ是ハ駄目デアル、是レ以上問答マシテ
モ無益デアリマス、ハツキリト現内閣ニ此
ノ運用ニ付テ善處ヲ望望シテ置キマス

次ニ追加豫算デ各省別ニ政府及道府縣職
員共済組合ト云フモノガ開設サレテ居リ、
又市町村職員共済施設補助費ト云フモノガ
出テ居リマス、思フニ判任官以下ニ對スル
施設デアラウト考ヘマスガ、是ハ下級官吏
ニ對スル増俸ノ代案デアルカ、單純ナル社

會政策的施設デアルカラ伺ヒマス

○米内國務大臣 只今ノ御質問ハ俸給ヲ上
ゲナイデ、福利施設ヲ主ニシラウ、斯ウ云
フ趣意デアツタコトデアリマス

○松村(光)委員 ソレハ餘程現内閣トシテ
考ヘラレナイトイケナイ、單純ナル福利施設
ト言ハレマシテモ、恐ラク此ノ制度ハ官吏ガ
半分自分掛金ヲスル、市町村關係デハ多
分二分ノ一ハ當人ガ掛ケテ、四分ノ一ヲ市
町村ト政府ガ出スヤウナ趣向デアラウト考
ヘル、何レニ致シマシテモ官吏ガ半分掛金
ヲスルト云フコトハ、サナキダニ現在非常
ニ生活難ニ追ハレ物價騰貴ニ災サレテ居ル
判任以下ノ下級官吏ハ、此ノ福利施設ニ依
ツテ結果ハ惠マレルコトニナリマス、差
當リ掛金ヲスルケレバ痛ム、此ノ施設ハ
各省ノ中デモ鐵道省ノ如キ比較的資金ノ融
通ノ利ク所ハ、現職員ニ對シテ多年實行シ
テ居ル、現内閣ガ斯カル社會施設ノ如キモ
ノヲ出サレタコトハ結構デアリ、非常ニ費
成致シマスガ、總理ハ斯ノ如キ姑息ナル代
案、單純ナル社會施設代案、バカリデナク、
徹底的ニ判任官以下ノ官吏ノ増俸ヲ斷行サ
レナケレバ、サナキダニ物價ノ騰貴ニ追ハ
レテ居リ、又間取引ノ反面ニ判任官以下ノ
斷行爲ガ、頻々トシテ行ハレテ居ルコト
ハ、洵ニ憂慮ニ堪ヘヌノデアリ、又民間ノ
待遇ガ高イカラ、判任官以下ノ下級官吏ハ
ドン／＼他ニ轉職シツツアルコトモ、御承
知ノ通りデアリマス、此ノ案モ非常ニ結構
デアルガ、更ニ進んで判任官以下ノ全般的
下給職員ノ待遇ニ付テ、徹底的ニ考慮サレ、
研究サルルノ御意見ガアルカドウカ御致
シマス

○米内國務大臣 只今ノ所判任官ノ俸給ヲ

引上ゲル等ノコトハ、四圍ノ狀況ニ依リマ
シテ考ヘテ居リマス

○松村(光)委員 ソレハ非常ニ間違デス、
議論スルノデアリマス、此ノ判任官以下
ノ待遇ヲ改善スルコトヲ、何ノ爲ニヤラナ
イカト云フト、所謂形式ニ因レ、ソレガ爲
全般的ノ賃銀俸給ノ上ルト云フコトヲ悞レ
テ居ルカラニ外ナラナイ、併シサウ云フ單
純ナル形式ノナコトヲ考ヘテ居ラレテ、ソ
レカラ起ル所ノ官廳方面ノ弊害ト、判任官
以下ノ苦勞ト云フコトヲモウ少シ察シテ、
判任官以上ガ我慢スルコトハ時局相宜シイ
ガ、判任官以下ハ現ニ大蔵省デモ其ノ他ノ
各省共隨分判任官以下ノ生活狀態ハ憐レデ
アル、ソレガ又非常ナル弊害ヲ生ズルカラ、
餘リ姑息主義ナル考ヘ方デナク、徹底的ニ
此ノ判任官待遇ヲ考ヘテ戴キタイ、ソレ
ハ物價ノ問題ナドトハ必ズシモ關係ハナ
イ、假令關係ガアツテモ、是ハ國家ノ官吏ニ
對スル大キナル國策ノ一ツデアリマス、カ
是以上申シマシテモ總理大臣ハ御答ガ出來
ナイカモ知レマセスガ、少クトモ現在ハ考
ヘテ居ラナクテモ再検討シテ、判任官以下
ノ下級官吏ニ對シテハ、適當ナル一方策
ヲ、斷言マデハセラレナクテモ、考究ス
ルダケノ餘裕ガ總理大臣ニハアラレマセ
カ——御答ガナケレバ強ヒテ答辯ヲ求メヌ
キヲ願ヒマス

○米内國務大臣 補助費多額ニ豫算ニ計
上致シマシタノハ、實ハ惡意ガアツタノデ
モナシ、又胡麻化サウト思ツテヤツタノデ
モナイト云フコトヲハツキリ申上ゲテ置キ
マス、兎ニ角多額ニ上ルコトニ關シ
マシテハ、是ハ十分ニ監督致サナケレバ
リマセス、隨ヒマシテ政府ト致シマシテハ
豫算ノ實行ニ當リマシテハ、此ノ點ニ關シ
テ深甚ナル注意ヲ拂ツテ行キタイト、斯ウ
考ヘテ居リマス

○松村(光)委員 勿論惡意ハナイガ、各省
ガ知ラズ識ラズノ間ニ、補助費々々ト之
ニ頼ルノデアリマス、重ネテ非常ナル
勇斷ヲサレナケレバ、是カラ財政ハ紊亂
スル、繰返シテ政府ニ注意シ警告ヲ致サナ
ケレバナラス

次ニ現内閣ノ物價政策ニ付テハ隨分同ツ
タガ、昨日ノ商工大臣ノヤウナ答辯デハ要
領ヲ得ナイ、補助費ニ依ツテ低物價政策ヲ
胡麻化スニ過ギス、非常ニ誤方胚胎スルコ
トハ申上ゲマシタカラ、重ネテ申シマセ
スガ、現内閣ノ新物價機構ハ近ク成ラウト
シテ居ル、併シ單ニ老大家ヲ集メル物價審
議會ノ機構ニ多クノ望ハ嚙シ得ナイ、過去
ノ歴史ハモウ明確ニ之ヲ證明シテ居リマス、
ダカラ此ノ新機構ニ付キマシテハ、餘程深

○松村(光)委員 山本委員長代理退席、委員長著席
云フコトガ行ハレテ居リマス、協和會ガ中
心トナリ、政府全員モ之ヲ援助シテ、此ノ
國民運動ハ非常ニ效果ヲ擧ゲテ居ル、此ノ
冬ノ間ニ家庭ノ電力石炭消費ノ爲ニ、五十
万圓ノ節約目標ノ下ニ非常ニ效果ヲ擧ゲタ、
ソコデ此ノ國民精神總動員ト云フモノハ、
ナラスト思フノデアリマスガ、之ニ關シ
テ總理大臣ニ伺フコトハ、過日本會議ニ於
テ各派共同決議サレタ「官廳ノ出退時間
ノ繰上」之ニ關係アル日光節約令、或ハ各
方面ニ對スル電力石炭ノ徹底的節約法規、
斯ウ云フヤウナ具體的ノ目標ノ下ニ問題ヲ
取上ゲテ、之ヲ直チニ四月一日カラ實行サ
セル御考ガアリマスガ、之ヲ決行スル勇斷
ガアルカラ御同致シマス

○米内國務大臣 國民精神總動員ノ仕事ハ、
抽象的ノハイイカヌノデアリマシテ、具體的
ニ實生活ニ觸レテピント來ルヤウニヤラナ
ケレバナラスト云フコトハ、御尤モナ御話
デアリマス、政府ト致シマシテモ其ノ方針
デ主力ヲ注イデヤリタイト考ヘテ居ルノデ
アリマス、尙ホ只今滿洲ノ問題ヲ引イテ御
話ニナリマシタガ、政府ニ於キマシテモ唯
一ノ物資、例ヘバ石炭炭酸等ノ如キハ、根
本ノ政策ヲ政府決メマシテ、其ノ實行方
法ニ付キマシテハ之ヲ地方ニ移シテ、十分
ニ努力シテヤツテ居ルノデアリマスガ、御
話ノヤウニ具體的ニ實生活ニ觸レタ、而モ
效果ノアルコトヲヤルト云フコトニ付キマ
シテハ、十分ニ考慮モ致シ又研究を進メ、
速ニ其ノ足ラザル所モ實行ニ移シタイト考

ヘテ居リマス

○松村(光)委員 山本深山ノ私案ヲ持ツテ
居リマスガ、時間ガアリマセスカラ茲ニ申上
ゲマセス、何レ文書ヲ以テ致シマス、少ク
トモ各派共同提案ノ官廳ノ出退時間ノ如キ
ハ、直チニ實行サレルガ宜イト思フ、之ニ
類似ノコトハ深山アル、所ガ逆ニ雨ガ降ツ
タノデ、幾ラカ電力ガ豊カニナツタト云フ
ノデ、早クモ選省方面ヲハ、四月一日カ
ラ電力節約令及シヨウト云フヤウナ考ヘ
方ガアル、産業方面ニハ徹底的ニ緩和スベ
キデアルガ、一般民衆電燈其ノ他ニ對シテ
ハ餘程考ヘナケレバイケナイ、議會デ攻撃
ガ甚シカウタ、四月一日カラ緩和シヨウト
云フ、緩和ハ産業方面ニ及ベシ、其ノ他
ノ一般方面ニ付キマシテハ、餘程徹底シ
テ——殊ニ四月カラ九月ノ上半期ニ於テハ
石炭ノ十分節約スル、電力ヲ産業以外ノ方面
ニ於テ十分節約スル達觀シタル考ガナケレ
バ、必ズ下半年期ニ又電力石炭飢饉ノ起ル
コトヲ、今日豫言セザルヲ得ナイ、選省
方面ニ於テハ殊ニモツト引緊メテ掛カラナ
ケレバナラスガ、何ヤルニモ斯ノ如キ問
題ハ、單ニ政府ノ力ノミデ能クスル所ニアラ
ズ、是ハ官民協力シナケレバナラスカラ、
總理ガ斷言セラレタヤウニ、具體的問題ヲ
擱ヘテコソ、國民精神總動員ガ爲シ得ル一
番簡明直截ナル問題デアリマス、總理
ノ斷言セラレタ如ク、善處ヲ望望シテ置
キマス

マダ伺ヒタイコトガアリマスガ、大蔵大
臣、商工大臣ガ居ラレマセスケレバ、總理
ニ伺ツテモ無意味デアリマス、總理大臣ニ
對スル質疑ハ此ノ程度ニ致シテ置キマス

○三土委員長 ソレデハ今ノ保留時間ヲ除

ケテ大體一巡シテ済シタノデスガ、是カラ
再巡スルノデス、ソコデ理事諸君トノ御申
合せニ依ツテ、此ノ次カラノ質問ハ一人三
十分ト云フコトニ決マスカラ、其ノ御積
リデ願ヒマス——眞鍮勝君

○眞鍮(勝)委員 近頃漸次政治ガ低調ニ流
レマシテ政治ガ形式化ニ下ルノデ、仰イデ政
治ノ尊サヲ感ゼナイ、殊ニ官吏ガ兎角ノ尊
ヲ撒イテ居リマスガ、最近天下ノ耳目ヲ聳
動シ、國民ヲ啞然タラシメタ事件ハ、日發
買收ノ珍内、内路、北海道鋼路ノ三礦買收事
件デアリマスガ、從來ハ九州或ハ其ノ他ニ
於テ行ハレテ居ル百萬圓、二百萬圓ノ炭礦
ハ一箇年ヨリ十萬圓乃至二十萬圓ト云フ礦
量ヲ出シ、ソレハ幾百幾千ノ坑夫モ附イ
テ居ルカラ、買收シタ翌日カラ金ガ取レテ
一年乃至兩年ノ間ニハ、ソレ等ノ元ハ
取返ヘセルト云フモノガ多イノデアリマス
ガ、今度買收ニナツタ以上ノ三礦區ハ、礦
區ト雖モ唯僅ニ先願權ノミデ、マダ許可ニ
モナツテ居ナイ礦區ガ澤山アル、是カラ採
礦スルノデアツテ、何等ノ設備モナク、二
十萬、三十萬ナラバ増永議員ガ先日申サレ
タ如クニ、アルカナイカ分ラヌガ、一カハ
カヤツテ見ル、スベキエーションシヨナル
コトモアルダラウガ、少クトモ一千百幾十
萬圓ト云フ大金ヲ掛ケテ何等ノ設備モナ
ク、是カラ採礦シテヤラウト云フノハ、洵
ニ大膽不敵ト言ハナケレバナラスノデアリ
マスガ、私ハソレ等ノ序論ヲ廢シマシテ、單
刀直入直チニ質問ニ入ラントスル者デアリ
マスガ、問ハント欲スル所ノ案件ハ、昨年
十月四日日本發送電株式會社ニ買收セル樺
太内路礦區ニ關スル問題デアリマスガ、選
信大臣ハ二月二十一日豫算總會第八分科會

第一類第一號 豫算委員會議錄 第二十六回 昭和十五年三月二十三日

第一類第一號 豫算委員會議錄 第二十六回 昭和十五年三月二十三日

第一類第一號 豫算委員會議錄 第二十六回 昭和十五年三月二十三日

第一類第一號 豫算委員會議錄 第二十六回 昭和十五年三月二十三日

第一類第一號 豫算委員會議錄 第二十六回 昭和十五年三月二十三日

第一類第一號 豫算委員會議錄 第二十六回 昭和十五年三月二十三日

第一類第一號 豫算委員會議錄 第二十六回 昭和十五年三月二十三日

第一類第一號 豫算委員會議錄 第二十六回 昭和十五年三月二十三日

ニ於ケル、増永議員ノ質問ニ對スル答辯ニ於テ、日發買収ニ關シ樺太廳當局ノ推獎ニ依リト云フ御答辯ガアリマシタ、其ノ樺太當局トハ何人ヲ指サレルノデアリマスカ、選任大臣ニ御同致シマス

○勝國務大臣 政府委員カラ御答辯ヲ申上ゲマス
○平井出政府委員 御答申上ゲマス、珍内ニ付キマシテハ、發送電氣社ノ岸田理事ガ、樺太廳ニ參リマシテ色々事情ヲ聴イタノデアリマスカ、内路ニ付キマシテハ樺太廳デハ調査シタコトガアリマセヌノデ、其ノ山ヲ調査シタ者ニ就イテ十分ニ確メタラドウカト云フ御話ガアリマシタ

○眞鍋(勝)委員 今申上ゲタ速記録ノ選任大臣ノ答辯ニ斯ウ書イテアル、(珍内ト内路ノ兩礦區ハ何レモ埋藏量豐富ニシテ、炭質モ良好ナル點ニ關シテハ、専門學者ノ證書ガアリ、相當有望視セラレマシタノミナラズ、樺太廳當局モ之ヲ獎メマシタノデ、之ヲ買入レルト云フコトニ決心ヲ致シタヤウナ次第デアリマスカ、如ク明言シテアルノデス、サウスルト、今ノハ選任大臣ノ食言ト承ツテ宜カラウト思ヒマス

次ニ樺太長官ニ御尋スルガ、昨年長尾博士ノ調査ハ、他人ノ試掘礦區ヲ見テ推定數量ヲ算出セルニアラズヤトノ疑ガ濃厚デアリ、開ク所ニ依レバ、日發買収ノ所謂先願權利ノ礦區ナルモノハ、岩永氏試掘礦區以外ニ石炭ノ露頭ナク、昨夏以來應賞付テ露頭ヲ探シタケレドモ、一ツモ見當ラザリシ由デアリマスカ、露頭モナク「ボーリング」一ツ打タズシテ、埋藏量五千万噸ノ可採炭量三千万噸アリトノ測定ハ、常識的ニハ出来難イと思フノデアリマスカ、如何デアリマスカ、如何ニ博

士ト雖モ、露頭モナク一箇ノ「ボーリング」ヲモ打タズシテ幾千万噸アリトノ數量ヲ測定ハ、大膽至極ト云ハナケレバナラナイノデアリマスカ、斯ク考ヘル時ニハ、日發調査ノ範圍ハ甚ダ不確實至極ノモノデアツテ、他人ノ礦區ヲ中心ニ測定評價セル疑ハ濃厚デアリ、而モ此ノ調査ハ二三日ノ短時日ニ於テ行ハレタ由デアリマスカ、然ラバ事實果シテ如何ナル根據ニ基イテ、其ノ發表セル所ノ數量ヲ確認セシヤ、若シ他人ノ礦區ヲ誤認シテ爲サレタモノトスルナラバ、選任大臣ハ之ニ對シ如何ナル處置ヲ執ラントスルノデアリカ、日發買収ノ先願權ハ「ゼロ」ニ期スルカモ知ラヌノデアリマスカ、之ニ對スル所見ヲ伺ヒマス

○平井出政府委員 日發電氣社ニ於キマシテハ長尾博士ノ調査書ニ付キマシテ、又會社自體ニ於キマシテハ内路ヲ調査シタデアリマスカ、勿論日發電氣社ガ傍系會社ヲシテ買ハシタ山ノ部分ニ付キマシテモ、露頭ガ二十箇所以上モアル、尙ホ其ノ内路ノ礦區ノ中心ハ、買ヒマシタ者以外ノ所有ニ屬スル土地ガアルト云フコトハ、吾々モ聞イテ居リマスカ、其ノ事ニ付テハ樺太廳ノ礦區ノ裏帳ニ付テ調査シマシテモ、其ノ問題ノ土地ハ別デアルト云フコトヲ、發送電氣社トシテハ確メテ居ルト云フノデアリマスカ、左様ニ吾々ハ信ジテ居リマス

○眞鍋(勝)委員 時間ガアリマセスカラ進ミマスカ、樺太廳ノ礦務課員ハ實測セズシテ許可セシ許可礦區ヲ圖ニ於テ推測シ、稱フ也ニ及ボセシコトハナイカ、是ハ樺太長官ニ伺フノデアリマスカ、論ヨリ證據長尾巧博士トヤラノ内路炭礦調査報告書ヲ御提出ガアレバ明瞭ニナルノデアリマスカ、

ツテ居ルト云フコトモ聞イテ居リマスカ、併シ先程御答申上ゲマシタ通り、發送電氣社トシテハ、調査ノ結果ハサウデナイト云フコトヲ言ツテ居リマスカ、尙ホ會社トシマシテハハ、礦區ハ三十万噸買ツタノデアリマスカ、係争ニナツテ居ル關係上、金ハマダ全部渡シテ居ラナイノデアリマスカ、御參考マデニ申上ゲテ置キマス

尙ホ大臣ガ分科會ニ於キマシテ、樺太ニ於ケル礦區ニ付テ、樺太廳ヨリノ慈惠モアツタト云フコトデ、ト云フコトヲ申サレテ居ルノデアリマスカ、其ノ點ニ付テ少シ補足シテ申上ゲテ置キマス、發送電氣社トシマシテハ、今日山ヲ買フト云フコトニナリマスカ、先ヅ樺太グラウ、ソレニ付テハ樺太廳ニ就イテ大體ノ見當付ケルノガ宜シイト考ヘタノデ、發送電氣社ノ岸田理事ヲシテ出張セシメ、長官ニ御目ニ掛リ、又工務課ニモ參リマシテ、ドウ云フ風ナ所ガ宜イダラウト云フコトヲ相談シタノデアリマスカ、先ヅ發送電氣社ノ如キ大キナ會社ガ經營スルトスレバ、先ヅ珍内グラウト云フヤウナ話ヲ聞イタノデアリマスカ、ソレナラバト云フコトデ、珍内ニ就イテ調査ヲ進メ其ノ土地ヲ買フニ至ツタノデアリマスカ、斯様ノ程度デアリマシテ、勿論正式ニ文章等ヲ以テ樺太廳長官ノ推薦ヲ得タトカ何トカ云フモノデアリマセカ、會社トシテハ其ノ程度デ宜シイト考ヘ、又吾々ハ其ノ程度ノ話ナラバ宜シイト、斯ウ考ヘタノデアリマスカ

○石坂(豐)委員 一寸議事進行ニ付テ... 選任大臣ニ一寸關係ノアツタコトデアリマスカ、昨日私ト通信大臣トノ間ニ於テ質疑應答スル際ニ、私ハ不謹慎ニモ冗談半分ニ藤

○眞鍋(勝)委員 今申上ゲタ速記録ノ選任大臣ノ答辯ニ斯ウ書イテアル、(珍内ト内路ノ兩礦區ハ何レモ埋藏量豐富ニシテ、炭質モ良好ナル點ニ關シテハ、専門學者ノ證書ガアリ、相當有望視セラレマシタノミナラズ、樺太廳當局モ之ヲ獎メマシタノデ、之ヲ買入レルト云フコトニ決心ヲ致シタヤウナ次第デアリマスカ、如ク明言シテアルノデス、サウスルト、今ノハ選任大臣ノ食言ト承ツテ宜カラウト思ヒマス

○眞鍋(勝)委員 今申上ゲタ速記録ノ選任大臣ノ答辯ニ斯ウ書イテアル、(珍内ト内路ノ兩礦區ハ何レモ埋藏量豐富ニシテ、炭質モ良好ナル點ニ關シテハ、専門學者ノ證書ガアリ、相當有望視セラレマシタノミナラズ、樺太廳當局モ之ヲ獎メマシタノデ、之ヲ買入レルト云フコトニ決心ヲ致シタヤウナ次第デアリマスカ、如ク明言シテアルノデス、サウスルト、今ノハ選任大臣ノ食言ト承ツテ宜カラウト思ヒマス

○眞鍋(勝)委員 今申上ゲタ速記録ノ選任大臣ノ答辯ニ斯ウ書イテアル、(珍内ト内路ノ兩礦區ハ何レモ埋藏量豐富ニシテ、炭質モ良好ナル點ニ關シテハ、専門學者ノ證書ガアリ、相當有望視セラレマシタノミナラズ、樺太廳當局モ之ヲ獎メマシタノデ、之ヲ買入レルト云フコトニ決心ヲ致シタヤウナ次第デアリマスカ、如ク明言シテアルノデス、サウスルト、今ノハ選任大臣ノ食言ト承ツテ宜カラウト思ヒマス

一ツ其ノ御提出ヲ御願致シマス、尙ホ茲ニ樺太廳ニ對スル具體的疑問ヲ藏シテ居ルガ、其ノ具體的事實トハ、今問題トナレル内路礦區ノ中核ヲ成ス内路炭礦試掘權者ノ懇請ニ依リマシテ、私自身ガ樺太廳長官ニ對シテ陳情書ヲ提出シタル時ハ、昭和十四年十月二十七日デアリマシテ、其ノ要旨ハ、此ノ礦區ハ昭和八年十一月三十一日ニ許可シ、礦區登錄番號ハ二千七百七十七號及二千七百七十八號、各一百万坪内路炭礦試掘權ニ關スル件デアリマシテ、其ノ陳情ノ要旨ヲ申上ゲルト事柄ハハツキスルノデアリマスカ、其ノ陳情ノ要旨ハ岩永氏ガ十年前當該礦區ニ著眼セシ頃ハ、完全ナル道路ナク、固ヨリ又各澤々ノ名稱モナク、樺太ノ石炭ナド何人モ注意セザリシ其ノ時代ニ於テ、即チ樺太ノ炭礦ハ西海岸ニハアリマスカケレドモ、東海岸ニハナイト云フコトニナツテ居リマシテ、試掘權ナド誰モ願ル者ハナカツタ其ノ時代ニ於テ取得セルモノデアリ、然ルニ昭和十三年ニ至リ、吉村、糸井、白岩等ノ地方ノ有力者三氏ハ、岩永氏ノ礦區ニ隣接シテ利權的ニ多數礦區ヲ出願シ、ソレ等ノ出願礦區ヲ一括シテ岩永氏ノ試掘礦區ヲモ、同氏ノ承諾ヲ經ズシテ承諾ヲ得タリト稱シ、日本發送電氣株式會社ニ賣込ノ契約ヲ了シタノデアリマスカ、然ルニ之ヲ新聞紙上ニ於テ開知セル岩永氏ハ大ニ驚キ、更ニヨリ以上驚ケル發送電氣株式會社ニ對シ、同氏ガ事實關知セザリシ旨ヲ開陳シ、其ノ共同賣込ヨリ脱退セル次第デアルケレドモ、唯問題ハ當該礦區ハ永代權ヨリ八百間ノ距離ニ於テ南北四千間、東西五百間二百万坪ノ面積ヲ有シ永代權ヨリノ距離ノ遠近ニ依リ、石炭埋藏量ニ重大ナル結果ヲ招

生君ト大臣トノ大小ヲ比較シテ一寸言葉ヲ交ヘマシタガ、是ハ親友ノ親シイ餘リ言ツタコトデアリマシテ、何等他意アルモノデアリマセカ、併シ嚴肅ナル此ノ委員會ノ言語トシテ私ハ洵ニ宜シカラスコトヲ言ツタト考ヘマスカラ取消シテ置キマス、ドウゾ宜シク...

○三士委員長 眞鍋君ハソレハ後述シニセラルルト云フ譯ニハ行カヌデスカ
○眞鍋(勝)委員 是カラガ重大ナ問題ナンデス
○三士委員長 ソレデハ眞鍋君ノ質問ハ此ノ程度ニシテ、是カラ休憩シマス、午後一時カラ開會シマス
正午休憩

午後一時十四分開議
○三士委員長 會議ヲ開キマス、一寸御諸致シマス、理事西尾末廣君ヨリ理事辭任ノ申出ガアリマシタ、之ヲ許可スルニ御異議アリマセカ
○三士委員長 御異議ナイト認メマス、仍テ其ノ補闕ハ委員長ニ於テ指名スルニ御異議アリマセカ
○三士委員長 御異議ナイト認メマス、田原春次君ヲ理事ニ指名致シマス、拓務大臣カラ發言ヲ求メラレテ居リマス、拓務大臣

○小磯國務大臣 先樺太長官ガ出席ガ遅レテ、洵ニ相濟ミマセデシタガ、實ハ眞鍋君ノ御質問ノ時間ガマダ來ナイダラウト思ツテ、事務所デ仕事ヲシテ居ツタノダサウデアリマスカ、將來遅レナイヤウニ注意致

來シ、礦區ノ價值ニ至大ノ關係ヲ生スルノデアリマスカ、蓋シ本礦區ノ南北ハ石炭ノ埋藏量豐富ナルモノ、東西ニ於テハ露頭ノ中心ニ五百間ヲ逸スレバ、炭ノ埋藏量ガナクナル、是ヲ以テ或ハ岩永氏ノ礦區ノ位置ヲ多少東西ニ偏スル如ク宣傳スル者モアルノデアリマスカ、想フニ岩永氏ガ前記礦區ノ試掘ヲ得タルハ、昭和八年十一月三十一日ニ屬シ、爾來引續キ七箇年間年額六百圓ノ礦區稅ヲ納メ、之ニ附加稅ヲ加算スレバ相當額ニ達スルノデアリマスカ、之ヲ納メタル所ニ以テ露頭ノ中心ニ石炭埋藏區域ヲ確保シタリトノ確信アレバコソ、私財ノ全部ヲ打込ミ七箇年ノ久シキ二万餘圓ノ投資ヲ敢テシタルモノデアリマシテ、其ノ埋藏炭以外ニ目的ナキヤ論ヲ俟タヌノデアリマスカ、サレバ樺太廳トシテハ昨年隣接礦區ノ出願アリシ場合、之ヲ許可スルニハ、先ヅ岩永氏ノ礦區ノ位置ヲ確メテ、然後ニ認可スルヲ至當ト信ズルノデアリマスカ、而シテ又爾カサルモノト確信スル者デアリマスカ、蓋シ事日本内地ニ在リマシテハ道路モ判然シ、各溪々ノ名稱等モ確タルヲ以テ問題ハナイノデアリマスカ、事樺太ニ關スル限リ、殊ニ十年前ニ在リテハ、恐ラクハ溪谷ノ名稱等モ確定セズ、況ンヤ帝國陸地測量部五万分ノ一ノ明確ナル地圖モナク、隨テ同氏ノ炭礦地區モ内地ノ如ク、外的ニ明確ニ決シ難カリシモノト思惟スルノデアリマスカ、サレバ露頭ヲ基點トスル以外、何物ヲ目標トスベキカ、唯一ノ目的物タル是レ以外ニ之ヲ信ズルノデアリ、仍テ願クバ實際ノ事實ニ鑑ミ、礦區ノ歴史ニ顧ミ速ニ當該礦區ガ岩永氏既得ノ試掘礦區ナル事ヲ、明確ニ御認定相成ル様特別ノ御覽慮ヲ

シマス、御諒承ヲ願ヒマス
○三士委員長 休憩前ニ引續キ質疑ヲ致シマス、眞鍋勝君
○眞鍋(勝)委員 選任大臣モ來テ戴カスト、最後ニ一ツ止メヲ刺サストナリマセカ
○三士委員長 政府委員ガ居ラレルカラ、止メヲ刺スマデ戴イテ居ツテ貰ヘバ宜イデセウ

○眞鍋(勝)委員 ソレデハ時間ガ遅クナリマスカラ進メマス、十年近クモ礦區稅ヲ納メテ、其ノ礦區ヲ確保セル者ガ、測量ノ結果ニ俟タナケレバ確定セズト云ヒ、他方ニ於テ隣接新礦區ヲ日本發送電氣社ニ推獎シタリトスルト、試掘礦區ガ實測ノ結果、新礦區接續區ニ移動スルモノナリトノ確乎タル推測確認ガナクシテハ、此ノ推獎ナルモノハ出來ヌ管デアリマスカ、若シ左様デアルトスルト、樺太當局ノ日發ニ對スル責任モ、相當重大デアルト信ズルノデアリマスカ、是ニ於テ既得試掘權ノ特權如何ト云フヤウナ問題モ起ルノデアリマスカ、此ノ推獎致シマスルニ付キマシテハ、新礦區接續區ニ移動スルモノナリト、確乎タル推測確認デアリマシタカ、樺太長官ニ御同致シマス

○樺居政府委員 御答シマス、午前申上ハ日本發送電氣社ガ樺太デ御經營ニナリマスカ、發送電氣社ノ手ニ移ルニ至リマシタ經過ト致シマシテ、私ガ承知致シテ居リマスコトヲ總テ申上ゲマス、昨年ノ八月九日ノ交ト思ヒマシタ、發送電氣社ノ石炭對策ガ非常ナ問題トナツテ居リマシタ際ニ、發送電氣社ノ岸田總務部長ガ樺太ニ出デ

○眞鍋(勝)委員 今申上ゲタ速記録ノ選任大臣ノ答辯ニ斯ウ書イテアル、(珍内ト内路ノ兩礦區ハ何レモ埋藏量豐富ニシテ、炭質モ良好ナル點ニ關シテハ、専門學者ノ證書ガアリ、相當有望視セラレマシタノミナラズ、樺太廳當局モ之ヲ獎メマシタノデ、之ヲ買入レルト云フコトニ決心ヲ致シタヤウナ次第デアリマスカ、如ク明言シテアルノデス、サウスルト、今ノハ選任大臣ノ食言ト承ツテ宜カラウト思ヒマス

昔ノ言葉ニ武官命ヲ惜マズ文官錢ヲ愛セザレバ天下平ラカナリト云フコトガアリマス、問題ノ日發買收ノ樺太内路ノ先頭樺太線リマシテ、疑惑ニ包マレテ居ルノデ、公明正大ナル拓務大臣ノ明鑑ニ俟タネバナラスノデアリマス、第一ニ日發ニ對シ先頭樺太線ノ決意ヲ促シ樺太當局ノ推獎ノ責任ハ極メテ重大ナル、測量調査ヲセザレバ岩永礦區ハ確定シ難シト言ヒナガラ、安リニ確定ノ推獎ヲ爲シ、爲ニ是等當局ト吉村外二名ノ先頭者トノ關係ニ付テハ、世上兎角ノ疑惑アリ、此ノ疑惑ハ無理カラスコトト信ズルノデアリマス、何卒是ガ解消方ニ關シ賢慮ヲ懇請シマス、第二ニ、實地測量ニ一箇年以上ヲ要スルト云フノガ當局ノ言明デアリマス、今少シ迅速ニ出來ヌモノカ、石炭飢饉ヲ困ツテ居ルノニ、斯ク長日月ヲ要スルハ國策ニ沿フ所以ニアラス、且又試掘權者ガ作業上必要トスル未開地付額ヲ提出セルモ、言ヲ左右ニ託シテ善處セズ、且又採掘事業ニ對シ雪解マデ中止方ヲ命ズル等、樺太當局ノ處置甚ダ其ノ意ヲ解セズ、是亦大臣ノ明斷ヲ仰ギタイノデアリ、第三トシテ、測量ニ付テ既得ノ試掘權益ノ保護モ、今日ノ鑛務課ヲ以テシテハ聊カ不安デアアル、……樺太廳監督ノ任ニアル拓務大臣ノ公明正大ナル御明鑑ヲ懇願スルノデアリマス、即チ出願書ニ基キマシテ許可額區ノ位置ヲ、如何ナル基準ニ依ツテ決シタカ、又試掘權者ノ特權ハドウナルカ、炭層露頭モ測量シテ見ナケレバ分ラズト言ヒマスガ、試掘ト言ヒ、採掘ト言ヒ言葉ハ變ツテモ掘鑿方法ニ於テ變リハナイ、試掘スルト云フテモ石炭ガ深山アレバ深山出テ來ルノデアリマス、深山出テ來レバ結構

デアリマスガ、併シ斯ノ如クシテ試掘中ト雖モ本邦ニ於テ重要礦山トナツテ居ルモノガアル、シテ見ルト試掘礦山ト雖モ其ノ價值ハ非常ニ莫大ナモノデアリマス、其ノ價值莫大ニナル所ノ試掘礦山ガ樺太廳失敗ノ結果、ソレガ他ニ移轉スルト云フヤウナコトニナリマシタナラバ、ソレ等ノ損害賠償ハ一體樺太廳ガ負擔シナケレバナラスト、私共ニハ思ハレルノデアリマスガ、色々ノ點ヲ考ヘマス、拓務大臣ノ御明察ニ俟ツ點ガ多イノデアリマス、以上ノ諸點ニ付キマシテ、拓務大臣ノ御所見ヲ聽クコトヲ得マスタラバ、國家ノ爲ニ洵ニ幸デアリマスガ、聽クコトヲ得ナクテモ私ハ拓務大臣ノ信ジテ居リマスカラ、相當適當ナル御處置ノアルコトヲ私ハ疑ヒマセヌ、私ハ是デ終リマス

○小磯國務大臣 日發ノ樺太ニ於ケル鑛山買收ノ問題ニ關シマシテハ、豫定樺太廳ハ關知シテ居ラナイト云フ報告ニ接シテ居ツタノデアリマスガ、本日圓ラズモ眞偽ヲ詳細ニ互ル御話ヲ聽キマシテ、私ハ其ノ真相ガ能ク分リマセシメシタガ、本日午後ノ會議ノ開會ニ先立チマシテ、樺太廳長官カヲ詳細ニ互リ其ノ報告ヲ聽取シマシタ所、樺太廳長官此ノ問題ニ對シテ執ツテ參ツタ處置ハ公正デアラウツト私ハ考ヘテ居リマス、換言致シマスレバ、珍内ノ鑛山ハソレハ買ツテモ宜イモノデアアルカモ知レヌト云フ、謂ハベ是ガ推廣ト申シマスカモ然ラズト云ヒマスガ、サウ云フヤウナコトニ當ルノデハナイカト思ヒマス、内路ノ鑛山ハ色々錯綜シテ居ルカラ餘程調ベナイト危イゾ、斯ウ云フコトヲ樺太廳當局ガ言ツタト云フ報告デアリマス、是ハドウモ拓務大臣トシテハ、

全幅ノ信賴ヲ置クヨリ外仕方ガゴザイマセヌ、唯眞偽ヲ仰セラレマシテ第二、第三ノ問題ニ付キマシテハ、將來拓務省ト致シテ、監督指導ヲ嚴肅ニシ、其ノ總テノ處理ヲモット迅速ニ致サセマス同時ニ、將來ニ過チナカラシムル如ク、正シク強キ行政ヲ實施セシメテ行ク考デアリマス、左様御諒承ヲ願ヒマス

○眞鍋勝委員 尙ホ一言申上ゲマスガ、通信大臣ノ御答辯ハ甚ダ私ノ意ヲ得マセヌノ、何レ又詳細ニ付キマシテ調ベマシテ、次ノ議會ニ於テ一大質問ヲ致シタイト思ヒマスカラ、一ツ下駄ヲ預ケテ置キマス

○三土委員 一寸御相談申上ゲタイノデアリマスガ、是カラ質問サレル委員ノ相手トシテ希望サレテ居ル者ハ、一番多イノガ商工大臣、農林大臣、大藏大臣等デアリマスガ、大藏、商工ノ兩大臣ハ貴族院ニ重大法案ガ引掛ツテ居ル爲ニ、コチラヘハ一寸出席ガ難カシイト思ヒマス、農林大臣ハ只今本院ノ本會議ニ、農林省關係ノ重要法案ガ次々ト上程サレル爲ニ出席中デ、是亦出席ハ難カシイヤウデアリマス、ソレ故ニ是等ノ大臣ニ出席ヲ強イテ求メルコトモ、ドウカト思ハレマスカラ、政府委員ヲ濟ムコトハ、出來ルダケ政府委員ニ聽イテ、議事ノ進行ヲ圖ツテ載キタイト思ヒマス、又總理大臣、外務大臣ハ或ル時間ヲ決メテ出席シテ貰ツテ、一遍ニ聽メテ質問スルコトニシタイト思ヒマスノデ、其ノ積リデ一ツ御願致シマス——矢野庄太郎君

○矢野委員 私ハ商工大臣ト物價局長官等ニ質問シタイト思ヒマスカラ、順位ヲ繰下ゲテ載キマス

○三土委員 次ハ清水徳太郎君デアリマ

效適切ノ方法デアルト言ハレテ居ルノデゴザイマスガ、此ノ點ニ付テ内務大臣ハ如何様ニ御考デゴザイマセウカ、現ニ我縣ノ小千谷ノ如キハ熱心ニ之ヲ指導シ、内務省カラハ橋本、金子ノ兩技師ガ應々此ノ小千谷へ出張ノ上、流雪溝ノ調査ヲセラレタノデアルカラ、此ノ流雪溝ガ積雪ニ悩ム都市ニ取ツテ如何ニ有效適切ノ方法デアアルカト云フコトニ付テハ、定メシ内務大臣ハ此ノ兩技師ヨリ詳細ナル報告ニ接シテ居ラルコトト思フノデアリマスガ、此ノ場合此ノ流雪溝ニ對スル御所見ガアリマスナラバ、之ヲ御伺ヒシタイノデアリマス、之ガ私ノ内務大臣ニ對スル第三ノ質問デアリマス、時間ノ關係上極メテ簡單ニ此ノ三點ヲ御伺ヒスル次第デアリマス

○兒玉國務大臣 雪害對策ニ付キマシテハ、政府ニ於キマシテモ、各省ト連絡ヲ取リマシテ、出來ルダケ各般ノ防禦的ノ施設ヲスルコトニ相成ツテ居ルノデアリマス、内務省ト致シマシテハ、取敢ズ昭和十四年度ヨリ雪害防除、道路工事ニ補助金ヲ出シマシテ、之ヲ施行シテ居ルノデアリマスガ、昭和十五年度ノ豫算ニ於キマシテモ、昭和十四年度ト同様ニ、二十萬圓ノ補助金ヲ地方ニ與ヘマシテ、約六十萬圓ノ工事ヲ爲シ得ルコトニ致シテ居ルノデアリマス、併シ斯ノ如キ小額ノ費用ヲ以ツテシテハ、十分ニ其ノ目的ガ達シ得ナイノデアリマス、ルノデ、今後財政ノ許ス限リニ於キマシテ、成ベク多額ノ助成金ヲ地方ニ與ヘマシテ、是等ノ道路等ニ對シマスル工事ヲ致シタイト考ヘテ居リマス、今年北陸地方ニ起リマシタ降雪ハ、數十年來稀レニ見ル大雪デアツタノデアリマス、殊ニ石川、新潟、福井

ナドニ於キマシテハ、其ノ慘害ハ實ニ同情ニ堪ヘナイモノガアルノデアリマス、其ノ當時内務省カラモ數班ノ調査員ヲ出シマシテ、實際ノ有様ヲ調査セシメマシテ、目下其ノ報告ヲ得テ居ルノデアリマス、其ノ結果ト致シマシテ、目下實施シ、又實施セントシテ居ル所ノ雪害防除ノ方法ハ、或ハ陸道工事ヲ致シマス、或ハ斜面ニ段々ヲ造リマシテ雪崩ヲ防禦致シマス、或ハ道路ノ付ケ替ヲ致シマス、是等ノ方法ヲ以チマシテ、雪害ノ防除ニ努メテ居ルノデアリマス、尙ホ最後ニ御尋ノ市街ニ於ケル雪害ノ問題デアリマス、是ハ只今御話ニナリマシタウナ風ニ流雪溝ノ問題ガ、最近ニ於テ最も有效ナル方法ノ施設ナリト認メラレテ居ルノデアリマス、既ニ地方ニ依リマシテハ、之ヲ實行シツツアル所モアルノデアリマス、唯此ノ問題ヲ解決致シマスノニ、一番不便ヲ感ジマスノハ、水利ノ問題デアアルノデアリマス、隨ヒマシテ全般的ニ此ノ流雪溝ガ行ハレルヤ否ヤハ、其ノ地方ニ依ルコトト思フノデアリマス、レドモ、此ノ流雪溝ノ如キハ、市街地ニ於キマスル雪害防除ニ關シマシテ、有效ナル手段ト考ヘテ居ル次第デアリマス、此ノ點ニ於キマシテハ、只今御話ノ通りニ考ヘマシテ、出來ルダケ之ヲ獎勵致シタイト考ヘテ居ル次第デアリマス

○加藤委員 只今伺ヒマシタ所ハ應急施設ガ大部分デアリマシテ、所謂根本方策ト云フモノニ付テハ、吾々ノ満足シ得ルモノナキヲ甚ダ遺憾トスルノデアリマス、昨年ノ雪害對策ニ對スル決議案ニハ、此ノ豫防並ニ救済ニ付テ、最も有效適切ナル根本方策ヲ樹立スベシ、斯ウ云フ決議案ガ通過致シ

テ居ルノデアリマスガ、内務大臣ハ此ノ最も有效適切ト云フ根本對策ニ付テ、ドノヤウナ御考ヲ持ツテ居ラレマスルカ、ソレヲ此ノ際改メテ御伺ヒシテ見タイト思フノデアリマス

○兒玉國務大臣 昨年ノ決議ハ私モ實ハ承知シテ居ルノデアリマス、其ノ根本對策ニ付キマシテ、只今御話ヲ申上ゲマシタルヤウナ、或ハ陸道ヲ造ルカ、或ハ斜面ニ階段ヲ造ツテ雪崩ヲ防止スルカ、或ハ道路ノ付ケ替ヲスルカト云フヤウナ問題ガ、差當リ考ヘラレルノデアリマスガ、併シナガラ之ヲ以テ根本方策ト申スコトハ出來難イト思フノデアリマス、此ノ市街ニ於キマスル只今ノ流雪溝ノ如キモ、其ノ一ツデアリマシテ、此ノ雪害ニ對シマスル根本方策ニ付キマシテハ、今年ノ北陸地方ニ於キマスル大雪等ノ實際ニ鑑ミマシテ、更ニ研究ヲ續ケマシテ、御趣旨ニ副フヤウニ努メタイト考ヘテ居リマス

○三土委員 文部省ノ政府委員ガ來テ居リマス、總理大臣ノ質問ダケ保留シテハドウデスカ

○加藤委員 私ガ此ノ際文部當局ニ御尋ヲ申上ゲタイト思ヒマスノハ、降雪地方ニ於ケル教育施設デアリマス、積雪ノ多イ地方ニ於キマシテハ兒童ノ通學ガ頗ル困難デアリマスカラ、各町村共ニ校舍ノ數ガ非常ニ多イノデアリマス、校舍ノ數モ多イト同時ニ自然其ノ經營ノ費用ガ多額ニ上ルノデゴザイマシテ、降雪ノ年ニアリマシテハ、一箇町村ノ一年ノ除雪費用ガ平均三千圓以上

ニ達スル所ハ、決シテ少クナイノデゴザイマス、斯ルガ故ニ是等除雪費ノ町村財政上ニ及ボス影響ハ、極メテ甚大ノモノガアルノデゴザイマス、國トシテモ何トカ之ニ對シテ、除雪費用緩和ノ方法ヲ考ヘラレテ然ルベキデアリカト思フノデアリマスガ、文部當局ハ如何御考ヘデゴザイマセウカ、御意見ノアル所ヲ伺ヒタイト思ヒマス

○舟橋政府委員 大臣差支ガゴザイマスノデ、私カラ御答辯申上ゲマス、雪害地方ニ於テ小學校ノ除雪ニ關スル費用、其ノ他一般的ニ經費ガ他ノ地方ヨリモ増加シテ居ル、之ニ對シテ教育上ノ建前カラ、政府ニ於テ補助金ヲ出ス意思アリヤ否ヤ、斯ウ云フ御質問デアラウツト拜承致シマス、其ノ事ニ付キマシテハ、内務當局トモ關係ガゴザイマスノデ能ク協議致シマシテ、其ノ對策ニ付テ十分ニ研究考慮致シタイト考ヘテ居リマス

○加藤委員 此ノ雪害地ニ於ケル學校ノ衛生施設ニ付テ、御尋申上ゲタイト思フノデアリマス、御案内ノ如ク此ノ降雪地方ニ於キマシテハ、流行性ノ感冒デアルトカ、或ハ眼病ト云フヤウナモノガ、特ニ多イコトハ文部當局ノ能ク御承知ノ事柄デゴザイマス、是ガ爲ニ兒童ノ大半ガ一週間モ二週間モ休マナケレバナラヌト云フヤウナコトサモ實ハアルノデアリマス、デアリマスカタ特ニ學校ニ對シテ衛生施設ヲ設ケテ置タツコトガ、必要デアラウト思フノデアリマスガ、是等ノ點ニ付テ文部當局ハ、如何様ニ考ヘテ居ラレルカ、伺ヒタイト思ヒマス

○舟橋政府委員 降雪地方ニ於キマスル學校ノ衛生施設ニ付キマシテハ、當局ニ於キ